

鳥取における陪審裁判

——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに

予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高・紺谷 浩 司

増田 修・矢野 達 雄

(アイウエオ順)

目次

- 一 はじめに
- 二 鳥取における陪審公判一覽表
- 三 山陰最初の陪審公判
 - 1 予審終結決定・法律新報の報道
 - 2 説示
- 四 鳥取地裁第三回陪審公判
- 五 新聞報道に見る陪審公判
 - 1 陪審法の実施に関する新聞報道
 - (1) 陪審法実施に当たって
 - (2) 陪審法実施後の実績
 - 2 陪審公判に関する新聞報道

- ① 放火未遂被告事件昭和4年6月24日判決
- ② 建造物等以外放火被告事件昭和4年9月28日判決
- ③ 殺人未遂爆発物取締罰則違反及脅迫被告事件昭和4年11月14・15日判決

- 七 陪審公判担当の判検事・弁護士の履歴
- 八 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想
- 九 おわりに

一 はじめに

本稿は、広島控訴院管内の広島、山口、岡山、松江、鳥取、松山の各地方裁判所で行われた、陪審裁判に関する資料を紹介する中の鳥取に関するもので、すでに発表した広島、山口、岡山、松江における陪審裁判に続くものである。

六 刑事判決書

1 第一審判決

- ③ 殺人未遂爆発物取締罰則違反被告事件昭和4年11月14日判決
 - ③—2 脅迫被告事件昭和4年11月15日判決
 - ④ 放火詐欺被告事件昭和5年9月25日判決
 - ⑥ 放火被告事件昭和6年10月29日判決
 - ⑧ 放火被告事件昭和7年2月19日判決
 - ⑨ 放火被告事件昭和11年11月30日判決
- ### 2 控訴・上告審判決
- ③ 殺人未遂爆発物取締罰則違反上告事件昭和5年3月20日判決
 - ③—2 脅迫控訴事件昭和4年12月27日判決
 - ③—2 脅迫上告事件昭和5年3月20日判決

(注1) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。

これらは、「国立情報学研究所のウェブ・サイト」論文情報ナビゲーター(CINii)において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕第二九卷第二号・二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕

第三〇卷第一号・二〇〇七年九月)

③加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(一)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心にみる陪審裁判——」〔*修道法学*〕第三一卷第一号・二〇〇八年九月)

④加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(二)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心にみる陪審裁判——」〔*修道法学*〕第三二卷第一号・二〇〇九年九月)

⑤加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決ならびに新聞報道を中心にみる陪審裁判——」〔*修道法学*〕第三三卷第一号・二〇一〇年九月)

⑥居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新報・山陰新聞の報道を中心にみる陪審裁判——」〔*修道法学*〕第三三卷第二号・二〇一一年二月)

⑦増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔*修道法学*〕第三三卷第二号・二〇一一年二月)

⑧増田修「広島における陪審裁判(三) 補遺——問書・説示・陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審

鳥取における陪審裁判

裁判」〔*修道法学*〕第三四卷第一号・二〇一一年九月)

(注2) 広島控訴院管内の陪審裁判は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士)が中心となり、同会を構成する次のメンバーと共に調査・研究を行っている。加藤高(広島修道大学名誉教授(民法)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(民事訴訟法)、緑大輔(北海道大学大学院法学研究科准教授(刑事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(日本法制史)、居石正和(鳥根大学法文学部教授(日本法制史)、山崎俊恵(広島修道大学法学部准教授(刑事訴訟法))

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。

そのうち、刑事判決書は鳥取地方検察庁に保存されているが、陪審公判始末簿、予審終結決定書は鳥取地方裁判所に残されていない。また、陪審説示集・問書集には、鳥取地方裁判所におけるものは、第一回陪審公判の説示以外は収録されていない。陪審裁判に関する新聞報道は、因伯時報、鳥取新報および大阪朝日新聞(山陰版・鳥取版)などに掲載されているものを収録した。

二 鳥取における陪審公判一覧表

鳥取地方裁判所では、九回陪審公判が開かれたが、収集した新

聞報道、刑事判決書などの資料によると、その概要は次の通りである。

⑤	④	③		②	①	
昭和5・12・3	昭和5・9・25	昭和4・11・15	昭和4・11・14	昭和4・9・28	昭和4・6・24	判決日
放火	略取誘拐 放火・詐欺	脅迫	殺人未遂 爆発物取締罰則違反	建造物等以外放火	放火未遂	公訴罪名
無罪	無罪(懲役1年) 放火・詐欺 懲役10年(懲役10年) 未決勾留20日算入	脅迫 懲役6月(懲役6月)	殺人未遂 爆発物取締罰則違反 懲役8年(懲役10年)	器物損壊 公訴棄却	器物損壊 公訴棄却	判決(求刑)
N T 幾次郎 (57)	T B 金太郎 (39)	M H 治太郎 (42)		M S 力藏 (33)	K N 隆晃 (28)	被告人(年齢)
阿部久治 (陪席2名は不明)	阿部久治 小久保義憲 田中欣市	阿倍久治 小久保義憲 有地平三		篠田嘉一郎 阿部久治 小久保義憲	篠田嘉一郎 阿部久治 桑山榮吉	裁判官
相原守正	相原守正	戸塚真一		松野平一	谷田勝之助	検察官
君野順三 伊増増藏	敷中 隆 君野順三	小山 晋		伊増増藏	君野順三 伊増増藏 寺崎勝治	弁護人

⑥	昭和6・10・29	放火	放火 懲役6年（懲役7年） 未決勾留150日算入	I T 藁吉 (57)	阿部久治 小久保義憲 黒田俊一	相原守正	近藤守藏
⑦	昭和6・12・7	放火	更新	M K 豊藏 (42)	阿部久治 （陪席2名は 不明）	相原守正	長砂鹿藏 木下義範
⑧	昭和7・2・19	放火	放火 懲役2年（懲役3年） 未決勾留60日算入	M K 豊藏 (42)	阿部久治 小久保義憲 田中欣市	相原守正	長砂鹿藏 木下義範
⑨	昭和11・11・30	放火	放火 懲役3年（懲役5年） 未決勾留150日算入	U D 仙藏 (60)	田村圓平 眞銅正和 伊藤顯信	横山邦義	中田義正 花房多喜雄

(注1) ①事件は、主問「放火未遂」、補問「器物損壊」に対し、陪審員は主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者が告訴を取り下げたので、公訴棄却となった。

(注2) ②事件は、請求陪審事件（陪審法第3条）である。主問「放火の目的を以て、火鉢を足蹴にしたものであるか（刑法第110条・建造物等以外放火）」、補問「単に藁や席を焼いたものであるか（器物損壊）」に対し、陪審員は、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者が告訴を取り下げたので、公訴棄却となった。本件は、小作争議取締に関連する事件である。

(注3) ③事件の殺人未遂・爆発物取締罰則違反については、上告（弁護士小山晋、赤井幸夫）したが、昭和5年3月20日上告を棄却された。

(注4) ③事件の脅迫については、陪審公判に引続いて通常裁判で審理され、無罪の主張に対し検事から懲役6月の求刑があり、翌日15日に求刑通りの判決があった。控訴したが、昭和4年12月27日広島控訴院において棄却され、上告（弁護士渡邊綱雄、赤井幸夫）したが、昭和5年3月20日上告を棄却された。

(注5) ④事件の放火・詐欺については、上告（弁護士人山崎今朝彌）したが、大審院は昭和5年12月12日上告を破毀（刑法第54条後段の適用を失当とし、併合罪と認定）・自判（懲役10年・未決勾留200日算入）した。

鳥取における陪審裁判

(注6) ④事件の略取誘拐については、陪審公判が始まる9月22日より前の9月15日通常裁判が開かれ、無罪の主張に対し、検事から懲役1年の求刑があった。そして、陪審公判の放火詐欺について判決がなされたのに引続いて、略取誘拐について無罪の判決がなされた。

(注7) ⑦事件は、陪審員の答申が「然らず」であったので、裁判長は採択せず(陪審法第95条)、更新して再陪審(⑧事件)となった。

(注8) ⑧事件は上告(弁護士高木悦郎)したが、昭和7年5月28日上告を棄却された。

三 山陰最初の陪審裁判

鳥取における第一回目の陪審公判(①放火未遂被告事件昭和四年六月二四日判決)は、『法律新報』(昭和四年七月二五日)に「山陰最初の陪審裁判」として、予審終結決定の内容ならびに事件審理の概要と判決が紹介されている。記事は、法律新報社鳥取支局(弁護士君野順三)の報道による。

また、同事件については、『法曹会雑誌』(第七卷第一〇号、一九二九年一〇月・三六六頁)および『陪審説示集』(司法省刑事局、一九三九年一〇月)にも、「公訴事実の梗概」と「説示案」が収録されている。

1 予審終結決定・法律新報の報道

山陰道における最初の陪審裁判は、左の事件に付き、六月廿四日鳥取地方裁判所陪審法廷にて開かれた。

予審終結決定

倉 光 龍行(注、仮名)

理 由

被告人ハ昭和四年四月三日午前一時頃酒気ヲ帯ヒテ鳥取市□町□
□番地貸座敷〇日敏三方ニ登樓シ同家ニ階北六畳ノ間ニ於テ案内
セル仲居〇Hムツ子ニ対シ時計ヲ担保トスヘキニヨリ掛ニテ遊興
サセ呉レ度申込ミタルモ之ヲ拒絶セラレタルヨリ憤激シ其ノ報復
ノ目的ニテ右ムツ子カ階下ニ降りタル隙ニ乗シ同家ヲ焼燬スヘキ
虞アルコトヲ認識シナカラ己カ座セル座蒲団ヲ一部剥リ之ト疊ト
ノ間ニ傍ニ在リタル火鉢ヨリ熾レル炭火一個(太サ及長サ各二寸
程ノモノ)ヲ取出シテ投込ミ右座蒲団ヲ旧ノ如ク置キテ其儘同家
ヲ立チ去リタルトコロ火ハ廳ト右座蒲団及畳ニ燃ヘ移リタルモ約
五分ノ後右ムツ子カ火鉢ノ火ノ始末ノ為同室ニ到リ之ヲ発見シテ
消止メタルヨリ右座蒲団及畳ヲ夫々幅約一寸五分長サ二寸六分焼
燬シタルニ止マリ同家ヲ焼燬スルニ至ラザリシモノナリ

予審判事 今 田 彰(注、仮名)

裁判長篠田所長、陪席判事阿部、桑山両判事、立会検事谷田検
事正、弁護士君野、伊牆、寺崎三弁護士立会。先づ、午前九時出
頭したる三十四名の陪審員の抽籤を行ひ、定員十二名、補充員一

名を決定し、裁判長の諭告あり。少時休憩の後、公判開廷、検事の公訴事実陳述あり。裁判長事実調べを為し、証人M D みき（飲食店女中）、T B 元藏（カフェ主人）、O H ムツ子（貸座敷仲居）の訊問あり。十二時半昼食の爲め休憩、午後一時半再び開廷。証人Y D スエ（貸座敷女将）、横山房男（逮捕巡査）、O D 教傳（僧侶）の取調べあり、検証調書、警察検事予審に於ける被告の訊問調書の朗読あり、証拠物件たる畳、座蒲団を示し、事実弁に証拠調を終り、午後二時四十五分検事の諭告に入る。「被告は酒を飲み居れるも認識は充分にて、住宅焼燬の目的はなしとするも、其認識は充分したるや疑を容れざる旨を論じ」、四十五分を費して所論を終え、君野弁護士五十五分、伊藤弁護士四十分、寺崎弁護士十五分を費して、被告が泥酔の結果、住宅焼燬の認識を有せざりし事を強調したり。終つて、裁判長は、事実証拠を列挙して、説示をなし、且つ評決に対する心得を説明した、此の間約五十分、左の如き問書を陪審員に交付した。

（主問） 被告人K N 隆晃ハ昭和四年四月三日午前一時頃鳥取市□町□□番地貸座敷業N M 樓事O H 敏三方ヲ焼燬スヘキ虞アルコトヲ氣付キナカラ故ラニ同家座敷ノ自己ノ着座セル畳ト座蒲団ノ間ニ炭火ヲ置キ其儘立去リタルモ約五分間許リニテ家人ノ発見スルトコロトナリ同家ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリヤ
（補問） 若シ然ラストセハ被告隆晃ハ前記ノ如ク炭火ヲ以テO H 敏三方ノ畳及座蒲団ノ一部約一寸五分、長サ約二寸六分許カリヲ焼

鳥取における陪審裁判

損シタルモノナリヤ

陪審員は評議室に退き、法廷は休憩となる。廿五分を費して、陪審員の評決終り、再び開廷となる、時に午後七時。陪審長松浦鐵彌より、答申を裁判長に提出し、裁判長一読の後、湯口書記をして朗読せしむ。滿廷息を呑み、異常に緊張す。

【主問】 然らず

【補問】 然り

裁判長は、補問の事実にては、被害者より告訴取下有りたる事を告げ、第二次弁論を促す。

検事は、公訴棄却を求め、弁護士も之に賛す。裁判長合議の上、公訴棄却の言渡を為し、午後七時三十分。

陪審員は、終始熱心に審理弁論に傾聴し、評決の時間も意外に少時間にて済み、山陰最初の陪審裁判は、何等の支障なく、好成績を以て終了した。（鳥取支局報）

2 鳥取地方裁判所放火未遂被告事件説示

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和四年四月三日午前一時頃酒氣を帯ひて鳥取市□町□□番地貸座敷業O H 敏三方に登楼し同家表二階に於て案内せる仲居O H ムツ子に対し時計を担保とすへきにより掛にて遊興させ異度申込みたるも之を拒絶せられたるより憤激し其の報復の目的にて右ムツ子か階下に降りたる隙に乘し同家を焼燬すへき虞ある

ことを認識しなから己か座せる座蒲団を一部剥り之と畳との間に傍に在りたる火鉢より熾れる炭火一個(太さ及長さ各二寸程のもの)を取出して投込み右座蒲団を旧の如く置きて其の儘同家を立去りたる処火は纏て右座蒲団及畳に燃移りたるも約五分の後右ムツ子か火鉢の火の始末の為同室に到り之を発見して消止めたるより右座蒲団及畳を夫々幅一寸五分長さ二寸六分焼燬したるに止り同家を焼燬するに至らざりしものなり。

二、説示案

陪審員諸君

是より本件犯罪構成事実の有無に付諸君の評議答申を求むる為めに、事実関係、法律の解説、証拠の指示等に関し、必要と思料する諸点を説明し、然る後に諸君の評議に付すへき問題を提供する事に致します。

本件の公訴事實は、被告人KN隆晃か昭和四年四月三日午前一時頃、酒に酔ひながら鳥取市□町貸座敷業OH敏三方に登楼し、同家表二階北六畳の間に於て金の持合せなきため掛けにて遊興せしめ呉れと申込みたるも、仲居なり女将なりか飽く迄之を拒みたるより腹を立て其返報に仲居の下に降りたる隙に乘し、同家が焼ける危険のあることを承知しなから、故らに自分の敷きて座し居りたる座蒲団と畳との間に、傍らに在りたる火鉢の炭火(太さ及長さ各一寸程のもの)一個を置き、何喰はぬ顔をして同家を立去りたるか、夫れより約五分の後仲居か火鉢の火の始末のため同室

に行き之を発見し直に消し止めたるに依り、僅に右座蒲団及畳を何れも幅約一寸五分長さ二寸六分(公廷にて実物を御覧の通り)を焼焦したるに止まりしもの、即ち住宅放火の未遂犯なりと云ふのであります。

本職は、此事実の解説に入るに先ち、特に諸君の御注意を喚起して置く必要を認めました。夫れは、只今弁護人の所論中に、大審院検事溝淵孝雄氏の著陪審法積義の一節を引用し、溝淵氏は従来の刑事裁判中には英断裁判なるものありて犯罪の証明の幾分足らざる如き場合に於ても尚ほ且有罪の判決を為したるものありと言明して居ると申されたのでありますか、是は溝淵氏が一学究として自己の主観に基て記述したる意見に過ぎず、此論の当否を論評することは可なり時間を要すること故此席に於ては為さざるも、本職は従来の吾刑事裁判に於て証拠不十分なるに拘らず裁判官の見込に依り之を有罪とする所謂英断裁判なるもの、存在を認むる能はざるのみならず、凡そ刑事裁判は普通手続に依ると將又陪審手続に依るとを問はず、等しく公判廷に於て取調へたる適法なる証拠に依りてのみ犯罪の有無を判断すへきものにして、審理手続の異なるに従ひ其判断を二三にすへきものに非ざることを一言して置きます。

次に、本問に入りますか、放火と申すことは一般社会上より見て非常に危険なることでありまして、昔から最も重き刑罰を以て之に臨んで居るのであります。其放火の中にも、住宅に放火す

ると云ふことか最も悪いのであります。刑法第百八条に依れば、「火を放て現に人の住居に使用して居る建物を焼けば死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処す」、第百十二条には右の未遂罪は之を処罰することとなつて居る。放火の未遂の状態は、只今検事の述べられたる通りであります。世間並に考へると火を放けると云ふことは、当人が其家を焼いて遣ると云ふ考を以て故らに放火するのたと云ふ風に思ふのでありませうか、法律の上では夫れ許りではない、假令其家を焼くと云ふ目的はなくとも、自分の付けた火を其儘にして置けば其家が焼けるかも知れぬと云ふことに気が付て居りながら、故らに其儘にして顧みないと云ふ場合にも、矢張り放火罪としての責任を負はねはならぬのであります。併しなから、若しも或人が家の焼ける虞のある媒介物例へは蒲団とか莫塵とか云ふものに火を放けたとしても、其時に其人には家を焼いて遣ると云ふ目的もなく、又其時の心の働きが十分でなく之を其儘にして置く結果は終には其家が焼けるかも知れぬと云ふ見境か付かなんたとか、或は精神は確であつても其様に大事になることとはない、大事になる前には必ず誰かか発見して消して仕舞ふに違ひないと信じたことに相当な理由のあるときは、住宅放火罪とはならずして、単に其媒介物が焼けたと云ふときは、其物件の毀損罪が成立する。刑法第二百六十一条には、「他人の品物即ち家具等を毀損したるものは三年以下の懲役又は五百円以下の罰金若しくは料科（拾銭以上式拾円未満）に処す」とあるのか之に当るの

てあります。諸君は、本件の事柄を判断する上に於て、以上述べたる法律上の論点を十分に了解して置かねはなりません。

次に、本件放火の事実の点に移りますか、昭和四年四月三日の午前一時頃（時刻は必ずしも正確ならず四月二日の夜中頃）、被告人が遊興するだけの金銭を所持せずして新地NM楼に登楼し、遊興を拒はまれて同家を立去りたることは、被告人の認むるところであります。而して、其立去りたる直ぐ後に、NM楼の表二階北六畳の間に於て畳と座蒲団との間に炭火が入れあり、其爲めに公訴事実の如く畳と座蒲団の一部が焼けたと云ふことは、本日の証人OHムツ子の供述、検証図面、押収の証拠物件を信するならば之を認むることか出来るのであります。此炭火は果たして何人か入れたものであるか、被告人は本日の公判廷に於ては此点を明白に申しませぬけれども、予審第一回の訊問調書、検事の訊問調書に依れば、被告人か之を爲したるものなることを自白して居ります。申す迄もなく、現今の裁判に於ては、被告人の自白と云ふことを強制しない、即ち被告人は自分自身を守る爲めに訊問に対して弁解はなし得るも、自分の行ったことを自白せず又虚偽の告白をなし或は証拠を隠すと云ふ様なことをしても、法律の上では之を追究しない。従て、被告人か公判廷に於て白状をしない又以前になした白状を取消す様なことかあつても、是を以て其被告人は罪を犯して居らぬものであるとか、被告人に罪を付けることか出来ぬものであると早合点をしてはならぬのであります。尤も、事

件に関して自己の供述したることは、一つの証拠となし得るものにして、其真否は証言と同様に此方で判断をするのであります。夫れ故に、本件に於ても被告人の検事廷及予審廷に於ける此点の自白并に本日の証人O H ムツ子の供述か信じ得らるるものなれば、炭火を畳の上に置き其上に座蒲団を蔽ひたる者は被告人であると認むることか出来るのであります。

斯様に、被告人かN M 楼に登楼し遊興を断はられたる後、故らに畳の上に炭火を取出したるは、被告人か立腹の余り復讐的に同家を焼いて遣らうと云ふ考を以て為したるものなりや否や、此点に付ては特に指摘する程の証拠も見当らない。被告人は、此事件の初めより斯る目的を有つて居たと述べて居ないのであります。

然らば、被告人は自分か炭火を畳の上に取出したる結果、延いては其家か焼ける危険があるかも知れぬか夫れでも構はぬと云ふ氣分でN M 楼を立去りたるや否や、此点か本件に於て最も大切なところでありまして、検事は之を肯定し、弁護人は之を否定して居ります。被告人は、本日は不明確の答をするのでありますか、此点に付ては検事の訊問に対する答か一番明白で、「私は火を畳の上に置いて置けは次第に焦げ遂には発火し家をも焼くに至ることは承知して居るか、腹か立つたから致した」旨申述へて居ります。此供述か真実なれば、検事の主張は正当であると認め得ることにあります。併し初め被告人か司法警察官に調へらるるときには左様には申さぬのであります。即ち「酒機嫌てつい畳や座蒲団

を焼いて遣る都合で悪戯をした、立腹の余りつい畳や座蒲団を焦かす為めに為したことであると」云ふて居ります。仮に此供述の通りとすれば、被告人の其当時の考は其様に大それたものではなく、遊郭杯と云ふものは夜の商売である、自分か立去つた跡には間もなく其家の人か座敷の取片付に上つて来て、自分の悪戯は直に発見せられて畳や座蒲団の一部を焦す位で熄まるものたと思ふて遣つたことかも知れない。尚ほ、此点に付ては、当時被告人の酩酊の状況を観察する必要があるのであります。

被告人かN M 楼に行く前、即ち四月二日には如何なる行動を取りしか、被告人の云ふ所に依れば、四月二日鳥取市に來り所用を便し、午後四時頃鳥取駅前飲食店A Z 屋にて七時頃迄に約四合許の酒を飲み、一旦同店を立出て駅にて時計の時間を合せ、空腹の爲め再び同店に戻り夕食を喫したる上立出たるか、尚ほ飲み足りないから、午後八時ころから十二時過頃迄末広通り料理店S K R にて一合余り入る銚子七本飲んだ迄は覚えて居る。其飲酒中に、同夜はN M 楼に登楼して泊つて帰らうと云ふ氣か起り、終に其通り実行したと云ふことになる。此点に付ては、証人A Z 屋女給M D みき子S K R 主人T B 元藏の各証言を信するならば、被告人は前後二回に亘りて約一升余りを飲酒したるものと認め得るのであります。

右飲酒の結果、被告人の酩酊の程度如何、
証人T B 元藏及O H ムツ子の証言を信するならば、被告人かN

M樓に登樓したる時は随分酔ふては居りしも物事の判らぬ程ではなく、応対は相当出来たものである。又、証人Y Dスエの証言を信するならば、被告人はNM樓を立出て其足にてY D樓に登り、女將に対し火はよいから座れ金かないか遊ばして呉れるかとの談判をなしたることを認め得らるる故、是等の事実により、諸君は能く其常識に訴へて、被告人の当時の酔ひの状態を判断せられて可然であると思ふ。

以上の如くにして、被告人の酩酊の状況か推定か付きますれば、被告人か前述自分の行為に因り家の焼けることに迄考へ及びしか、又は単に畳座蒲団の一部を焼き損せしむるに止まると考へたかと云ふことの判断も付き、自ら被告人か放火したるものか、將た物件を一部損壞したるに止まるものかを判断することか出来るのである。

弁護人諸氏より、被告の犯罪當時に於ける精神能力の程度に付色々論難せられたけれども、多くは酩酊の極度に進みたるものを標準としたる抽象的の議論でありますから、其事を御注意致して置きます。尚ほ、茲に一言を費すへき必要を感じることは、弁護人の所論中、陪審法実施以後陪審公判に付せられたる放火事件の大多数は各地に陪審の評議にて否決せられて居ることであります、今其件数の統計上の数字を云為するのではありませんか、公判の初めにも申したる如く、本件は本件に付公判廷に於て取調べたる証拠に依りてのみ判断すべく、他の事件の成行等を判断の資

料に加へてはならぬのであります。

以上、大体事件の説明を終りました。依て、裁判所は諸君に対し問書に認めたる如く、主問として放火未遂の事実の有無、補問として物件毀損の事実の有無の評議を求むる次第であります。而して、評議の結果、主問を肯定すれば「然り」と答へ、補問を議するに及ばず、若し之を否定すれば「然らず」と答へ、更に進て補問に付評議し、「然り」又は「然らず」との答を為し、他の言葉や理由を附加してはなりません。

以上、簡単に評議の手続を述べて置きます。

補充陪審員を除く正陪審員諸君は、之より陪審評議室に退き、先づ陪審長を互選し、陪審長となりし人は議長格として議事整理の任に当り、他の陪審員諸君は腹藏なく各自の意見を述べ、過半数の意見に依りて問題を解決すべく、可否同数なれば問題は否決となる。而して、陪審長は、其決議の結果を問書の答申欄に記入し署名押印して裁判長に提出するのであります。

諸君は、此の評議を為すに当りては、良く事実の有の儘を見究め、被告人か僧侶でありながら斯様なことをしたのは怪しからんとか、僧侶であつて善良なる性質のものであるから斯様な罪に問はれるのは気の毒とか云ふ様なこと、又は法律の刑罰が重いか軽いか云ふ様なことを念頭に置いてはなりません。斯様なことを考慮するのは裁判官の任務にして、諸般の状況を研究して最善の判断を下すのであります。而して、諸君の評議は、絶対秘密に

して永久に之を他に洩すことは出来ず、之に反すれば刑罰に処せられます。故に、諸君は安心して自己の意見を述べ得るのであります。又、評議中は勝手に外部との交通は出来ませんから、若し必要あるときは裁判長に申出て許可を受けられ度い。公判の初めにも申したる如く、諸君の任務は極めて重大でありますから、邦家のため誠心誠意其任務を尽さんことを希望する次第であります。

四 鳥取地裁第三回陪審公判

鳥取における第三回目の陪審公判（③殺人未遂爆発物取締罰則違反被告事件昭和四年一月一四日判決）は、『日本陪審新聞』第二四号（昭和四年二月一日）に紹介されている。

（注）『日本陪審新聞』の所載者は不明であるが、同新聞に掲載された陪審事件三件が、最高裁判所事務総局刑事局編『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』（最高裁判所事務総局・一九九五年二月）に収録されている。本件は、その中の一件である（同書一五四頁）。ただし、紹介に当たっては、「以下の掲載記事については、記事中「仮名」扱いにされている部分以外についても、人名、地名を仮名にするなど修正を加えた」とある。

●「日本陪審新聞」二四号（昭和四年二月一日）
不義の恋からダイナマイトの爆発

殺人未遂と爆発物取締違反の陪審

○○県で主問「然り」

道ならぬ恋故に、人妻を寝取った上、一歩進んで之を独占せんとして、その本夫殺しを企て、而も其手段として、ダイナマイトを用ひたと云ふ、新事の殺人未遂事件並に爆発物取締罰則違反の被告、○○県田野郡里村農兼荷馬車挽相原喜太郎（仮名四二）にかゝる陪審公判は、去月十三日○○地方裁判所に於て、第三回目の陪審公判として開廷された、○○県は前二回とも、放火未遂事件が公訴棄却となつた沿革附だけに、今度は恋の色っぽさでダイナマイトの荒っぽさが、相伴つた全然調子の変つた事件とて、開廷前から世間の噂を高めた。

公訴事実

被告喜太郎は数年前から同村の山田太郎妻ウメ（二五）と私通して居たが、本件五月十七日夜、予て匿し置いた、ダイナマイトで日田川へ「ウグイ」を密魚に出かけたが途中気を変へて姦婦ウメの夫太郎を殺害し、ウメと夫婦になると同時に太郎からの借金を免れんと決意し、翌十八日午前一時頃、太郎方裏手納戸の障子の破れ目から、太郎が唯一人寝て居る処へ、所持のダイナマイトに、雷管導火線を装置して、燐寸で点火して投込み爆発せしめたが、太郎が蒲団をかぶり、奥深く寝て居たため、殺害の目的を達

せなかつたと云ふのである。

公判開廷

裁判長は今度は、阿川部長判事が篠山所長に代つて之に当り、久保有田両判事陪席、戸川検事立会、吉田書記係、大山弁護士列席、陪審員は三原栄治（陪審長）以下十二名、外補充二名を以て構成を終り、十時二十七分公開々廷、先づ戸川検事より前記公訴事実の陳述あり、続いて阿川裁判長の被告人訊問に入る。『被告は事件の後高橋浩一等と一緒に、被害者太郎方に行き、色々話をしたことは認める、次に太郎に金七百円の借金があること、十年前妻に死別れ、其後独身で二人の子供を養育して居ること、ダイナマイトを所持して密魚に行つた覚えはありません』と強硬に予審及警察署に於ける自白を否認し、『太郎の妻ウメとの、私通関係はありません。警察で余りに酷い、取扱ひを受けたので、虚偽の自白を致したのを検事廷、予審廷等にて之を続けたに過ぎません』と述べ、斯くして事実調べを終り休憩

謎のダイナマイト 私通関係も曖昧

姦婦ウメは問題の淫奔女

午後一時半再開、証人調に入る、先づ被害者山田太郎（三三）は爆発物の破片を拾つて見て、ダイナマイトらしく思はれました、最初は妻ウメの前夫、勝良一の仕業かと思ひましたが、兎に角近所の人や、相原（被告）を呼んで来て警察へ届出の相談をしたところが相原は却つて後で面倒になるからと

鳥取における陪審裁判

で暗に反対した」と不利な証言をなし、妻ウメとの私通関係に付ては、ウメに聞糺したところ、全然之を否認して居るが、自分は之を信じない旨を述べ、続いて証人太郎の母マサ（六〇）は、爆発届出のことに被告が不賛成なりし旨を述べた、次にウメの実父田中五郎（六一）は娘ウメ儀は十八歳の時、勝良一に嫁したが、後山田太郎と通じて二十歳の時に、太郎と夫婦になった事、及本件突発の後、自分が被告を呼びに行った時は、顔色が悪かつた事を述べ、尚娘ウメの素行不良なりし事実を語つた、問題の女ウメの前夫勝良一は、ウメが性来多情な女であると述べ、徳田小吉巡查は検挙の経路につき詳細に述べ、被告の自白は決して苛酷の取扱を為したる結果に非ざる事を極力主張し、弁護士と二三の押問答ありて、最後に問題のダイナマイトの出処に付、西村寅太郎の訊問に入る、証人寅太郎は『二十年前、被告と一緒に漁業法違反で罰金に処せられことはあるが、今度のダイナマイトに付いては、全く知りません』と否認し、斯くて証人八名（編注、記事中に表われている六名以外にも証人がいたものと思われる）全部の訊問を終り、午後六時休憩

午後七時十五分再開、証拠物件の取調の後、戸川検事の論告に移る、先づ陪審員に対し過ちなきやう注意を促して、『予審に於ける自白と証人の証言供述の符号せる点に、十分の御注意を払はれ度い』と其有罪疑ひなきことを論断して約一時間の論告を終る、続いて大山弁護士は、『本件主要証拠たる、ダイナマイトの存否が、

甚だ不確実である、已に根底に於て、斯の如く不確実なる以上、被告の自白も亦信憑すべきではない』と約四十五分の無罪論あり、休憩後、九時四十五分開廷、阿川裁判長は審理の全体に亘り、周到懇切なる説示の後、左の如き意味の問書を陪審員に手交した

主問 殺人未遂なりや

補問 単に家財損壊の目的なりや

陪審員一同は評議室に退き、一時間二十分の後、陪審長三原榮治氏より、左の如き答申を提出した、時に翌日午前零時二十五分であった。

主問（殺人未遂）然り

吉田書記に依りて朗読せられた時は、逌の被告も色を失ひ、満延息づまるが如き思ひであった。阿川裁判長は陪審員の労を謝して退廷せしめ、陪席判事と合議の末、陪審答申を採択する旨を宣し、戸川検事の第二次論告に入る

懲役八年

本件は、近來稀に見る兇行であつて、若し不幸にして爆發物が、其儘力を發揮せしならば、恐るべき結果を齎したに相違ない、然し幸にして損害は軽微であつたからとて、懲役十年を求刑す、続いて大山弁護士より情状酌量論あり、零時四十分閉廷、

十四日午前十時、阿川裁判長より、被告喜太郎を懲役八年に処す、と言渡しあり、斯くして〇〇県第三回目の陪審公判は、主問然りて終結を告げたが、陪審員の熱心誠実振りは、洵に意を強う

するものであつた。

五 新聞報道に見る陪審公判

こゝには、「鳥取新報」、「因伯時報」および「大阪朝日新聞（山陰版・鳥取版）」に報道された、鳥取における陪審公判についての記事を取録した。

それに加えて、陪審法廷の完成式、陪審法実施に先だつ模擬陪審裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が東京地方裁判所へ行幸した状況、司法大臣、鳥取地方裁判所長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびにその後の陪審法の実施状況に関する報道も取録した。

（注1）陪審公判に関する報道には、欠号があるため、全公判期日の記事を完全には取集できないものもある。

（注2）本資料紹介では、朝刊と夕刊の区別を表示しなかった。当時、夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 陪審法の実施に関する新聞報道

(1) 陪審法実施に当たつて

●「因伯時報」昭和三年九月二〇日

陪審員の旅費日当

十九日勅令を以て公布される

陪審法実施に伴ふ、陪審員の旅費日当及止宿料規則は、十九日勅令を以て、左の如く公布された。

陪審員旅費規定及止宿料規則

第一条 陪審員の旅費は、鉄道又は汽船を通づる水路に在りては、二等旅客運賃、運賃の等級を二階級に區別するものに在りては、上級の運賃、其の等級を設けざるものに在りては、其の乗車又は乗船に要する運賃に依り、汽船を通ぜざる水路に在りては、一海里毎に十五錢以内、其の他に在りては、一里毎に九十錢以内に於て、裁判所の定むる額とす。但し、一海里未満又は一里未満の端数は之を切捨つ。

第二条 陪審員の日当は、公判の審理に關与したる日に付ては一日に付五円、其の他の日に付ては一日に付二円五十錢とす。

第三条 陪審員の止宿料は、陪審員宿舍に止宿したる場合に於ては、一夜に付二円五十錢、其の他の場合に於ては一夜に付五円とす。

第四条 陪審員の旅費、日当及止宿料は、判決前に請求するに非

鳥取における陪審裁判

ざれば之を給せず。

附則 本令は、昭和三年十月一日より之を施行す。

●「因伯時報」昭和三年九月二十九日

陪審法実施の十月一日

当日を記念する裁判所

二、三兩日は一般の參觀を許可す

我国司法制度の一大革新たる陪審裁判は、十月一日から実施されるので、この日を永久に司法記念日とし、全国各裁判所では種々の催しがあつて当日を記念するが、鳥取地方裁判所においても、この初記念日に當つて、同裁判所で判事、検事、弁護士、法曹相會し、事務上の打合せ協議會を催すこととなり、右協議會を終つて、同庁楼上大広間において、祝宴を開くが、陪審法廷落成式は既に挙行してゐるので、一日には、県下の警察署長、市町村長、陪審員候補者等が、陪審法廷及宿舍の參觀に来る筈で、既に案内状を差出してゐるが、右參觀者には陪審法実施記念日の繪葉書一組を呈し、本庁楼上にて茶菓を供することとなつてゐる。尚、二、三の両日間には、一般の參觀を許すこととなつた。

●「因伯時報」昭和三年九月三〇日

鳥取市の陪審員資格者

十月一日から八日まで名簿を一般縦覧

松江地方裁判所の催し

鳥取市における昭和四年度の陪審員有資格者名簿は、この程調製完了したので、来る十月一日から八日まで日曜を除き七日間、市役所において一般の縦覧に供すること、なつた。右名簿によると、有資格者総数一千百九名で、前回即ち昭和三年度の有資格者千二百二十八名に比し十九名の減少であるが、これは営業収益税その他の納税額移動減少によるものと、市当局では観測してゐる。

●「鳥取新報」昭和三年九月三〇日

鳥取市の陪審員資格者一千百九名
昨年より十九名の減少

鳥取市の陪審員資格者数は、二十九日市当局で調査を終了したところによれば、一千百九名で、昨年的一千二百二十八名よりも十九名の減少となつて居るが、其原因は納税額の減少によるものであると。因に、資格者名簿は、十月一日から八日まで日曜日を除く七日間、市役所に於て閲覧に供することになつて居る。

●「大阪朝日山陰版」昭和三年九月三〇日

あすは司法祭

けふ模擬陪審裁判 夫婦共謀の自殺し？

松江地方裁判所の陪審法廷は設備全く整つたので、三十日午後朝野法曹団総出勤し、これに松江市内の陪審員候補者十二名を入れて、非公式のまゝ、小手調べの模擬陪審裁判を行ひ、司法祭日の一日は、八木知事以下三部長、高橋松江市長、佐野松江刑務所長、中村松江署長、新聞記者、その他市内の名士多数を招待して参観せしめ、午餐会を催して祝賀の意を表し、更に二、三両日は一般に公開参観を許すはずであるが、模擬裁判は夫婦が共謀してある男を絞殺したといふ殺人事件で、正当防衛か過失致死か、または殺人かの疑点が生れ、法廷で真剣な裁判が行はれるもので、この役割は裁判長に高橋刑事部長、陪席は芥、白石両判事、検事は小山田検事、被告および証人には書記が当り、大脇、草光(義)、難波各弁護士が弁護に立つて、陪審員の評議から判決まで一切本格に行はれるはずである。

●「因伯時報」昭和三年一〇月一日

敬慮かしこし聖上陪審法を御研究

けふ陪審法実施記念の日

東京地方裁判所に行幸

今十月一日は、我国立法史上特筆さるべきエポックなる陪審法

を施行される記念の日であるが、この日長くも天皇陛下には、我が裁判所構成法を御研究のため、同日東京地方裁判所へ行幸あそばされることになった。

この日陛下には、陸軍通常礼装にて、珍田侍従長御陪乗自動車、の略式函簿にて、一木宮相供奉の午前十時宮城御出門、十時五分東京地方裁判所に御到着、原法相以下三百余名の司法高官の奉迎を受けさせられ、法相の御先導にて大審院長室に御少憩、原法相以下親任勅任官に謁を賜ひ、十時二十五分原法相の御先導にて陳列室にお成りあり、判決書及中野刑務所を始めその他刑務所の囚人製作品を天覧あり、十一時二十分法相の御先導にて大審院第一号法廷にお成り、牧野院長より御説明申上げ、次で控訴院第三号法廷にて判検事三百余名に列立拝謁を賜ひたる後、本日行幸の主眼なる陪審法廷に成らせられ、同法廷、陪審員評議室、予審廷等を田中裁判所長の御説明にて御覧の上、十一時四十分御還幸の筈である。(東京電話)

●「因伯時報」昭和三年一〇月一日
陪審法の実施に臨んで

司法大臣 原嘉道氏談

多年国民翹望の的となつてゐた陪審法が愈本日を以て実施せらるゝ事となつた事は、我々国民として大ひに祝福慶賀せねばなら

鳥取における陪審裁判

ぬ一大盛事である。いふまでも無く、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏即ち判事が単独に行ひ來つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむる事を基調とし精神とする、いはゆる国民裁判を指すのである。本来立憲治下にありては、その立法なると司法たると行政たるを問はず、苟くも国務の遂行運用に當つては、之に民意を加味せしめ、國民をして国家の政治は國民自ら之を行ふのであるとの觀念を抱かねばならぬのである。

然るに、我国においては、今日まで立法行政の両方面においては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が、国政遂行の上に表現されてをうたげられども、独り司法裁判の上には、國民意思の反映と認むべき何物も加味されてをらず、裁判事務を常職とする官吏のみが、刑事即ち國民の犯罪有無の判断を為し來つたのであるから、立憲政治の本筋からいふても、従来の制度は未だその完全を得ない感を免れなかつたのである。

尤も、外国においては、為政者の暴虐に対し國民の生命財産の安全を保護する趣旨において陪審制度を採用した処もあつたが、我国においては、古来より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）暴虐擅恣の為政者があつて、勝手次第に人民を逮捕監禁審問処罰したり、或は苛斂誅求を事とした事例はないのであるから、彼の外国におけるが如く、従来の官吏裁判では國民の生命財産の安全は望まれないといふ國民感情があつた事はないのであるが、多少の國民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて來た事

件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とはいふもの、絶対公平を望むことは出来ないかと考へる者があつて、従来の裁判制度に不満を感じることあるを免れ難いのである。而して、国民が裁判制度に不満といふことは、現在の法律生活に不満といふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、国民をして裁判所を飽まで人権擁護の機関、正義発揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有無は、自分等の同輩同僚たる人民により決せられるとの安心を得せしむることが必要となつて来るのである。これが、即ち我国において陪審法を設くるに至つた根本の主旨である。

斯くの如く、我国の陪審制度採用と諸外国のそれとは稍その事情を異にしてゐるのである。これを再言すれば、外国におけるが如く暴虐政治の反動としてこの制度が生れて来たのではなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼してゐる事は疑はないのであるが、たとへ極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満足なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民即ち何等捉へられざる同胞の判断により罪の有無を定めしむることが、一層人権擁護の精神を明らかにし、裁判に対する国民の信頼を深からしむるゆえんであるといふことが、この新制度採

用の本旨である。

従つて、その内容においても、外国の陪審法とは大いにその趣を異にし、現行裁判制度に不満なもの、みが陪審員の判断を受くるといふ、いはゆる任意陪審制度となつてゐるのである。斯くの如く、陪審制度即ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法行政司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧を達したといつても誤りなしと信ずる。これを要するに、陪審法の実施は、啻に我が刑制史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、実には我が立憲政治史上に一大時期を画したものだといはねばならぬ。

然しながら、法は死物である、その運用の如何によりては善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるにおいては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止まらず、却て害毒を国家社会に流し、悔ひを干歳に遺すこと、なるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人鑑定人等として事件に干与する人々は、十分に陪審制度の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら同胞の罪の有無を定むる真の国民裁判であつて、曾てなき人権擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡即ち『正義を与ふる機関である』との誇りと識見とを以て、この制度の運用に当り、万違算なきを照せられたい。東洋の刑制史上、曾て見ざる人権擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に之が有終齋美を希ふて

止まぬものである。

●「因伯時報」「鳥取新報」昭和三年一〇月一日
実施に対する所感

篠田鳥取地方裁判所長及浦川同検事正談

我陪審法は、いよく、本日よりその全部を実施せらるゝことになりました。陪審制度の実施は、いふまでもなく我国司法制度における一大革新でありまして、国民が司法権運用の上に直接参与し得る榮譽を担ふに至りましたことは、我々国民として誠に慶賀すべきことであると同時に、国家に尽すべき責任が一層重大となりしことを深く自覚しなければなりません。拝聞するところによれば、聖上陛下におかせられては、この記念すべき当日、畏くも大審院、東京控訴院及東京地方裁判所に御行幸あらせらるゝことに相成る由であります。是れは誠に司法権の尊重すべきものなることを、御躬親ら国民に垂示し給ひ、国民をして将来倍々司法権運用の上に協力すべきことを自覚せしめ給ふ大御心と恐察し奉り、真に恐懼の至りに勝へざる次第であります。我々司法の職務に従事致しておる者は、その在朝在野を問はず等しく、聖旨の存するところを奉戴し、一層奮勵努力奉公の至誠を尽すべきであると同時に、一般民衆もまたよく司法権の運用が如何に国家の利害休戚の上に至大の關係あるものなることを理解し、之に協力すき

鳥取における陪審裁判

べ義務あることを忘れてはならぬと思ひます。陪審法実施に就いては、国民をして一般に陪審の本義を理解せしむるため、従来司法当局においては講演に、冊子の配布に、模擬裁判、劇映画の応用に、あらゆる宣伝方法を尽し、当管内においても本省の例に倣ひて種々の宣伝方法を講じ、又弁護士諸君は県下枢要の各地においてしばしば陪審の模擬裁判を演説せらるゝ等、大ひに陪審裁判の趣旨普及に協力せられたのであります。しかのみならず、貴社を始め多数の新聞社においては、或は社説に或はその他の記事において、絶へず叙上宣伝に多大の援助を与へられたことは、我々の深く感謝するところであります。然しながら、陪審法の趣旨を国民一般に普及諒解せしむることは尚前途遼遠にして、今後においても機会ある毎にその普及を図るべき必要を痛感するものであります。本日は、陪審制度を記念すべき絶好の機会でありますから、貴紙を通じて、左の事項を、県下陪審員候補者諸君始め一般県民諸君へお伝へすることを得ば本懐の至りであります。陪審裁判をいよく実地に行ふに当り、その好結果を得ると否とは、主としてこれにたづさはる者の真剣なる心がけ如何によるものですから、判事、検事、弁護士如きその職にある者が十分なる研究と準備とをなさねばならぬことはいふまでもなく、またこれにたづさはる国民の側、殊に陪審員候補者に当選したる者は、平素よく法の精神を理解し、一たび事件につき陪審員として出頭を命ぜられたるときは、万障を繰り合せて出頭し、公判の審理に

立会つて、その重大なる任務を尽すべき覚悟が大切であります。陪審員の職務は、犯罪事実の有無を評議して、その結果を裁判官に申出る一点にあります。その評決は、陪審裁判の基本となるべきものです。まことに大切な役目であります。この役目を如何にして果すべきかといへば、要するに「公平」と「誠実」の二句に帰着するのであります。それ故に、陪審員として職務を行ふに当りては、常に国家の為に尽すものたることを念ひ、総ての情実、総ての誘惑、総ての干渉迫害等を斥け、独立自主の立場において、誠心誠意自己の最も適当なりと信ずる意見を述べなければなりません。又、之と同時に、その言動を慎み、裁判所へ出頭する前に訴訟の関係人に面会し、その外公平を疑はれる様な事を避けねばなりません。陪審員として呼び出しに応じ、裁判所に出席した者は、旅費日当及止宿料を請求する事が出来ません。

● 「因伯時報」昭和三年一〇月一日

【言論】 聖慮を肝に銘すべし

判検事に対する吾人の希望

今十月一日より陪審法実施され、本日は、司法記念日として国民の永く記念すべき日である。この日、聖上陛下には畏くも、大審院、東京控訴院各法廷及東京地方裁判所の陪審法廷を御巡覧遊の為、行幸あらせらる、御予定である。

裁判は全て「天皇の名において」行はれ、従つて法廷は神聖であり、判官の被告に対する審理は厳肅にして条理を尽し、而してその判決は至公至平なるべきは勿論であり、かくの如くにして我司法権の独立は、儼然として犯す事出来ないのである。しかし、判官と雖も同じ人間であり、時に誤判なきを免れないのである。従つて、無辜の良民をして冤罪に泣かしむが如き失態往々にしてある。かくの如きは、「天皇の名において」行はる、裁判として、判官の責任や重且大なりといはねばならぬ。茲において、裁判は一番を以て確定せしめず、控訴、上告の権利与へられておる。而して、これは刑事々々の被告のみならず、民事々件においても同様であり、判決に対して不服ならば上告まで為し得、審理を受くるに遺憾なき制度となりおるのである。而も、尚誤判あるを免れずとすれば、誤判の下に処刑せらる、被告は単に災難であり、運命であるとして諦められず、判官を恨むは未だし、遂には法を呪詛するに至るのである。かくの如きは、国家の不祥事であり、判官は「天皇の名において」行う裁判なりといふ、職責の最も重大なるを須臾も忘れず、審理は慎重の上にも慎重に審理を尽し、事件の真相を明確ならしめ、断じて誤判なきを期せねばならぬ。

而して、これは判官に対してのみの希望に非ず、檢察官に対しても同様希望する。檢察官が、犯罪検挙に急なる結果、為に苛察に陥り易く、而も檢察官の調書が先入主となりて、予審判事を誤らしめ、延いて判官をして被告に対する判決を誤らしむ場合あり

と見られておる。檢察官が、犯罪に対して豪も仮借せず、把羅別

扶の厳正なる手腕を揮ふは、その職務に忠実なるゆえんであり、豪も非難すべきでない。然り、法の前には親疎なく、大官と雖も犯罪事実あらば、直に羅織して些も容赦せざるにおいて、司法権の独立を維持されるからである。しかし、一旦手を下したる事件は、飽まで罪せざれば已まずといふが如き、感情に走るは檢察官の大禁物であり、かくの如き態度は慎まねばならぬ。然るに、動もすれば感情に走り易い場合あり、為に予審判事を誤らしめ、裁判する判官をも誤らしむ結果を生ぜんか、司法権の威厳を疑はしめ、却て檢察官自身に司法権の威厳を損する事になる。故に、檢察官もまた「天皇の名において」行はる、裁判の公明を期し、如何なる場合も冷静にして感情に走らず、至公至平、その職を執る上に豪も不純の行動なきを心掛けねばならぬ。これ國家を代表する公人中の公人たる職責を傷つけざるゆえんであらう。

聖上陛下が裁判所に行幸あらせられ、陛下親しく裁判所の状態を御巡覽遊ばさる、は、単に陪審法実施の記念日なるが故のみの行幸にあらずと拝察する。任を司直の府に奉ずる者は、聖慮を拝戴し、その職責の重大なるに鑑み、而して「天皇の名において」行はる、裁判を肝に銘じ、一人と雖も不平の声なからしむべく努力し、聖慮を安んじ奉らねばならぬ。

記念すべき陪審法の実施

鳥取における陪審裁判

所期の成績を挙げべし

陪審法は、愈今十月一日より実施される。而して、こは我国司法制度の一大進歩であり、国民が陪審員として裁判に参与するは、法の民衆化といふべく、従つて司法権に対する国民の責任に一層重きを加へたる自覚なくてはならぬ。

欧米の陪審制度は、時の権力者により裁判が左右され、公平な裁判が下されない、斯くては国民は一日も安心し、司法権に服する事は出来ないといふ、司法権の不信用より陪審制度が設けられたのであるが、我国の陪審制度は、司法権が国民に疑はれ、裁判に信用なしといふが如き不祥の理由に本づくものでなく、憲法が国民の要求を待たずして制定されしと同じく、我司法権は儼として国民の信頼あるも、更に進んで一層司法権の独立を鞏固ならしむべく制定せられし陪審法であり、国民はこれが実施によりて司法権に対する信頼の念一層なるに至るであらう。またシカあらねばならぬのである。

我國民は、何れかといへば政治に無頓着なりし如く、法律に対してもまた多く注意を払はざりしを以て、陪審法実施成績は未知數に属し、多少その結果に懸念なき能はずであるが、しかし陪審員にその人を得れば、必ず所期の成績を挙げ、先進国に劣らざるの運用を為し得るであらう。故に、陪審法の運用如何は、陪審員にその人を得るや否やにあり、陪審員に適任者を選び陪審法の実

施をして意義あらしめねばならぬ。

●「鳥取新報」昭和三年一〇月一日

【言論】陪審制度の実施

運用よろしきを期せ

多年の宿題であった陪審制度は、いよ／＼今日より実施せられる事になった。本年に入つて、我々国民は画期的の二大事実に直面した。すなはち一つは、本年二月に行はれた普通選挙であり、他は本日より実施せらるべき陪審制度である。普選の成績に対しては、いろ／＼の非難もあり、又事実において旧態を脱し得ざる憾みがあったが、然し全体としてこれを観るときは、たしかに国民の政治的進歩を裏書する多くの収穫があつたのを否定することはない。

本日より実施せらる、陪審制度については、学者間においても是非の論議がたたかはされ、議会においても盛に討論が行はれて、その功過如何については今尙未知数であるが、すでに一旦制度として国民の前にはられた以上は、よくこれを遵守し、これを活用して、運用の妙を期せねばならぬ。

制度がいかに善美であつても、これを運用すべき人にしてよろしきを得なかつたならば、所詮その成果をあぐることは困難であらう。ことに陪審裁判の如き、陪審員の答申如何が、事件の解決

に重大なる交渉を有する制度においてをや。

陪審制度の実施にあたりて、吾人が最も愉快とするところは、他所目に窮屈と思はる、裁判所の窓から法廷に自由清新？の空気が吸ひ込まれるといふ事であるが、その自由清新と思はる、空気が、はたして血となり肉となりて、司法制度の健全なる發育を助長すると否とは、一にかゝりて陪審員諸君の聡明にして、健全なる常識如何に存する。

もしその人々の常識が疑はる、場合には、折角の新制度も却て、角を矯めんとして牛を殺すの愚に陥らしむることなきを保しがたい。この点について吾人は切に陪審員諸君の自重をいのりてやまざるものである。

裁判に対する国民の信頼は、それがいつも正しく行はれて、偏頗のあとが微塵もないといふ固き信仰の結果である。この信念に不安を生ずれば、その裁判に対する民衆の信頼に動揺を見るべきは、蓋し多言をもちひずして明白であらう。

されば、陪審制度を完成して、その健全なる發達を期するためには、陪審員諸君が深くその使命の重大なる所以を自覚して、与へられたる職責を完うすべく不断の修養を怠らず、事件に対して明鏡止水の如き態度を持し、冷静に考察批判してよく公正なる結論をうるところあるを要する。しからずんば、折角の制度も、ひとり無用の長物に終るのみならず、却つて百弊の根源たることにしもあらずである。

吾人は、陪審制度の実施を祝すると同時に、局に当たる人々がその運用に万遺漏なきを期すべきを切言してやまないものである。

●「鳥取新報」昭和三年一〇月一日

紙上談話室【二】

今日刑事裁判に一新紀元を開く

篠田裁判長談

今日は、吾国の刑事裁判に一新紀元を画する、陪審制度裁判が実施される記念日である。そこで、篠田所長サンを談話室に来て貰って、一席弁じていたゞく事とする、

陪審員諸氏の待遇について、いろいろ誤解があるやうだが、裁判所としてはすべて陪審員諸氏の自治にまっつて、決して不当な束縛はしない。宿泊中は、他人と面談が出来ないことになつてゐるが、差支えない限りは面談はさせる。宿舎には、碁将棋の設備もあり、夜具もわれ／＼が用いてゐるものより上等だし、酒を飲みたい人には飲ませますし、決して不自由はおさせしないつもりですヨ。(写真は篠田裁判長)

●「因伯時報」昭和三年一〇月二日

陪審法実施の日、聖上司法部へ行幸

大審院より地方裁判所まで

鳥取における陪審裁判

古記録其他の新設備を御覽

十月一日を以て我国司法の上に画期的の陪審法実施せられ、民意はけふより神聖なる裁判に参与すること、なつたが、この司法界の一大転機の日にあたり、聖上陛下には、予て仰せ出だされた如く、東京裁判所に行幸あらせられた。この日、聖上陛下には、陸軍様式通常礼服に大勲位略章をおばせられ、珍田侍従長御陪乘、一木宮相、奈良武官長、土岐行幸主務官など供奉、自動車略式齒簿にて、午前十時宮城御出門、諸員奉迎中を十時五分着御、原法相の御先導にて、直に三階大審院の便殿に入御、原法相以下高官一同に拝謁仰せ付けられた上、原法相は我国司法制度の沿革より明治大帝御在位当時司法上における精神更に今日陪審法を施行するに至つた顛末をつぶさに言上御説明申上げ、次で、陛下には、茲に陳列せる司法参考書類たる約四十種の記録(天皇の御名において)と印刷した菊花御紋章入りの判決原本や明治初年近藤勇処刑届、明治二十四年大津事件の津田三蔵の一件記録、同三十八年日比谷焼討事件の記録などを御覽あり當時を忍ばせられ、終つて十時三十分、原法相の御先導にて、玉歩を大審院の民刑両法廷に運ばせられ、牧野院長の御説明を御聴取、次で控訴院の同様法廷を和仁院長の御説明にて御順覧あり、更に田中所長の御案内にて地方裁判所の陪審法廷に成らせられ、新設備を施された判官、検事、弁護士、陪審員、被告の各席を詳細に御覽、専門的の御下問

さへあり、田中所長之に奉答申上げ、次で玄関大広間に安置せる我国法学界の大恩人仏人ヘアソナード氏の胸像を御興深く御覧、十一時五十分御機嫌麗しく、諸員奉送中に宮城に還幸遊ばされた。(東京電話)

●「鳥取新報」昭和三年一〇月二日

畏くも天皇陛下東京裁判所に行幸

陪審法実施の今日

司法界空前の光榮

我が国に初めて陪審法の実施せられる、十月一日の此司法界に紀念すべき日、天皇陛下には、特に畏き思召しを以て、東京地方裁判所に行幸あらせられた。天皇の御名を以て親しく司法の府に車賀親臨あらせられるのは、初めての事として、千古不滅の法典に光輝ある一ページを挿入するものである。

此日、裁判所では、玄関には塵一つだに止めない迄に浄められ、原法相を初め兩次官、参与官、各局長、牧野大審院長、小山検事総長、仁和控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正外約三百余名の高等官が、早朝から登庁して奉迎準備を整へ、天皇陛下には、午前十時宮城御出門、陸軍様式御通常服にて自動車に召され、珍田侍従長陪乗、一木官相、奈良武官長供奉、略式函簿にて裁判所に午前十時半御着、諸員の奉迎を受させられ、

原法相の御先導にて三階大審院長室の仮り御座所に入御、御休憩中原法相以下親勅任官に賜謁あり、牧野大審院長、小山検事総長から種々状況を言上し終つて、多数の裁判の記録を御覧になつたが、記録は菊花御紋章と共に、天皇の名に於ての印刷ある判決全文及び天皇の名に於ての朱書ある判決書を初め、近藤勇処刑届、大村益次郎謀殺一件記録、坂本龍馬殺害者今井の判決書、江藤新平自筆の書簡二通其他明治維新前後の裁判所記録及び我が国最初の変態陪審たる明治六年四月の京都府知事參事事件に關する參座記録其他の記録を興深く御覧あらせられ、引続いて參考品陳列所に玉歩を進められ、各刑務所囚人の作成に係る工芸品を御覧の後、陪審法廷を順次御覧あり、此間職員に拝謁仰付られ、原法相から種々御説明申上、次いで陪審員宿直室を御覧あり、目下板船權事件、京成電車疑獄事件で忙殺されて居る検事室を御覧遊ばされ、是にて隈なく御巡視相成り、御座所に入御御少憩の後、十一時四十分諸員奉送の内に、御機嫌うるはしく還幸遊ばされた。

●「因伯時報」昭和三年一〇月二日

陛下の行幸を仰ぎ誠に感激に堪へぬ

原法相謹んで感想を語る

一日、聖上陛下東京裁判所行幸につき、原法相は謹んで語る。畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎまして、職員一同感激措く能はざ

るものがあります。今又、優渥なる勅語を下し賜りまして誠に感激に堪へませぬ。われく、職員は、この優渥なる勅語を拝し、身命を賭しても大御心に副ひ奉らんことを期するものであります。尚、この勅語によりまして、国民一般は、司法裁判は社会の秩序を維持し国民の権利を保持し国家の休戚に係ることを知って、之

まで司法裁判所開設の趣旨がや、徹底せざる恨みがありました。今後は警醒され、証人など、して裁判所に出頭する場合の如き、従前より一層誠心誠意之に望むやうになること、考へます。而して、又さうならなければならぬ事であります。而して、本日は実に陪審法実施の第一日でありまして、我司法制度上の一つの画期的記念であるのみならず、司法裁判に対する思想を国民に徹底せしめ、将来国民が非常な決心を以て裁判に私淑するに至るといふ点において、又一新紀元をなしたと信ずるのであります。之ひとへに陛下の御聖徳の致す所でありまして、我々は国民と共に大なる覚悟を以て聖意に添ひ奉らなければならぬのであります。(東京電話)

勅語

天皇陛下には一日裁判所行幸の
際司法部に対して左の如き優渥
なる勅語を賜った(東京電話)

勅語

鳥取における陪審裁判

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ
国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚
之ニ係ル 今ヤ陪審法施シノ機ニ
会シ一層恪勤奮勵セヨ

●「因伯時報」昭和三年一〇月二日

【言論】立憲国の実如何

名実全たきを期すべし

田中首相は、陪審制度の実施について、我々国民は既に議会において立法に参与し、地方自治において行政に参与し、今又陪審法の実施によって司法に参与する事となり、茲に三権のおの／＼に参与する事によって、いよいよ立憲国民たるの実を挙ぐるやうになつた事は、我々日本国民の誇りであると共に重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精勵して君恩の厚きに酬ひ奉らねばならぬと述べておる。首相のいふ如く、三権参与によりて立憲国たる形式は、茲に整つたのである。

しかし、立憲国たるの形式整ふも、その実を挙げざれば立憲国たるの真価を有せず、三権参与は、単に名のみ立憲国たる裝飾品に過ぎないのである。故に、名と共にその実を収めねばならぬ。然るに、その実を収むる——いはゆる名実全きを得るてふ事が難問題であり、議会における立法の参与、地方自治における行政の

参与の如き、今において尚名実共に全きを期する能はず、立憲国は名のみにてその実なしといふも、過言ならざる状態にあらざるか。

憲政布かれて幾星霜を経たるぞ、而も立憲国たる実を挙げおれりや否や、地方自治布かれて幾十年なるぞ、而もその実を挙げおれりや否や、帝国議会の現状、府県会及市町村会のそれを見よ、実にいふに忍びざる醜状陋態を続出しておるでないか。立法に参与する議員として聞くに堪へざる罵詈の交換、乱闘、殴打は未だし、その位地を善用して利権漁りに血眼となる洗職者絶へず、政党は政権争奪に没頭し、見苦しき党争を為して憚らず、犬猿畜ならざる政党が利害の為に忽ち野合し、忽ち離散する。私党、朋党の本音を吹いて、而も平然たるが如き、何れに立憲国たる真価を認め得るぞ。政党にして、国民を代表する議員にしてかくの如し、国民に立憲国民たる自覚なき、寧ろ当然といふべきか。また、地方自治に見るも同様であり、党争の為に不正を働いて恬然たるもの利を見て走り、地方自治を腐敗せしめて顧みざる者、比々皆然りの観あるは、立憲国民たる実なきもの、これ真に耻づべき事態でないか。

議会における立法の参与、地方自治における行政の参与は、立憲国たる形式を整へおるもの、立憲国民として誇るべきであらう。而も、外形の整ふるのみにて立憲国たる実なきか、立憲国民たる価値は毫もないのである。然るに、立憲国たる名と共にその実を

挙ぐるに努力しない、否努力は措いて、議会における立法の参与、地方自治における行政に参与する議員を選挙するに金を以てし、また議員候補者も投票を買収し、議員たる位地を僥倖せんとして醜悪なる競争を為す。その状、恰も博徒の勝敗を決するに似たる選挙であり、黄金万能の選挙にして、金錢に目なしといふ支那人を笑ふ事出来ない醜悪なる選挙を繰返しおるのである。これ立憲国にしてその実なき病源を為しおらずや。而も、その醜悪なる選挙を廓清する出来ない。かくては、我國民に立憲國民たる自覚ありや否やを疑はざるを得ぬ。金によりて選挙したる代表を議政壇上に送り、金によりて選挙したる代表を地方自治参与の壇上に立たしむ、議會政治の墮落、地方自治の腐敗はこれ当然過ぐる結果でないか、斯くては議會における立法に参与するも、地方自治の行政に参与するも、その職責を尽す能はず。従つて、立憲国たる実挙がらざるに不思議なしであらう。吾人は好んでこの言を為す者に非ず、事実が斯くいはいはしむを如何せん。

立憲国は名のみにてその実なきは、朝野政治家及國民に政治的道德觀念、政治的責任觀念の欠けおる為であり、朝野政治家にも、國民にも、立憲国を名のみを終らしめず、名実共に全きを期し、立派なる立憲国たらしめんとする自覚あらば、政治的道德、自治的責任を重んじ、立憲国たる基礎である議員選挙をして、公正の選挙たらしめ、先づ立憲国たる基礎より浄化せしめねばならぬ。然るに、幾年経つてもそれが実行されない。従つて、立憲国にして

立憲国たる実を挙ぐる事能はざるは、これ吾人国民の重大なる責任でないか。議会政治、地方自治の現状を顧みれば、立憲国民として座視する能はざる事が多い。かくては、国民の参与は全く無意義であり、国民の大なる耻辱なりといはねばならぬ。

陪審制度の実施によりて国民は司法に参与し、茲に三権参与の権利与へられ、立憲国としての形式は全く整ったのである。しかしながら、議会における立法参与、地方自治における行政参与と同様、立憲国たる実を挙ぐる能はざれば、立憲国は名のみにして、他に誇る能はざる立憲国であり、君恩の厚きに報ひ奉る事は出来ないのである。

茲において、田中首相は、責任觀念の喚起と、官民の自重精励せん事を希望しておる。田中首相は、宜しくその範を示して、立憲国たるの実を収むるに一層努力し、吾人国民また過去の成績に顧み、名実共に全き立憲国たらしむべく邁進せねばならぬ。

●「因伯時報」昭和三年一〇月二日
司法記念日

市町村陪審員候補に陪審法廷を開放

県下より多数の參觀者

けふあすは一般へ開放

陪審制度の実施された十月一日、我国ではこの日を永久に司法

鳥取における陪審裁判

記念日と名づけたので、初記念日であるきのふ、鳥取地方裁判所は、裁判所入口の石門に国旗をか、げて祝意を表し、内容外觀共に完備を極めた陪審法廷並に陪審員宿舍の參觀には、予て県下の六町村長、陪審員候補者等に案内状が差出されてゐたので、遠くは日野方面からの參觀者もあつて、午前九時から正午までに約二百五十名、同五時までには三百五十余名の參觀者押しかける勢ひで、各參觀者は、陪審法廷入口の陪審員控室で、受付係から陪審法実施記念日の絵葉書を交付され、篠田裁判所長、浦川検事正を始め、全庁員殆ど総出で、法廷宿舍その他各室の説明に当り、參觀を終った者は、本庁楼上大広間で、茶菓の饗応を受けたが、午後一時から判事室において、判検事並在鳥各弁護士会合の上、法曹協議会を催し、右会議を終つて同四時頃から本庁楼上で、篠田所長の挨拶があつて後、祝宴を開き、記念すべき十月一日を心から祝福した。尚、陪審法廷並に宿舍の一般參觀は、二、三の両日間午前九時から午後四時までとなつてゐる。

●「鳥取新報」昭和三年一〇月二日

刑事裁判の民衆化

新制度を祝福する

当地方裁判所の招待会

陪審裁判実施を記念して

裁判の民衆化と称すべき陪審法は、いよく昨日より実施された。当地方裁判所では、この画時代的新制度を祝福する為め、正門には大國旗を掲揚し、善美を極めた法廷は整備され、參觀人の為めに受け付、案内係り、その他に各書記が当たり、斯くて午前九時頃より、かねて案内された市町村長、警察署長、陪審員候補者続々参集し、正午までには招待人員三百五十人のうち二百五十人に達し、書記の案内により陪審法廷、陪審員宿所等を參觀し、裁判所楼上の広間で記念絵はがきの寄贈並に茶菓の饗心を受、各自退出したが、同所では引続き、午後一時より判事室で、市内在住の弁護士、判検事の法曹協議会を開催し、午後四時より楼上広間で、裁判所、検事局の職員、弁護士、新聞記者等を招待し祝宴を催し、意義ある一日を記念した。

●「大阪朝日山陰版」昭和三年一〇月二日
きのふの司法記念日
開放された法廷

記念すべき陪審法実施の日、一日松江地方裁判所では、朝来法廷及び陪審員宿舎を開放し、八木知事、小島内務、谷警察、瀬谷学務各部長、佐野刑務所長、岩田憲兵分隊長、新聞記者等を招待して法廷を參觀ののち、正庁楼上で判検事、書記等を加へて祝賀の午餐会を開き、午後からは一般に參觀を許したが、相当參觀者

があつた。なほ、二、三の両日も公開するはずであるが、三十日の模擬裁判はいづれも真剣に行はれ多大の収穫があつた。

●「因伯時報」昭和三年一〇月三日
各皇族殿下陪審法廷御覽

原法相の御説明にて具に御視察

聖上陛下の親臨し給ひし翌二日午前十時、伏見大將宮、梨木大將宮、李王少佐宮、東伏見宮太妃、朝香宮妃の五殿下御揃ひにて、東京地方裁判所へ御成遊ばされた。之より先、裁判所玄関先には、牧野大審院長御出迎ひ申上げ、御少憩の後、大審院三階参考図書室に陳列せる参考図書、公判記録などを、原法相より詳細御説明申上げた所、各宮殿下には珍らしき書類に興味深く御覽あり。中にも、故江藤新平氏が壯齡時代罪によつて拘引状を發せられた書類など、特に御興深く御覽あり、終つて原法相の御先導にて、大審院法廷、控訴院第三刑事部大法廷などを御覽あらせられたが、特に控訴院法廷では宮城裁判長、佐々波検事係で、甲府の殺人未遂事件の岩上義夫に係る公判開廷中の事として、各宮殿下には原法相、小原次官、關屋宮内次官、その他司法大官などと共に特別傍聴席に入らせられ、宮城裁判長の訊問に対して、深く耳を傾けさせ給ふた。終つて、階下の陪審法廷を御視察遊ばされ、最後に我國司法の恩人ボアソナード氏の胸像につひて、原法相より我國に

渡来したボ氏の努力によって法典の一部編纂されたことを御説明申上げ、十一時四十五分御帰還あらせられた。(東京電話)

●「因伯時報」昭和三年一〇月四日

参観者多き陪審法廷

三日も千五百以上

三日の陪審法廷の参観者は、午前中、岩美郡宇倍野村の高等科補習科生徒約三百人を始め、修立小学校生徒鳥取□員等の団体参観の外、一般参観人等で約六百人、午後は、商業学校生徒その他多数の参観者で雑踏を呈し、一日で約千五百人以上の参観者があった。

●「鳥取新報」昭和三年一〇月四日

陪審法廷の参観人二千名

二日の一般公開日に

陪審法実施と共に当地方裁判所では、二日より一般人に対し、陪審法廷の参観を許してゐるが、何しろ従来斯うした類例がない上に、今回の制度が、国民自からが裁判に干与し、裁判に対する欲求的な向上心が伴ひ、都鄙といはず青年男女、腰の曲つた老人達まであらゆる階級を通じた人達の参観があり、第一日目の二日

鳥取における陪審裁判

は、その数二千名に達し、民衆の裁判に対する自覚的証左を遺憾なく示したが、第二日目の昨三日は、雨天なりしに拘らず、午前中に六百人、午後には千名以上に達すると見られた。

(2) 陪審法実施後の実績

●「因伯時報」昭和四年六月十七日

請求陪審ナゼ少ない

裁判費用約三百円を要す為

今後は資産状態で手加減する

山陰最初の陪審裁判は、既報の気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃にかゝる放火未遂事件を以て、近く当地方裁判所で陪審裁判が行はれることになつてゐるが、既に全国各裁判所を通じて、陪審法実施以来八ヶ月間に判決のあつた法定陪審は九十余件に達しているもの、一方請求陪審は僅に四件のみしかないといふ不成績である。この原因を司法省刑事局で色々調査したところ、被告人負担の陪審費用に悩みがあることが判り、被告人の資産状態に応じて適宜負担を手加減すべきだとの意見が起るやうになつた。即ち、請求陪審においては、同法第七七条に陪審費用の全部又は一部を被告人の負担とすとなつてゐるが、実際においては、全部負担せしめるとの判決が宣告されるが通例となつてゐるので、この為被告人は、普通の訴訟費用のほかに、陪審員三十六

名の呼び出費、旅費、日当、止宿料など、一事件少くとも三百円を下らぬ費用を負はねばならず、プロ階級の被告にとつては到底堪へられぬことなので、在野法曹間にもしばしば非難が起り、司法部内でもいよく資産に応じて適宜負担の判決をするが至当であるとの意見が起つてゐる。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年九月二八日

十月一日は司法記念日

松江地裁で講演会開催

来る一日は、陪審法布かれて滿一ヶ年、この意義ある日を司法記念日として、各地共記念することになつてゐるが、本年は恰も当日より、改正新民事訴訟法が実施されるので、松江地方裁判所でも、当日所員一同集まり、簡素な祝宴を張るほか、一般に裁判所内を開放縦覧に供し、また陪審制度ならびに改正民訴について、講演を行ふはず。

水野所長は語る、「広島控訴院管内でまだ一件も陪審事件のないのは、松江と松山だけだ。これは、全国でも珍しいことであらう。尤も、当然陪審に掛ける事件でも、本人が辞退したり、あるひは自白したのにもよる。当地はいたつて殺伐な事件が少なく、一般に知能犯が多いのもその一因と思ふ」。

●「鳥取新報」昭和四年九月二九日

陪審法実施滿一年、司法記念日祝賀

陪審法廷を一般に解放

来る十月一日は、司法記念日として陪審法実施滿一年の意義深い日であり、尚同日より改正された新民事訴訟法も実施されたので、鳥取地方裁判所では、この記念日を祝賀する為め、当日は国旗を掲揚し、午前十時より朝野法曹参集し、御真影を拝賀し、去年賜はりたる勅語を拝読し、記念日を意義あらしめる外、裁判所内並に陪審法廷等を開放し、一般の縦覧に供することになった。参観者には、陪審法並に改正民事訴訟法につき簡易なる説明を記したパンフレットを洩れなく配布すると。尚、同日は同所に於ける一切の刑の言渡しを差控へる筈である。

●「因伯時報」昭和五年二月二日

予定件数の一割に見たぬ陪審裁判の不成績

朝野法曹界の憂慮

司法省が莫大な予算を計上して、立憲政治の發達と共に發達すべき予想を以て、大成功を夢想しつゝ、あつた陪審法が、実施以來一年三ヶ月、全国の予定数二千三百件は、僅にその二十分の一強なる百六十件しかなく、国民熱望陪審裁判が早くもその前途に一

暗影を投ずる事になり、朝野法曹界は、この重大な現象を非常に憂慮するに至った。中にも甚しきは、陪審法廷を新築し、堂々たる陪審宿舎を設け、判検事を任命までして、準備一切整へて居るのに、松江、青森、大津、富山、高松の各裁判所は、まだ陪審公判を一回も開かず、風雨に晒されて立腐れにならうとしている。

今試みに、司法省調査の陪審開廷予定数と實際施行数を示してみると、東京（予定数一年百六十一）實際施行数十四件十分の一弱で、大阪（予定数一年百十八）實際施行数十三件十分の一弱、福岡（同百十三）同五件二十三分の一、名古屋（同八十）同七件十分の一弱等であつて、何れも予定の割に過ぎぬといふ実情にあり、この最も強く予想を裏切つたものは長野で、長野地方裁判所は、地方文化の発達において大阪を除いて全国第一といふので、一年百六件予想して居たに拘らず、僅に一件といふ不成績で、司法当局も茫たる状態である。

当局の予想と實際問題とが、斯うした極端なる開きを生ずるに至つたのは、何うした結果に基づくものか、司法省は深憂の余り、来るべき司法省會議に重要案として、陪審法の将来に就いての諮問案を提出する筈である。（東京電話）

●「鳥取新報」昭和五年四月一四日

中国四国弁護士大会に花を咲かせた

陪審法改正案遂に否決さる

鳥取における陪審裁判

広島控訴院管内中国四国弁護士大会は、各地の会員来鳥が遅れたため、開議は予定より遅れ午後三時十五分、因幡銀行三階で主催地の弁護士会長君野順三氏の挨拶によつて拍手裡に開会された。同日、村岡吾一（下関）、浅田六郎（松江）、和泉漱三（鳥取）三氏病氣欠席で、出席者四十九名。

開議に先だち、田上諸藏（広島）氏満場の賛成を得て、君野順三氏を座長に推薦し、君野氏座席につき、議席その他の議事規則を宣言したのち、松井弁護士（広島）の祝電、帝国弁護士会より金百円、日本弁護士協会より金百円及び法曹公論（雜誌）各寄贈の旨を披露し、いよく議案審理に移る。

議題 山口弁護士会提出（議案は既報の通り）吉賀（下関）氏「山口案の第一号議案は、松山提案の二号、米子の三号、鳥取の八号と同様の趣旨につき、一括附議したいと議場にはかり、岡田議員（広島）の動議賛成あり、一括附議に決定。檜垣（松山）、伊墻（鳥取）両氏の希望あり可決確定。

続いて、第二、第三、第四並に松山弁護士会提出議案中第一、第二とも可決確定。

続いて、本大会中、興味の中心として予想された、松山弁護士会提出の第三号議案「陪審法は現在の我国情に適應せざるものと認む」を上程すれば、議員、來賓席とみに緊張し、議長、提案地の檜垣議員を鷹く、

檜垣氏（松山）「危まれてゐた陪審法が、布かれて日浅きに拘

らず、斯る提案が出たことは、如何に国情に合致せぬかを物語つてゐる。陪審員の資格、せめて中等学校卒業程度を標準とすればよいが、現行では教育程度の低劣な為め、国民をして裁判に参与せしむるは最も危険である」とて、従来の被告は、陪審法の性質を知らず、罪さへ軽くなるなら普通でも陪審でも裁判長まかせであること、その他種々の例証を引き、多くの被告は陪審法を希望してゐないことを縷述し、「無教育をして裁判に干与せしむる必要はなく、裁判長にお任せしておけばよい」と現行裁判制度を礼讃したのち、「徒らに輪奐の美を誇るのみにして、減多に使用せず、多大の国費を使用しながら、年に一、二回あるなしの法廷は、費用の点より見るも無用の長物なり」と断じ、「これを廃して、その費用を繁忙の爲め顔色焦瘁の体ある、現在の裁判官優遇費に充てるがよい」。

家本氏(岡山)「現在の制度を完全なものとは思はぬが、司法の普選として一、二の反対を除いて、日本全国の弁護士会が賛成して実現された陪審法を、直ちに国情に適せずとするは早計で、同案には絶対反対である」。

水田氏(広島)「最初から同法はきらひで、江木さんに反対した」と大見得を切つて賛成。

高野氏(広島)「普選にも反対した。同法には反対で、原案に賛成する」。

伊墻氏(鳥取)「原案賛成者の意見は、制度が実施されぬ以前に

言ふべき意見である。同法は実施日浅く、その結果の良否は未知数である。結果を見ないで反対するのは早計に失する。陪審員の低劣は僅に一部分である」。

宇和川氏(松江)「陪審員の制限がない為め前科者もある。裁判長に頭があがらぬ為め、検事に迎合ひ又は故意に反対する者がなるとも云へぬ」と例を引いて、国民の判断が必ずしも適中しない事を力説して原案に賛成。

敷中氏(米子)「陪審員の低劣は、陪審員制度を改正すればよい」と、一々提案者の所論を論執し、「我国は、陪審制度の費用に支出し得る国情であり、費用を要する事は、同法が国情に値するや否やといふ本質的の根拠とは的がはづれてゐて、廃止の論拠とはならぬ、廃止説は暴論なり」。

檜垣氏 憤然として、「原案を吟味せよ、現行陪審法は現在の我国情に適応せざるものと認むるので、必ずしも廃止を叫ぶものではない。只これを決議して、鞏正を促すのである」と論旨稍四分五裂、漸次廃止論の論鋒にぶり、笑ひ声起る。

敷中氏(米子)「最初の説明とダン／＼異なる、修正する意はないか」。

家本氏(岡山)「提案者は、論旨が徹底せぬ。従来裁判所のものでも、弁護士でも、ヘリクツを言ふので排斥される(と満場を失笑させる)。撤回すべく忠告する」。

大脇氏(松江)「聞いてゐるとますます／＼判らなくなる。尻切トシ

ボだ。撤回したら如何、原案の文句は卑怯だ。」

議長 提案者に原案に現行の二字挿入を図れば、アツサリ折れる。

岡田氏（松山）「同法は、西洋人の真似である。原案に賛成」。

この時、議場ダレ、採決採決と叫び、大脇氏の論旨徹底せず。

田上氏（広島）「提案者が原案を訂正したのは卑怯だ。最初の趣旨によって堂々戦つては如何」と擲論す。

続いて、岩本（下関）、田中（広島）、宇和川（松山）諸氏の賛否あり。

議長 対論終結を宣し、起立によつて裁決の結果、波瀾を重ねた同案も遂に否決となる。

続いて、岡山、広島、鳥取、（米子分、鳥取分）の議案を、一瀉千里に可決し、議事を終る。

今村控訴院長、可決される議案について意見を述べ、帝国弁護士会代表多井田四郎氏、日本弁護士協会の代表新聞弘通氏の挨拶あり、午後六時四十分終了した。

因に、同日の成績は左の如し。△山口弁護士会提案全部可決、

△松山弁護士会同上可決二、否決一、△岡岡同上撤回一、可決二、

△広島同上撤回一、可決三、否決一、△鳥取同上（米子分）撤回

一、否決一、可決五、△同上（鳥取分）撤回一、可決八、

（注）陪審法に関しては、次の議案が提出されたが、否決または撤回さ

鳥取における陪審裁判

れた（『法曹公論』第三四巻第五号、一九三〇年五月）。

松山弁護士会提出・第七号「陪審法ハ現在ノ我カ国情ニ適応セサルモノト認ム」（否決）。本案は、その賛否につき議論沸騰し原案賛成者十数名を算するに至りしが、結局大多数にて否決さる。

鳥取弁護士会提出米子弁護士分・第二十二号「陪審事件ノ審理ハ午後四時ヲ限度トスル旨ノ規定ヲ設クルノ件」（否決）。同第二十三号

「裁判長ノ説示ニ関スル規定ヲ廢スル件」（撤回）。

●「因伯時報」昭和五年九月二八日

司法記念日と

鳥取地方裁判所

来る十月一日の司法記念日に、鳥取地方裁判所では、午前十時御真影を参拝し、勅語奉読が挙行されるが、当日裁判所及陪審法廷、同宿舎を開放し、一般の縦覧に供し、尚来庁者には、陪審法並改正民事訴訟法に関するパンフレットを配布すること、なつた。

●「鳥取新報」昭和五年九月二八日

司法記念日に陪審法廷を開放

パンフレットも配布

鳥取地方裁判所では、来る十月一日の司法記念日を祝する為め、

二四九（二四九）

同日は国旗を掲揚し、午前十時より朝野法曹を招致し、同所楼上に於て御真影を奉拝し、勅語拝読、記念式を挙行する。尚、同日は裁判所及び陪審法廷並に其宿舍を開放し、一般の縦覧に供し、来観者には陪審法及び改正民事訴訟法に関するパンフレットを配布する外、刑の言ひ渡しは一切せぬ筈である。

国旗を掲揚し、午前十一時、朝野法曹参集の上、御真影を奉拝し、勅語奉読式を行つて祝意を表すが、午前八時より午後三時迄、裁判所及陪審法廷、宿舍等を開放し、一般の縦覧に供し、来庁者には陪審法及改正民事訴訟法に関するパンフレットを配布し、尚当日は刑の言渡しをしないことになつてゐる。

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年九月二八日
民訴の和解を勧む

司法記念日

●「鳥取新報」昭和六年一〇月二日
昨日の司法記念日

裁判所では陪審法廷縦覧

来る十月一日は、司法記念日に当るので、鳥取地方裁判所では、午前十時から記念式を挙行するが、当日は裁判所及び陪審法廷を一般に開放し、自由に見学せしめることになつた。また、同地方裁判所では、記念事業として県下鳥取、米子、倉吉の各区裁判所の民事訴訟に和解勧告をすることとなり、二十九日県下諸官衙、銀行、会社にその趣旨徹底の宣伝ポスターを配布すると。

司法記念日にあたる昨日、鳥取地方裁判所では、正門に大国旗を掲揚し、朝野法曹参集の上、午前十一時同所楼上の儀式場で、御真影を奉拝し、勅語の奉読式を行ひ、祝意を表したが、一方同日午前八時より午後八時迄、一般民に対し陪審法廷、宿舍、裁判所、その他を開放し縦覧させ、縦覧者には陪審法及び改正民事訴訟法等に関するパンフレットを配布し、刑の言ひ渡しを控へ、同日を記念した。

●「因伯時報」昭和六年九月二十九日

十月一日は司法記念日

裁判所を民衆に開放し、パンフレットを配布

2 陪審公判に関する新聞報道

①放火被告事件昭和四年六月二四日判決

●「因伯時報」昭和四年四月五日

来る十月一日司法記念日に、鳥取地方裁判所では、当日正門に

無一文で貸席に登楼し、断はられて放火

仲居が早く発見して消し止む

□□SR寺の墮落坊主

気高郡□□村大字下□□SR寺住職僧侶KN隆晃(二八)は、三日午前一時三十分頃鳥取市□町貸座敷業NM楼事OH敏三方へ無一文で登楼し、その情を仲居OHムツ子に告げ、遊興させてくれないかと要求したが拒絶されたので、今度は所持してゐた時計を証拠に置くからと交渉を重ねたところ矢張り拒絶されたので、大いに立腹し平素の短氣に加へて酒氣も手伝ひ、昂奮の余り畳並に座布団を焼燬せむことを決意し、仲居ムツ子の階下に降りた隙に乗じて、登楼せる同家二階六畳の火鉢の中から木炭火長さ約二寸位を掴み出し、自分の座つてゐた座布団と畳との間に右の火を置いて放火を企て無断同家を立去つたが、約五分後に火始末をなさんと該室に上つたムツ子が発見し、畳座布団共約三寸四方を焦がし、正に延燃せむとする所を家人と共に消止めたので、その目的を遂げなかつたもので、届出に接した鳥取署では直にKNを逮捕し、加藤司法主任並に稻村巡查部長は実地検証を行った。同人は、妻子ある身で、取調に対しては犯行の総てを自白したが、濟度の身にある一寺の住職のこの犯行に世人は驚いてゐる。四日午後、KNは、放火未遂罪として、身柄と共に一件書類を当検事局へ送られた。

鳥取における陪審裁判

●「鳥取新報」昭和四年四月五日

無銭登楼を断られ、腹立紛れに放火

しかもお寺のお坊さんが

気高郡□□村字□□SR寺住職僧侶KN隆晃(二八)は、四月三日午前一時三十分頃、市内□□園内貸座敷業NM楼ことOH敏三方に無銭で登楼し、仲居OHむつ子に情をあかして遊興して呉と依頼したが拒絶されたので、さらに持つてゐた時計を置くからと再三たのんだが、すげなくことはられたのに業をわかし、性来の短氣な上に酒を飲んでゐたので大に激昂し、腹いせにすきを見て同家二階六畳の火鉢より火を掴んで来たり、自分の敷いてゐた座布団と畳の間に置き、素知らぬ顔で同家を立ち出でたが、約五分後仲居むつ子が火始末せんと見廻つたところ、煙濛々としてゐるので大騒ぎとなり、消しとめ大事にいたらなかつたが、KNは放火未遂として鳥取署で取調べの上、昨日事件送りとなつた。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年四月五日

遊郭で断われ、珍な放火未遂

怪しからぬ住職捕はる

鳥取県気高郡□□村字下□□SR寺住職KN隆晃(二十八)は、三日午前一時ころ、鳥取市□□町遊郭NMことOH敏三方に無銭

で登楼して、態よく断られたので、腹を立て火鉢の火を畳の上に
掴み出し、上から座蒲団を被ぶせ、なに喰はぬ顔で立ち出でたの
を、後で仲居が発見し大騒ぎとなり、大事にいたらず消止めたが、
KNは同夜他楼に登楼中を鳥取署員に逮捕せられ、四日放火未遂
として検事局に送られた。

●「鳥取新報」昭和四年四月二二日

判検事鳥取遊郭放火事件の
昨日実地検証

鳥取地方裁判所近田予審判事、岸上検事は、十一日午前十一時
過ぎ、自動車で鳥取市□□遊郭NM楼に至り、去る三日無銭遊興
を断られ腹たちまぎれに、同家二階六畳の間にあつた火鉢から火
をつかみ出し、自分の敷いてゐた座蒲団と畳の間に置き放火せん
とした、気高郡□□村字□□SR寺住職KN隆晃に対する、放火
事件の実地検証して引き上げた。

●「因伯時報」昭和四年四月一四日

坊主の放火未遂
判検事実地検証

無一文で貸席に登楼し断られた腹立ちまぎれに放火を企てた、気

高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二六)の放火未遂事
件に關し、十一日当地方裁判所の近田予審判事並に岸上検事は、
市内□□町貸座敷営業NM楼へ出張実地検証を行つて引揚げたが、
直に放火未遂罪として起訴予審に移された。

●「因伯時報」昭和四年五月二五日

放火未遂結審
公判に附せらる

気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる
放火未遂事件は、予て当地方裁判所の近田予審判事の手で審理中
のところ、二十四日予審終結有罪と決し、公判に附せられた。同
人は、去る四月三日午前一時三十分頃鳥取市□□町貸座敷業NM楼
事OH敏三方へ無一文で登楼したが、遊興を仲居に断られ、立腹
の余り同家二階六畳の火鉢の中から木炭火を掴み出し、自分の
座つてゐた座蒲団と畳との間に火を置き放して、無断同家を立ち
去つたが、約五分間で火始末に上つた仲居に発見され、畳座蒲団
その他三寸四方を焦がしたのみで未遂に終つた事件である。

●「因伯時報」昭和四年六月一一日

住職の放火未遂事件、最初の陪審裁判か
きのふ準備審理行はる

去る四月三日鳥取市□町貸座敷NM楼へ無一文で登楼し、遊興を拒絶された腹立紛れに、同家二階六畳の間の火鉢から炭火を持ち出し、座布団の下に敷いて立去った、気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件の陪審公判準備審理は、十日午後一時半より篠田裁判長係り、岸上検事立会、君野弁護士列席の上、被告の訊問を公開禁止裡になしたが、若し被告が自白せず犯行を否認し続けたならば、本人が辞退せぬ限り、これが本県における最初の陪審裁判となる訳である。

●「因伯時報」昭和四年六月一二日

山陰では初めての陪審裁判

十日陪審法廷で公判乎、二十四日公判開廷

陪審員三十六名を抽籤によつて定む

気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件の陪審公判準備手続きは、十日午後一時半当地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、岸上検事立会、君野、伊墻両弁護士列席で、長時間に亘る審理が遂げられた結果、いよく陪審裁判に附せられることとなり、来る二十四日午前八時から陪審公判が開廷されることに決定した。全国各裁判所で今までに取扱った陪審裁判は、九十余件に達してあるが、山陰における陪審裁判はこの放火未遂事件を以て最初とし、陪審裁判実施以来九ヶ

鳥取における陪審裁判

月目にして、当陪審法廷で陪審公判が開廷される訳であるが、第一回の陪審公判でもあり、裁判長は篠田所長によつて審理されるだらう。きのふ公判準備手続きが終り、公判期日も決定したので、かねて定めておいた市町村の順序によつて、各陪審員候補者名簿から、市町村の大小に応じ一人又は数人の陪審員を選定する。陪審裁判前の気分を濃厚に織り出しつゝ、陪審員三十六名を選定したので、この三十六名を公判期日に呼び出すことゝなつた。

●「鳥取新報」昭和四年六月一二日

当地方裁判所最初の陪審裁判

近く開廷されん

僧侶の放火未遂事件

気高郡□□村大字□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件は、十日午後、鳥取地方裁判所篠田裁判長係で開かれた陪審公判準備手続きの結果、鳥取地方裁判所最初の陪審裁判として、来る二十四日午前八時から、鳥取地方裁判所陪審法廷で開廷される事に決定した。裁判長は篠田裁判所長自らあたり、検事は未定(多分谷田検事正ならん)、伊墻、君野両弁護士列席のはずである

陪審員の職務は

或る犯罪が成立する為にはどの様な点が
法律上の問題となつてゐるか

別項Ⅱ 気高郡□□村大字□□SR寺住職KN隆晃（二八）にかゝる放火未遂事件が、山陰最初の陪審裁判として、来る二十四日鳥取地方裁判所で開廷に決定したので、同地方裁判所では、十日午後陪審法の規定に基き、県下の本年度陪審員候補者名簿から、抽籤により市町村から一名乃至二、三名宛合計三十六名の陪審員を決定した。しかして、選ばれた三十六名に対し、「二十四日午前八時から鳥取地方裁判所で陪審裁判が開廷されるから出頭せよ」との意味の通知を、一両日中に發送される筈であるが、右について篠田鳥取地方裁判所長は語る、「選ばれたこの三十六名中から、公判の当日公判開廷にさきたち、抽籤によつて実際公判に立会ふ陪審員十二名を決定する。この場合、検事と被告人は陪審員を忌避出来るのであるが、広島、岡山等の例に見ると、検事並に被告人とも一名も忌避することなくすらくとゆきて居る。そして、十二名の基本陪審員のほかに補充の陪審員（大抵二名）を決定する。これによつて陪審員がきまり、こゝに陪審の構成が出来上るのである。しかして、残りのものは、陪審員たるの資格をとかれ帰郷するなり、勝手に行動してもよいのである。陪審を構成すべき陪審員がきまると、其陪審員は抽籤の順序に従つて陪審席に着席し、それから公判手続きが開かれるのである。即ち、先づ裁

判長が起立し、陪審員に対して陪審員の心得を論じ、公平誠実に其職務を行ふべき事を誓はせる。其誓ひの形式は、裁判長が宣誓書を朗読して、陪審員署名捺印させるのである。次に、検事が被告事件の一部始終を陳述して、被告人がどのやうな犯罪によつて起訴されたかを明かにすると、裁判長は被告人を訊問してその弁解を聞き、更に証人鑑定人等を訊問して証拠調べを行ふ。証拠調べがすむと、犯罪の構成要素に関する問題、即ちある犯罪が成立する為にはどの様な事実が必要であるかの問題に関して、先づ検事が事実上並に法律上の点に付いて意見をのべ、次に弁護士、被告人がこれに対して意見をのべる。かうして弁論が終ると、裁判長は、陪審員に対して説示を行ふ。これは、事件に関する説明であつて、犯罪の成立に関しては、どの様な点が法律上問題となつて居るか、又どのやうな事実が問題となつてゐるかといふ事を言ひ、更に証拠はかくの如くであるといふ事迄も解説するのである。」（続く）

●「鳥取新報」昭和四年六月一三日

二十四日開廷の山陰最初の陪審裁判

陪審員の職責は重大

篠田鳥取裁判所長の話

「承前」説示がすむと、裁判長は、問を書面に記して陪審に対し、

犯罪構成事実の有無を評議の上答申すべき事を命ずる。問は、陪審が「然り」又は「然らず」と答へ得るやうな文言で記載される。しかして、陪審員は、裁判長から問書を受け取ると、評議の為評議室に退き、議事整理の為陪審長を互選した後、各自意見を述べる。評議によって、犯罪の構成事実を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要で、過半数に達しない場合には、これを認めない事となる。かうして、評議が終ると、答申を問書の余白に記載し、陪審長がこれに署名捺印し、陪審員一同評議室を出公判廷に帰り、答申の附記された問書を裁判長に提出する。裁判長は、公判廷で裁判所書記に問ひ及びこれに対する答申を朗読させた後、陪審員を退廷させる。陪審の答申は、犯罪事実を認めるか認めぬかの二つの中の一つを選ばねばならない。認めた場合には、先づ検事がこれに適用すべき法令及び刑に付て意見を述べ、次に弁護人、被告人がこれに対して意見を述べる。すると裁判長は、会議の上陪審の答申した事実を法令を適用して、刑を言渡すのである。又陪審の答申が犯罪事実を認めぬ場合には、裁判所は無罪を言渡すのであるが、こゝに注意すべきは、陪審の答申が犯罪事実を認めた場合でも認めぬ場合でも、裁判所がこれを不当と認めれば、其後の手続きを中止し、事件を更に他の陪審の評議に付する事を決定し、公判をとじる事である。陪審の答申を採用して言渡した判決に対しては、控訴する事は出来ぬが、其事件に関し適法に陪審を構成しなかつた場合とか其他特別の理由がある場合には、大

鳥取における陪審裁判

審院へ上告する事が出来る。従つて、現今の第一審、控訴審、上告審の審級制度の点から見れば、陪審の評議に附した事件は二審級制度である。陪審員の評議答申は、裁判所がこれを採用して裁判の基礎とし、被告人の有罪、無罪を決定する資料となるのであるから、陪審員の職責は極めて重大である。裁判が公正に行はれなければ、国家の秩序は維持されず、国民の権利の保障は全ふされない。裁判を公正に行はせるには、事件の真相を捉え、事実の認定を誤らないことが肝要である。陪審の答申が、万々一事件の真相を穿たず、又は事実を枉げて認定するやうな事があれば、延いて裁判の公正を害する事となり、或は真実罪を犯した者に其裁判を免れさせ、被害者の利益の保護を等閑に附して、社会の秩序を紊り、あるひは罪のない者を罰して不当に権利を侵害するといふやうな、様々の弊害を生じないとも限らないから、陪審員に選ばれた者は、必ず其職責の重大なことを自覚し、よく其の職責をつくすの覚悟がなくてはならない。

●「因伯時報」昭和四年六月二三日

鳥取地方裁判所で初めての陪審裁判

いよいよ二十四日開廷

傍聴は四十名に制限?

当地方最初の陪審裁判、気高郡□□村大字下□□SR寺住職K

N隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件の陪審公判は、いよく二十
四日午前八時から当地方裁判所において、篠田裁判長係りで開廷
されるが、陪審法廷の傍聴席は傍聴者の収容人員約六十名とみ
られているもの、当日呼び出される陪審員三十六名中實際陪審
に立会ふ陪審員十二名の残りの陪審員約二十名位は、居残つて傍
聴するだらうとの予想から、従つて一般傍聴席は約四十名位と限
定されるらしく、当日は傍聴券を發行して整理することになつて
ゐるが、この外に特別傍聴人も相当ある模様で、陪審法廷はきの
ふまでにすつかり準備なり、判官席の両側には特別傍聴席に当て
られてゐる十脚の椅子が整然と並べられ、陪審員の机上には官給
品の西洋紙、けずられた新しい鉛筆が、陪審員を待ち構へてゐる
かの如くキチンと取揃へられてゐる。先づ当日は、午前八時から
非公開で、呼び出された陪審員中十二名が抽籤によつて選定せら
れると共に、検事と被告人からの陪審員の忌避等を行う陪審構成
の手續きを終らねばならぬから、實際公開されるのは午前十時頃
となる模様である。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年六月二三日
山陰最初の陪審公判愈々明日開廷

凝視さる、裁きの廷に晴れの陪審員三十六名
ズラリと列ぶお歴々の傍聴、一般傍聴は四十名

腹立ち紛れのいたづらが過ぎて、恐ろしい放火未遂罪に問はれ
た、鳥取県気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二十八)
にかゝる山陰地方最初の陪審公判は、明二十四日午前八時から鳥
取地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、谷田検事正立会、
君野、伊墻両弁護士列席の下に開廷されることとなり、裁判所は
既に三十六名の陪審員に呼出状を發し、公判開廷に関する一切の
準備を整へたが、当日は松江地方裁判所長、同検事正、鳥取県警
察部高等官および鳥取、米子、倉吉の各関係法官ら多数傍聴する
はずであり、また被告の身分と犯行に異常の興味を唆られて、一
般の傍聴者も多い予想であるが、裁判所では一般傍聴者に対して
は傍聴券を發行して、先着者四十名に限り傍聴せしめることに
なつてゐる。なほ、審理は一日で終了だらうと。

●「因伯時報」昭和四年六月二五日
陪審裁判山陰にては初めて、僧侶の放火未遂
裁判長が十二名の陪審員に陪審説明
陪審員厳肅に宣誓して署名捺印
被告は犯意を否認

山陰地方最初の陪審裁判、遊興を断られた腹立まぎれに、仏に
仕へる身としてあるまじき恐ろしい放火の罪を犯した破戒僧——
気高郡□□村大字下□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる放

火未遂事件の陪審公判は、二十四日午前十時当地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、阿部、桑山両陪席判事、谷田検事立会、君野、伊墻、寺崎三弁護士列席で開廷された。先づ裁判長は、起立のまゝで陪審員十二名に対し、「諸君は司法権に参与する光栄を担はれた。特にこの陪審公判は、当地方裁判所では最初のものであるから、深甚なる意義がある。諸君は、公平無私誠実熱心に国家のために尽す覚悟と決心を待たねばならぬ。」と陪審員としての心得を説明し、最後に全員起立裡に宣誓書を朗読、陪審員はそれ〴〵署名捺印して、その宣誓書を裁判長の手元に提出した。

次で検事は、被告が去る四月三日午前一時頃、鳥取市□町遊郭NM楼ことOH敏三方に登楼し、懐中三十三銭所持した。〴〵で遊興を頼んだが断られたので、更にそれでは時計を置くから遊ばせてくれと頼んだ、それでも断られたので、生来短気な被告は、憤慨の余り自分の座つてゐた座布団と畳との間に、傍に置いてあつた火鉢の中から炭火を取出して投げ込み、その場を立出でたが、被告が立ち去つてから五分間して、火鉢の火を片付けんとして二階に上つた、敏三の娘むつ子が発見、母と協力の上消し止めたが、座布団と畳の一部を焼いたのみであつた——と、普通裁判における検事の態度と違ひ、陪審員に向つて詳細に公訴事実を陳述した。次で、事実審理に移り、裁判長の訊問に対しては、被告は犯行そのものは認めたが、犯意については「当時畳の上に火を置けば家が焼けるといふことを認識せずしてやつた」と放火の意思を否認

した。これまでの事実審理は、すらくと進み、伊墻、君野両弁護士と被告間との質疑応答も済んで、十一時十五分証人調べに移る。

NM楼の娘

被告に有利な証言を為す

十一時五十分から六名の証人調に移る。最初の証人東□□の料理屋MDみつ子については、被告がNM楼に行く前、同料理店で飲酒した当時の状況につき、被告に有利な証言を陳述した。次で、□□料理屋TB元蔵は、被告に不利に近き証言を陳述し、本件で最も重大な関係を持つNM楼OH敏三の娘むつ子(二四)は、被告が登楼した当夜の状況を申立てた後、炭火を座布団と畳との間においた点につき、「悪戯でされたこと、思ひます」と被告に極めて有利な証言を陳述し、十二時二十分昼食のため休憩に入る。

十二名の陪審員と一名の補充員

五名の不参者

二十四日の陪審公判に呼び出されることになつてゐた、陪審員三十六名中出頭した陪審員は三十名で、出頭しなかつた六名中、一名は死亡し、三名は無事不参、事故不参者二名は無届不出頭で

あった。審理に立会った、十二名の正陪審員及一名の補充陪審員の住所氏名は、左の通り。

▲鳥取市今町一丁目澤忠吉▲同市奥谷町松浦鐵彌▲同市上魚町青木源次郎▲岩美郡浦富町赤坂虎藏▲同郡美保村西村武勇▲東伯郡由良町竹藏千藏▲同郡長瀬村穰久正太郎▲同郡同村大字曲鎌山元藏▲米子市紺屋町芽野重太郎▲同市天神町小泉増藏▲西伯郡境町小泉禱一郎▲日野郡根雨町木山喜平治▲補充陪審員東伯郡由良町大西勘太郎

午前三時頃から傍聴人裁判所へ

始めての陪審裁判とあつて

放火未遂事件の被告——気高郡□□村大字下□□SR寺KN隆晃(二八)の裁かれの日は来た。山陰地方における最初の陪審裁判は、六月二十四日当地方裁判所の陪審法廷で開かれた、最初の陪審公判だといふので、傍聴人は早くも午前三時頃から詰かけ、先着順四十名の傍聴券は六時頃までに出尽した。午前八時五十五分陪審構成の手続きに入つて、九時四十分を終了、傍聴席入口のドアが開かれるや、待ちあぐんでゐた四十名の傍聴人はさつとなだれ込むやうに傍聴席に着く。待つ間程なく九時五十五分、稿の銘仙に縦横の縞の羽織セルの袴といふいでたちの被告が、二名の看守に附添はれて被告入口のドアから法廷に入った。これと同

時に、陪審員十二名に補充陪審員一名計十三名が入廷。これより先、寺崎、伊墻、君野の順で三弁護士は所定の位置につき、特別傍聴席には古明地松江地方裁判所予審判事、木村鳥取区監督判事を始め各判検事、重藤憲兵分隊長、山根署長その他が着席。十時、法廷正面中央の判官入口の莊重なカーテン後方のドアが開かれるや、篠田裁判長、阿部、桑山両陪審判事、谷田検事、湯口書記がそれ／＼所定の位置につき、先づ裁判長は被告の住所氏名等を質した後、「KN隆晃の放火未遂事件につき、これより陪審公判を行ふ」とて、いよく審理に入った。

●「鳥取新報」昭和四年六月二五日

山陰最初の陪審裁判、僧侶の放火未遂事件

かうして置けば自然に家が、焼けると意識したかどうか

被告は酔つて居て全然知らぬと否認

弥陀の道をとく僧侶の身であり乍ら、遊郭に無銭登楼せんとして、仲居にすぎなく断られた腹立まぎれに、火鉢の火を掴んで自己分のしいてゐた座布団と畳の間に置き、恐ろしい放火未遂の罪にとはれた、気高郡□□村大字□□SR寺住職KN隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件は、山陰最初の陪審裁判として、二十四日鳥取地方裁判所新装の陪審法廷で、篠田所長裁判長となり、陪席阿部、桑山両判事、谷田検事立会、伊墻、君野、寺崎三弁護士列

席のもとに開廷された。

これよりさき、世人の視聽を集めたこの陪審裁判を傍聴せんとする人々は、尋常では聴取不可能なるを知り、午前三時といふ朝まだきより、傍聴券を得んと裁判所に押しかけ、所内にたゞずんで傍聴券の出るのを待つてゐる、裁判所前は文字通り人の黒山でうずまるといふ、もの凄い有様であつた。裁判所でも、これが整理にてんでこ舞のあげく、遂に六時に四十枚の傍聴券を發行し、漸く整理した。一方、最初の陪審員に選ばれ司法権に参与の光榮を荷なつた、鳥取市會議員青木源次郎、鳥取市伊藤病院松浦鐵彌氏等三十六名の陪審員中、午前七時半には早くも裁判所に出頭した人あり、八時ごろには三十六名中三十名の出頭があつたので、同九時ごろから非公開で陪審構成の準備手続が開始され、抽選の結果青木市會議員等十二名を正陪審員に、補充陪審員一名を選定して九時半終了し、正十時からいよいよ陪審公判に入る。

傍聴席入口のドアが開かれるや、開廷を待ちに待つてゐた傍聴人は、取締りの警官をつきのけんばかりにして、廷内になだれ込む。しかして、判官席の後方及び左右の特別傍聴席には、鳥取地方裁判所の判檢事数氏を初め、佐藤県保安課長、金子高農教授、重藤鳥取憲兵隊長、山根鳥取署長等十數氏が威儀をたゞして控へ、裁判長席に向かつて右に、紋付羽織袴並びに洋服姿の陪審員十二名が、左に弁護士があらぶ。緞の羽織に銘仙の単衣、セルの袴をつけた被告は、看守二名に守られて靜かに入廷、設けの席

鳥取における陪審裁判

につくや、満廷俄に緊張する。

かくて、裁判長は、審理に入るにさきだち陪審員に向かつて、「諸君は、陪審員規程の定むるところにより選ばれて陪審員となり、司法権に参与する光榮を得られたのである。しかも、本陪審裁判は、当地方裁判所最初のものであるから深甚の意義があり、諸君は公の人として、国家に尽す覚悟が必要である。この覚悟のもとに、被告の罪の有無を判断する重大な義務がある」と、陪審員としての心得を懇示したるのち、宣誓せしむ。

ついで、檢事の公訴事実の陳述に入り、谷田檢事は「本陪審裁判は、当地方裁判所最初のもので意義が深い、選ばれて陪審員となつた諸君に敬意を表する」と冒頭して、「被告は、八頭郡の生れで、小学校を終へて鳥取一中に入学四年生の時退學した。そして、神戸、北海道等で新聞配達をやり船員となり或は店員となり転々と流浪したのち、現在の僧侶となつた。被告には、妻との間に二歳になる男の子があるに拘らず、素行兎角納まらず、去る四月三日鳥取市□町□遊郭貸座敷NM様ことOH敏三方に登樓した。寺を出た時は、五十円の金を持ってゐたが、同家に登樓した時には、懐中僅に三十三銭となつてゐたので、同家の娘で仲居代りのむつ子に金のない事を明かして遊興させてくれとたのんだが、すげなく拒絶された腹立まぎれに、こうしておけば自然家が焼けるだらうと意識して、火鉢の火をつかんで自分のしいてゐた座布団と畳の間に入れ、何くはぬ顔して同家をたち去り、その足でYD

二五九 (二五九)

楼に登楼したものである」と、特に詳細に亘つて述べ、終つて裁判長は、被告に対して、「只今の検事の公訴事実の陳述について弁解はないか」とたずねると、被告は「畳の上に火を置けば家も焼けるといふ事を意識してやったと述べられたが、意識してやったのではない、その他は大体事実である」と弁解して、いよく裁判長の審理に移り、裁判長と被告との間に大体次のやうな問答が交された。

問 寺を出た日時と、そしてその時、懐中にはいくら金があったか。

答 寺を出たのは三月二十八日です。金は六円程持つてゐました。

問 それからどうした。

答 あちこちの寺の仏事に招かれてゆきました。

問 NM楼に登楼する迄、どこで酒を飲んだか。

答 最初に東□□のAZ屋にゆき、それから□□村のSKRにゆき、二ヶ所で一升二合余り酒を飲んで、NM楼にゆきました。

そして、AZ屋で銚子を六本飲み七本目までは覚えてゐましたが、それからさきの事は記憶がありません。

問 お前は梯子酒のくせがあるね。

答 ハイ、多少あります。

問 これ迄酒を飲んだうちで、一番多く飲んだのは。

答 七合飲んだのが最高であります。

問 NM楼では、表六畳の室だったといふ事だが事実か。

答 よく覚えてゐません。

問 同家の娘のむつ子が、仲居代りとして万事幹旋したのか。

答 そうです。

問 金を持たずに登楼して、仲居のむつ子から遊興を断られ、火鉢の火をつかんできて自分のしいてゐた座布団と畳の間に置いたのは事実か。

答 ハッキリ記憶してゐませんが、火を置いたやうに思つてゐます。

問 遊興を断られた腹だちまぎれに、不都合だから家を焼いてやらうといふ考へでやったのではないか。

答 そんな考へは、絶対にありません。

問 敵視して家を焼いてやらうといふ考へはなくとも、放つとけば家が焼けるといふ事を考へてゐたではないか。

答 そんな事は、絶対にありません。

問 それでは、畳か座布団を少し焼いてやらうといふ考へだったのか。

答 そうでもありません。

問 さう否認しては、要領を得ないではないか。

答 立ちかけに火を置いたやうにも思つてゐますが、酔つてゐたのでよく記憶してゐません。

問 それでは、当時の気持はどうだったのか。

答 記憶がありません。

問 警察では、座布団や畳を焼いてやる為に、火を置いたやうに
言つてゐるではないか。

答 それは、事実ではありません。

問 どうして、そんなウソをいつたのか。

答 そういへば、説諭位でかへして貰へると思つたからです。

問 N M 楼をたち出で、更に Y D 楼にゆきて、僅かに五分間ほど
たつてから、N M 楼につれ戻されたのか。

答 そうです。

問 こんな事件を起して、今どんな気持ちがしてゐるか。

答 前後不覚に酔つてゐたとはいへ、こんな事件を引き起した事
は、世間に対して寔に申訳がありません。将来は禁酒を誓つて
ゐます。

問 之迄、酒で失敗した事はないか。

答 すんでの事でやりかけた事はありますが、幸失敗はありません
んでした。

と、撒頭蛇尾放火を否認した。

これで訊問を終り、君野、伊墻両弁護士から被告に対して一、
二の質問があつて、証人調べに入り、被告が最初に酒を飲んだ東
□□の A Z 屋の女給 M D みつ子（二四）が喚問され、被告が酒を飲
んだ量をたずねられ、大体被告に有利な証言をする。ついで、□
□村の S K R の主人 T B 元藏が喚問され、「K N サンは余り酩酊
してゐなかつた」と不利な証言をなし、続いて、本事件の中心人

鳥取における陪審裁判

物である N M 楼の娘 O H むつ子が呼出され、証拠品として畳と座
布団が持ち出され、陪審員のひとみは異様にかゝやく。かくて、
みつ子は裁判長の間に対して、被告が登楼当時の模様を低声に答
へ、みつ子の父の K N サンだったら登楼を断るではなかつたと
いつたかどうかについては、「そう申しました」とのべ、被告の
処為については「悪戯だつたと思ふ」と有利な証言をなし、十二
時二十五分昼食の為、一先づ休憩した。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年六月二五日

山陰最初の陪審公判開かる

きのふ鳥取地方裁判所で

緊張した法廷の光景

山陰地方最初の陪審裁判である、鳥取県気高郡□□村大字下□
□ S R 寺住職 K N 隆晃（二十）にかゝる放火未遂事件の陪審公判
は、二十四日午前十時から鳥取地方裁判所陪審法廷で、篠田裁判
長係り、谷田検事立会、君野、伊墻、寺崎の三弁護士及び民間か
ら選ばれた十二名の陪審員列席の上開廷された。

この日始めて陪審員に選ばれた、鳥取市上魚町市会議員青木源
次郎氏ほか二十九名（六名欠席）は、重大な責務に緊張の色を漂
はせ、午前七時半ごろからポツ／＼出頭し、陪審員室に入った。
一方、篠田裁判長は、書記廷丁を指揮して法廷の整理を急ぎ、九

時一切の開廷準備を、へて、非公開裡にその構成に移った。この間、始めての陪審公判を傍聴せんと、早朝から押寄せた人々は、法廷外の広場に殺到したが、鳥取署から出張した法廷取締警官に喰止められ、傍聴券を所持した先着四十余名を入廷せしめた。

正十時サツと法廷が開く、正面には篠田裁判長、左右に阿部、桑山両陪席判事、左手に谷田検事正厳然と着席、右側には三十名の陪審員から選ばれた正陪審員十二名(ほかに補助員一名)が六名づつ、二列に着席した。左手弁護士席には、三弁護士が着席し、その前の被告席には、縞銘仙の単衣に緋の羽織を着た被告が神妙にうづくまつてゐる。裁判長の後方には、古明地松江地方裁判所予審判事、佐藤鳥取県保安課長、山根鳥取署長、重藤鳥取憲兵分隊長、その他鳥取裁判所の判官など居並び、一般傍聴席には選に洩れた陪審員などが傍聴人に早変わりして開廷を待つ。

やがて、裁判長は落付のある口調で、「今日は山陰地方はじめての陪審公判が開かれるに当り、諸君が陪審員に選ばれ司法権行使の名譽を担はれた。どうか公判をよく聞いて、重大な責務を完全に果されるやう希望する」と、くだけた態度で、心得と公判の順序とを説明し、満廷総起立裡に陪審員に対する宣誓書、「良心に従ひ誠実にその義務をなすべきことを誓ふ」を朗読して、一々署名捺印し、いよく審問に入る。

立会谷田検事正は、「陪審員諸君に敬意を表します」と冒頭して、被告の生たちから性行を説明して後、「被告は、本年四月三日午前

一時ごろ、酒気を帯びて三十三銭を所持し、鳥取市□町遊郭NM事OH敏三方に登樓して断られ、時計を担保に置くからと頼んだがまたも断られたので、家を焼いてやらうと認識して、同家二階六畳の間の座布団と畳の間に火鉢の炭火を火箸でつまみ出して投込み、大事に至らんとしたが、幸ひ被告が立去つて五分の後、仲居が発見して消止め、座蒲団および畳をともし幅一寸五分長さ二寸五分焼いたものである」と、当時の模様を綿密に公訴事実の陳述を終つた。

つぎに、裁判長は、「今の検事正の陳述について、何かいふことがあるか」と第一問を發する。KNは、「たゞ今検事の陳述には、同家の焼けることを認識してとあつたのを否認します」と突つ張り、犯意を否認して、早くも放火か否かの重大な謎が提出され、いよく事実調べに入った。被告は、四月二日夜鳥取に来て、東

□AZ屋及び末広通りSKRで酒一升余を飲み、前後不覚となつてNM樓に登樓して、火鉢の火をつまみだした経緯を、酔つてゐてよく記憶してゐないが、とぼつりく申述べる。「普通酒量ほどの位か」、「五合位です」と問答で一応取調べを終つた。裁判長は、「被告の酒量から推すと、当夜は前後不覚とまでは酔つてゐないで、断られたので癪に障り、この家を焼いてやれといふ考へで、火をつまみだしたのではないか」と、事件の核心に触れると、「アイエ、違ひます、そんな考へは毛頭ありません」、「では、癪だから畳と座蒲団を焼いてやれと考へたのか」、「違ひます」、「で

は、粹狂人が乱暴するやうに、単なる乱暴だったのか」「それも違ひます。その夜は酔つてゐたので、何の考へもなくやつたことで、その時の考を思ひだしても覚えだせません」「でも、検事や警察での取調べに対しては、マツチ一本や煙草の吸殻から大火事になることもあると申述べてゐるだらう」「そんなことが普通にはあるといったまで、当夜のことには関係ありません。それに、私は畳と座蒲団を全焼したら、説諭位で帰宅されるだらうと事件の解決を急いだ為、そんなことを申上げたのです」と、低くうなだれてしまふ。最後に被告は、「僧侶の身でありながら、大酒を飲み、しかも遊郭に足を踏入れて、こんなことをしてか、誠に不甲斐ないことをしたと残念に思つてゐます」と、激しい後悔の色を表して、身をふるはせた。ついで、君野、伊墻の二弁護士から二、三の質問があつて、証人調べに入る。

当時のAZ屋女給MDみち子が出され、「私方で飲んだのは、四合位でしたが、酷く酔ふた風もなく酒の強い人だと思ひました」と陳述し、つぎにSKR主人TB元藏が出されて、「私方では七八合位やつたでせうが、随分酔つて自転車を押しながら出て行つたが、あんなに酔つてゐて帰れるだらうか、と家のものと噂したくらゐでしたが、勘定など間違へるやうなことなく、頭ははつきりしてゐたやうに思ひました」と申立て、次に重要な証人であるNM様仲居OHむつ子と呼ばれて、証人席につく。このとき、証拠品として焼けた畳、座蒲団が持出される。証人は、一通り裁判

長の間に答へて後、最後に被告のなした事実をどう思ふとの間に、「ホンのいたづらだと思ひます」と、被告に極めて有利な証言を与へ、更に君野弁護士の間に対し、事件のあとで被告の父と自分の父とが懇意であることを知り、それでは裁判沙汰にするのではなかつた旨述懐したことを申述べて、午後零時二十分休憩。午後一時半再開、引つゞき証人調べがあり、被告が同夜二度目に登樓した、□町遊郭YD楼女将YDすゑ、つぎに同人を逮捕した□町派出所横山巡查が呼ばれ、同巡查は、「当時現場を檢視した折、これはまさか放火ではあるまいが、しかしいたづらとしてはひどすぎると思ひました」と述べ、最後の証人として、気高郡□□村字□□、HS寺住職ON教師が、「KNは幼少時代から極めて温順で、檀徒の信頼も厚く、真に頼もしい青年僧侶であつた。然し、住職となつてから、本妻が不倫なことをしたため、離婚問題が起つてから、多少自暴自棄の趣があるやうに見えた。然し、評判のよかつたKNに同情して、本県下の同宗門組寺、気高郡の組寺またKNの檀徒一同は、検事局に嘆願書を提出したこともある」と、KNの性格素行を審さに申述べて、証人調べを終り、つぎに証拠調べがあつたのち、

谷田検事正「陪審員諸君、本件に対する意見を簡単に申述べる」と、事実と証拠を指摘して、犯罪の構成と法理上の関係を説明し、被告は当時決して前後不覚程度に泥酔してゐたものではなく、明かに放火未遂であると結論して、四十分にわたり意見の陳述を終

り、これに対して、弁護士の弁論があった。(午後四時記)

●「因伯時報」昭和四年六月二十六日

陪審裁判山陰にては始めて

次から次へ変った証人

最後の証人は被告を監督し居るH S寺の住職

三弁護とも無罪論

昨紙続行——気高郡□□村大字下□□S R寺住職K N隆晃(二八)にかゝる放火未遂事件の陪審公判は、二十四日午後一時三十分再開、午前中に引続いて証人調に入る。

被告が、本事件の発生場所市内□□町貸座敷業N M楼を立ち出て、から、その足で一町と隔たらぬY D楼に赴いた当夜の状況につき、同楼女将Y Dすえは、四月三日午前一時過ぎ頃被告が遊興に來たことを認めて後、「酷く酔ってはゐないが、大分酔っておられました。袴や、トンビに泥がついてゐるのを見ました。お金が無くては止めることが出来ぬといつて断つた次第です。」と証言し、次でN M楼からの届出でに接して現場に赴き、被告の住所氏名等を聞き、その場から本署に連行した□□町派出所詰横山房雄巡查は、「現場で取調た際、被告は住所、氏名等をいひましたが、職業は無職だといつてゐました。その時被告は、唯済みませんでしたといつてゐましたが、酒気は帯びてゐました。私は被告がつけ火をした

ものとは見ませんでした。然し放火未遂になりはせぬかと思つた次第です。」と、有利とも不利ともつかぬ証言を陳述した。最後の証人、被告を監督するべき地位にある気高郡□□村大字□□、H S寺住職O N教傳は、被告の性格その他について問はれると、「K Nは、幼少時代から温順で服従概念も厚かつた。大正十五年九月頃、K NはS R寺の住職になりましたが、住職になってからは心理状態が変になつたように思ひます。斯くの如き動機は、先妻*** (注、一行一四字分欠字) ***起こつてゐるが、これがためK Nは自暴自棄に陥り、以前慎んでゐた酒も暴飲するやうになつた。離婚の不純は女のほうにあつた。住職になつてから、酒を飲んで失敗したことは無かつたやうに思ひます」。この時、君野弁護人から被告の信用状態その他について問はれた同証人は、「壇徒その他の宗教団体から、検事局宛嘆願書を出しました程で、平素の言動も粗暴でもなく、この度の事件についても、壇徒は非常にK Nに同情してゐます。」と、被告にとつて有利な証言を詳細に陳述し、証人調をこれで全部終了した。

次で、裁判長から司法警察官、検事、予審判事等の取調について、調書の読み聞けあつて、二時四十五分証調を終つた。

検事は、犯罪の構成要素に関する事実上並に法律上について、「衆生を濟度すべき身が、裁きの庭に立たねばならぬやうになつた*** (注、一行一四字分欠字) ***のではない。その証拠には、自転車を持ち廻つてゐることも分る。焼く意思はなくなつても、

焼けるだらうといふ危険を知つてゐたと被告はいつてゐる。悪戯ではあらうが、極めて危険で、若し発見が遅かつたら大事に至つたかも知れぬ。放火の犯意のあつたことは、当然といわねばならぬ。」と延べ来り、最後に陪審員に対し、「陪審員諸君の御参考までに申上げるが、公平、誠実に事件の判断をして貰ひたい。」と、約四十分間に亘り論述し、

次で、これに対して、君野弁護士は法理上の認識論から当時の被告は精神喪失状態であつたと述べ、伊墻弁護士は被告の行為は器物毀棄罪と論じ、最後に、寺崎弁護士は酩酊の心理について簡明に被告の心理状態を解剖し来り、三弁護士共「被告には放火の意思はなく、唯悪戯に過ぎないもの」としての意見を述べて、五時十五分休憩に入る。

補問に対し陪審員の答申「然り」で被告無罪

公訴は棄却し陪審の評議を採択

物件毀損罪は被害者が取下ぐ

五時五十分再開、裁判長は陪審員に対して、更に本件犯罪事実について簡単に説明なし、どの点が法律上問題となつてゐるか、又どのやうな事実が問題となつてゐるか、更に証拠について親切丁寧なる説示をなし、弁護人の意見について、その判断上過ちなきやう注意する処あつて、いよく裁判長は問ひを書面に記して、

鳥取における陪審裁判

陪審員に対し犯罪構成事実の有無を評議の上答申すべきことを命じた。

第一主問 被告人KN隆晃は、昭和四年四月三日午前一時頃、鳥取市□町□番地貸座敷業NM様事OH敏三方を、燃燬すべき虞あることを気付きながら、故に同家座敷の自己の着席せる畳と座布団との間に炭火を置き、その儘去りたるも、約五分間ばかりにて、家人の発見するところとなり、同家を燃燬するに至らざりしものなりや。

第二補問 若し然らずとせば、被告隆晃は、前記の如く炭火を以てOH敏三方の畳及座布団の一部幅約一寸五分長さ約二寸六分を燃燬したるものなりや。

裁判長から問書を受取つた正陪審員十二名は、評議をなすため評議室に退いたが、この間暫く休憩。七時十五分再開、議事整理のため陪審員から互選された陪審長鳥取市栗谷町松浦鐵彌氏は、答申書を廷丁によつて裁判長に提出した。湯口書記は、裁判長からこの答申書を受取り起立して、「主問然らず」「補問然り」と朗読する。——この時傍聴席にあつて裁きの成行を我が事のやうに氣遣つていた、被告の壇徒は俄に色めき立つ。陪審員の職責はこれで全部終了。裁判長から陪審員に対し、「***（注、一行一四字分欠字）***ことを感謝する。」との謝辞があり、陪審員の大部分は居残つて最後まで裁きの成行きを注目した。

谷田検事は、「陪審の答申は、幸ひ被告に取つて利益だつた。当

職も被告のために衷心から喜ぶ。然し被告の行為はこれを当然と思つたら大間違ひである。万人の認める処、被告の行為は甚だ悪い。将来心を改めて、新なる生涯に入らんことを希望する。」と、情味の籠つた名論告があつて、満廷を肅然とさせた。次で君野弁護人は、「被告にとつて二度と得難き体験であつた。これによつて、被告も過ちを繰返す危険から遠ざかることが出来る。被告の前途に光明ある裁きであつたことを感謝する。」と述べ、

最後に、裁判長は厳かに「本件公訴は之を棄却す。陪審の評議を採択する。物件毀損罪が構成するが、被害者から取下げがあつた。」と述べた。時に午後七時半、傍聴人は最後まで熱心に傍聴してゐたが、この中にあつた被告の壇徒の一人は、「無罪になつたのですか」と感極まつた口吻を漏らす。——かくて当地方裁判所における、光栄ある最初の陪審裁判は、審理の結果、放火未遂は公訴棄却となり、物件毀損罪を以て処断されたが、これも被害者の告訴取下げによつて、公訴権消滅となつたので、被告は二十四日夜即刻刑務所を釈放された。

●「因伯時報」昭和四年六月二十六日

感想 初めての陪審裁判、まづ成績良好

篠田所長と谷田検事正

それから寺崎弁護士

当地方裁判所最初の陪審裁判に裁判長として放火未遂事件を審理した、篠田所長はその感想を、次の如く語つた。

「陪審員は、定刻の午前八時までに来たが、その出頭歩合は成績良好である。米子、境、日野等の陪審員は、前夜から来鳥して市中の旅館に宿泊した。陪審員は、非常に熱心だつた。最初、陪審員の資格調査を行つた時、黒住教の教導職が一人ゐたので、これは無資格となつた。証人も、定刻までには全部出揃つた。証人が一人でも欠席したら、審理が停頓するのだが、そんなこともなく好都合だつた。説示は、意見が加へられないので、可なり六つヶしかつた。上告になつたりするのも、この説示が多く問題となつてゐるやうだから」。

検事として立会つた、谷田検事正は、「初めての陪審裁判としては、先づ無難だつた。問題が極めてデリケートだから、陪審員も六ヶしかつたこと、思ふ。審理の結果は、自分でもかうなるだらうと予想してゐた。答申は、法律家から見れば、あれで完全なものとはいはれない。然し、陪審員が検事と同じやうな頭でゐては、却て陪審裁判としての妙味が無くなるから、分らない方がいゝ、かもしれぬ。暑い最中、陪審員には実に気の毒だつた。被告に対する懲戒も、あれで充分達せられたのだから、改心してゐるだらうと思ふ。」

寺崎弁護士は、「検事や弁護士から出た、法理上の認識論や意思論は、陪審員に取つては了解出来難かつたこと、思ふが、然し

結局その方がよかあなかったか、自分自身もあの判決に対しては妥当だと思ふ。誰が見ても、あの事件を放火の意思のあったものと見まいから、陪審員の態度もあれでい、だらう。それから、法廷に速記者を置くことは必要でなからうか」と、それ／＼が、その立場／＼によつて如上の感想を語つた。

●「鳥取新報」昭和四年六月二十六日
陪審裁判続報

証人の喚問大体被告に有利
壇徒間にも信望が厚い

昨報、山陰最初の陪審裁判は、一時半再開、証人調べを続行。YD楼の女将YDすえ（五三）が、先づ訊問され、「袴などにも泥がついてゐて、大分酩酊して居られるやうに思ひました。しかし、私方に登楼されロク／＼話をする間もなく、NM楼から迎への者につれ帰られました」と発言し、代つて、被告を警察につれて行つた鳥取署□町派出所の横山巡查が呼び出され、被告を逮捕して本署に連行するまでの模様並に被告の酩酊の程度などについて証言する。最後に、気高郡□□村HS寺住職ON教傳師が証人訊問をうけ、法衣姿で出廷の師は、「KNは性温健である。幼少のころから善良で、服従觀念などは特によかつた。しかし、最近少し行動がおかしい。それは、最近KNは妻を離婚した。その離婚が、普

鳥取における陪審裁判

通とはちがひ異状な離婚であつた為め、自暴自棄の傾きがあつた。従つて、同人の最近の行動には無理もない点がある。酒は、元來どれだけが定量か判定出来ぬが、相当飲む方であらう。また、壇徒の信望は深い。本事件に対して、壇徒一同の連署で検事局に嘆願書を提出したのでも明かであらう」と、明快な口調で被告に有利な証言をなした。

これで証人調べを終り、引続いて被告の有罪無罪を判定すべき重要材料たる、警察の訊問証書、検事局の調書、予審調書その他の記録を、裁判長から陪審員に読み聞かせ、事件判定の資料たらしむ。ついで、検事の論告に入る。

谷田検事正の論告

焼くつもりは無くとも、焼ける事を知つてやつた
放火未遂と断定

立会の谷田検事正は、放火未遂の法律的説明をなしたる後、「被告は金を持たずしてNM楼に登楼し、遊興さしてくれと仲居にたのんだが、仲居が断つた為立腹して、火鉢から炭火をつかんできて、座布団と畳の間に入れて立去つた。しかし、いち早く仲居が発見して、大事にいたらずして消し止めた。これが本件の公訴事実であるが、炭火を投込んだのも、そのまゝ立去つたのも、動かす事の出来ない事実である。この外形的事実は、極めて明瞭であ

二六七（二六七）

るから、この外形的事実について論ずることはさける。しかして、被告は、当夜酩酊してゐてよく覚へて居らぬと弁解してゐるも、N M 様に登楼した事など或る程度までは覚えてゐたようだ。ただ、肝心の点、即ち火鉢の炭火をつかんで座布団と畳の間に投込んだ点については、甚だ曖昧な事をいつて居る。被告は、果して当夜被告がいふが如く、前後不覚に酔つてゐたかどうか、成程相当酒を飲んでゐた事は認めるが、前後不覚に酩酊してゐたことは信じられない」と予審調書を朗読して、前後不覚に登楼者がなかつた事を強調し、更に「当夜 N M 様には被告のほかに登楼者がなかつた。若、仲居がこれに気づかなかつたら、大事に至つたであらう。いふ迄もなく、畳は藁でつくられてゐる、従つてもへ易いものである、焼くつもりでなくとも、焼ける事を知り乍らやつた行為に相違ない。殊に被告は、予審判事に対して、煙草の火からでも火事になる事があるのだから、畳と座布団の間に炭火をいれておけば、家が焼ける危険のある事をのべて居る。この点から見るも、被告は意識してやつたものと断ずる事が出来る。要するに、被告は最初家を焼いてしまふという深い大それた考へからやつたものでないことは認める。即ち、一時の腹立まぎれに悪戯でやつたもので、その程度が過ぎたものであらう。いたずらも、度を過ぎすと極めて危険である。危険を知り乍らやつたのだから、放火の犯意があつたものと断定出来る。たゞ、実害が甚だ軽微であつた、けである」と、放火未遂と断じたのち、陪審員に一言したい

と、「正義を高調し、公平誠実なる判断を希望し」、最後に責任の見解について「坊サンともあらう者が、金を持たずに女郎買し、あまつさへ放火するとは、もつての外といふのと、坊サンと雖も人間である、女郎買したのをとがめる必要はない、ただ悪戯が過たのだといふのと二つあるが、この責任の大小については、陪審員の関すべきことではない、陪審員はただ犯罪事実の有無の判断だけすればよいのであるから、特に注意されたい」と、前後一時間に亘つて論告をなし、弁護人の弁論に移る。

各弁護人弁論と放火罪の説明

裁判長の二ツの問書

先づ、君野弁護人は、「本事件は極めて簡単である。我々の常識から言へば、若い身空で青春の情押へ難く女を買ひに行き、悪戯が過ぎたといふに過ぎない。たゞ、これが火を用ひたから事件になつたので、火でなかつたら何事も起らなかつたであらう。要するに、花柳の巷に起つた社会現象の一些事に過ぎないのである」と冒頭して、縦横に法理解釈を試みて、「火を投げ込んだときの被告の意識は、酩酊してゐてハッキリしてゐない、夢中であつたのである。即ち、心身喪失の状態にあつたのだから罪にはならぬ」と、約一時間に亘つて無罪論をなし、ついで、伊墻弁護人は、放火未遂ではなく器物毀損であると断じ、寺崎弁護人また無罪論を

なし、五時十七分休憩。

同五時五十分再開、篠田裁判長より、陪審員の評議を求むる前提として、検事及び弁護人の弁論を綜合したる本件の事実並に法理的解釈、即ち「放火とは、家を焼払つてやる為に火をつける、所謂昔からいふつけ火ばかりでなく、単に延焼の恐れある媒介物に火をつけた場合も同様、法律上放火罪に問はれること、なつてゐる」などの点から、犯罪事実について詳細説示したるのち、問書として二つの問を發した。即ち、

主問 被告人K N隆晃は、昭和四年四月三日午前一時頃、鳥取市□町□番地貸座敷業N M樓ことO H敏三方を焼燬すべき恐れある事に気づき乍ら、同家の自分のすはつてゐた座布団と畳の間に、火鉢から炭火を持って来て投げ入れて立去つたが、約五分ほどして、仲居代りの同家の娘むつ子が發見して、消し止て大事にいたらなかつたものであるかどうか。

補問 若しそうでなかつたら、単に座布団と畳を巾一寸五分長さ二寸六分ばかりを焼き損じたものであるかどうか。

これで裁判長の説示を終り、陪審員は評議室に入り評議すべく、六時五十分再び休憩。

陪審員の答申 主問然らず。補問然り

放火未遂罪は遂に成立せず

無罪公訴棄却と判決さる

鳥取における陪審裁判

七時二十分再開。陪審員より評議の結果につき、陪審長鳥取市伊藤病院松浦鉄彌の名をもつて、

主問 然らず

補問 然り

との答申書を提出。

こゝに同放火未遂事件は、器物毀損罪と判決された。ついで、裁判長から陪審員に感謝の辞あつて、陪審答申を採択すべきや否やを合議のため、三度休憩。陪審員は、任を解かれ一同傍聴席に下る。七時二十五分再開、審理を續行し、裁判長は陪審員の答申を認める旨宣したるのち、陪審員に向つて、「諸君の答申を認めた結果、放火未遂罪は成立せず、器物毀損罪と認定された。しかし、器物毀損罪は親告罪であるが、これに対しては被害者のO H敏三から二十三日附で告訴の取下げがあつた」とつげ、検事の第二次論告に入る、「陪審員諸君の放火未遂に非ずして器物毀損であるとの答申を認める。しかして、器物毀損に対しては被害者から告訴の取下があつたから、本件は公訴を棄却されたい。本件については、答申が有利であつたから、器物損壊罪と認められたのであるが、悪い事には相違ないのだから反省されたい」と、谷田検事正また陪審員の答申を認めて公訴棄却を求めた。ついで、君野弁護人は、「陪審員の答申に異議はない。泰西の偉人中には、青年時代に僅のあやまちから罪を犯したが、悔悟して大いに努力し、偉人と称さるゝに至つた人も少くない。被告も、今日の誤を反省

し、これを将来の鑑として、切磋琢磨したなら、天晴名僧智識と仰がれるだらう」とのべ、こゝに前後九時間に亘る大審理を終り、篠田裁判長は厳かに公訴を棄却する判決言渡しをなし、山陰地方最初の意義深き陪審裁判は無事終了した、時に午後七時半。なほ、被告KNは同夜放還され、幼児を抱いて成ゆき気づかひつゝ、陪審法廷の門前にたゞずんでゐた、同人の若き妻に迎へられて、喜んで帰途についた。

最初の陪審裁判、大体に於て無難

弁護士諸君の弁論は長過ぎた

篠田裁判長談

二十四日鳥取地方裁判所で開かれた山陰地方最初の陪審裁判は、別項の如く無事終了したが、本件の裁判長として大任を果たした、篠田所長を所長室に訪ひ、裁判長としての感想を叩けば、大要左の如く語る。

「陪審員の答申がよかつたか悪かつたかについては、私の口から何ともいへないが、少しの波瀾もなくスラ／＼ゆきた事は喜ばしい。陪審員の態度もよい方だった。私は二回ほど陪審裁判を見学したが、それ等比べて優るとも劣つてはゐないやうだ。当日出頭を命ぜられた陪審員中、六名の欠席者があつたが、うち一名無届不参があつただけで、出頭歩合なども好成績であつた。しかし

て、一名の無届け不参者も調べたところによると、六十歳以上の老人であつて当然出頭を免除さるゝ資格があるので、出頭しなくてもよいと思つたのだらう。また、出席の三十名のうち、資格のない黒住教の教道職にある者が出頭してゐることがわかつて除外された。つぎに、裁判の審理の模様、たとへば検事の論告とか、弁護士の弁論乃至裁判長の説示など、時間の長短についても、見やうによつてはいろ／＼の批評もあるうが、先づ無難だつたらう。ただ、弁護士諸君の弁論が長すぎるきらひがなかつたか、そして認識論などを持ち出して、純然たる法理論を戦はされたが、果してそれが陪審員に諒解されたかどうかは疑問であらう。」

法理上の意見はあるが、落つく処落ついた

陪審裁判の妙味

立会の谷田検事正談

また、立会の谷田検事正は語る、「先づ無難だつたらう。陪審員の態度もよい方だった。陪審員の答申については、厳密なる法理上の解釈に従へば意見もあり、適切とは言へないかも知れぬが、マア落つところと落ついたと言へやう。実は自分としても、かうなるだらうと予期してゐないでもなかつた。何んにしてもデリケートな事件で、法理上の解釈から言へば議論があつても、陪審裁判としてはあゝなるのが当然かもしれぬ。それに陪審裁判の

妙味がある訳だ。」

●「大阪朝日山陰版」昭和四年六月二六日

陪審員犯意を否認し、遂に無罪の判決

前後九時間半を費して

初の陪審公判めでたく終る

山陰地方最初の陪審裁判である、鳥取県気高郡□□村大字下□□SRR寺住職KN隆晃(二十八)にかゝる放火未遂事件の陪審公判は、昨報に続き、午後四時弁護人の弁論に入る。

弁護士の弁論

君野弁護士は、酒の害を医学的に説明して、本件は被告が泥酔の結果、心神喪失時に行はれた犯行であると論じ、伊墻弁護士は、飲酒の心理上に及ぼす影響を詳述して、本件は単なる器物破損に過ぎぬと駁し、最後に寺崎弁護士は、全く放火にあらずと断じて、五時半再び休憩。五時五十分、三度び開廷裁判長の説示に移る。

裁判長の説示

裁判長は、陪審員に向ひ、本件の事実関係および証拠関係の要領を詳しく説明し、特に論点となつてゐる、心神喪失の程度のものであつたか否か、また単に座蒲団と畳を焼くだけのつもりだったのか否か、の点に関する評議についての注意を、一時間にわたる囁んで含めるやうに説明して、最後に陪審員の最大責務たる評

鳥取における陪審裁判

議すべき事項、即ち、

主問 放火の意思をもつて、火鉢の火を掴み出したものであるか。

補問 然らずとせば、単に座蒲団と畳を焼いたものであるか。

の問書の抄本を、各陪審員に交付し、かくて陪審員一同評議室に退く。

満場片唾をのむ

陪審員の答申書

書記によつて朗読さる

かくて、評議二十五分間、この間休憩して、四度び開廷。陪審員長松浦鐵彌氏から答申書を裁判長に提出し、裁判長は湯口書記をして朗読せしむ。即ち、主問「然らず」、補問「然り」と、検事の主張する放火を否認した答申に、満廷は一段の緊張を示す。かくて、陪審員は任務ををはり、裁判長の謝辞を受けて一同傍聴席に退いた。

裁判長は、右の答申を採用して、「さて被告の犯罪は、器物破損となつたが、本罪は親告罪である。然るに本件の被害者O日敏三は告訴を取下げた」と事実調べを終り、満廷はホツとする。谷田検事は、陪審員の答申にも、裁判長の採用にも、別に反対の意見はない。ただ、被告は将来を慎み、新しい生涯に入らんことを

切望する次第である」と涙ある論告をするや、被告の顔は喜びのためサツト紅潮した。次いで、弁護人の感謝的意見の陳述のあとを受けて、裁判長は「本件は告訴の取下げによつて棄却する」と、無罪の判決を宣し、鳥取における山陰地方最初の陪審公判は、開廷より九時間半にして、午後七時半閉廷となつた。

費用は二百九十円

陪審裁判の費用は、出席陪審員三十名に対する旅費日当二百八十円、証人六人の旅費日当十円、合計二百九十円で、右は国庫から支出され、当日公判終了後それ〴〵裁判所から支給した。

②建造物等以外放火被告事件昭和四年九月二八日判決

●「因伯時報」昭和四年九月二日

暴行放火の農民組合員、陪審裁判を請求

被告よりの請求は稀

地主の葬式手伝ひに行き、暖炉を足蹴にして放火を企てた、西伯郡□□村農民組合員MS力藏にかゝる放火事件は、予て米子支部の予審で審理中の処有罪と決し、近く公判に附せられること、なつてゐたが、今回被告より陪審裁判を請求したので、当地方における第二回の放火陪審裁判が、当地方裁判所の陪審法廷で開かれること、なつた。因に請求陪審は、法廷陪審に比べて全国で数へる程しか法廷に現れてゐない。

●「鳥取新報」昭和四年九月五日
農民組合員の放火事件

陪審裁判と決定

地主の葬式手伝ひに行つて

地主の葬式の手伝ひに行き、暖炉を足で蹴つて放火を企てた、西伯郡□□村農民組合員MS力藏にかゝる放火事件は、米子支部の予審で審理中のところ有罪と決し、近く公判に附せられること、なつてゐたが、被告より陪審裁判を請求したので、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、近く第二回の放火陪審裁判が開かれること、なつたが、陪審準備期日は来る九日と決定した。

●「因伯時報」昭和四年九月一日

葬式手伝ひの暴行放火事件

愈陪審裁判に

公判は来る二十七日開廷

地主の葬式手伝ひに行き、養蚕用暖炉を足蹴にして放火を企て、庭を一寸ばかり焼燬して付近の藁に燃え移らんとしたが、幸消し止められ大事に至らなかつた、請求陪審放火事件の被告——西伯郡□□村大字□□農民組合員MS力藏に対して、九日、当地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、松野検事立会で、陪審準備

手続きが開かれたが、その結果、陪審公判期日は来る二十七日と決定した。

●「鳥取新報」昭和四年九月一日

農民組合の放火公判

陪審裁判決定

西伯郡□□村農民組合員M S力藏が、地主の葬式の手伝ひに行き、暖炉を足で蹴つて放火を企てた放火事件は、米子区裁判所（注、正しくは、鳥取地方裁判所米子支部）で審理中のところ有罪と決し、公判に附せられる事となつて居たが、被告より陪審裁判を請求し、既報の如く、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、第二回の放火陪審裁判が開かれることとなり、其公判期日は来る二十七日に決定した。

●「因伯時報」昭和四年九月二六日

広島控訴院管内で初めての請求陪審裁判

葬式で暴行し放火を企てた事件

あす鳥取地方裁判所へ

地主の葬式手伝ひに行き、養蚕用暖炉を足蹴にして放火を企て、庭を焼燬して付近の藁に燃え移らんとしたが、幸消しとめられ大

鳥取における陪審裁判

事に至らなかつた、請求陪審放火事件の被告西伯郡□□村大字□□農民組合員M S力藏（三三）に対する、当地方第二回の陪審放火事件の公判は、いよいよ明二十七日午前十時、当地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、松野検事立会、山下（米子）弁護士列席で開廷されるが、広島控訴院管内において六ヶ所の裁判所中、請求陪審は本件を以て嚆矢とする。尚、当日は前回と同様傍聴券を發行して、傍聴人を制限すること、なつた。

●「鳥取新報」昭和四年九月二七日

農民組合員の放火事件、請求陪審裁判

愈々本日午前十時当地方陪審法廷で

かねて反感を抱いて居た地主の葬式手伝ひに行き、暖炉を足で蹴つて放火を企てたが、幸ひ消とめられて大事に至らなかつた、西伯郡□□村大字□□農民組合員M S力藏（三三）に対する請求陪審裁判は、いよ／＼今二十七日午前十時から、当地方裁判所陪審法廷で開廷されるが、広島控訴院管内初めての請求陪審のこと、多数の傍聴者殺到すべく、裁判所では整理のため傍聴券を發行すること、なつた。

●「因伯時報」昭和四年九月二八日

農民組合放火事件の請求陪審裁判開かる

二七三（二七三）

団体傍聴や特別傍聴ありて法廷緊張

地主と農民組合員との絶へざる闘争！宛口米納入歩合のことから、常日頃感情を害しあつてゐる両者間に醸し出される小作爭議……暴力行為、脅迫など地主に対する組合員の忌むべき事件の数々が繰返されつゝある今日において、本件はその例を異にし、地主に対する組合員の報復手段が、放火となつて現はれた。——
而も、事件は広島控訴院管内最初の請求陪審となり、鳥取地方裁判所における第二回の放火事件の陪審裁判である。被告として法廷に立つた組合員の裁かれる日である二十七日、裁判所には、高農生十二名、巡查教習生十七名、税務署の五名などの団体傍聴人が、開廷前早くも詰かけてゐるほか、一般傍聴人二十名、この中には午前六時ごろ自動車を飛ばして裁判所に馳せつけ、傍聴券を手に入れてゐる者すらあつた。

地主の葬式手伝ひに行つて、養蚕用暖炉を足蹴にし放火を企てた、西伯郡□□村大字□□全国農民組合員MS力藏(三三)にかか
る放火事件の請求陪審裁判は、二十七日午前十時二十分、篠田裁判長係り、阿部、小久保両判事(陪席)、松野検事立会、陪審員十二名、補充陪審員一名、伊墻弁護士列席で開廷。この日、特別傍聴席には、谷田検事正を始め、秋元米子区監督判事、高村特高課長、山田高農校長、原税務署長その他が着席、型の如く裁判長から、陪審員に対し、陪審員の心得を説明なし、最後に陪審員に対

する宣誓文を朗読をし、陪審員は宣誓書に各自署名捺印して裁判長の手許に渡し、いよく審理に移る。

先づ検事から、詳細に亘つて、左の公訴事実の陳述があつた

立会検事公訴事実を述べ、計画的報復といひ

H Bには、恩義こそあれ怨みなしと

被告全然放火を否認

「被告人は、全国農民組合鳥取県聯合会□□支部の第三班に属し、その居村部落においては、宛口米納入歩合等に付小作人と地主との間に協定出来ず、為に右両者の間に常に感情の衝突あり。

農民組合員は、地主の冠婚葬儀の際、その手伝ひに藉口して種々の報復手段を画策して来てゐるが、本年二月八日居村の地主H B政吉方に葬儀あり。その手伝ひも済んで、同人所有の厩舎内において出棺を待つため、右組合員たるK B又市、Y U仙太郎等と休憩し雑談中、同日午後三時半頃、前記H Bに対する組合員としての怨恨を齎らさんと企図し、放火せんことを決意して、被告人は、突如立上りて右厩舎内庭にて前記の人々が暖を取つてゐた養蚕用暖炉を足蹴りにして、暖炉内の炭火を覆したので、その下敷となつてゐた藁藁一枚及付近にあつた藁束と藁屑を焼焔し、よつて政吉方の厩舎及住宅その他の人々の家屋等を延焼すべく、公共の危険を生せしめたものである」。

右公訴事実の陳述が終つて、裁判長の訊問に入るや、縞目の細かい木綿着物の腰に西洋手拭をはさませた、農民組合員らしい被告は、「HBには恩義はあつても、怨むなど、いふことはない。暖炉も蹴った覚えはありません」。先づ、犯意を否認し、次で細かい取調が進められた。

早く帰りたい為

虚偽の自白だと飽迄否認

問「暖炉が引っくりかへったのは、間違ひないか」

答「暖炉はひっくりかへったゞらうと思ふ。然し、その時は私は逃げて居なかつたから、誰がひっくりかへしたか知らぬ」

問「逃げてどの辺にゐたのか」

答「養蚕室の方に逃げた。火がついてみんなが騒いだのも知らぬ」
問「MYが消したといふが、知つてゐるか」

答「何も知らぬ」と徹頭徹尾犯意を否認するので、警察で自白した点について問はれると、「警察で始めて取調べられたのは、五月頃でしたが、自白したのは、養蚕で急がしいので、いつまでも留置されて調べられても困ると思ひ、早く帰りたいばかりに虚偽の自白をしたのです」と弁解し、

次で、検事から予審判事第一回の取調まで、警察以来一貫して自白してゐる点については、「警察で自白した通りのことを、検事

鳥取における陪審裁判

さんや予審判事さんにいひましたのは、矢張り早く帰らせて貰へること、のみ思つてゐたからです。それに、罪になるとした処で、これは警察で自分が考へたことですが、罰金位で済むだらうと思つてゐましたので。予審の調第二回目以後から否認してゐますのは、刑務所に入れられましてから、予審ではこまかい点まで調られるから、本当のことをいはねばならぬと刑務所から聞かされ、それで今までの自白はみんな虚偽であつたと申した次第です」と弁解し、

最後に、裁判長から、「混雜してゐた際だから、地主を脅してやらうと相談の上、お前がやつたのではないか」と念を押されても、被告は「そんなことはありません」と、あくまで犯意を否認し通した。

次で、検事は、警察で被告が取調を受けた調取書を読み聞かせ、それに基いて、弁護人から種々被告に質問があつて事実調を終了。午前十一時半、十一名の証人中最初の証人として取調を受けた、地主HB政吉は、自宅に同人の実母の葬儀があつたことを認め、「暖炉を引っくり返したのは、葬儀の翌日になってから聞きました。暖炉を蹴ったのが、MSであるといふことは私には分りませぬが、警察の調で始めて私に分つて来たものです」と陳述し、養蚕用の暖炉や処々焦げた藁を見せられて、それを認め、午後零時十分休憩に入る。

参与した陪審員

抽籤で十三名

第二回の放火事件の陪審裁判において、出頭を命ぜられた三十六名の陪審員候補者中、病氣その他の事故によって辞退したのも五名、外に死亡者一名を除いた三十名。陪審裁判の構成準備手続きで、抽籤の結果本事件に参与した陪審員は、左記十三名である。

▲鳥取市片原一丁目染物業木原市十郎 ▲同市今町一丁目金物売岡村繁美 ▲岩美郡米里村大字大路銀行業中島君美 ▲八頭郡若核町大字若桜金融業中尾修 ▲同郡用ヶ瀬町大字用ヶ瀬木工用機械器具製造能力藏 ▲同郡賀茂村大字郡家農作井上定藏 ▲東伯郡倉吉町大字堺町二丁目車製造業岡本千藏 ▲米子市角盤町四丁目建築請負業和田繁太郎 ▲西伯郡御来屋町荒物類販売業角田新次郎 ▲同郡高麗村大字妻木農作森田義雄 ▲日野郡黒坂村大字黒坂銀行書記川上重正 ▲同郡石見村大字下石見農作高橋廣壽 ▲補充陪審員西伯郡中浜村大字佐斐神農作足立昇作

●「鳥取新報」昭和四年九月二八日

農民組合員の放火陪審裁判

請求陪審裁判は、広島管内でも初めて

鳥取地方裁判所陪審法廷に於ては、第二回目の放火事件陪審裁

判であり、広島控訴院管内では始めての請求陪審である、西伯郡□□村大字□□MS力藏(三三)にかかる陪審公判は、二十七日開廷されたが、この日は、前夜の雨も名残なく晴れたためか、傍聴者多数押寄せ、被告が農民組合員であるだけに組合側の傍聴者も多数あり、本県巡查教習生十六名及び鳥取高農生徒二十名の団体もあった。特別傍聴としては、山田高農校長、原鳥取税務署長、高村特高課長、秋元米子区裁判所長(注、正しくは監督判事兼支部長)、謝花米子区裁判所(注、兼支部)予審判事等があり、陪審員は、三十六名の中三十名出席し、正規の手続を経て、其中から左の十二名の基本陪審員と一名の補充陪審員が決定した。

△基本陪審員

鳥取市片原町一丁目染物業木原市十郎、同今町一丁目金物商岡村繁美、岩美郡米里村大字大路銀行業中島君美、八頭郡若核町金融業中尾修、同用瀬町木工製造業能力藏、同賀茂村大字郡家農業井上定藏、倉吉町大字堺町二丁目車製造業岡本千藏、米子市角盤町四丁目建築請負業和田繁太郎、西伯郡御来屋町荒物商角田新次郎、同高麗村大字妻木農業森田義雄、日野郡黒坂村銀行書記川上重正、同石見村大字下石見農業高橋廣壽、

△補充陪審員

西伯郡中浜村大字左斐神農業足立昇作

斯くて、公判は篠田裁判長係、松野検事立会、阿部、小久保両判事陪席、伊墻弁護士列席で、午前十時二十分開廷。篠田裁判長

は、陪審員に対し、「本陪審裁判の順序は、始めに検事から公訴事実を述べ、続いて裁判長より被告に対する取調をなし、検事の論告の後、裁判長より説示といふ一種の説明をなし後、問書を出し陪審員の評議により答申を求めめるのであるが、この答申が基本となつて犯罪が決するのであるから、あくまでも公平無私たる態度を取つて貰ひたい」と、詳細に心得を述べ、起立して左記の如く陪審員の宣誓をなす。「良心に従ひその職務を公平誠実に行ふべきことを誓ふ」。

続いて、松野検事より犯罪事実として、「今回は第二回目の放火事件陪審であるが、前のは罪の重い事件であるけれども、今回は軽いもので、普通には陪審にはならない事件であるけれども、被告の請求による請求陪審である。被告MS力藏は、十年前MSクマの婚養子となつたものであるが、□□村は地主小作間が円満に行かず、小作人は全国農民組合に入り、地主はKT土地株式会社を組織して対抗し、村会議員にも組合側が半数を占めて居るといふ有様である。被告は大正十三年組合に加入し、始めは第三班の評議員であつたが、争議は法律上では地主に勝てないといふので、小作人は地主の婚礼葬式等に悪戯をしてゐたが、被告は、本年二月八日土地会社重役HB政吉の母が死んで葬式を行つた際、既で出棺を待つ間、同日午後三時半頃放火せんと考へ、内庭で暖炉をかへし、下敷の藁等に飛び火せしめ、此処に公共の危険が生じた訳である。これは、人の家を焼く目的の放火とは違つて、「危

ないことをした」といふのが公訴事実であつて、暖炉をかへしたかどうかといふことを確めなければならぬ」と述べ、

取調に対し、被告MS力藏は、や、はにかみ乍ら頬を赤くして、「私は、HBさんに対しては思はありますが、怨などはありません。ダンロを返した事など覚えがありません。安藤警部補に調べられた時より、検事さんに調べられた時が念が入り、予審判事さんに調べられた時にはもつと念が入つて居たので、その間には覚えのないことも申述べましたが、実地検証の時に事実のことを申しました。それに、あの時は人が多勢居た中でありますから、それ等の人達に聞いてもらへば、ダンロなどかへさなかつた事が分ります。」

松野検事「被告は、HB政吉をおどしてやらふと思つて、ダンロを右足で蹴り、火事になれば誰かが消すだらふと思つた、と検事に言つて居るが事実か。」

MS力藏「嘘を申しました。」

斯くて、証人の喚問に入り、放火をされたといふ地主HB政吉を証人と呼び出し、HBは証拠物件である藁の斑点になつて焼けたものと、ブリキ製暖炉を見て、「藁の焼けたのは、翌日の晩方に見たもので、端の方が一尺四寸ほど焼けてゐましたが、其後その藁はなくなり、私が見たのはこの藁ではありません、この藁は附近にあつたものでせふ。藁束は、穂先が少しばかり焼けてゐた位で、燃える程度ではありません。このダンロは、三ヶ月も後に

なつて発見したもので、それまではどこにしまつてあつたか分り
ませんでした」と、被告に有利な証言をなし、零時半一先づ休憩
した。(未完)

●「大阪朝日山陰版」昭和四年九月二八日

争議と悪習の纏れ、被告曰く「現場にゐなかつた」

高農学生らの団体傍聴

山陰二度目の陪審裁判

山陰地方二度目の陪審裁判である、鳥取県西伯郡□□村農、農
民組合員MS力藏(三十三)にかゝる放火未遂事件の公判は、二十
七日午前十時二十分、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、篠田裁判長
かゝり、阿部、小久保両判事陪席、松野次席検事立会、伊墻弁護
士、陪審員十二名列席して開廷。特別傍聴席には、山田鳥取高農
校長、秋元米子区裁判所長(注、正しくは米子区裁判所監督判事兼支
部部長、謝花同(注、米子区裁判所兼支部、予審判事、高村県特高課
長ら、また一般傍聴席には、鳥取高農生、巡查教習所生らの団体
傍聴があり、型の如く裁判長から被告の住所氏名を訊し、陪審員
に対する諸注意および宣誓があつて、

検事の公訴事実の陳述に移り、「被告の居村は、小作人対地主
の軋轢甚だしいところで、双方組合を組織して対立し、小作人側
は習慣的に地主の家の冠婚葬祭を利用して返報してゐた。本事件

の起つた当時は、ちやうど当口米についての協定が出来ず、地主
と小作人は睨み合つてゐたが、二月八日午後三時半ごろ、地主側
である同村KT土地株式会社重役HB政吉方に葬儀があつて、小
作人ら数十名が同家に手伝ひに行つた際、同家の厩舎の中で小作
人数名とともに、養蚕用火鉢で暖をとつてゐた被告が、同火鉢を
足蹴にして引っくり返し、下敷の筵および藁五、六把の各一部を
焼いたが、数名駆けつけて消止めた、め、大事にいたらず済んだ
といふ事実である。被告は、あるひは厩舎を焼いて火事にしてや
らうという意思はなかつたかも知れぬが、筵や藁の多い危険な厩
舎で、火鉢を引っくり返せば火事になるくらゐのことは知つてゐ
るはずだ」と、火鉢を足蹴にした点を強く述べて、

裁判長の事実調べに入つたが、被告は、「当日朝から酒を飲んで
ゐたので、火事騒ぎがあつたことも、何事も一切知らない。殊に、
火鉢を足蹴にしたのは全く自分の所為ではない。その当時、自分
は現場にゐなかつた」と強く否認する。裁判長ぬからず、「では被
告は何ゆゑ警察や予審廷で火鉢を足蹴にしたと申述べてゐるのか」
と問へば、「うまく騙されてそんな根もない嘘をついた」と答へる。
ついで、検事および弁護士から、被告に対し二、三の質問があり、
引続き証人調べに移つて、まづ被害者であるHB被告が呼出さ
れてあつさり調べををはり、零時十分休憩。

異常の緊張

証人の証言で

午後一時半再開、証人KB文一（二十七）、KB源太郎（六十四）、MY富三郎（七十）、TU熊太郎（五十九）らが相次いで呼出されたが、証人らは検事廷及び予審廷において証人として呼出された際、被告MS力藏が養蚕用火鉢を足蹴にかけ火を發したものであると述べた証言を、或るものはその証言はウソですといひ、或るものはそんなことをいった覚えはありません、と口を揃へて答へるもので、法廷は急に異常な緊張を示し、引続き六名の証人調べがあった。（二時四十分記）

証人に偽証嫌疑

四名取調べ

二十七日、鳥取地方裁判所におけるMS力藏にかゝる放火事件の陪審法廷において、はからずも予審廷において偽証した、KB文一、KB源太郎、MY富三郎、TU熊太郎の四名は、偽証罪の嫌疑で同日同裁判所岸上検事の拘留訊問を受けることになった。

●「因伯時報」昭和四年九月二十九日

農民組合員放火事件の緊張せる陪審裁判

証人五名偽証の廉で、公判廷より検事廷廻し

鳥取における陪審裁判

昨紙続行——地主の葬式手伝ひに行つて、養蚕用暖炉を足蹴にし放火を企てた、西伯郡□□村大字□□全国農民組合員MS力藏（三三）にかゝる放火事件の請求陪審裁判は、二十七日午後一時半再開。

二人目の証人調に入るに先立ち、陪審員鳥取市今町一丁目岡村繁美氏は、突然陪審員席を起立し、裁判長に対し、陪審員として聞いて置きたいことがあるから質問したいと述べ、小作争議の調停を申立てたのは、小作人側からか或は地主側からか、又被告は毎日飲酒するか、たまに飲酒するか、被告が養蚕室に行つたのは何の為であるか、この三点につき被告に尋ねられたいと、恰も檢察官の如き急所処をねらつた質問を發したので、滿廷が異常な緊張味を帯びて来た。裁判長から、右三問を被告に質すと、調停は小作人側から申込んだこと、晩酌はせぬこと、養蚕室に行つたのは何の意味もないことが回答された。

次で、証人KB文一（二七）の訊問に入る。同証人は「暖炉の火に暖まってゐたのは、KB源太郎、MY富三郎、TD暹、YU千太郎、MS力藏らであつた。暖炉を引っくり返した時は、自分は養蚕場に行つて現場にゐなかつたから、誰が足蹴りにしたか自分には分らぬ」と陳述するや、裁判長は、すかさず「予審では、お前は力藏が足蹴りにしたのだつと三五郎から聞いたといつてゐるではないか」と突つ込まれ、「予審でさういつたのは、嘘である」と予審での証言を否定するので、検事から偽証の疑ひを以て見ら

れ、直に同証人は検事廷に廻されたので、一沫の緊張味が満廷にさつと漂う。

次で、証人KB源太郎(六三)は、前証人と同様、予審の証言を否定し、同検事廷に対して力蔵が足蹴りにしたと証言してゐる点をも否定したので、同証人も又偽証と見られ、証言の陳述を終るや検事廷に廻された。

証人MY富三郎(五九)の調に入るや、同証人は一番酒に酔つてゐて、暖炉の傍に転がつてゐた者であるが、訊問に対し、「酒に酔つてゐたので覚えてゐない」の一点張り、これも予審での証言を否定したが、裁判長と同証人との間にユーモアな酒の問答が交されたので、傍聴人から失笑が起つた。

証人TU熊太郎(五九)は、「予審でいったことは、力蔵が暖炉を足蹴にしたさうだ」という世間話に聞いたことを言つたまゝである。

証人TD暹(二七)は、「力蔵が足蹴にしたことは誰からも聞いてゐない」と述べ、本件発生の二月八日から二、三週間後、力蔵が警察で自白したのだと母から聞いたと予審で証言してゐる点につき、曖昧極まる弁解をなすので、検事から度々注意を受けた。

時に三時五十五分休憩に入る——四時十分続開。

証人KB三五郎(六六)は、予審で富三郎と源太郎が口論してゐる時、力蔵が火鉢を足蹴にしたので、自分が水をかけて消したことを、甥の文一(前証人)に話してゐるとの証言を、「力蔵が足

蹴にしたのだと予審でいったことは一度もない」と、之又予審の証言を否定したので、同証人も偽証の疑ひで検事廷廻しの一人となり、

次で、証人SW義雄(二四)は、「火鉢が引っくり返つた時、がらつと音がしたのでその方を見たが、誰が足蹴にしたのか見なかつた」と弁解、同証人も予審での証言と相違しているので、偽証の疑ひを受け、居残り組の一人となる。

証人県保安課次席安藤義市警部は(前米子司法主任として被告を取調た人)、「五月二十九日、本件について関係人の取調に當つた。被告を被疑者と見るやうになつたのは、取調中被告が自白したのである。当時力蔵は、葬式などの悲しむべき日に悪いことをしたと後悔してゐた」。この時裁判長から、威圧を加へ取調たことはないかと尋ねられ、「不肖信念を持つて取調に當つてゐるから、そんな馬鹿なことがあらう筈はない」と弁解し、伊墻弁護人から同証人に質問あり、

次で、証人HB繁正(二八)は、産業組合書記で主として被告の性格につき、「力蔵は組合のためには、多くの組合員の犠牲になるというやうな性質であると聞いてゐる」と述べ、

十一人目の最後の証人TD岩藏(二七)は、文一の証言が予審の証言と違つてゐるので、証人として取調の必要がなくなり、六時十五分長時間の証人訊問を終つたが、KB文一、同源太郎、同三五郎、MY富三郎、SW義雄など五名の証言が、予審での証言を

悉く否定し、偽証の疑ひを以て検事廷に廻されたのは空前のことである。

陪審員の「然らず」を採用

公訴棄却となり

無罪となりて被告大喜び

八時五分続開、裁判長は、本日の証人の証言が予審での証言を否定してゐること、被告は公判廷において暖炉を引っくり返したのは自分でない、自分が出たあとから出来たことであるといつてゐること、被告が検事に自白してゐることは、被告も間違ひないといつてゐるが、然し予審第二回の調から否認していること、その他について陪審員として、その判断に過ちなきやう注意する処あり。

八時三十分、事実並証拠調を終了して、検事の第一次論告に入る。

「本件の如き延や藁は、建物以外に属し、これを焼いて公共の建築物に危険を生ずることが悪いのだから、実害の点は問題でなく、危険を生ぜしめるといふ事が事件となる。被告自身においても、この点は認めてゐる処である。本件は、被告が火鉢を足蹴りにしたか否か、重要問題となつてゐる。証人安藤警部の証言によつて、五月二十九日、警察で被告は自白してゐることは被告も認めてお

鳥取における陪審裁判

り、六月三日、検事に対して脅すつもりでやつたと自白し、予審第一回の取調にも認めてゐる。この間、何の無理もない。否認したのは、罰金位で済むだらうと思つて嘘をいつたといふが、罪もないのに罰金を受けてまで嘘をいふものはない。本件は白昼公然行はれた事実で、本職としては毫も疑ふ処がない極めて明瞭な事案である。本日の証人の証言は、警察、検事、予審での供述が皆違ふ。こんなことは、有得ないことで、自分の実験したことは何度いつても同じことである。□□村は、小作争議の盛な処で、組合員の勢力が地主より強い。組合員は、団結して地主に当ることを以て、組合員の指導精神としている。本日の証言は、明らかに偽証であると信じてゐるから、証人の表面の証言のみを以て判断すると真相が判明せぬと思ふ。陪審員各位におかれては、厳正公平なる御判断を賜りたいと思ふ」と、犯罪事実を縦横に遺憾なく指摘、

九時十分、伊墻弁護人の弁論に入る。

「本件は、法律問題として学者間にも多々意見のある問題であらうと思ふ。本件は、軽微な事件だ。本年二月八日に起つた事件が、五月末に至つて発覚した。こんな放火は滅多にない。本件が農民組合員の脅しによつて行はれたものとは考えられぬ。HBは、漸く翌日になつて聞いたといふ、こんなことでは脅しにならない。証人の証言は、皆が同じやうに一寸揚げたゞけだといつてゐる、誤つてひっくり返したのなら、本件は問題にならぬ。第一被告が

二八一(二八一)

引っくり返したとしても、庭を焼く意思がない。第二公共に危険を及ぼす恐れがないから、器物毀棄となる位のものである。」と述べ、九時五十五分休憩に入る。

十時三十五分統開、裁判長から説示があり、終つて問書が陪審員に配布された。

主問 被告人力藏は、昭和四年二月八日居村H B政吉方の葬式手伝ひに当り、同家に赴きし際、同日午後三時半頃同家厩舎内土間に据置きありし、養蚕用火鉢を故意に足蹴にし、その中にありし炭火を散乱せしめ、その下敷の藁藁一枚の幾部、その附近にありし藁束の幾部を焼燬し公共の危険を生じせしめたものなりや。

補問 被告人力藏は、前項の所為により、藁藁一枚の一部及その附近の藁たばを焼燬し、損壊したるものなりや。

右問書を受取つた陪審員は、合議のため一同評議室に入り、午前十時三十五分統開、岡村陪審長は答申書を裁判長に提出、佐伯書記が主問「然らず」、補問「然り」と朗読し、検事は、偽証として目下取調中の者もあり、主問が否定されたので遺憾であるが、公訴棄却となるより外方法もなからうといひ、弁護人も同意見と述べ、零時四十五分終了。

二十八日午前十時、篠田裁判長から「本件は之を公訴棄却す」と宣告された。理由は、補問を採用し、物件損壊は親告罪であるが、被害者が告訴を取下げたからである。

放火事件の被告は無罪

証人四人は偽証で拘引状を執行さる

MS力藏にかゝる放火事件の陪審公判において、当地方裁判所陪審法廷で、証人KB文一、同源太郎、同三三郎、MY富三郎、SW義雄の五名は、偽証罪の被疑者として、二十七日午後七時頃から当検事局において岸上、高橋両検事の取調を受けたが、SWのみ放還され、他の四名は、二十八日午前二時頃近田予審判事の拘引状を執行され、同夜鳥取署に一時預、二十八日午前十時ごろ四名は検事局に召喚引続き取調中。

●「鳥取新報」昭和四年九月二九日

農民組合放火陪審公判

被告は無罪となる

証人四名は偽証罪に

(昨報続き) 西伯郡□□村大字□□農民組合員MS力藏(三三)に係る陪審公判は、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、二十七日午後一時三十分から、午前中に引統開廷され、証人調べを続行、現場に居合せたKB文一(二七)、MY富三郎(三三)、TU熊太郎(五九)、TD暹(二七)は、訊問に対し、

KB文一「私は、現場に居らず、養蚕場に行つて居たので何も

知りませぬ、予審で言った事は嘘であります」と、予審の供述を否定したので、岸上検事は同人に偽証の疑ひありとなし、直ちに検事局に連行、少時取調べの後陪審法廷に帰った。

続いて、KB源太郎「私は、予審に於て、MSダンロを蹴って火が転んだと言ったことはありません」とこれまで予審の供述を否定し、

MY富三郎「私は、既から出たり入ったりしては酒を飲み、かれこれ一升五合も飲みましたので、酔っ払って何も知りません」とのべて、満廷を笑はせ、篠田裁判長から、お前が一番酒呑み大將だと言はれ、へーと答へる。

次に、飛び散って居た火を消させたといふTU熊太郎は、「私は、火にあたりに行つて見ると、莖や土間に火が飛んで居たので消せました。然し、燃えたわけではなく、莖の八分の一ほど焼けて居たので、藁の先も焼けて居ました。こぼれて居る火の上に、富三郎は酒に酔つて座つて居り、大工はそのうしろに居ましたが、大工はかまひなざるな、燃えたら消すからと言つたけれど、葬式が出たら危ないので、私はKB三五郎に消させました。暖炉を蹴つたのが力藏であるといふ事は、聞いた事ありません。」

TD暹は、「力藏は、相当酔つて居ましたが、其時火の子が飛んでくぶつて居たので、莖と藁を消しました。消したのは、日和下駄でした。其後に三五郎が水をかけました。」

以上で、現場にゐた証人の取調べを終り、三時五十五分休憩し

鳥取における陪審裁判

た。

証人五名に偽証の疑ひ

検事局に引致

午後四時十分再開し、火を消したNW神社小使KB三五郎の訊問に入つたが、三五郎は、「私は火を消しましたが、文一に暖炉を蹴つたのは力藏だと言つた覚えはありません」と述べ、各予審の供述を翻し、

既に居た大工のSW義雄は、「KB源太郎とMY富三郎が口論してゐる中に、ガラツと音がしたので横を見たら、暖炉が返つて居りました。火は一人で充分消せる程度のものであります。」

この時、被告力藏は、「この証人は私が現場を逃たのを知つてゐる筈だから聞いて下さい」と述べ、SWは「大工さんに叱られるから早く逃やうと力藏さんが言つたのを聞きました」と述べ、

被告取調べの任に當つてゐた、鳥取警部保安課勤務当時米子警察署司法主任安藏義市氏証人として呼出され、篠田裁判長から「力藏を被疑者と認めるやうになつたのはどういふところからか」と問はれ、「他の事件、即ち農民組合員が地主の葬式に行き、握り飯え煙草の粉なふりかけた事件の取調べ中に、力藏が自白したもので、KB文一は暖炉をかへしたのは力藏か又は他の誰かだと言いました。」と答へ、この時、松野検事は、証人に偽証の疑ひがあ

るから残って居て貰ひたいと告げ、

続いて、証人□□村産業組合書記HB繁政は、「力藏は取引きでは義の堅い人だと信じて居ます。村の人は、実地検証の時気の毒だと言って、女などは泣いて居ました。力藏は農民組合のためには身を捨ててもつくすといふ噂がありました」と述べ、裁判長から、それならば小作争議などの先頭に立つ様なことはなかったかと問はれ、「そういふ意味でなく、小作問題などの解決は一日も早くつく様努力してゐる様です」と答へる。

次いで、証人KD岩藏は、「私は二人が言ひ合ひをするまでは知って居ますが、あとの事は知りませぬ。」

以上で、証人調べを終り休憩し、松野検事は、証人に偽証の疑ひがあるから検事局へ来て貰ひたいと、KB文一、KB源太郎、SW義雄、KB三五郎、MY富三郎の五名を引致した。

公共の危険と放火の意思

有る無しが……犯罪の分岐点

午後八時再開し、検事の第一次弁論に入り、松野検事は、「本件の公訴事実は、公判の始めに申述べた通りで、既の中で藁や藎を焼けば、実害があつてもなくても犯罪になるのである、即ち危険の蓋然性があればよい事になって居るが、被告も自分がしたとすれば悪いと言って居る、だから被告が暖炉を蹴って返したか否か

が本件の焦点である。被告は、安藤警部にも自白し、検事に対してはおどかすつもりでやつたと述べ、予審でも私がしたと言つて居り、この間に何等の無理もないが、予審の最後に於て否認してゐる。然し、この事件は白昼人の前で行つたことであるから証拠充分である。本日の証人の申立ては、毎回違つてゐるが、証人が偽りを言つてゐる理由は、農民組合の指導精神に基くものである。今回の請求陪審の如きも、被告を救ふために組合が協議をしたものであらう。本件の事実、即ち藁や藎を焼いたことは事実であるから、陪審員の審議を願ふ。」

これに対し、伊墻弁護士は、「本件は、法律問題として学者間に議論があり、又事実問題としても、警察の取調べ其他に矛盾があり、これは明らかに疑獄であると思ふ。本件は、始め米子の山下弁護士が自ら進んで引受て居たのであるが、同氏が病氣のため私と同氏から依頼を受けた訳で、同氏は斯くの如き事が、放火罪として成立することは、公共のために遺憾であるとして、義侠的に弁護を引受けたのである。私は、検事と大いに意見を異にする。本件は、本年の五月末まで其ま、になつて居たことは、安藤警部の証言によつても明らかである。これは、田舎ではよくあることで、葬式などにはぐでんぐでんに酔つて、火鉢がかへつてもかまわずに酒を飲んだであらふ。これが、農民組合員が地主をおどかすためにやつた所為といへるであらふか。地主HB氏でさへ、焼けたのは翌日見たと言つて居る。この事件は、あまり理屈ずめに大きく

されたもので、事件はあまりに馬鹿氣たことである。若し、放火といふ様な事であるならば、その時に評判となつて居る筈ではないか。まして互に反目して居るところあるから、H B氏も黙つては居なかつたであらふ。仮りに、被告がやったとしても、過つてやったならば問題ではなく、何かの腹立ちまぎれにやつても問題でない。若又ひっくり返せばこげると思つてやつても、第一に庭をやり切る意思がなく、第二に公共の危険が生じないから、放火には当はまらない。公共の危険を來したものでないから、無罪とすべきである。証拠の重大なものは、予審に於ける被告の自白であるが、予審調査では予審判事が力藏が返したものととして取扱つてあり、暖炉を返したものが果して力藏であるか否かをたしかめて居ない。証人の供述が、その度に異なるのは、誰が返したのか判らないからである。それ以外に、被告に疑ひをかけるところはない。要するに、本件は、適確な証拠なしと、当推量であるから疑獄である」と、一時間余に亘つて弁論を続け、この時、被告力藏は、私は農民組合には重きを置いて居ませんと述べ、休憩し、

鳥取における陪審裁判

示す。

一、主問 被告人力藏は、昭和四年二月八日居村H B政吉宅の葬儀に當り、其の手伝ひのため赴きたる際、同家厩舎内に掘置きありし、養蚕用ダンロ二個を故意に足蹴にし、中にあつた炭火を散乱せしめ、為に其の下敷きになつてゐた一枚の庭一部及び附近にありし藁束の幾部を焼失し、よつて公共の危険を生ぜしめたものであるか。

二、補問 被告人力藏は、前記の所為によつて藁、庭の一部を焼棄損壞したものであるか、どうか。

主問 然らず

補問 然り

依つて、陪審員は評議室に於て一時間半の評議の後、二十九日午前零時四十分再開し、岡村陪審議長は答申書を提出し、書記は主問然らず、補問然りと朗読し、ここに陪審員は放火を否認し、器物損壞を認めたが、篠田裁判長は陪審員に対し一場の挨拶をなし、陪審員を傍聴席に下し、

引き続き審理に入り、器物毀棄は八月二十八日被害者H Bより告訴を取下げたことを告げ、松野検事は主問が否定されたのは遺憾であるが、本件は公訴を棄却するより外に仕方があるまいと述べ、伊墻弁護士もまた公訴棄却を希望して、午前一時閉廷、

二八五(二八五)

同日午前十時二十分、公訴棄却の判決があつたが、その理由は陪審員の答申を採用し、器物損壊を認めるといふのである。而して、器物毀棄罪は親告罪であるが、既に被害者より告訴を取下げて居るので、MS力藏はこゝに始めて青日の身となり、いそぐとして郷里に帰つた。

放火事件証人四名は

偽証罪として令状執行拘引

請求陪審放火事件として視聽を集めて居たMS力藏は、別項の如く、無実の罪の疑ひも晴れたが、同陪審公判に証人として出た、KB文一(二七)、同源太郎(六三)、同三五郎(六六)、MY富三郎(七〇)の四名は、偽証現行犯被疑事件として、二十七日夜鳥取地方裁判所高橋、岸上両検事の取調べを受けて居たが、午後十一時四名共近田予審判事より令状を執行され拘引され、午前二時予審に廻された模様である。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年九月二十九日
器物破壊だが告訴取下げで

遂に無罪を言渡さる

二日に互つた放火事件陪審公判

山陰二度目の陪審公判続き、二十七日午後十時半開廷、裁判長の説示に入り、主問「被告は放火の目的をもつて、火鉢を足蹴にしたものであるか」

補問「単に藁や莖を焼いたものであるか」

との問が陪審員に提出され、一同は別室において会議、三十分の後、主問「然らず」、補問「然り」と答申され、検事もまた公訴権を棄却し、裁判長から判決言渡しは、二十八日午前十時と宣告して、午前零時五十分閉廷。

判決 かくてMS力藏にかゝる放火事件の陪審裁判の判決は、二十八日午前十時鳥取地方裁判所篠田裁判長から、単なる器物破壊であるが、被害者側から告訴を取下げたので無罪の言渡しがあつた。

偽証容疑の四名遂に収容さる

陪審公判に飛んだ副産物

二十七日鳥取地方裁判所の陪審法廷で、偽証の嫌疑濃厚となつた、鳥取県西伯郡□□村KB文一、KB源太郎、MY富三郎、TU熊太郎、KB三五郎の五名は、同夜深更まで検事廷において、松野、岸上、高橋三検事の取調べを受け、TU熊太郎は帰宅を許されたが、他の四名は拘引状を執行されて、鳥取署に留置の上、

二十八日予審に附され、近田予審判事の令状により、身柄を鳥取刑務所に収容された。

●「因伯時報」昭和四年一月一二日

陪審法廷で偽証した

四名へ三月と四月を求刑

鳥取地方裁判所の陪審法廷で、放火事件の被告M S力藏に有罪な証言を与へんと、虚偽の陳述をなし、却てその身は偽証の罪に問はれるといふ、全国でも稀有の陪審裁判の副産物——西伯郡□□村大字□□M Y富三郎(五九)、K B三五郎(六六)、同文一(二六)、同源太郎(六四)四名にかゝる偽証事件の公判は、十一日鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、高橋検事立会、君野弁護人列席で開廷。

被告文一は「力藏が余り可愛想でならなかつたから虚偽の陳述をした」と偽証の事実をはつきり認め、次で富三郎、三五郎、源太郎の三名は「力藏を可愛想だと思つた。証言した時のことを今はつきりと覚えてゐない」と曖昧な弁解をした。

検事は、文一に懲役三月、三名に各同四月を求刑、弁護人の執行猶予論があつて閉廷した。判決は来る十四日。

鳥取における陪審裁判

●「鳥取新報」昭和四年一月一二日
放火事件の陪審廷で
偽証した四名の公判

証拠充分と懲役求刑

去る九月末、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て開かれた、西伯郡□□村大字□□M S力藏に係る放火未遂事件陪審公判の証人として虚偽の証言をなした、同村K B文一(二七)、K B源太郎(六一)、K B三五郎(六六)、M Y富三郎(五九)の四名に係る偽証事件公判は、十一日、鳥取地方裁判所に於て阿部裁判長係、高橋検事立会、君野弁護人列席で開廷され、傍聴席には被告の親族縁故者等多数傍聴したが、訊問に対し源太郎、三五郎、富三郎の三名は、米子区裁判所予審判事に対して事実の陳述をなして置き乍ら、陪審法廷ではあれはみな嘘であつたと申立てたが、予審判事に言つた事が本当であつたと犯行を認め、文一も同じく犯行を認めて、陪審法廷で被告力藏の姿を見てから俄に被告が可愛さうになり心にもない虚偽を述べたと答へ、裁判長から、「お前方は相談して、虚偽の申立をしやうとしたではないか」との問に対し、源太郎はその様な事もなく自分が年を取つてゐるものだから前に言つた事を忘れた事もあると述べ、三五郎は神社の小使をしてゐるので誰も相談して呉れるものはなかつたと答へ、富三郎は話合ひをしたことはないと述べ、高橋検事は、被告等の犯行は何れも証拠充分であ

二八七(二八七)

るとて、文一には懲役三ヶ月、源太郎、三五郎、富三郎の三名には懲役各四ヶ月を求刑し、君野弁護士は、文一を除く三名は何れも六十歳以上七十に近い老人ばかりであつて、教育乏しく記憶力が薄らいで居り、薄弱なる精神を持つて居るが故に、あはれむべき無知なる罪を犯したものであるが、犯行は事件そのものには何等の影響を興へて居らず実害を伴はない、殊に陪審公判以来同村の地主H B氏と小作人との間は極めて円満になつて居るとの事であるが、神聖なる陪審法廷に於て偽証をなしたことの罪は免れなから、被告等には執行猶予の恩典を与へられたいと延べ、午後一時閉廷した。判決は来る十四日の筈である。

●「因伯時報」昭和四年一月一日
偽証三名体刑
人の為この罪

放火事件の陪審裁判で被告をかばはんがため、証人として虚偽の陳述をなした、西伯郡□□村大字□□MY富三郎(五九)、K B三五郎(六六)、同源太郎(六四)、同文一(二七)四名にかゝる偽証事件の判決は、十四日阿部裁判長より、文一懲役三月、各三名同四月求刑に対し、四名共懲役二月(但し未決勾留日数三十日を通算)の判決言渡しがあつた。
被告の身を氣遣つて遙々出廷した、被告の家族の娘さんは涙な

がらに、退廷する被告を見送つてゐたので、満廷は寂然とした。

③殺人未遂爆発物取締罰則違反及脅迫被告事件昭和四年一月一日
四・一五日判決

●「因伯時報」昭和四年一〇月一四日
第三回目の陪審裁判
爆弾で本夫を殺し損ねた男

日野郡□□村大字□□MH治太郎にかかる殺人未遂、脅迫、爆発物取締罰則違反事件は、法定陪審に附せられることとなり、来る十八日公判準備手続きが開かれるが、当地方裁判所では、これぞ第三回目の陪審裁判となる。

●「因伯時報」昭和四年一〇月二九日
三回目の陪審公判

本夫を殺し其妻を奪はんとした男
二十八日公判準備手続き

他人の妻がほしさに、本夫の寝間へ爆弾を投げつけ、本夫を殺害せんとして果さなかつた、日野郡□□村大字□□MH治太郎(三四)にかゝる殺人未遂、脅迫、爆発物取締罰則違反事件、当地方第三回の陪審公判準備手続きは、二十八日午後、鳥取地方裁判

所の陪審法廷で、篠田裁判長係り、戸塚検事（米子検事局）立会、小山（米子）弁護士列席で開廷された。

●「鳥取新報」昭和四年一〇月二九日

本夫殺し未遂陪審公判

十二月二日開廷

日野郡□□村大字□□MH治太郎に係る、殺人未遂、脅迫、爆発物取締罰則違反事件に係る陪審準備期日は、昨二十八日であったので、鳥取地方裁判所に於ては、同日午後一時被告MHを呼び出し、一応の取調べを行ひ、米子区裁判所からは戸塚検事来庁立会したが、いよく来る十一月二日陪審公判に附すること、なつた。

●「因伯時報」昭和四年一〇月三〇日

殺人未遂の公判は

十一月十三日

他人の妻が欲しさに、本夫の寢間へ爆弾を投げつけ、本夫を殺害せんとして果さなかつた、日野郡□□村大字□□MH治太郎（三四）にかゝる、殺人未遂、脅迫、爆発物取締罰則違反事件の当地方第三回目の陪審公判準備手続きは、二十八日午後鳥取地方裁

鳥取における陪審裁判

判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、戸塚検事立会、小山弁護士列席で開廷されたが、いよく陪審裁判に附すること、なり、陪審公判期日は十一月十三日と決定した。

●「因伯時報」昭和四年十一月二日

興味を持たれるあすの陪審公判

証人多く審理二日間に亘るか

日野郡□□村大字□□農業兼荷馬車挽MH治太郎（三三）にかゝる、殺人未遂、脅迫、爆発物取締罰則違反事件の陪審裁判は、いよく明十三日午前十時、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、戸塚（米子）検事、小山（米子）弁護士列席で開廷、本件は、前二回の陪審公判放火罪と全然性質を異にしてゐるので、興味を持たれてゐるが、当日は矢張り傍聴券が発行される模様であるが、証人の多いため、審理は二日間に亘つて行はれるであらう。

●「鳥取新報」昭和四年十一月一日

美人の人妻を中心に本夫殺害未遂

今日陪審公判開廷

年若く美しい淫奔の人妻を、時々寝取つた上に、これを独占せ

二八九（二八九）

んとして果さなかった意趣晴らしから、本夫の寝室に爆弾を投げ込み、殺害を企てた日野郡□□村大字□□MH治太郎(三四)に係る殺人未遂、脅迫、爆発物取締法違反事件は、いよ／＼今十三日午前八時から、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、阿部裁判長係、米子支部戸塚検事立会、小山弁護士列席のもとに、陪審公判に附せられることになったが、事件の内容は、被害者OD安太郎の妻きぬ(二五)は、界隈切つての美人であるが常に素行修まらず、加害者MH治太郎とは三年以前より関係して、OD方の土藏内及び便所等で密会を続けて来たが、MHは女とODとに夫婦別れをさせた上で独占せんものと思ひ、昨年十二月のある日、ODに対し、きぬを離縁せねばお前を殺してやると言つて呪つて居るものがある、と無名の脅迫状を送つたが、ODはきぬを離縁せぬので、去る六月十一日午後一時頃、きぬが里方の同郡□□村に行き、あとでOD独りが寝室で寝て居るのを窺ひ寄り、かねて用意して居たTR鉾山用のダイナマイトに火を点じ、寝室を目がけて投げつけ、轟然たる爆音と共に床や天井裏を突破し、蒲団を焼き室内は滅茶々に破壊されたが、不思議にもODは厄を免れ命拾ひをしたものである。然して、事件を巻き起した中心人物であるきぬは、OD安太郎と結婚前は、従兄に当る同村のA良二に嫁して居たが、現在の夫OD安太郎と不義をしたことが知れ離縁となり、加害者MHの仲介で、安太郎と正式に夫婦になったものであるが、その際MHに脅迫され、関係したのが今回の禍因となったもので、こ

の度の陪審公判は、前二回の単純な事件と異なり、事件の内容は極めて複雑であり、しかも年若い美人を中心として起された事件であるために、一般からは非常な興味を以て、其結果は注目されて居る。

●「因伯時報」昭和四年一月一日

ダイナマイトで本夫を殺し

人妻を奪はんとし、果さなかった

小説みるやうな犯行事件の陪審裁判

一旦関係のあつた女が他家へ嫁いだのに未練を起し、女を再び我手に入れやうと、爆弾でその夫を殺害せんとした、日野郡□□村大字□□農業兼荷馬車挽MH治太郎(四三)にかゝる殺人未遂、爆発物取締罰則違反事件、当地方第三回目の陪審裁判は、十三日午前十時二十五分、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、小久保、有地両刑事陪席、戸塚検事立会、小山弁護士列席で開廷された。傍聴人は、開廷前早くも詰かけ、傍聴券発行によつて整理をなしたが、開廷と同時に傍聴席はまた、く間に満員となった。――裁判長から、型の如く陪審員一同に対して陪審員としての心得を説明し終つて、陪審員の宣誓を終つて、検事の公訴事実陳述にはいる。

「被告は、居村大字□□OD保太郎妻きぬ(二五)と数年前より

私通関係を継続してゐたが、本年六月十七日夜、以前より所持してゐたダイナマイトを携へ、居村□□川へ「ウグイ」密漁のため出掛け、その途中きぬのことを想起し、寧ろ同人の夫保太郎を殺害しきぬと夫婦になり、且兼て保太郎より借用してゐた金銭債務を免れんことを思ひ立ち、保太郎殺害の決意をなし、翌十八日午前一時頃、前記保太郎方に立寄り、同夫妻の寢室なる同家裏手納戸五畳の間の障子の破れ穴より室内を窺ひ、保太郎一人の就寝せることを確め、懐中せるダイナマイトに雷管、導火線を装置し、マッチを以て導火線に火を点じたる上、右破れ穴より投げ込み爆発せしめたるも、保太郎が掛布団を掛、稍奥深く臥してゐた、め殺害の目的を遂げなかつたものである」。

きぬと関係はない

調べが厳しいので

虚偽の自白を為したのだと否認す

検事の公訴事実の陳述後、裁判長の訊問に移る。

問「六月十八日夜、被告とT H 仙一等が集まり、前夜保太郎の処でダイナマイトが爆発したについて相談したか」。

答「相談しました。それから爆破された場所を見に行きました処、外の障子から三、四尺離れた処に落ちてゐました。天井板の一枚か二枚か、焦げてゐたのを見ました」。

鳥取における陪審裁判

次で、保太郎と被告との貸借関係については、被告は保太郎に七百円の債務のあることを素直に認め、独身であることを尋ねられるや、被告は「十年前に女房に死に別れてからは、一生独身で暮らす決心を致したのです」と子供の二人あることを述べて、殊勝らしさを見せ、きぬと被告と関係のあつたといふ噂については、きぬと保太郎との夫婦喧嘩を仲裁したことはありますが、その外に世間の噂を詩くやうなことをした心当りはありません」と、きぬとの色情関係について否認した。

被告は、今までの取調に対して、始終客観的態度を以て弁解したが、いよ／＼本筋に入り、

問「NMからダイナマイトを買つたことがあるか」。

答「ありません」。

問「十七日家を出たことはないか」。

答「ありません」。

問「ダイナマイトを持って□□川にウグヒを取りに行つたことはないか」。

答「ありません」と事実を徹頭徹尾否認し、

次で、警察から取調を受けた点について、被告は「□□駐在所で最初調べられましたのは六月二十六日で、きぬとの関係、無名の手紙を保太郎に送つたかなど、尋ねられ、翌日□□署へ行って取調を受けましたが、警察に出たのは七月四日と思つてゐます。警察では、きぬが調べられた際、きぬは私の家へ泊まつた際、関

係したと自白してゐますので、私も仕方がなく関係のあることを申立てた訳です」と、こゝにおいてきぬとの情交関係を否認し、警察で自白した点については、調が厳しいので虚偽の自白を致しました、検事や予審判事の調に対しても、警察で申した通りのことを自白したままで、すと述べ、犯罪その物を頭から否認し、午後零時十分、昼食のため休憩に入る。

三十四名中より陪審員十二名

一名病氣、一名は無断で出頭せず

M日治太郎にかゝる殺人未遂、爆発物取締罰則違反事件の陪審裁判に出頭すべき陪審員候補者は、三十六名中、一名病氣不出席、一名は無断不出席、三十四名を抽籤の結果、左記の通り、正陪審員十二名補充陪審員二名が当選した。

△鳥取市東品治料理店石田鐵治△気高郡湖山村農作奥田仁作△鳥取市大工町頭洋服製造販売業上田義治△気高郡明治村大字河内農作竹田龜次郎△八頭郡国中村大字石田農作猪木辰藏△同郡大御門村大字大門農作平木正延△東伯郡西郷村大字上余戸飲食店業綱本辯藏△八頭郡丹比村大字富枝農作太田竹造△岩美郡大茅村大字栃本収入役森原榮壽△西伯郡宇田川村大字富繁農作山根一△同郡所子村大字国信同後藤清藏△東伯郡赤碕町大字赤碕運送店業鹽谷長一（以上正陪審員）△八頭郡八上村大字成田穀類販売横原稔藏△

岩美郡倉田村大字橋本農作山根久雄（以上補充陪審員）

●「鳥取新報」昭和四年一月一四日

美しい人妻を寝取り、本夫殺害未遂事件

——内容極めて複雑なだけ

興味ある陪審公判開廷——

人妻を寝取った上、尚これを独占せんとして、恐ろしい本夫殺しを企て、しかもその手段としてダイナマイトを用ひた、日野郡□□村大字□□M日治太郎（三四）に係る殺人未遂、脅迫、爆発物取締法違反事件陪審公判は、いよ／＼十三日鳥取地方裁判所陪審法廷に於て開廷されたが、同法廷に於ける陪審公判は、今回が三度である。しかし、前回は何れも放火事件であつたに反し、今回は、事件の中心に年若い女が介在し、其内容は前回に比較して極めて複雑であるだけに、一般からは非常な興味を以て注目される。

早朝から、傍聴者多数押しかけ、鳥取高農学生約二十名も傍聴した。かくて、午前十時、被告M日は、高貴縞の袴に同じ羽織の對服姿で、面やつれもせず法廷に現れ、続いて、選ばれた十二名の陪審員は定席につき、暫くして係判事阿部裁判長、陪席小久保、有地両判事立会、戸塚検事および小山弁護士等列席し、裁判長より陪審員に対する注意があつて後、戸塚検事は公訴の理由につい

て、左記の如く述べた。

戸塚検事の公訴理由

「被告M H 治太郎は、居村大字□□OD 保太郎妻きぬ（二五）と数年前より私通関係を継続してゐたが、本年六月十七日夜、以前より所持してゐたダイナマイトを携へ、居村□□川へウグイ密漁のため出かけたが、其途中きぬのことを思ひ出し、寧ろ同人の夫保太郎を殺害し、きぬと夫婦になり、且兼ねて保太郎より借用して居る千円に近い債務を免れようと、若い女に対する執着と借金之苦しみから、終に保太郎殺害の決意をなし、翌十八日午前一時頃、前記保太郎方に赴き、夫妻の寝室である同家裏手納戸五畳の間の障子の破れ穴より室内を窺つたところ、妻のきぬは居らず、保太郎一人が就寝してゐるのを確め、懐中していたダイナマイトに雷管導火線を装置し、マッチを以て導火線に火を点じた上、件の障子の破れ穴より投込み爆発させたが、保太郎が掛布団をかぶつてゐたために、殺害の目的を遂げなかつたものである」。

裁判長の訊問

犯罪事実、頭から否認

斯くて取調べに入り、阿部裁判長の徴に入り細を穿つた訊問に対し、被告M H は、「ダイナマイトの爆発した現場は、二、三日後に見ましたが、それは納戸の五畳の間で、障子から三、四尺離れ

鳥取における陪審裁判

たところでありました。OD から金を借りたのは、大正十三年一月四百円借り、又大正十五年には五百円を借りましたが、後の分は返しました。私は、十年前女房に死なれ、後妻を貰つて半年足らず一所に居ましたが離別し、それから後は、十五歳を頭に二人の子供がありますので、子供が可愛さうでもあり、妻も迎へずに居ます。OD 夫妻の夫婦喧嘩には、私が度々仲裁に出ましたが、OD 夫婦はもと私通関係で一所になつたもので、二人が夫婦になつてから一年程後には、私とOD の妻のきぬと関係があるやうに風評するものもありましたが、私はきぬと関係したことはありません。又ダイナマイトなどを投げ入れたこともなく、脅迫状を送つた事ありません。」と犯罪事実を悉く否認し、

山と積まれた証拠品の調べに入り、裁判長は土管を示して、これはお前のものかと問はれ、被告はさうかも知れませんが、土管は二、三年前に買った事があると述べて、午後零時三十分、一先づ休憩した。

陪審公判陪審員

欠席は僅か二名

十三日鳥取地方裁判所において開かれた陪審公判において、陪審員は、三十六名の中、欠席者は僅か二名で、出席三十四名の中、左記の十二名の正陪審員及び二名の補員が当選した。

一九三（一九三）

△鳥取市大工町頭洋服製造販売上田義治△同市東品治料理店石田鐵治△岩美郡大茅村大字栃本農森原榮壽△八頭郡國中村大字石田百井農猪本辰藏△同郡大御門村大字大門農平正延△同郡丹比村大字富枝農太田竹造△気高郡湖山村農奥田仁作△同郡明治村大字河内農竹田龜次郎△東伯郡赤碓町大字赤碓運送店業鹽谷長一△同郡西鄉村大字上余戸飲食店業綱本辯藏△西伯郡宇田川村大字富繁農山根一△同郡所子村大字国信農後藤清藏、（補員）△八頭郡八上村大字成田穀類販売横原稔藏△岩美郡倉田村大字橋本農山根久雄

●「大阪朝日山陰版」昭和四年一月一日

私通も殺人も頭から否認

脅迫状だけ認める

三度目の陪審公判

山陰地方三度目の陪審裁判である、鳥取県日野郡□□村MH治太郎にかゝる殺人未遂、爆発物取締罰則違反被告事件の公判は、十三日午前十時二十五分、鳥取地方裁判所陪審法廷で、阿部裁判長、小久保、金山両判事陪席、戸塚検事立会、小山弁護士および陪審員十二名列席して開廷。傍聴席には、鳥取高農生をはじめ一般人で大人満員である。法廷には、雑多の証拠物件が並べられ、陪審員の宣誓があつて、

検事は、「治太郎が居村OD保太郎の妻きぬと数年前から私通を続け、本年六月十七日夜ダイナマイトを携へ居村□□川へ密魚に出かけたが、急にきぬの夫保太郎を殺し夫婦にならうと決心し、さすれば保太郎からの借入支払ひも免れるだらうとて、十八日午前一時ごろ保太郎が自宅に一人寝てゐることをたしかめ、ダイナマイト雷管に導火装置をして、マッチで火を点け、障子の破れ目から投げ込んだが、保太郎は掛蒲団を深くかぶつてゐたため、目的を達し得なかつた」と述べて、

裁判長の事実調べに入つたが、被告は、「ダイナマイトで殺人行為はしなかつた。また、きぬが嫁に来た当時、盆正月に里帰りした時、きぬの実家に泊つたことはあるが、関係したことはなかつた」と頭から否定したが、裁判長は「被告が、無名の手紙で、或る男が貴殿（保太郎）の人形を作つて呪はんとしてゐることを聞いたが、それはきぬに関係してゐる、結局OD君よ、世間には男や女は多いのだから、きぬと分れてしまつて悔を後に残さぬやうにしたらどうか、私は妻も子もあるのだが注意のため知らせるのだ」と書き送つたことがあるだらうと、手紙の一節を読み上げて事実を訊せば、被告は曖昧に事実を認め、午後零時二十分休憩。

質問鋭く証人調べ

午後一時二十分再開。証人調に入り、先づ、被害者OD保太郎

は、裏庭に燐寸の軸のあったことなどを述べて、加害者はMH治太郎だと思つてゐる、と被告に不利な証言をなし、次に、証人被害者の母ODまさ、きぬの父親TN房太郎の調べあり。

裁判長は、これらの答へに對し、なぜ被疑者のMHを事件後の相談の中に入れたかと問へば、「MHは、特に前から関係があつたために、呼びに行ったのである。きぬとMHと関係があつたことは、聞かなかつた知りません。肩掛や衣服をきぬが貰つたといふことはちよつとは聞いてゐました」と曖昧に答へた。(午後四時記)

●「因伯時報」昭和四年一月一日

自白は苛酷の取調べの為、事實は違ふと否認

証人に老婆も出る、警部補も出る

賑やかな陪審公判

昨紙所報、人妻を奪はんとダイナマイトを投じて本夫を殺害せんとした、日野郡□□村大字□□農業兼荷馬車挽MH治太郎(四三)にかゝる殺人未遂、爆発物取締罰則違反事件の公判は、事實審理において、被告が警察以來検事並予審第一回の取調に對し、ダイナマイトは二十年前N M丑太郎が密猟に使つた余りを当時貰ひ受け、そのダイナマイトを新聞紙で包み、更に油紙に包んで、お茶の缶の中に入れ、すくもで詰、それを箱に入れて、畑の隅に

鳥取における陪審裁判

埋ておいたが、昨年畑に出た際ダイナマイトを発見したので、今度はそれを藪の中に埋た、と申立て、ある点について、訊問が進められると、被告は依然として、「警察での過酷な取調から、その通りのことを述べましたが、實際は丑太郎からダイナマイトを貰つてはゐません」と突つ張り、更に保太郎に恐怖心を起させて、きぬを離縁せんがために無名の脅迫状を送つた点については、これも被告は全然覚えがないと否認した。

午後一時二十分から、八名の証人調に移る。被害者である証人OD保太郎は、訊問に對して、「十八日午前一時頃、私が納戸の室に寝てゐたら、枕元にズドンと音がした。よく調べて見ると、鉾山に使うダイナマイトだと思つた。戸、鏡台、筵、莫蔭、蒲団などに損害を受けた」と、綿の露出してゐる蒲団、破れてゐる戸板などの証拠品を示されて、それを認め、続いて同証人は、同夜隣家居住村長TI仙太郎氏、きぬの実父TN房五郎、MH治太郎(被告)等を自宅に呼び、爆発事件について警察へ届るか否かについて協議した点を認め、その席上で、被告は犯人はきぬの前夫A良一の実父太郎の仕業ではないかと最初は思つたが、考へて見れば同人でもないことが分り、その際治太郎は、警察に届出ると警察だけでは済まぬ、検事局や裁判所に廻されるやうなことになるが、そうなるに女は中々むつかしいと、暗に警察に届出ることの不可なることをほめかした治太郎当夜の態度について不利な陳述をなし、治太郎ときぬとの情交關係については、「両名の情交關係の

噂は、爆発事件後と去年の春に聞いた。治太郎からきぬは肩掛を買って貰ったといふことを知ったので、きぬに色々聞いて見たが、きぬは断じて情交関係はないといひました」。裁判長から、予審で情交関係のあつたことを自白してゐるではないかと問はれて、同証人は「そういつております」と、現在自分の家内であるきぬと治太郎との情交関係を認め、

次で、同証人の実母まさの(六〇)の訊問に入る。まさのは、「治太郎は警察に届るがい、とはいつてくれなかつた」と述べ、

T N房五郎(六六)は、きぬは十八の年にA良一の嫁にやつたが、保太郎と関係をして二十歳の時から保太郎と一緒になつたことを認め、爆発のあつた夜の会合については、「私が治太郎を呼びにいつた時、同人の顔色は普通なやうには見受けなかつた」と不利な証言を陳述、

T I仙太郎は、爆発のあつた夜の保太郎宅における会合、脅迫状、情交関係について述べ、

A良一(二九)は、「二十二歳の時、私はきぬと結婚したが、きぬと保太郎と関係したことをしつてから、私はきぬを離縁した、きぬは多情の女だと思ふ」と述べ、

次で、当時黒坂署の巡査部長で現在倉吉署勤務の河上三雄氏は、被告を犯人として検挙した経路について詳細に述べ、「決してMHにある方法を以て自白を強要したものではない、本人の自白によつて犯人であるとの確信を持った」と述べ、小山弁護人と同証

人との質疑応答が、議論に陥つたので、裁判長から注意された。

次で、河上巡査部長から引ついで、被告の取調に當つた、当時黒坂署警部補司法主任で現倉吉署勤務の山田爲吉氏は、「治太郎は、ダイナマイトは隣家のNM丑太郎から出たといひ、家を出る時は魚を取りに出る考へてあつたが、途中できぬのことをおもひ、きぬの宅へ立寄り障子の穴から室内をのぞくときぬはゐなかつたので、持參のダイナマイトを投げた。治太郎は、爆弾で死ぬかも知れぬが又死な、くてもいゝ、保太郎はこわくなつてきぬを離縁するだらう、その上で自分はきぬと一緒になれるといつた」。なほ、きぬと治太郎との情交関係についても、関係のあつたことを治太郎は明らかに自白してゐることを述べ、

最後の証人、ダイナマイトを被告に与へたといふNM丑太郎(四四)は、「警察で夜の八時頃から取調られて翌朝の十時まで立ち通しにされたので、治太郎が最初私からダイナマイトは貰つたといつてゐるので、私も与へたといつたが、実際ダイナマイトは、私が治太郎に与へた覚えはない」と被告に有利な証言を陳述。裁判長から、前証人山田警部補に、丑太郎の証言について質すと、「そんな馬鹿なことは絶対にありません」と丑太郎に対する苛酷な取調を否定して、証人八名の訊問を終る、時に午後六時。

「然り」の答申に被告悄然

深夜の午前零時半漸く閉廷

七時十五分続開。裁判長は、陪審員に対し、事実並証拠調について詳細なる説明があつて後、検事の第一次論告に入る。情交関係、ダイナマイトその他の犯行全部にわたつて、悉く否認し通してゐる被告の供述によつて、本件の犯人は果して何人であるか満延に深い疑惑を起さしめたが、戸塚検事は陪審員に対して、判断に過ちがなきやう透徹せる法理論の立場から、淳々説き起し、「予審における被告の自白を最も有力なる証拠として採用する。証人と被告との供述が符号してゐることは、明にそれを立証するに足るものである。本件以外の脅迫状についても、被告が治太郎に送つたものである確信を持つてゐる。陪審員諸君は、公平にして適正なる判断をされんことを望む」と述べ、

次で、小山弁護士は、「本件は重罪である。一点の疑点をさしはさむ余地のないものでなければ有罪と断定することは出来ぬ。本件は、ダイナマイトで爆破されたといふ証拠は何一つとしてない。本日の証人警察官の証言は無価値である。ダイナマイトがあるか、ないか、本件断罪の唯一の道であるに拘らず、そのダイナマイトは証人NMが被告に与へた覚えはないといつてゐるから、本件は当然無罪である」と検事の論告を反駁し、九時十五分休憩に入る。

九時四十分続開、阿部裁判長は、約一時間二十分に亘り陪審員に対して、被告の警察以来、検事、予審に至るまでの取調、法廷における被告の自供並証人の証言、弁護人の弁論等について、判

鳥取における陪審裁判

断上過ちなきやう詳細明確に説示を与へて後、左の主問並補問を發した。

主問 被告は、居村大字□□OD保太郎を殺害する目的を以て、昭和四年六月十八日午前一時頃、同家裏納戸五畳の室にダイナマイト、雷管、導火線を装着し火を点じたるも、保太郎が掛蒲団を被り稍奥深く臥し居たるため、其目的を遂げざりしものなりや。

補問 被告は、右保太郎を殺害する意思なく、同人の家財に損害を与ふる目的を以て、前項ダイナマイトを右五畳の室に投込み爆破せしめたるものなりや。

十一時、正陪審員十二名は評議室に入り、陪審員は一時間十五分を費して評議を遂げ、一同陪審員席へ着席。午前零時二十分続開、陪審長森原榮壽氏は答申書を裁判長に提出、吉岡書記は右主問を朗読して後、陪審員の答申を「然り」と朗読した。一瞬、被告は頭を深くうなだれ、酷く愁嘆に陥つた。

次いで、検事は第二次論告として、「陪審員諸君の答申は、至極公平適切である。被告の犯行は言語に絶する遺方で、人の女房を取つた、けでも相当重い罪であるのに、尚ダイナマイトで殺害せんとした稀にみる犯罪で、嚴罰に処する必要があるから、懲役十年が相当である」と述べ、小山弁護人の減刑論があつて、午後零時半閉廷。

判決は、十四日午後一時言渡され、次いで、普通裁判として、

二九七(二九七)

脅迫事件は六ヶ月の検事求刑があつた。

●「鳥取新報」昭和四年一月一日

本夫殺害未遂事件公判

淫奔なきぬは情夫をつくつて度々逃げ出し

実家からは勘当されて居た

陪審法廷の証人調べ

人妻を寝取つて、その女の本夫をダイナマイトを以て爆死せしめんとして果さなかつた、日野郡□□村大字□□M H治太郎(四三)に係る殺人未遂、爆発物取締法違反事件陪審公判は、昨報の如く、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て開かれたが、午前中の被告の犯罪事実の取調べに引続、午後一時二十分からは、証人調べに移り、

被害者である同村O D保太郎(三三)は、ダイナマイト投込当時の状況を、阿部裁判長より問はれ、「私は、六月十七日夜自宅で寝て居り、枕もとでズドンと音がしたので吃驚して眼をさまして見ると、何か火のついてゐるものが落ちてゐたので拾つて見たら、ダイナマイトのかげらの様に思ひました。にほひは、火薬の臭ではあるまいかと思ひました。それで、十八日の夜、村長のT I仙太郎、M H治太郎、キヌの親T N房太郎等にも来て貰ひ、この事を警察へ届けてよいか悪いかといふことを相談しました。私は、

始めはこれをやつたのはキヌの前夫のA良二ではないかと思ひました。十八日には、夜八時頃、私がM Hを迎ひに行きました。そして、M Hに爆発のあつた納戸を見て貰ふと、M Hは警察や検事局、裁判所等へ出ると、女は泣かねばならぬ事があるから、届けぬ方がよいと言ひました。然し、M Hに變つた事ありませんでした。キヌは、親の勘当が許されるまでは、M H治太郎の家へ休ませて貰ひに度々行つた事があります。兩名の關係は聞き込んだ事はありますが、私がキヌをせめて聞いたところによると、肩掛はM Hに貰つたが關係はないと言ひました」。

續いて、保太郎の母マサ(六〇)は、「私は、其晩は六つになる孫と寝て居ましたが、大きな音がしたので、鼠が仏壇を返したのではないかと思ひました。この事を翌日相談した時には、M Hさんは一口も云つて呉ませんでした。M Hさんがキヌと關係のあるといふ話は、A太郎(キヌの前夫の父)から聞きました」と答へ、

キヌの実父T N房太郎(六二)は、「キヌは二十才の時O D保太郎と一緒に居たもので、去年まで勘当をして居ましたが、去年の冬勘当をゆるしました。それまでは、世話になつたM H治太郎の所へ一晩泊りに行つたことも、度々聞いて居ります。A太郎は事件のあつた晩には、フンドシをはづしてゆつくり寝て居り、その俵のA良一は、その晩里帰りをしてゐた嫁が久しぶりで帰つたので、外へは出て居なかつたと聞いて居ります。私が、M Hを呼びに行つた時には、M Hは平常顔色でなくチト顔色が悪かつた様

です。きぬは、A方へ嫁に行く前にも、多少男がありました。字
□□へ十六才の時に男と逃げてゐた事もあります」。

次に、被害者ODの隣家に当る、村長T I仙太郎(四六)氏は、
「十八日夜相談を受けたので、私は警察へ届たがよいと言つたが、M
Hは届ぬ方がよいと言つた。私は、最初犯人はきぬのものとの夫で
はないかと思つた」、と答へ後、四時休憩。

きぬは多情な女

姦通したので離縁したと

前夫保太郎の証言

午後四時二十分再開し、キヌの前夫であり、当夜の犯行の嫌疑
者である、日野郡□□村大字□□、A良一(二九)の取調べに入
り、阿部裁判長から、キヌはどういふ訳で離縁したかと問はれ、
「私が二十二才の時にキヌを嫁に貰ひましたが、キヌはOD保太
郎と通じたから離縁しました。キヌは多情者であると思ひます、
そして人の言ふことなら何でも従ふという様な性質です」と答へ、
戸塚検事は、OD保太郎に鉦山の入夫をして居たかと尋ね、O
Dは入夫はして居たが、火薬を扱つた事はないと答へ、
同事件取調べの任に當つた、現倉吉警察署巡査部長当時黒坂署
勤務川上三雄氏の証言に入る。

鳥取における陪審裁判

ダイナマイトの出処とキヌとの姦通事情

取調べ警官の証言

一証人は警官の虐待を陳述

川上巡査部長は、「六月二十四日、□□駐在巡査から事件の概
報をうけたので現場に行つて見たが、その時は現場は取片付けて
ありました。脅迫状は、後に駐在所でMHに字を書かせて見たと
ころ、非常に字体が酷似してゐました。ダイナマイトを投げたこ
とまでは、被告は私に自供しましたが、それ以後のことは、山田
警部補が調べました。被告MHは、キヌとの関係について、キヌ
が治太郎方に厄介になつていた時、勝手の間でキヌが夜中小用か
らの帰りを待ち、始めて関係したと自白しました」。

又、倉吉署警部補当時黒坂署勤務山田爲吉氏(三八)は、「被告
は、ダイナマイトは同村N M丑太郎より貰ひ、それをブリキ缶に
入れ、更に八分板の箱に納め、スクモでつみ、土管に入れて地
中に埋めてゐたもので、魚をとるために持つてゐたと称しました。
キヌと始めて関係したのは、キヌが被告MH治太郎方に泊つて居
た晩、キヌが便所に行くために起きたので、治太郎も起き、話を
して承諾させたと申しました。又其後、被害者OD方で密会した
のは、本宅と土蔵の間の石の上で、MHは家の外から障子を掻い
て音をさせ、キヌを呼出して居ます。其後、MHは数回キヌに女
房になつて呉れと頼んだことがあり、キヌは承諾せなかつた様で

二九九(二九九)

す。然し、MHはますます熱心に言ひ寄り、若し此の事がわかつてお前が離縁になれば、自分のところへ来いと言つたものです。以上の事實は、男女双方が自供した事ですから疑ひはありません。キヌの自供によれば、MHは次第にキヌに熱中し、キヌは寧ろ離れやうとしたが、なり行き上関係を続けたもので、夫保太郎の方が年も若いしすきであると云つて居ました。

斯くて、被告MHにダイナマイトを与へたという、最後の証人NM丑太郎(三八)の訊問に入り、丑太郎は、「私は、今から二十年程前に、漁業法違反で罰金に処せられた事がありますが、その時にはMH治太郎も一緒であり、罰金は私一人が受ました。ダイナマイトは、警察で治太郎が貰つたと云つたから、やつたと言つたので、私は夜通し警察で立たせられ居てたので、苦痛のあまり述べました。然し、実際にはやつた覚えはありません」と述べ、被告に有利な証言を与へたが、

小山弁護人は、「夜通し立たせたといふのは、何時から何時までか」と問ひ、丑太郎は、「午後八時頃夕食をしまひ、それから朝まで立たせられました」と答へ、山田警部補は「そんな事はない」と述べ、被告MHもまた「警察で虐待された」と述べ、午後六時夕食のため休憩。

被告の有利な点、筆跡の鑑定

被告の不利な点、きぬとの情交と借金

午後七時再開し、阿部裁判長は、「被告は、警察、検事局及び豫審第一回では犯行を認め、公判廷ではこれを否認して居るが、以前犯行を自白したのは、苛酷な取扱ひを受けたからであると称して居る。被告の利益となる点は、筆跡の鑑定が専門家の意見では同一でないといふ事と、NM丑太郎がダイナマイトを与へたおほへはないと証言した事である」と述べ、次の如き、戸塚検事及び小山弁護人の論告に入る。

戸塚検事「被告が、キヌと情交した事及び被害者OD保太郎から借金した事、共に事實であり、保太郎も予審に於てこれを証言している。キヌも素行がさまならず、NMの供述によるも被告がダイナマイトを使った事は事實で、罪状明白である」。

小山弁護人「爆発物取締法違反は懲役七年以上死刑、殺人は同三年以上死刑の極刑をうけ、未遂罪も罰せられるのであるから、少くともこれ等の罰は、疑はしい点が一点もない場合において始めて罰せらるべきものである。然るに、恐らく本件位無証拠のものはあるまい。検事もいう如く、爆発の原因が火薬であるかダイナマイトであるか分らぬのである。元来本件は、MHとキヌとが痴情のはてになしたものとされてゐるが、姦通の事實は不明である。借金の如きは、原因とは認められない。警察官は、予断により、職務に熱誠のあまり、常軌を逸する事があり、宮城控訴院に於ける五人殺し事件の如きも、その適例である。田中部長の如きは、被告が自分の身の明りを立てたさに、警察に止めて呉れと

言つたと称してゐるが、斯の如き事があらう筈がない。これを以て見ても、田中部長の証言が如何に無価値であるかが分る。又、N M 丑太郎でさえも、一晚警察にとめられたとの事であるが、今の世に証人をとめおくといい取調べ方はない筈である。かくの如きは、所謂拷問であり、拷問でないにしても、証人をとめるといい法はない。自白は、証拠と合体しなければ無価値であるが、本件に最も重大なことは、ダイナマイトがあるか無いかといふことである。これについて、N M 丑太郎は、明治四十三年三月罰金刑に処せられたが、わづか魚を取る位のこと、二十年間も嚴重に保存する筈がない。しかも、N M 丑太郎は、与へた覚えはないというが、これ即ち無から有を生じたものである。ダイナマイトが無い以上は、被告を無罪とすべきである。又、キヌは、ひどいダラではないけれども、気の弱い女である。姦通して本夫を殺すときは、共謀が通例であるが、これを行つてゐないのはどうしたのか。姦通の噂を誰が言ひ出したかといへば、これはキヌの前夫であるA良一の父A太郎である。しかも、太郎は被害者に対して、嫌疑濃厚なるものである。キヌが実父より本年勘当をゆるされた事は、太郎にとっては重ねくの侮辱であり、しかも彼は執念深いから、彼ではないかと思つたと被害者も言つてゐる。尚、疑はしいのは、被害者があやまつて爆発させたのではないかといふ事であり、彼は警察にも届け出でず、検挙によつて爆発の事実が判明したものである」と、一時間に亘り無罪論を述べ、午後八時三

鳥取における陪審裁判

十分休憩した。

裁判長の説示

被告は本夫を殺害し、妻を奪ふ為であるか

起訴の内容説明

斯くて、九時四十五分再開し、阿部裁判長の説示に入る、裁判長説示「陪審員の任務は、起訴された犯罪事実が、被告人にあるかないかをきめればよいのである。公訴の事實は、被告が、O D 保太郎を殺害し妻を取つて夫婦にならうとする希望を達するために、六月十七日夜ダイナマイトを持ち出し、十八日午前一時頃保太郎の家に投込んだといふのであるが、取調べの結果、被告は十八日の晩保太郎方より迎へられ相談に列し、現場を見た事は被告の認めた事である。被害者O D 保太郎は、鉾山で働いた事があり、ダイナマイトの爆発の結果を知っていると称してゐる。爆発物とすれば、誰が置いたか分らぬのである。嫌疑者は、O D 保太郎、A太郎、M H 治太郎の三人であるが、M H は予審までは自白している。詢々、一時間三十分に亘つて、起訴内容の説明をなし、左記の如き問書を陪審員に交付し、陪審員協議のため休憩した。

主問 被告M H 治太郎は、居村大字□□O D 保太郎を殺害の目的を以て、昭和四年六月十八日午前一時頃、同家裏手納戸五畳寝

室に、ダイナマイト、雷管、導火線を装置し火を点じたるものを投げ込み爆発せしめたるも、保太郎は掛蒲団を被り稍奥深く臥し居たるため、その目的を遂げざりしものなりや否や。

補問 被告は、保太郎を殺害する意思なく、同人の家財に損害を与へる目的を以て、右五畳の間に投げ込み爆発せしめたるものなりや。

主文「然り」

十二時二十分再開し、陪審員長森原榮壽氏は、問書に対する答文を阿部裁判長に渡し、満場片唾を吞んで答へを待ったが、書記は左記の如く朗読した。

主文 然り

斯くて、被告に対する陪審員の裁断は、殺人未遂を肯定し、被告MHは、今更の如く愕然として色を失ったが、戸塚検事は、「被告の犯行は言語に絶した行であつて、稀に見る犯罪である。か、る犯罪に対しては、充分なる懲戒を与ふべきであるが、結果に於ては大きな損害ではないから、多少考慮する必要がある」として、懲役十年を求刑し、小山弁護人の情状酌量論があつて、午前〇時三十分閉廷した。

殺人未遂懲役八年

脅迫は懲役六ヶ月

MH治太郎の殺人未遂、爆発物取締罰則違反事件は、十四日午後鳥取地方裁判所に於て、懲役八年の判決があり、尚、同人に係る脅迫事件公判は、十四日引続き行はれ、戸塚検事より懲役六月の求刑があつた。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年一月二五日

深更に至りやうやく閉廷

被告に懲役十年求刑

山陰で三度目の陪審公判

【山陰地方三度目の陪審公判の昨報後】十三日午後四時より、証人□□村長T I 仙太郎、A 良一(きぬの先夫)、当時黒坂署巡查部長川上光雄、当時同署警部補山田龜吉の諸氏につき取調を行ひ、阿部裁判長の再度訊問の後、

戸塚検事の論告に入り、被告のODに対する負債、きぬとの情交およびダイナマイトのこと、また納戸の裏で様子を窺つてゐたこと、などが総て予審におけるときの自白と全く符合してゐて、これらは皆安心して承認される。また、きぬが男に対し博愛主義であつたことも事実である。検事といへども、被告に取つて良いことがあれば裁量するが、この場合検事の取調べたところでは、

犯罪を否定する何物もない。よって、賢明なる陪審員諸君は、公平なる判断を与へられたいと述べ、

続いて、小山弁護士起ち、「只今検事は、証拠は確かであるといはれたが、おそらく私はこの事件くらい証拠のない事件に会ったことがない」と、被告はダイナマイトに一切関係がない、またきぬとの姦通も全く証拠とならず、警察が脅迫して無理に自白せしめたのだと、被告の心理を説明し、被告がダイナマイトを所持してゐたか否か、この裁判の岐れ目であると、陪審員に向つて無罪論を説き終つて、

いよく裁判長は、主問と補問を陪審員に提出し休憩を宣す。この間に、陪審員長を選挙し、森原榮壽氏（岩美郡大茅村）当選し、午前零時二十分開廷。

主問 被告MH治太郎は、OD保太郎を殺害する目的で、ダイナマイトに火を点けたものを、保太郎の寢室に投げ込み目的を達せんとしたるものなりや。

答申 然り

裁判長は、陪審員の答申に対し謝辞を述べ、検事は、直に被告に懲役十年を求刑した。弁護士は、再び起つて、情状酌量論を説き、十四日午前零時三十分にはたつて、漸く終りを告げた。

判決

三罪を合はせ八年六ヶ月に

鳥取における陪審裁判

十四日午後二時三十分、被告MH治太郎に対し、阿部裁判長から殺人未遂、爆発物取締罰則違反に關しては懲役八年、また脅迫事件に対しては別に懲役六ヶ月、計八年六ヶ月の判決言渡があつた。

●「因伯時報」昭和四年一月一六日

陪審裁判で懲役八年

求刑十年に対し

人妻を奪はんと、ダイナマイトを投じて本夫を殺害せんとした、日野郡□□村大字□□農業兼荷馬車挽MH治太郎（四三）にかゝる、殺人未遂並爆発物取締罰則違反事件の陪審判決は、十四日午後二時半鳥取地方裁判所で、阿部裁判長から懲役八年（求刑十年）の判決言渡しがあつた。

脅迫は普通裁判で

懲役六月に

尚、MH治太郎にかゝる脅迫事件の公判は、十四日午後三時、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、戸塚検事立会、小山弁護士列席で開廷、予審終結決定の中に脅迫罪も含まれてゐたが、法定陪審にはかゝらぬので、普通裁判として審理されることになつた

ものである。

被告は、訊問に対して、O D保太郎の妻きぬを我が手に入れやうとして、無名の脅迫状を保太郎に発送した点につき、陪審法廷における供述と同様「脅迫状を送つたことはない」と否認した。

検事は、証憑明瞭なりと懲役六月を求刑、弁護人の無罪論があつて閉廷した。十五日同裁判長より、求刑通りの判決言渡しがあつた。

●「鳥取新報」昭和四年一月一六日

人妻を寝取つた男

脅迫事件を切離し、懲役六月の判決

殺人未遂と合せて八年六月

美貌の人妻を寝取つた上、これを自分の妻として独占せんとし、本夫をダイナマイトで爆死せしめんとした、日野郡□□村大字□□M H治太郎(四三)に係る殺人未遂、爆発物取締罰則違反事件陪審公判は、既報の如く、陪審員の答申に基き鳥取地方裁判所に於いて、阿部裁判長より、懲役八年の判決があつたが、同人が被害者O D保太郎に脅迫状を送つた脅迫事件は、陪審公判と切り離し、同地方裁判所において閉廷され、戸塚検事より懲役六ヶ月を求刑されたが、十五日求刑通りの判決があつた。これにより、M Hは合せて、懲役八年六ヶ月となつた訳で、即日鳥取刑務所に収

容された。

●「因伯時報」昭和四年一月一九日

陪審判決不服で上告

普通裁判の脅迫体刑に対しても控訴

人妻を奪はんとし、ダイナマイトを投じて本夫を殺せんとした、日野郡□□村大字□□農業兼荷馬車挽M H治太郎(四三)は、さきに鳥取地方裁判所の陪審法廷で、殺人未遂、爆発物取締罰則違反罪として、求刑懲役十年に対し、同八年に処せられたが、十八日大審院へ上告した。

尚、普通裁判で審理された脅迫罪は、求刑通り懲役六月に処せられたが、これも不服で広島控訴院へ控訴した。

●「大阪朝日山陰版」昭和四年一月一九日

不服で上告

山陰で三度目の陪審公判において、殺人未遂罪および爆発物取締罰則違反として、懲役八年の言渡を受けた、鳥取県日野郡□□村M H治太郎は、十八日上告手続を執つた。

また、脅迫罪で懲役六ヶ月の言渡に対しても、同様控訴手続を執つた。

④放火詐欺及略取誘拐被告事件昭和五年九月二五日判決

●「因伯時報」昭和四年一月一四日

保険金詐欺の放火事件

金太郎の護送

昨報、東伯郡□□町大字□□町三丁目木炭商TB金太郎(四〇)

にかゝる放火保険金詐欺事件は、その後□□署で引つゞき取調中の所、一段落をつけ、十三日午後十時三十五分□□発列車で身柄を嚴重護送し、刑務所鳥取支所へ収容した。事件の参考人、証人は、数十名に及び、一件記録は既に厚さ四、五寸に及び、事件の内容も複雑を極めてゐるが、その主犯は東伯郡□□村大字□□の妾宅を、TYD火災保険会社に昨年三月九日三千元の保険契約をなし、同年五月十八日午後十一時三十分頃、保険金を詐取する目的で放火したものらしく、他にも當利誘拐詐欺事件の余罪ありといひ、なほ火災當時山口前署長時代の記録紛失事件は、当時の司法主任現県保安課次席警部安藤義一氏が、坪倉巡查部長に引ついでいる関係もあるらしいが、該調書は依然として紛失のまゝで、何処に姿を消したのか余程疑ひの眼を注がれてゐる。

金太郎護送さる　TB金太郎は、十三日、□□署横田司法主任附添ひで、鳥取地方裁判所検事局に護送された。今までに、各関係者の取調は殆ど終了したが、同日最後の証人調となつて、いよゝ金太郎の罪状も明白となる見込みで、同人は同夜鳥取署に

鳥取における陪審裁判

留置され、強制処分期間満了の今十四日、いよゝ予審に移される模様である。

●「鳥取新報」昭和四年一月一四日

保険金詐欺放火事件

取調べ一段落

紛失書類はまだ不明

保険金詐欺放火事件にからまつてゐる、東伯□□町大字□□町三丁目TB金太郎に対する、□□警察署の取調べは一段落を告げたもの、如く、十三日午後十時三十五分□□発の列車で、記録と共に鳥取に護送せられた。記録は、浩瀚なもので、□□署で調整せられたものだけでも約四寸の厚さになつてゐた。TB金太郎については、余罪當利誘拐等の事件がある模様で、これは□□署に於て引続取調べ中である。

此事件に関して、当初取調べの任に當つていた、安藤警部の身邊が危うい旨某紙に掲載されてゐるにつき、永谷□□署長は、安藤君にはそんなことはあるまい、転任に際して坪倉巡查部長に引継いでゐる様子だ、記録はまだ発見せられぬが探してゐる、何処かにあるであろうと語つてゐた。

●「鳥取新報」昭和五年七月二日

東伯□村の放火詐欺

予審決定

東伯郡□□村字□□当時□□町大字□□町三丁目TB金太郎に係

る放火詐欺、営利誘拐事件は、予て鳥取地方裁判所白石石予審判事
によつて審理中、昨一日予審終結有罪と決定、同地方裁判所の公
判に附される事になつたTB金太郎は、東伯郡□□村字□□の同人
所有家屋に三千五百円の火災保険を附し、保険金を得る目的で放
火し、該保険金を詐取したものである。

●「鳥取新報」昭和五年七月三日

放火詐欺は陪審に

辞退せぬ限り

東伯郡□□村字□□当時□□町大字□□町三丁目TB金太郎に
かゝる放火詐欺、営利誘拐事件は、昨報の如く、愈よ予審終結有
罪と決定し、公判に附されたが、同事件は法定陪審に属するので、
被告が辞退せぬ限りは、本年最初の陪審公判が開かれることにな
らう。

●「鳥取新報」昭和五年七月六日

東伯の保険金詐欺放火は

いよく陪審裁判に

公判は八月中旬開廷

保険金を詐取する目的で自家に放火し、三千五百円の保険金詐
取の目的を遂げた、東伯郡□□村字□□当時□□町三丁目T
B金太郎(四一)に係る放火詐欺、営利誘拐事件のうち、放火事件
は法定陪審に属し、被告も亦希望してゐるので、いよく当地に
おける第四回目で、本年最初の陪審裁判が開かれることになつて、
期日は未だ確定せぬが、本月末に準備手続きが開かれ、陪審裁判
は八月の上、中旬頃になる見込である。同人の調書は、頗る膨大
なもので、紙数二千五百枚に達し、公判準備に多大の日数を要す
るが、被告は、家を焼、既に保険金を受領してゐるも、放火事件
は飽迄否認し続けてゐるので、公判の重点は被告が火をつけたか
否かが、陪審員の答申を要求すること、なる模様である。因に、
鳥取地方裁判所の陪審裁判は、第一回昨年六月二十四日の放火未
遂事件、続いて同年九月二十八日の放火事件、同年十一月十三日
の殺人未遂事件の三回で、内放火事件二回とも公訴棄却となつて
ゐるので、今回第四回の放火が如何に決定するか興味を以て観ら
れてゐる。

●「鳥取新報」昭和五年七月二三日

放火詐欺陪審期日

八月八日準備手続

保険金ほしさに自家に放火し、三千五百円の保険金詐取の目的を達した、東伯郡□□村当時□□町□□町三丁目TB金太郎(四一)に係る放火詐欺事件は、既報の通り、本年最初の陪審裁判に附されることになってゐるが、来る八月八日、これが準備手続が開かれることに決定した模様で、公判は八月中、下旬又は九月上旬になるであらう。

●「因伯時報」昭和五年八月九日

本年に入り当地では始めての陪審裁判

昨日公判準備手続き開廷

東伯郡□□町□□町三丁目TB金太郎(四一)にかゝる保険詐欺並に営利誘拐事件の陪審公判準備手続きは、八日午前十時半頃、鳥取地方裁判所普通法廷で、阿部裁判長係り、高橋検事立会、君野、藪中(采子)両弁護士列席で開廷されたが、被告は徹頭徹尾犯意を否認した模様で、正午休憩に入ったが、午後は証人申請手続きに入った。

鳥取における陪審裁判

●「鳥取新報」昭和五年八月九日

保険金詐欺の陪審準備

昨八日開廷

保険金を詐取する目的で、自家に放火し目的を遂げた、東伯郡□□村字□□当時□□町□□町三丁目TB金太郎(四一)に係る放火、営利誘拐事件の陪審準備手続きは、昨八日午前十時より、鳥取地方裁判所刑事法廷で、阿部裁判長、高橋検事係り、君野、藪中両弁護士列席で開廷、正午休憩、午後再開された。

●「因伯時報」昭和五年八月一〇日

審理四日間と決定した四回目の陪審裁判

保険詐欺の方は切離し

普通裁判で審理か

東伯郡□□町□□町三丁目TB金太郎(四一)にかゝる保険詐欺並に営利誘拐事件の陪審公判準備手続が、八日、鳥取地方裁判所普通法廷で開かれた結果、陪審裁判期日は九月二十二日から四日間と決定された。

本年に入って、これが最初の陪審公判で、陪審裁判実施以来これで第四回目、内二件は何れも放火で、一つは鳥取市□町遊郭内貸座敷における僧侶の放火未遂、一つは西伯郡□□村に起った農

三〇七(三〇七)

民組合員の放火事件で、これは何れも公訴棄却となり、他の一件は日野郡□□村に起つた本夫殺害の目的で爆弾を投じた殺人未遂事件で、これは有罪と決定されたが、今回第四回目の保険詐欺並営利誘拐事件が如何に裁かれるか、尤も営利誘拐事件は請求陪審にかゝるものであるから、保険詐欺とは切離して普通裁判で審理されるかもしれない。これ迄の陪審裁判が、深更迄続行され、大抵一日間で終了していたのに反し、今回の陪審裁判を四日間としたのは、一日間の審理時間が短縮されることになつたからである。

●「因伯時報」昭和五年八月一日

営利誘拐事件の方も陪審裁判を請求

保険金詐欺と一緒に審理

陪審裁判実施以来、第四回目の陪審裁判で、本年最初の陪審裁判となつて、東伯郡□□町□□三丁目TB金太郎(四一)にかゝる、保険金欲しさに放火を企てた保険詐欺並営利誘拐事件は、昨報の如く、九月二十二日から四日間、広島控訴院管内始めての長期間に亘る審理によって、公判が開かれるが、営利誘拐事件も被告から請求があつたので、保険詐欺と一緒に陪審裁判として審理されることとなつたが、請求陪審は当地方裁判所でこれが最初のもので(注、第二回放火事件は、請求陪審)、尚本公判においては証人が二十名近くも喚問されること、なり、こちらもこれ迄の陪審裁判に

見ざる多数の証人となつた。

●「因伯時報」昭和五年九月四日

請求陪審を辞退し

営利誘拐事件は普通裁判へ

陪審裁判実施以来、第四回目の陪審裁判で、本年最初の陪審裁判である、東伯郡□□町□□三丁目TB金太郎(四一)にかゝる保険詐欺事件の陪審公判は、来る二十二日から四日間、鳥取地方裁判所で開かれるが、保険詐欺の外に、同人にかゝる営利誘拐事件も被告から陪審の請求があつたので、保険詐欺と同様同期日において審理されること、なつていたが、此程被告から請求陪審を辞退したので、営利誘拐事件は保険詐欺と切離して、来る十五日、普通裁判として鳥取地方裁判所で開かれること、なつた。

●「鳥取新報」昭和五年九月四日

陪審裁判

放火は切離す

陪審裁判が連続四日間開廷されるといふ、広島控訴院管内最初の長期陪審のレコードを作つた、東伯郡□□町□□三丁目TB金太郎(四一)にかゝる保険詐欺、営利誘拐事件は、被告の請求に

よって、来る九月二十二日より四日間連続、陪審裁判に附される筈であったが、右事件のうち宮利誘拐事件に対して、被告金太郎より陪審裁判の辞退を申出たので、該事件は放火詐欺と切りはなして、陪審裁判が行はれることになった。これが為め、連続四日間の期限は、三日に短縮されるにいたつた。

●「因伯時報」昭和五年九月一六日

□□町料亭の酌婦へ三百五十円で売飛す

子守にだまされるやうな被告でないとい

懲役を一年求刑

保険詐欺で陪審裁判が開かれることになってゐる、東伯郡□□町大字□□町三丁目TB金太郎(四一)にかゝる宮利誘拐事件の公判は、十五日午前九時半、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係、高橋検事立会、君野、藪中(米子)両弁護士列席で開廷。被告は、昭和三年九月頃、京都府天田郡下□□□AG岩藏の娘りよ(一八)を、被告宅の女中奉公に使ふつもりで、被告人の妻MI絹江をして連れ出させ、□□駅前TD旅館、□□村のTN旅館等で女中奉公をさせた揚げ句、同年一月三日りよを酌婦に売飛ばして一儲けせんことを企て、同女を台湾に連れて行つたが、りよの実父の承諾書なきため、絹江にりよのことを任せて、被告のみ帰郷したが、被告は帰宅中手紙でりよを売り飛ばさうと種々計画し、実父岩藏

鳥取における陪審裁判

が被告宅にりよの所在を尋ねて行つたのを幸ひ、被告は台湾などにおれば容易なこと内地へ帰りも出来ぬし、それに親の死に目にも会へぬから内地へ引戻す方がいゝと吹つ込み、岩藏をしてりよを内地に連れ戻してくれと頼ませて、遂に同女を電報で帰郷せしめ、□□町TT豊吉方に前借三百五十円で酌婦に売り飛ばしたものであるが、訊問に対して「りよから自分がだまされた方、私は決して誘拐したものではない」と犯意を否認した。在廷証人として、前記絹江の取調があつて後、検事は子守をしてゐた位位女にだまされるやうな被告ではない、関係人の供述によつて犯罪の証憑は明瞭である、と峻烈な論告をなし、懲役一年を求刑、正午過ぎ休憩に入つたが、午後弁護人の無罪論があつて閉廷した。

●「鳥取新報」昭和五年九月一六日

酌婦に売飛すため、妾と共に謀で誘拐

放火詐欺事件を切離した

宮利誘拐事件公判

東伯郡□□町□□町三丁目TB金太郎(四一)に係る放火詐欺、宮利誘拐事件のうち、宮利誘拐事件は、被告の陪審辞退によつて、昨十五日鳥取地方裁判所刑事公判廷で、阿部裁判長係、高橋検事立会、君野、藪中両弁護士列席で開廷された。被告金太郎は、昭和三年九月頃、京都府天田郡下□□□AG岩藏の娘りよ(当時十

八)を、自宅に女中奉公させるといふ名目で、金太郎の妾MIきぬゑに連出さしめ、岩美郡□□駅前TD旅館或は東伯郡□□村TN旅館等で女中奉公をさせた揚句、昭和三年十一月三日、台湾に連行し酌婦に売飛ばさんとしたが、親族者の承諾書なき為めその目的を達せず、妾のきぬゑにりよを委して、御大典に間にあはせる為め帰町したのち、りよを酌婦に売却する意思を継続し、りよの実父岩藏にりよはきぬゑと共に台湾へにげている旨を知らせ、岩藏が娘の可愛ひさから旅費は出すから自分の生てゐるうちに娘りよを台湾から連帰つて呉れと依頼した言葉を利用し、台湾迄の旅費を支払はせる方法として、巧にりよを酌婦に売る事の承諾書を書かせた上、電報を以てりよを呼び返し、同人を東伯郡□□町TMCことTT豊吉方に三百五十円で売とばし、該金員を騙取したものであるが、金太郎は、裁判長の問に対して、「台湾に行つたのは、りよときぬゑの兩人が、金が儲かるからとて泣く様に頼むので、好意を以て連れて行つたが、台湾に於ける料理屋の女中は酌婦の行為をせねばならぬことがわかつたので、りよの為め断然これを拒絶し、御大典切迫の為め心ならずも二人を残して帰つたもので、自分がりよをだましたのでなく、りよに自分が一杯食はされた」と快弁を振つて、起訴事実を否認し、「僅十八才になる子守をしていたりよに、被告がだまされるといふことは可笑しい」と裁判長より擲諭され、在廷してゐた金太郎の妾きぬゑに對し、裁判長より二、三訊問があつて、事実調べを終る。検事は、金太郎がりよ

に女中奉公をさせると偽り台湾までも連出しながら、実父の岩藏にりよの所在を飽迄秘してゐたのは、最初より偽匿、営利の目的であつたとて、約四十分に亘り、各種の例証を挙げ、金太郎の答弁を論駁し、懲役一年を求刑し、正午休憩した。

●「因伯時報」昭和五年九月二〇日

三日に亘る陪審裁判
祭日も潰して開廷される

放火を企て保険金を騙取した、東伯郡□□町大字□□町三丁目TB金太郎(四一)にかゝる保険詐欺事件の陪審裁判は、来る二十二日から二十四日迄の三日間、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、君野、藪中両弁護士列席で開廷、最終日の二十四日は、秋季皇靈祭の祝日であるが、この日審理を中止すると陪審員の宿泊料が多額になるので、国家経済を考慮の末と旁陪審員の都合もあらふといふので、祭日を潰しての大勉強振りで審理されること、なつてゐる。

●「鳥取新報」昭和五年九月二〇日

放火詐欺陪審裁判は
三日間開廷
いよ／＼廿二日から

東伯郡□□町□町三丁目TB金太郎(四二)に係る放火詐欺事件の陪審裁判は、既報の如く、愈よ二十二日より三日間、鳥取地方裁判所の陪審廷で開廷されるが、同裁判の係官は阿部判事、立会人は相原検事、弁護人は君野、藪中の両弁護士である。

開廷は午前七時からであるが、裁判は八時頃から開始されることにならう。尚、同裁判は証人多数の爲め、二十二、二十三、二十四の三日間連続開廷され、二十四日は秋季皇霊祭で休日になるが、陪審員が宿泊する関係で、祭日でも審理続行される筈である。

●「因伯時報」昭和五年九月二三日

本年始めての陪審裁判

放火を被告否認

火事と聞き駈付けた、絶対に放火せずと

保険金欲しさに自宅に放火して全焼せしめ、二千五百九十円余の保険金を騙取した、東伯郡□□町大字□□町三丁目TB金太郎(四二)にかゝる、山陰地方第四回目の保険詐欺事件の陪審公判は、二十二日午前九時三十五分、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、君野、藪中両弁護人列席で開廷。特別傍聴席には、前当裁判所部長判事であった渡邊松江地方裁判所部長判事、村上衛成病院長、喜屋武憲兵分隊長その他の顔が見え

鳥取における陪審裁判

た。一般傍聴人は、約五十名で傍聴席は満員。先づ、型の如く陪審員の宣誓から始まり、検事から公訴事実の陳述があつて後、尋問が開始されて、

昭和三年五月十八日、被告経営にかゝる東伯郡□□村大字□□の料理屋BG支店の焼失したこと並TYD火災保険会社から保険金二千五百九十七円七十二銭の支払ひを受けたこと等の間には、その通りを被告は認めたが、放火したものではないと、先づ犯意を否認した。焼失当日の被告の行動について、被告は「BG支店で朝食兼昼食を午前十時頃女中と一緒に食べて後、北谷方面へ飲み掛の集金に出かけて午後二時頃帰宅し、それから□□町にも集金に出た。晩方、□□町本店BGから支店へ、集金のこと電話をかける時、おかみさん(被告の妾絹江のこと)は、女中を連れて□□町AH座へ行って絹江に会い、集金のことについて聞いて、自分の方へ帰った。間もなく十時頃と思ふ頃、□□の半鐘が鳴り出したので、聞いて見ると支店の近くとのものであつたので、大変だと思ひ直に自転車で支店へ駈つけた。その時は、もう焼け終りかけてゐたので、どうすることも出来なかつた」と、支店の火事とは何等関係なきものであることを申立てた。進んで、予審調における各関係人の供述について、微に入り細をうがって訊問が発せられると、被告は、自分にとつて不利な点は「絶対にそんなことはありませぬ」或は「そうであつたかも知りませぬ」等と、犯罪

事実を頑強に否認し通した。正午昼食のため休憩に入った。

陪審員出席率、好成績の方

山陰地方第四回目陪審公判の陪審員出席率は、陪審員候補者三十六名中、出頭不能一人、不出頭二人、辞退一人、計四名を除いた、三十二名出席、抽籤の結果、正陪審員十二名に補充陪審員二名が選ばれて、陪審公判に列席。出席率は好成績であった。

●「鳥取新報」昭和五年九月二三日

放火詐欺事件陪審裁判、陪審員はどう裁く？

本店に帰ってから、支店が火事で警察の半鐘

昨日法廷で被告の供述

山陰地方に於ける第四回目の陪審裁判——東伯郡□□町□町三丁目T B金太郎(四一)に係る放火詐欺事件の陪審裁判は、昨二十二日午前九時四十分より、阿部裁判長係り、相原検事立会ひ、君野、藪中両弁護士列席の下に開廷された。

公訴事実

公訴事実は「被告T B金太郎は、妻M Nぬいをして、東伯郡□□町□町三丁目にB G本店といふ料理屋業を経営してゐたが、更に同郡□村字□□に昭和三年一月頃家屋を建設して、第二號妾

M I きぬをして、飲食店を経営せしめてゐたが、この家屋建築と同年四月□□町□□公園に出店を設けた為め、金融に差支え、同年五月十八日□□町三丁目で、さきに昭和三年三月九日T Y D 火災保険株式会社と、満一ヶ年の期限で前記建物木造り瓦葺二階建本家外一棟、衣類什器一式で、三千円の火災保険契約を締結したのみならず、昭和三年二月二十九日□□町□□町共済無尽会社より四百八十三円を借受け、これが担保として前記建物に抵当権を設定して居り、共済無尽会社にあつては、昭和三年三月二十日金太郎に対する債権保全の目的から、該建物に一ヶ年の期限でT K 海上火災保険会社と保険契約をしてあることを思ひ起し、この建物を焼燬すれば一方の共済会社に対する債権は消滅した上、T Y D 火災保険会社より保険金を騙取することを企て、同日午後十時頃より同十一時迄の間に、M I きぬの住居する同家二階四畳半の間に放火し、該家屋を全焼し、更に隣家のK M 儀太郎方迄延焼せしめた上、T Y D 火災保険会社より二千五百九十七円七十二銭の保険金を騙取したものである」が、先づ、阿部裁判長より、陪審員に対する注意並に宣誓があつて、相原検事は前記公訴事実を述べたのち、この事件は、一、保険金欲しさに火をつけたこと、二、原因不明の火災なりとして二千五百余円の保険金を詐取したこと、を要約し事実調べに入る。

放火を否認

金太郎は、裁判長の問ひに対し、昭和三年五月十八日該家屋の

焼失したこと、該家屋がTYD火災とTK海上両保険会社と保険の契約がしてあったこと、TYD火災より二千五百九十七円を受取ったこと等を概括的に認めた上、自分が放火したものでないことを答へた上、火災当日の行動について、

「火災当日である十八日午前十時頃、東伯郡□村字□□のBG支店で朝飯を食ったのち、同郡□□村に集金に行き、帰ったのが午後二時頃で、続いて□□町で集金も、夕方になってBG本店から支店宛に、検番に支払ふのだから集金することをMIきぬゑに電話をしたが、きぬゑや女中は留守で、女中と共に□□に芝居見物に行つてゐることがわかつたので、□□のAH座に行き、きぬゑに会ひ集金のことを聞いた上、BG本店に帰つた。然るに、十時過ぎたと思ふ頃、警察の半鐘が鳴り出したので、山本消防組頭に尋ねたところ、BG支店附近の火災だといふので、自転車で行つて見ると、既にBG支店は焼け落ちてゐた」と放火事件を否認し、尚、NO直好に、同月十三日頃、酒を呑みながら放火の方法及び実行方に就いて依頼したことの有無をきかれたが、絶対になしと否認し、正午休憩した。因に、当日は特別傍聴人として、前渡邊鳥取地方裁判所部長判事、喜屋武憲兵分隊長、村上衛成病院長が傍聴し、一般傍聴人は満員の盛況であつた。

午後再開

詐欺事実調べ

鳥取における陪審裁判

午後一時再開。午前中に引続いて、事実調統行し、火災後、□警察署の取調べに當つて、NG質店に入れてゐた衣類のあることを何故云はなかつた——に對し、警察は火災保険を附してゐるために、放火の疑ひを以て厳しい取調べがあつたので、入質してゐることを言つて叱られることはないと思つたといひ、TYD火災に三千円の保険金を附してゐるのに二千五百余円しか請求しなかつたのは何故か、「保険加入当時、世話した勧誘員が、保険に入つてゐないと思へば何んでもないから、なるべく少なく請求して呉と云ふので、少額を請求した」と、苦しい答弁を続けた。

陪審員出席

成績は良好

廿一日TB金太郎の放火詐欺の陪審裁判に對する、陪審員の出席成績は、候補者三十六人のうち、出頭不能一、不出頭一、辞退一の三人が欠けたのみで、成績良好であつた。

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年九月二三日

妾宅に放火

陪審公判

被告は事実を否認

保険金ほしさに妾宅に放火して放火詐欺罪に問はれた、東伯郡
□□町T B金太郎(四十二)にかゝる陪審公判は、鳥取地方裁
判所陪審法廷において、二十二日午前九時三十分から、阿部裁判
長係、相原検事、十二名の陪審員、藪中、君野の両弁護士立会で
開廷。被告金太郎は、保険金詐欺の目的で、昭和三年五月十八日
午後十一時ごろ、同町妾MNぬいの宅に放火して、千代田火災保
険より二千五百九十八円の保険金を詐取したもので、午後三時事
実調を終り、休憩の後、証人調に移ったが、被告金太郎は終始事
実を否認してゐた。

●「鳥取新報」昭和五年九月二四日

放火詐欺事件陪審裁判

□□警察署で書いた聴取書はウソだ

鉄拳制裁も加へられたと

あくまで事実を否認

東伯郡□□町三丁目T B金太郎(四二)に係る放火詐欺事
件の陪審裁判は、昨報の如く、阿部裁判長の事実調べに対し、被
告金太郎は、放火詐欺の事実を悉く之を否認し、苦しい弁解を
続けたが、尚昨報に続き、裁判長より、某新聞記者に対し、警察
官の了解を得たいから紹介して呉と依頼したことの有無を問へば、
「私が新聞記者に依頼したのではなく、先方から親切に好意を以て

紹介してやらうかと云つたのだ」と、金太郎一流の快弁を以てま
くしたて、□□警察署横田警部補の調べ書内容に異議ありとし、
「お上みの事で、実は言ふことを控えてゐたが、此処で言つてもよ
いか」と念を押した上、□□警察署の取調べは、二回に亘つて嚴重
な取調を受けたが、非常な乱暴な取扱ひを受けた、一日から三日迄
は体を楽にしても叱られ、夜は一睡だも許されず、恰も生地獄の
状況であつたが、四日の朝同署の二階で、横田警部補の外に富石
刑事、山下巡査、高橋検事の書記(姓不明)の三名が、私をとり
まき、今日はどうでも白伏せよ、と交々鉄拳制裁を加へました。
私は、あまりの乱暴に黙してゐると、「横田警部補は、調べ書を書
いて、これに捺印せよと言ふので、私はそんなウソの調べ書には
死んでも捺印はせぬと押切つた」と、同署作成の調べ書は真実の
聴き取りでないから、信を置けない意を強調し見得を切る、時に
午後三時、裁判長休憩を宣す。

鉄砲玉の様な自転車、その後方で火事

俺と一緒に飲んだと言つて呉れ

証人の証言は盡く不利

午後三時二十分再開。直ちに火災早期発見その他の証人調べに
入る。

▲第一証人、東伯郡□□村大字□□農KIてい(六八)より開始、同

人は、「五月十八日午後十二時頃、蠶に給桑したのち、便所に行った際、窓から向ふが赤くなつてゐるのを見たので、火事だと叫んだが、火災場所とは八町も離れてゐるので詳細不明」とだけで、有力な証言はなかつた。

▲第二証人、気高郡□□町大字□□牛馬商MN瀧藏(四二)、「火災直前、火災家屋である支店の直前を通行し、B G隣家で自転車を借りるべく戸を叩いた、その時、B G支店は階上、階下ともに電灯がついてゐた。自転車借りて、隣家を出たのが夜の十一時頃、それから二、三十分を経たシューキ暇にさしかつた時、雨合羽を着、頭巾を真深にかむつた男が、無灯火の自転車で乗り、全速力で追ひ越したのを見た。その男が通り抜けると、間もなく後方で人が騒ぎ出したので、ふりかへつて見ると火事となつてゐた」と、被告にとつて極めて不利の証言をする。

▲第三証人、東伯郡□村大字□□肥料商I D政治(五四)、「火事だア、との声に驚き飛び出た。その時には、二階が燃えてゐたが、家の右か左かわからぬ。火災当時、娘の八重子がB G本店へ電話をしたが通じなかつた。二回目にかけたとき、T Bが出て、火事だといつたら、すぐ行くと言つた。鎮火後、T Bが来て休憩してゐたので、布団を出してやつたら、一時間乃至一時間半程奥の間で寝た。自分の家が火事で、人々がまだ取片付けをしてゐるのに、よく寝て居れると、案外に思つた」。

▲第四証人、東伯郡□村大字□□K M儀一郎(三〇) (B G支店の

鳥取における陪審裁判

隣家)、「B G支店の火災で、屋根の一部と押し入に延焼し、三十円程の損害を受けた。午前十一時頃、バラ／＼といふので雨が濛々と出てゐた。同夜九時と思ふが、B G支店の庭に自転車が一台あり、二階の硝子障子が少し開いてゐるのを見た。自転車は、その当時はT Bのものと思つてゐたが、あとで聞いたらN O直好のものであることがわかつた。火災後、焼け跡から宮石刑事が揮発油の瓶を持つてゐるのを見た。場所は、時計のつるしてある家の中央部であつた。つけ火だとの噂があつた。又、火のまわりが早かつたので、揮発油を使ったとも噂されてゐた。T Bとは仲がよくなかつた。B G支店との間に二尺位あるロヂに枝柴を置いたから、仲違ひをした。其後、T Bが、ウチは三千円の保険が附いてあるから、家を焼いてもかまわぬ訳だが、お前の家は焼いたら困るだらうとも云つて居た」。

▲第五証人、□□町二丁目大工Y Y乙一(三五)、N O直好の家をT Bが買取つて、□村の□□に建てた時に、仕事をした状況を述べ、

▲第六証人、□□町大工M S廣高(二六)、「T B金太郎の姪を内縁の妻としてゐるが、今は離縁となつてゐる。B G支店は、玄関と裏口に施錠してあつても、塀の戸から出入が出来る。妻(T Bの姪)を離縁してゐるが、T Bをうらんでゐるはない」。

▲第七証人、□村大字□□大工職Y D熊吉(五一)、「B G支店の

三二五(三二五)

天井張りをした、外の仕事を依頼したことはない、BG支店の家は六、七百円位で建つと見た」。

▲第八証人、□□町左官消防組頭Y M武治郎(五〇)、「BG支店の壁塗は、伴がやったが、手を抜いて早く仕事を片付ける様に急がされたことを聞いてゐる。MS廣高とBG本店に呑みに行ったのは、午後八、九時頃だった。TB金太郎は、その時火鉢のそばにゐたので、料理の出来る迄は差向かひになつてゐたが、その時TBは私に向かつて、誰れが尋ねても今晚一所に飲んでいたと言つて呉れと依頼した。その後は、裏の離れに行つたので、TBが本店にゐたか否かはわからぬ。十九日(翌日)にも、ぬい(TBの外妾)から警察から聞かれても、TBは十一時頃まで酒を呑んでゐたと言つて呉れと依頼された」と、証言をした時、相原検事は、このTBに依頼された言葉は、本件にとつての重要点となるが、たしかに依頼されたことを断言し得るかとダメを押ししたに對し、断言すると言切る。

斯くて、八人の証言は、第一証人KMていを除く外、殆どTB金太郎に對し不利の証言をなし、殊に最後のY M武治郎の証言は、被告金太郎にとつて致命的の証言で、被告の立場は危殆に陥つた。午後六時三十五分閉廷した。(第一日終り)

●「鳥取新報」昭和五年九月二四日
放火詐欺陪審第二日

さすがに二人の妾の証言はやや有利
電灯線から火花が出た

東伯郡□□町□□町三丁目TB金太郎(四二)に係る放火詐欺事件の陪審第二日目は、昨二十三日午前九時五分閉廷、第一日に引き続き証人調べに始まる――

▲第九証人、MNぬい(三七)住所□□町□□町三丁目BG本店(TB金太郎第一号妾)、「BG本店は、大正二年十月頃開店した。昭和三年五月十八日(火災当日)、TB金太郎は、正午頃より夕方迄、BG本店にゐて、夕方七時頃から集金に出て三十分位で帰つた。それから、夜の十時半頃迄はゐたが、それから後は見当らなかつた。火災の翌十九日、金太郎よりY M武治郎に對し、金太郎が夜十一時頃まで家にゐたと云つて呉れる様、電話がかゝつた事は無い。TBとNO直好との關係は、知らぬ。雨合羽が見えぬので、新たに買ったやうに思ふ」。

▲第十証人、MIきぬゑ(二四)東伯郡□□村字□□BG支店(TB金太郎第二号妾)、「昭和三年一、二月頃開店、火災当日の五月十八日は、女中二人をつれて、□□町のAH座へ芝居を見に行った。TB金太郎が行けと言つたのではない。NO菊五郎に誘はれたからだ。火災当日迄に、揮発油は約一合位残つていた。なほ、玄關と裏口に施錠してあつても、塀のところから出入出来て、火災の際BG支店の売上帳は焼けたが本当で、予審で言つたのは間違で

ある。たゞ、雑記帳だけは持ち出した。火災前何日頃だったか、B G支店の二階押入外壁附近の電灯線から火花がパチ／＼と出てゐたことがあったが、火災迄に修理してなかつた」と、予審の供述は、精神錯乱のため間違ひであつたと供述を翻した上、數中弁護士の間に對して、電灯線の火花云々の新事実を供述したので、法廷は俄然緊張したが、証人のM I きぬゑは、その場より偽証として拉致された模様である。

▲第十一証人、S S K嘉吉（三七）鳥取市□町□□T Y D火災保険会社社外交員、東伯郡□村字□□B G支店を火災保険に附するに際して、家屋の価格評定について訊問があつたが、T B金太郎は、S S K証人に對し、「私が罪となることを待つて居られるのだから、只今の証言は全く正反對であるが、言つても仕方がないから何も言はない」と大見得を切つたが、証言は金太郎、妻M Nぬい、M I きぬゑの両名を除いては、殆ど被告に不利なもののみである。（正午休憩）

又々偽証現行か

二人の妾は前の発言を翻し

帰宅を禁じ取調べ

陪審裁判第二日目の昨二十三日、T B金太郎の証人として出廷した、金太郎第二號妾東伯郡□村字□□B G支店M I きぬゑ（二

鳥取における陪審裁判

四）は、別項の如く、法廷に於て、予審の供述は当時精神錯乱の爲め間違ひあるとて、火災の際売上帳を出さず焼失したのが本当である、と重大要点である証言を根本より覆したので、現場より偽証現行として高橋検事に拘引され、取調べを受けてゐるが、尚、T B金太郎の第一號妾M Nぬいの証言も、予審の供述中、金太郎が十八日夜Y M武治一郎等と共に飲酒してゐた旨、電話でY Mに依頼したと供述しながら、法廷に於ては是を否認した事は、偽証となる模様で、帰宅を禁ぜられてゐるから、今回の陪審に於ても、放火詐欺より飛び火して、偽証事件が展開するかも知れないので注目されてゐる。

●「因伯時報」昭和五年九月二四日

本年始めての陪審裁判、証言何れも被告に不利

被告は警察の暴行を訴へ

放火せずと飽迄否認す

昨紙続行、T B金太郎にかゝる放火詐欺事件の陪審公判、第一日二十三日は、午前引続いて午後一時十五分再開。事実調を続行、出火前被告が妾絹江の衣類を入質したこと、又警察の取調が済んで帰宅した翌日その質物を受出したこと等の訊問に進むと、一々被告は明瞭に弁解し、次いで警察の取調に對して自白したごと、第二回目の聴取の際説諭を受けた時、被告は涙を流して悪

三二七（三二七）

かつたといひ、署名捺印する段になつて急に態度を変へて之をこばみ、犯罪事実を否認したことなどの訊問に触れると、被告は「昨年十一月一日から三日迄、警察の二階で実に乱暴な取調を受けている。夜は一睡も出来なかつた、鉄拳制裁も加へられた」と、事実と違ふ聴取をされて出来上つた聴取書に、絶対に署名捺印をしなかつた当時の取調状況を申立て、午後三時事実調を終了。休憩後三時二十五分統開、証人調に入る。

最初に、火災を発見した□村字□□KIてい(六八)は、出火のあつた五月十八日(昭和三年)の夜、同証人は、小便に行つた時庭の窓障子が急に明るくなつたので、戸を開けて見たら火事だつたと証言し、

次で、第二の証人氣高郡□□町牛馬商MN瀧藏(四二)は、「火事で人が騒ぐ前に、雨も降らぬのに合羽を着、頭巾を冠つた中柄以上の男が、明かりもつけず急速力で自転車に乗つて自分を通り越たので、怪しいと思つた」と、被告に取つて不利な証言をなし、第三証人ID政治(三四)は、「私は焼けたBG支店から二、三件隣ですが、跡片付の済んだTBさんは、私の家に来て一時間か二時間寝た、自分の家が焼けたといふのに、よく寝たものだと思つた」と稍不利な証言をなし、

第四証人BG支店の隣家で、自宅の一部も類焼を受けたKM儀一郎(三二)は、「パチ／＼音がするので、起きて出て見ると、二階から火が燃え上つてゐた。その前、九時頃小便に出た際、自転

車が梅月支店に置いてあつたし、二階も少し開いてゐた、出火後焼失家屋の時計のあつた近くから、揮発油らしい瓶の破片を刑事が拾ひ上げたのを私は見た。その後放火だといふ噂があつた」と、是も被告に不利な証言を述べ、

第五証人□□町二丁目大工職YY乙一(三五)は、BG支店を□□に建てたのは証人の使用する職人で、本宅を建てる迄仕事をしたことを述べ、

第六証人大工職MS廣高(二四)は、「火事の晩、BG本店(□□町)で酒を飲んだ。YMがTBをひつ張つて一緒に酒を飲んだこともないし、又私も一緒に飲んだことはない」と証言し、

第七証人大工YD熊吉(五二)は、BG支店の天井張りだけ仕事をしたことを述べ、

第八証人□□町消防組頭YM武次郎(五〇)は、「火事の晩、二次会でBG本店にMS等と飲みに行つた。その時は、八時から九時の間だと思つたが、TBさんは其際火鉢の向ひにゐた。TBは私に、誰が問はれても今晚は自分と一緒に飲んでおつたと言つてくれと頼まれた、又火事の翌日ぬい(被告第一の妾)からTBと十一時頃迄飲んでゐたと言つてくれといふ話があつた」と、被告が、事実調においてYM証人と一緒に飲んでゐたと供述した点を覆へし、被告に極めて不利な証言があつて、午後六時三十五分、陪審公判第一日を終了した。

妾二人の証言

新事実を申立て、法廷為に緊張

T B金太郎にかゝる放火詐欺事件の陪審公判第二日は、二十三日午前九時五分、前日に引続いて、証人調より始まる。

被告の第一号妾MNぬい(三七)は、出火当日金太郎の行動について「TBは、火災当日正午頃から夕方迄B G本店にゐて、夕方七時頃集金に出て三十分位で帰った。それから夜の十時半頃迄はゐたが、それから先は見当らなかつた。金太郎より、YM武次郎に対し金太郎が夜の十一時頃迄家にゐたと言ってくる様、電話がかゝつたことはない」。

次いで、被告の第二号妾B G支店のMIきぬゑ(二四)は、火災当日魚行商のNO菊五郎に誘はれて、女中二人を連れ□□町A H座へ芝居見物に行つたが、TBから行けと言はれたものではない。火災当日までに、揮発油は約一合位残つてゐた。尚、玄関と裏口に施錠してあつても、扉の処から出入出来る。火災前何日頃つたか、B G支店二階押入外壁付近の電灯線から火花が出ていたことがあつたが、直してゐなかつた」と予審の供述を翻した上、新事実を供述したので、満廷は俄然緊張した。

次で、第十一証人鳥取市□町TYD火災保険会社々員S S K嘉吉(三七)に対しては、証人と被告とB G支店の保険契約から、被保険物の価格評定について訊問があつて、証人調を終ると、被告

鳥取における陪審裁判

は「利害関係の立場から、今の証人のいはれることは正反對であるから、何等信用することは出来ません」と述べ、十一時五十分昼食のため休憩に入る。

証人二十人

斯くて第二日目の公判を終る

午後一時二十五分再開、午前引続いて証人調を続行。第十二人目の証人東伯郡□□町大字□□町共済無尽株式会社支配人OM正吉(四九)の訊問開始され、続いて残る証人八人の調を終つて、第二日陪審公判は終了した。

妾は偽証と睨まれて取調を受く

被告金太郎の第二号妾MIきぬゑ(二四)は、証人として陪審法廷で訊問を受けた際、同女は火災当日の五月十八日、金太郎はYM武次郎とB G本店で同夜十一時頃迄酒を飲んでゐたといふことを、金太郎から自分あてに電話をかけた、と予審で供述してゐながら、これは間違ひであると予審の供述を翻したので、同女の証言の終るを待つて、本件の取調に當つて鳥取検事局の高橋検事は、同証人を偽証罪の被疑者として検事廷で取調を開始した。

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年九月二四日
陪審公判続行

証人調べ

(昨報つゞき) T B金太郎にかゝる放火詐欺罪の陪審公判第二日目は、二十三日午前九時から開廷、この日は証人調べのみで、午後四時過ぎに至るまで十二名の証人が、引つゞき取調べを受けた。二十四日は祭日であるが、公判は引つゞき開かれ、当日終結の見込み。

●「鳥取新報」昭和五年九月二六日

放火詐欺陪審第二日続

妾が漏電と言つた事は、他の証言で打消さる

二十二名の証人喚問終る

二十三日午後一時二十分再開。午前中に引き続き、証人調べ続行。

▲第十二証人、O M正吉(四九) □□町 □□町共済無尺株式会社支配人、「T B金太郎所有のB G支店に対する債権保全のため、T K海上火災と該家屋に対する保険を附した当時の経過並に火災後保険金受領に就き、T B金太郎との関係につき取調べがあった。この時、金太郎第二号妾M Iきぬゑが、午前中の証言に相違あり

と検事に申出たため、再び同人の訊問があり、きぬゑより、午前中B G支店の電灯線の被覆が破れ火花が散つていたと申述べたことは、火災後I D某というお婆さんに聞いたことで、自分が直接実見したものでないと訂正し、

▲第十三証人、S S K萬喜雄(三三) 東伯郡□□町 □□町新聞記者、「火災当日の前夜、N Oは再来て、T BがN Oに対して、昨日いよく決行するといった旨をN Oが話してゐた」。

以下、S W B宗正(三六)、現智頭署長安藤義市(三六)、□□警察署警部補横田幸右衛門(三三)、F Y勝治(三三)、K T榮一(四七)、I H茂藏(三七)、A K秀次(五二)、O M國春(三六)等の証言あり。何れも、証言は被告に不利。相原検事より、I Dの婆さんとゐるふ人が来てゐるから訊問されたい、と又々新証人を申請、採用される。

▲第二十二証人、M Hはな(四二) 東伯郡□村大字Y T ミシン裁縫、「五月十八日B G支店火災のあとで、M Iきぬゑに火事の際、青い火が見えたと言つたことはない」。

陪審、普通両公判に於て、当地方かつて見ざる多数の証人訊問は、右を以て漸く終つた。而して、該放火事件に対し、最も重大な証人で且被告に最も不利の証言をしてゐる、問題のN O直好は、既に不帰の客となつてゐるため、証人として法廷に立つ事が出来ないので、強制処分調書と予審廷に於けるN O直好の調書を、佐伯書記朗読し証拠調べあり、午後七時五十五分閉廷。

●「鳥取新報」昭和五年九月二六日

放火詐欺事件陪審裁判第三日

放火詐欺の事実の間に、陪審員答申は「然り」

被告は柵に寄って泣き伏し、懲役十年を言渡さる

山陰地方で陪審裁判の開かれること既に三回に及んだが、今回の放火詐欺事件の如き審理困難な裁判は、これが最初であらう。

本事件は、事件発生より一年数ヶ月を経、被告を放火犯人なりと直ちに断定する確実な証憑がないのみならず、更に該事件の立役者として最も重大な関係を有し、被告より放火の相談依頼を受けたといふ、唯一無二の主要人物NO直好が、予審廷に於ける証言をなした後死亡し、現存せないことである。これが為め、裁判は傍証審理に全力を注ぎ、証人として喚問する者二十二人、三日間に亘る陪審裁判の大部分は、証人審理に費された。この意味に於て、該事件は単なる放火詐欺とは云へ、実に陪審らしい陪審として当地方未曾有の裁判であつた。

陪審裁判第三日、九月二十四日は、連日連夜微に入り細を穿つた綿密周到なる審理の後を受け、被告TB金太郎にとつての最後の審判日である。この日は、恰も秋季皇霊祭で爽快、絶好の遊山日和であつたに拘らず、陪審法廷は重厚な空気で極度の緊張振りを示し、傍聴人亦満員の盛況であつた。

かくて、午前九時十七分開廷、相原立会検事の第一次弁論より

鳥取における陪審裁判

始まる。検事は、陪審員に対し、連日連夜陪審に勤務されたことを感謝したのち、右事件は「放火が有罪となれば、詐欺も有罪となり、放火が無罪となれば、詐欺も同様無罪なる」ことを説明し、論告に移り、先ず証拠の説明として、

- 一、多額の保険を附してゐたこと
 - 二、火災直前に衣類を入質した
 - 三、金融に窮してゐた
 - 四、放火により多額の利益を得る
 - 五、警察調書に反し保険金を請求した
 - 六、釈放後（警察より）直ちに質受けたこと
 - 七、警察に対する諒解運動
 - 八、KM儀一郎に放火仄めかす
 - 九、MIきぬゑ（第二号妾）等の不在を窺たること
 - 一〇、火災後に於ける態度
 - 一一、発火の時刻と被告の所在
 - 一二、火災当夜に於ける被告の服装
 - 一三、NO直好の証言
 - 一四、NO直好の性行
 - 一五、YM武治郎の証言
- 以上の各項に就いて詳論し、説明した後「被告TB金太郎が、刑務所で數中弁護士に、出火の当夜NO直好に会つたことを告白してゐるが、これは本件に重大なる関係あり、全く意外の証言を發

見した訳であった。藪中弁護士より、昨日漏電の点をきぬに質問し、之を然りと認めさせる等、カラクリと認めらるべきことを仕くむが如きは、公判道徳上甚だ面白くない事である」と結び、「以上で、被告が放火犯人であることを認むる、と同時に詐欺犯人であると認められる、陪審員の慎重なる審判を望む」と、重厚な態度で堂々約二時間半に亘る大論告を終る。時に十一時五十五分。（正午休憩）

嚴肅裡に行はれた説示と查問

答申は犯行を認む

午後一時再開。藪中弁護人は、前記相原検事の挙げた証拠に対し、逐条的に反証を挙げて、証拠の薄弱なる旨を力説し、刑務所に於て接見簿記載の如き事実なしと断言し、君野弁護人、亦藪中弁護士の弁論を補足し、重大なる証言をしてあるNO直好の性及びYM武治郎の当時酒量等を引、該証言が全部信を措く能はざること強調し、午後五時休憩。午後五時三十分再開。

説示（阿部裁判長）

昭和三年五月十八日焼失した、東伯郡□村字□□BG支店の家屋が、TYD火災に三千円、共済無尽が債権保全のためTK海上

保険に五百円を附し、火災後、TBが無尽会社に対する掛替へすべき四百五十円を免れたこと、TYD火災より二千五百余円を受領したことは確認されること、TB金太郎の妻MIきぬゑの衣類を火災前に入質してゐた点、発火場所と時機とが疑ひをうけるに足るべき状況であつたこと、出火が外からでなく内から出たのは放火の嫌疑を濃厚にすること、当時安藤警部補が調査の結果、証拠薄弱とYMの言を信じたため、釈放したのは当時として適当な処置であつたこと、横田警部補の取調べの模様について要約的な説明をしたのち、考慮すべきは、該事件は安藤警部補が二回、横田警部補が数回、検事、予審十四回、準備手続きと前後を通じて、二十幾回の取調べをうけてゐる事実である。TBが疑はれたのは、NO、YMの供述で、これを信ずれば放火犯人となり、信ぜざれば放火犯とならぬとて、五月十三、十七、十八、十九の四日間、於ける、TBの行動を述べ、TBにこれを覆へすべき反証があるや否や。尚又、前記両人の証言と関連する、重要な家屋及び家財に対する過超保険、並にTBの弱点を握るNOに対するTBの態度等を、証言及び弁護人の言を参酌して説示し、TBが火災前衣類を入質した点に対し、初犯者の細心な注意にも何処かに手抜きのある西洋探偵小説等の例を挙げて説明、陪審員の常識判断を求め、次の如き查問を發した。

問 被告人TB金太郎は、昭和三年五月十八日午後十一時頃、かねてTYD火災保険株式会社と契約によつて保険金を附してあ

る、被告人T B金太郎所有の東伯郡□村字□□所在の建物（附属物を含む）に火をつけて其建物を全焼し、其の同年五月二十一日、放火事実を秘し、原因不明の出火によって焼失した体に云ひ、T Y D火災京都支社を通じて、八月十四日K Y代理店より二千五百九十七円七十二銭を取ったものか。

陪審員評議の結果、九時卅五分開廷後、（陪審員長松本卓夫氏より答申書提出）

答申然り

阿部裁判長、厳かに「合議の結果、答申を採択する」旨を宣し、第二次弁論に入る（この時陪審員は、陪審の責務を終り傍聴席に入る）。相原検事は、「刑の量定として考慮すべき点は、突嗟に行つた犯行ではなく計画的であつたこと、田舎とは云へ相当人家が稠密してゐたこと、放火した結果相当の利益を得た、即ち利欲の爲めの放火である、（この時被告T B金太郎は被告席の柵にガバと泣伏した）斯る事情を参酌し、放火詐欺として懲役十年を至当とす」と論告すれば、満場水を打たる如き厳肅なるシーンを呈す。君野弁護人の刑の量定に対する酌情論あり、判決を二十五日午前十時半として閉廷した。

放火詐欺判決

懲役十年に

鳥取における陪審裁判

東伯郡□□町□町三丁目T B金太郎（四二）の放火詐欺に対し、昨二十五日午前十時半、阿部裁判長より、次の如き判決言ひ渡しがあった。

放火詐欺懲役十年（求刑通り）、但し未決拘留数二百日を通算す。

営利誘拐 無罪

●「因伯時報」昭和五年九月二十六日

陪審裁判ならでは見られぬ光景

出たも出たり証人二十人!!

全部殆ど被告T Bに不利の証言

T B金太郎にかゝる放火詐欺事件の陪審公判、第二日目の二十三日の証人調において、共済無尽株式会社支配人O M正吉は、被告の保険金受取迄の経過について証言し、

次いで、午前中被告の第二号妾M Iきぬの証言中、同女が火災前B G支店（焼失家屋）二階の電灯線から青い火が出たのを見たことがあると奇怪な証言をなしたことは、本件に重大な関係があるので、これを極めねばならぬと、検事からきぬの再訊問の請求があつたので、同女は再び出廷、検事の訊問に対し、「火災後にI Dといふ婆あさんから電灯から青い火が出たと言つたのを聞いた」と午前中の証言を訂正し、終つて、

第十三人目の証人、山陰報知新聞記者SSK萬喜雄(三三三)は、「TBは、財政上行詰つてゐた、TBからNO直好に、一つやってくれんかと頼まれたことをNOから聞いた、保険金が取れたら三百円か四百円か報酬を貰ふことになったから放火を承諾したが、考へた結果TBが金をくれそうにも見えぬからやめた、あすはいよ／＼例のことを執行する」と、被告とNOとの放火の相談について、NOから聞いた通りを証言し、

第十四人目の証人、□□町□□町二丁目齒科技工師SWB宗正(三三六)は、「本件発生の前、私は帰宅の道々、NOからTBのことに就て、自分は重大な秘密を知つてゐる、此事件について最後の決断をすると言つてゐた。その後、放火を自分にやってくれんかとTBから頼まれたことを話した」と、兩人共被告に極めて不利な証言を為し、午後三時四十分休憩、同四時五分統開。

次いで、第十五人目の証人、火災直後本件を放火として最初の取調べに當つた、当時□□署司法主任現智頭署長安藤茂一(三三五)は、昭和三年五月十九日朝出勤、前夜BG支店に火災があつて、当直の巡查部長が火災現場に行つた処、出火の原因不明のため疑惑を生じた事、又同証人が坪倉巡查部長と火災現場に赴き、捜査に着手した当時の状況について陳述した後、「失火か漏電か放火かの三つであると思ひ、最初漏電について調べた、出火場所は二階の中央からだつたが、この辺から漏電によつて出火した形跡は更になかつたので、次は失火の点について調た、こちらは全家不在

中に発火したが、火の不仕末その他を取調べても何等失火と認めらるべき点は更になかつたので、放火と考へた」と、捜査上の経過を陳述し、次いで放火としたら如何なる関係の放火であるかについて、刑事と協議した結果、最初怨恨関係から痴情関係など両方面を捜査したが、放火する程の原因もなかつたことを述べ来り、次で「保険金について調ると、最近保険に加入してゐることが判明した、同人は曾て告訴事件などで同人を取調べてゐることがあるから性格をよく知つてゐるが、到底一筋縄で行ける男でないから慎重に取調べに當つたところ、その日に限つて全家が芝居に行つておつた。又火災翌日、火災現場で取調べた時、衣類が全部焼失したといふから取調べると衣類の焼けた形跡がない。そこで、金太郎を犯人と思ひ、同人並にきぬの両名を署に引致して取調べた所、金太郎は火災当夜十一時頃自宅(BG本店)にゐて、それからNOの宅に行つたといふのです。出火時間は十一時半頃だったので、何分放火を証拠立てる物的証拠がないので、一時釈放した次第です」と陳述し、

次に、第十六人目の証人、被告を放火犯人として検挙取調べに當つた、現倉吉署司法主任横田幸衛門(三三二)氏は、「昭和四年九月末、IU米藏が警察に来て、□□の放火事件に手がかりがあるといふので、早速捜査することにし、当時捜査に當つた宮石刑事から当時の状況を聴取した処、同刑事とIUとの言が合致するので、愈々九月二十七日捜査に着手した。IUは、NOと金太郎と

の債権関係につき、NOが立腹の余り金太郎の放火事件を暴露してやらうと言ったことを話してくれた、十月二十六日SSK萬喜雄の聴取をしたが、それ迄には金太郎の当時の境遇素行等を内偵し、それから金太郎を三、四回取調した。最初は本人のいふまゝに聴取した。十一月二日、第二回目署で調た時は、第一回と同じく調、放火したか保険金を取ったかについて調ただけで、十一月四日には、是迄調た各関係人の供述と当時捜査に當つた警察官との言が合致するので、被告を犯人なりと確信し、それから条理を尽して真のTB金太郎に立帰るやう説諭した処、金太郎は涙を流して悪かつたといひ、放火手段を自分の方からすらく／＼自白した。それから、署名捺印の段になると、今自白したことは九分九厘迄嘘だと言つて、どうしても署名捺印を拒むので、己むなく署名捺印せぬ旨を記録につけて送局した。金太郎に暴行を加へたことなど絶対にないと証言し、

次で、弁護人からの申請証人に対する訊問に移らんとするや、本件に重大関係を持つ藪中弁護士と被告との刑務所内の面会における接見簿の読み上げを検事から申請したので、福山看守部長は証人として宣誓の上、八月七日同弁護士が被告に面会した接見簿を読み上げたが、その中に、被告の答へとして、火災当夜焼けた家から十二、三町離れた処で、被告がNOに会つたと記されてゐるので、満廷俄然緊張する。

次で、弁護人申請の証人□□村大字□□KT榮一（四七）、同村

鳥取における陪審裁判

大字□□IH茂藏（三七）、□□町大字□□町AF秀治（五一）、□□町□□OM國春（五六）、四証人に就ては、主としてNO直好の性格並同人と被告との関係等について訊問があり、大体被告に取つて有利な証言があつて、両日間に亘る二十名の証人調をこれで終了。

其時検事は、突如「きぬは、電灯から青い火が出たのはIDの婆あさんから聞いたといふ、如何にもその婆あさんがその火を見たらしく見えるが、これは本件に重大なる関係があるので、早速証人として呼び寄せてゐる」と証人訊問を申請したので、□□村大字□□からわざ／＼来廷した、BG支店近くのミシン裁縫MFはな（四二）は、証人として訊問を受けるや、「火事の後で、きぬに火事のあつた時青い火が見えたと言つたことはありません」ときぬの虚偽の証言を覆し、漏電説を打消した。

終つて、NO直好の死亡前同人が予審で取調を受けた、被告に取つて最も不利な証言となつてゐる、被告とNOとの債権関係から、被告がNOに放火を依頼してはねつけられた予審調書を、佐伯書記から朗読があつて後、裁判長から各関係人の証拠の読上げがあり、十時五十分陪審公判第二日を終了した。

検事は懲役十年を求刑

陪審員「然り」と答申

求刑通り十年の判決

T B金太郎にかゝる放火詐欺事件の陪審公判、第三日目の二十四日は、午前九時十五分、立会相原検事の論告より始まる、同検事は、劈頭、連日連夜熱心に陪審に参与した、陪審員に対しその労苦を謝して後、事件は放火と詐欺あり、放火が無罪なれば、詐欺も無罪であり、放火が有罪なれば、詐欺も有罪である、と事件の経過より説き起し、証拠の説明があつて後、

- 一、多額の保険に附したること
 - 二、火災直前に衣類を入質す
 - 三、金融に窮しゐたること
 - 四、放火により多額の利益を得ること
 - 五、警察の約束に反し保険金を請求したること
 - 六、釈放後直に質受したる点
 - 七、警察に対する了解運動
 - 八、K M儀一郎に放火を仄かす
 - 九、M Iきぬ等の不在を窺ひたること
 - 十、火災後における態度
 - 十一、発火の時刻と被告の所在
 - 十二、N O直好の証言
 - 十三、火災当夜における被告の服装
 - 十四、N O直好の性行
 - 十五、Y M武次郎の証言
- について詳述し、最後に漏電に関するきぬの偽証に言及し、「本件

が若し無罪ならば、奸智にたけた者のやり得るである、社会の秩序維持のためにも、本件の如き証拠明白なる事案を、闇から闇に葬り去るに忍びぬ」と被告の犯行を指摘し、約二時間半に亘る痛烈なる論告あり、陪審員に対して公平なる判断を希望して、午前十一時三十五分、一先づ休憩、午後一時再開、弁論に入る。

敷中弁護人は、約二時間余、次いで君野弁護人は、約三時間に亘り、一々検事の論告を弁駁し、両弁護人共無罪論を主張して、六時弁論を終了。

次いで、裁判長から検事の論告、弁護人の弁論、予審調書による各関係人の供述等について、陪審員に説示をなし、終つて陪審員に対し、次の如き主問が發せられた。

主問 被告人金太郎は、昭和三年五月十八日午後十一時頃、予てT Y D火災保険株式会社との契約により保険に附しある、被告人所有の東伯郡□村大字□□□番地の所在建物に放火し、因て同建物を全焼し、その後同年五月二十日右放火の事実を秘し、原因不明の出火により焼失したるが如く右会社京都支店に通知し、因て同年八月十四日□□町なる同会社代理店S S K嘉吉の手を経て、保険金二千五百九十七円七十二銭を同会社より交附せしめたるものなり。

陪審員一同は、約三時間に亘つて審議なした結果、東伯郡旭村大字今泉松本卓雄氏が陪審長に選ばれ、主問に対して、答「然り」といふ答申が、書記から朗読されたので、満廷は極度に緊張した

が、被告金太郎は動ずる気色を見せなかった。

次いで、検事の第二次論告となり懲役十年を求刑、弁護人の酌情論があつて、午後九時半、連日三日間に亘る陪審公判を終了した。

営利誘拐の方は

証拠不十分で無罪となる

二十五日午前十時半、T B金太郎にかゝる放火詐欺事件の陪審判決は、陪審法廷において、阿部裁判長より、検事の求刑通り懲役十年（二百日未決拘留日数通算）の判決言渡しがあつて後、先に審理された普通公判の営利誘拐事件の判決は、証拠不十分で求刑懲役一年が無罪となった。

妾は罪にならず、取調後釈放

偽証罪の嫌疑で証人調の終了をまつて、高橋検事から取調を受けた、被告金太郎の二号妾M Iきぬは、陪審公判第二日目の二十三日釈放されたが、最終日の二十四日も傍聴席の片隅で人目を避けつゝ、熱心に傍聴して帰宅した。

鳥取における陪審裁判

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年九月二六日

放火詐欺犯人は懲役十年

検事の求刑通り判決

東伯郡□□町T B金太郎（四十一）にかゝる放火詐欺罪の陪審裁判、第三日目二十四日は、祭日にも拘らず午前九時から開廷。事実調及び証人調の後、阿部裁判長の諮問「被告は、M Nぬい居住の妾宅に自ら放火して、保険金を詐取したものなりや」に対し、陪審員長の答申「然り」により、相原検事は懲役十年を求刑して、午後十時閉廷した。その判決は、二十五日午前十時、鳥取地方裁判所において、検事の求刑通り懲役十年の判決言渡しがあつた。

●「鳥取新報」昭和五年九月二八日

陪審判決に

不服で上告

保険金欲しさから自宅に放火し、火災保険金二千五百余円を詐取し、去る二十二日より三日間に亘る陪審裁判によつて、遂に懲役十年の言ひ渡しを受けた、東伯郡□□町□□町三丁目T B金太郎（四一）は、該判決を不服として、二十六日、鳥取地方裁判所を経て上告の手續きをとつた。

三三七（三三七）

●「因伯時報」昭和五年九月二八日

T B金太郎不服上告

陪審公判の懲役十年に

自宅に放火、全焼せしめ保険金を騙取した、東伯郡□□町□□町三丁目T B金太郎(四一)にかゝる放火詐欺事件の陪審公判は、連日三日間の審理の結果、検事の求刑通り懲役十年に処せられたが、T Bは二十七日大審院へ上告した。

●「因伯時報」昭和五年二月一八日

保険放火に上告棄却

懲役十年に

自宅に放火し全焼せしめ保険金を騙取した、東伯郡□□町□□町三丁目T B金太郎(四一)にかゝる放火詐欺事件の陪審公判は、去る九月二十二日から三日間、鳥取地方裁判所で審理された結果、検事の求刑通り懲役十年に処せられたが、被告金太郎は之を不服として大審院に上告、亶來大審院で審理中の処、十七日上告棄却の通知があった。尚、被告は未決拘留日数二百七十七日間を本刑に通算された。

⑤放火被告事件昭和五年二月三日判決

●「因伯時報」昭和五年二月一日

放火事件

陪審準備公判

講金のことから恨みの放火を企てた、八頭郡□□村大字□□NT幾次郎にかゝる放火事件の陪審公判準備手続きは、十日午前十時、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、相原検事立会、君野、伊墻両弁護士列席で開廷、午後零時過ぎ閉廷したが、陪審公判期日は、来月上旬頃になるらしく、午後一時半頃までには決定を見なかつた。

●「因伯時報」昭和五年二月二日

放火事件の陪審公判

十二月三日開廷

昨報、講金のことから恨みの放火を企てた、八頭郡□□村大字□□NT幾次郎(五四)にかゝる放火事件の陪審公判準備手続きが、十日、鳥取地方裁判所で行はれた結果、陪審公判はいよゝく十二月三日と決定、証人は十四、五名の多きに達してゐるが、公判は夜分にかけて一日間で結審となる見込みである。尚、鳥取地方裁判所における陪審公判は、陪審裁判実施以來、これで五件目で、

本年第二回目のものである。

●「鳥取新報」昭和五年一月二日

今年第二回目の陪審に□□村の放火事件

十二月三日午前九時開廷

証人数は前回に劣らぬ

講金のことから相手方に罵詈されたのを憤慨し、相手である八頭郡□□村字□AT恒太郎方の木小屋に放火し全焼せしめた、同村NT幾次郎(五四)に係る放火事件の陪審裁判は、十日行はれた準備手続きによって、来る十二月三日午前九時より、鳥取地方裁判所陪審廷に於て開廷されることに決定した。同日の係官は、阿部裁判長係り、相原検事立会で、君野、伊墻両弁護士が弁護に当る筈である。同事件は、証人十五名に上り、前回TB金太郎の放火事件に劣らぬ証人調べがあるので、一日の間に終了するや否や疑問であるも、目下は出来得るだけ一日間に終了させる予定であるから、結審は四日深更に及ぶものと見られる。因に、同裁判は本年第二回目で、陪審法制定以来第五回目の陪審である。

●「因伯時報」昭和五年一月二日

怨みの放火陪審公判

明日開廷

鳥取における陪審裁判

講金のことから怨みの放火を企てた、八頭郡□□村大字□NT幾次郎(五三)にかかる放火事件の陪審公判は、いよく明三日午前八時、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、相原検事立会、君野、伊墻両弁護士列席で開廷、証人は十五名の多数に上つてゐるが、一日間で結審となる模様である。

●「因伯時報」昭和五年一月四日

警察で責められて、虚偽の自白をした

飽くまで犯行を否認する被告

大正融通講取締人が講員に対する

怨みの放火事件陪審裁判

陪審裁判実施以来第五回目で、本年第二回目の陪審裁判となつた、放火事件の被告——八頭郡□□村大字□NT幾次郎(五四)にかゝる放火事件の陪審公判は、三日午前十時、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、伊墻、君野両弁護士列席で開廷。本件は、予審免許が検事の抗告に依つて、公判に附せられたといふ珍しい事件であるだけに、傍聴人は、雪空の寒さにもめげず詰かけ、傍聴席は満員となつた。——先づ、裁判長から型の如く、陪審員に対する心得が述べられ、次いで、検事の公訴事実の陳述があつて、審理が進められた。被告の犯罪事実、

犯罪事実

被告は、八頭郡□□村大字□A T次平外二名と共に、大正融通講(講高四百六十円)の取締人なるところ、本年三月二十日(旧二月二十一日)講員同村A T恒太郎が、三百五十円で糶取ったが、内五十一円余を交付したるのみなるに依り、恒太郎が、講金交付の遷延するは取締人の不誠意に因るものとし、同年五月十二日、各取締人に対し、至急之が解決方を迫り、被告人及A T次平外二名は、同村信用組合事務所にて会合協議の上、時刻も遅ければ、取敢ず集金してある講金七十二円余を恒太郎に交付することに決し、協議を終り、被告人は、同事務所において次平外二名と冷酒一升を飲んだ上、同夜一時頃、单身恒太郎方に到り同人に対し、集まってゐる七十二円餘の金を受領してくれた旨申し、その金を差出さんとするや、恒太郎は、お前等取締人は整理する整理するといふも大嘘の皮だといひ舌打し、尚その後の金は受取ることは出来ぬ、明日より三日内に全部取立て、交付すべく、若し出来ねばその旨通知せられたい、当方においても考へありと、非常なる権幕で蔑すみ責め付け、該金を突き返し、緑々挨拶もなさざりしより、被告人は同家を去るや、曩に同年三月二十日講会の席上においても、恒太郎が被告人に對し講金取扱上のことから種々蔑すみ責め付けたこと等を想起し、憤懣に堪へず、加ふるに飲酒しゐるより、その情をおさへ難く、恒太郎方建物を燃焼して鬱憤をはらさんと決意し、同夜一時二十分頃、所携のマッチを以て同家木小

屋に放火し、約二時間にして同小屋及物置小屋各一棟並同人方住宅の一部を燃焼したるものである。

自分は放火せぬ

被告の申立

被告は、裁判長の問ひに對し、先づ「實際、自分は火はつけておりません」と、否認したが、更に警察、検事、予審で自白したことについては、「警察からは、顔色が悪かったからお前に違ひない、又お前であらねば外にするものがないと、責められるので困った揚げ句、私が放火したと楯へごとを言ったのです」と、徹頭徹尾犯行を否認し、午後零時七分昼食のため休憩に入つたが、午後一時から、証人十五名の取調に入ることになった。

被害者A Tの陳述

帰り際に何事も氣つかなかつた

午後一時再開、本件の被害者であるA T恒太郎は、第一番目の証人として訊問を受けたが、同証人は、被告N Tが犯行当夜の五月十二日証人宅を訪ふた顛末につき、「火事の出たのは、午前二時頃と思ふ、N Tが来たのは午前一時頃で、講のことで話をしたのが約十五分間位、N Tが帰る特別に不審な点のあることも氣付か

なかった。火事と気のついた時は、風はおだやかだった」と答ふ。
(以下追報)

●「鳥取新報」昭和五年一月四日

一度予審免訴となった□□の放火陪審

被告はあくまで否認

昨日鳥取地方陪審廷で開く

本年第二回の陪審である、八頭郡□□村字□□NT幾次郎(五七)に係る放火事件の陪審裁判は、昨三日午前十時より、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、阿部裁判長係、相原検事干与、十二名の陪審員、伊墻、君野両弁護士立合の上開廷された。該事件は、鳥取地方裁判所予審に於て、証拠不十分の廉で予審免訴となったのが、検事の抗告によって、広島控訴院に於いて、鳥取地方裁判所の公判に附するものと決定され、今回の陪審裁判となった経緯があるので、予審判事並に検事にとっては、各々の立場上、この裁判の結果は、法理上最も興味を以て観られている。

公訴事実

被告NT幾次郎は、八頭郡□□村大字□□AT次平外二名と共に、大正融通講(講高四百六十円)の取締人をしてゐるうち、本年三月三十日、同講員のAT恒太郎が三百五十円でせり取つたうち、僅五十一円余を渡したのみであった為め、恒太郎は講金交附の遷

鳥取における陪審裁判

延するのは、取締人の不誠意によるものとして、五月十二日同講取締人に對し、これが解決方を迫つたので、NTはAT次平外二名と同村信用組合事務所に會合し、取敢ず集金してゐる講金七十二円余を恒太郎に渡すことに決定したのち、NTは同事務所で次平等と冷酒をあふつた上、同夜一時頃单身恒太郎方に行き、七十二円余を渡さんとしたが、恒太郎は取締人の講金整理に誠意なきを詰つたのち、「それ位の金は受け取ることが出来ぬ、明日から三日内に全部取立て、渡せ、若し出来ねば、その旨を通知すれば、当方でも考へがある」と、非常な権幕で侮蔑的言辭を以てせめつけた上、該金をつき返した。これが為め、NTは、かつて講会の席上恒太郎が屢々侮蔑的な言葉で責付けてゐたことを想起し、大に憤慨し酒の酔ひに乗じ恒太郎方の家屋を焼燬して鬱憤を晴さんと決心し、遂に同夜一時二十分頃、持つてゐたマッチで恒太郎方の木小屋に放火し、物置き小屋及び同人住宅の一部を焼燬したものである。

被告NTは、裁判長の事実調べに對し、□□警察署及予審廷に於ける当時の供述を翻し、「うらんだことはあるが、放火したことはない」、額に汗油をながしつ、シドロもどろの否認をなしたのち、「警察署が、取調べに對して、あまり追求するので、心にもない嘘をついた」と、大ていの被告人が公判廷で述べると同様に、嘘をついたのを警察の取調べの罪にさせたが、裁判長より、どんな考へで嘘を吐いたのかと追求されて、何等まとまつた答へをせ

ず、不徹底を極め、係り官の心証を害した様にさへ思はしめたが、約二時間に亘つての事実調べに対し、徹底徹尾否認し続け、正午休憩になった。

証人調べ

午後一時再開、証人調べに入り、被告NT幾次郎の為に放火された、同村AT恒太郎(四五)は、火災のあった五月十二日の夜の模様について、NT幾次郎が自分のうちを帰って、少ししてから火事になった、その時はウツラくしてゐたが、たしか午前二時頃であった、講金について請求はしたが、左様うらみを覚えることはない。損害は、約四百円位である。(以下明日紙上)

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年二月四日

裁判長の間に曖昧な答弁

□□村放火陪審事件

八頭郡□□村大字□□NT幾次郎(五十七)にかゝる放火事件の陪審公判は、三日午前十時から鳥取地方裁判所陪審法廷において、阿部裁判長係、相原検事立会、二弁護士、陪審員ら列席して開廷、公訴事實は、被告NT幾次郎は、同村AT次平ほか二名と、もに、大正融通講(講金四百六十円)の取締人であったが、本年三月三十日、講員AT恒太郎が落札したのに、わづか五十一円を渡したので、恒太郎が非常に憤慨し、侮蔑的な言辞を浴せたのを恨み、

同夜一時ごろ、恒太郎方に放火し、一部焼失したもので、裁判長の訊問に対し、被告は恨んだことはあるが、放火はしなかつたと否認したが、その口振りはシドロモドロで曖昧であった。零時半休憩、午後一時半から続行した。

●「因伯時報」昭和五年二月五日

有罪か無罪か注目された

謎の放火犯事件

被告は徹頭徹尾否認

昨報、講金のことから怨みの放火を企てた、八頭郡□□村大字□□NT幾次郎(五四)は、果して放火の真犯人なりや否や、本件は何等の確な証拠なきため、鳥取地方裁判所で証拠不十分として予審免訴となつたが、検事の抗告によつて、広島控訴院から鳥取地方裁判所の公判に附す旨の決定が与へられた結果、本年第二回目の陪審裁判となつた事件で、有罪か無罪かの何れかによつて、当然裁判所と検事局との見解の相違が証拠立てられるといふ、デリケートな公判心理を持った事件だが、被告は公判廷の事実調において、飽迄も犯行を否認し通した。

十五名の証人調べ

大体被告に有利な証言

証人調に入るや、最初の証人として訊問を受けた、被害者であるA T恒太郎は、「N T幾次郎に、怨みを受けるやうな覚えはない」と、大體被告に取つて有利な証言を与へたが、被告を取調べた当時の状況について、□□署の山田警部補及□□署の花倉巡査の証言を除く外、全部の証人は、被告が火災に當つて消防に尽力したこと、被告の当夜の行動、被告が被害者から罵られた当時の状況、火をつけねばならぬ程憤慨せねばならなかつたか、尚被告が当夜自宅を出る時の状況、被告の素行並性格などの訊問について、大體有利な証言を陳述し、午後六時十分、十五名の証人調を終了。

「然らず」の答申で

予審決定通り無罪となる

午後七時続開、相原検事は、約一時間四十分に亘り、本件は証拠十分と認められるから、公平なる判断を希望する旨、陪審員に述べて、第一次の論告を終るや、次いで、君野、伊墻両弁護人は、約二時間に亘り、本件は証拠なき為、無罪の答申ありたいと無罪論を主張したが、終つて、裁判長は約一時間四十分に亘つて説示をなし、陪審員一同は、評議室に入り約三十分間の評議を終へて、公判廷に入るや、

主問 被告人は、五月十二日夜一時過ぎ頃、八頭郡□□村大字

鳥取における陪審裁判

□□所在のA T恒太郎方住宅を焼燬する意思を以て、所携のマッチで同家の木小屋に点火し、よつて同木小屋及物置小屋並同人方住宅の一部を燃焼したるものなりや。

補問 被告人は、右住家に燃焼の意思なく、単に右小屋を燃焼する意を以て、前同時頃、同所において、前同様の手段で、木小屋に点火し、依つて同木小屋を燃焼し、且同人方の物置小屋並住宅の一部に延燃せしめたるものなりや。

右主問並補問共「然らず」との答申が、陪審長となつた鳥取市元魚町一丁目建具商横原兼太郎氏から、裁判長に渡されたが、検事並辯護人の第二次辯論なく、午前一時、裁判長は陪審員の答申を採用して、被告に無罪の判決を言渡した。

直に釈放

半年目に娑婆の風

無罪となつた被告N T幾次郎は、半ヶ年の未決監生活から、四日釈放の身となつたが、検事局側では上告せぬ模様である。

●「鳥取新報」昭和五年二月五日

証言は尽く被告に利有で

陪審員は放火と認めず

阿部裁判長は「無罪」の判決

□□村の怨みの放火事件陪審

八頭郡□□村字□□NT幾次郎(五四)にかゝる放火事件の陪審裁判は、昨報の通り、三日午後一時再開し、証人調べに入り、証人として、AT恒太郎、ATちよ、KM友藏、AT次平、AT輝夫、UD吉之助、MT義平、YK吉太郎、YD信春、NTはる、YG壽治、YG義男、NT海治、HK安治、YN馬藏の十五人に對し、大体に於て、被告人NTが、本年五月十二日夜火災に際し、消防に尽力してゐた狀況△NTが同夜の行動、尚被害者AT恒太郎に罵られた當時の狀況及び事実火をつける迄に憤慨してゐたか如何か△NTが自宅を出るときの狀況△平素の素行、性格に就いて△警察官が被告を被疑者と認めた事情並に取調べた當時の狀況等を詳細に訊問したが、証人として出廷した警察官を除く外は、みな被告に有利な証言と認められ、午後六時十分証人訊問を終る。次いで、午後七時、第一次論告に入り、相原検事約一時間半に亘つて放火に対する論告をなし、最後に証拠は十分であると認めるから、陪審員の公平なる判断を望むと結び、伊墻、君野両弁護士亦二時間に亘る無罪論を戦はし、確たる証拠がないから、無罪の答申を望んで弁論を終る。

二十分休憩後、阿部裁判長、一時間四十分亘る説示を行い、次の主問、補問を提示した。

主問 被告人は、五月十二日夜一時過ぎ頃、八頭郡□□村字□□所

在のAT恒太郎方住宅を焼燬す意思を以て、持つてゐたマツチで、同家の木小屋に点火し、同木小屋、物置小屋並に住宅の一部を焼き燬したものなりや。

補問 被告人は、右住家焼燬しの意思なく、単に右木小屋を焼燬する意思を以て、前同様手段で点火し、住宅の一部に延焼せしめたものなりや。

陪審員評議の結果、陪審長鳥取市元魚町一横原兼太郎氏より、答申、主・補問共然らず、との答申をなせば、阿部裁判長、この答申を採択する旨を宣すれば、法廷極度の緊張をなし、第二次論告なく、直ちに裁判長より厳かに無罪の判決が宣告され、予審免訴より、検事の抗告と、波瀾を重ね興味を惹いた放火事件も、遂に無罪と確定し終了した。

被告席で嬉し泣き

六月目で無罪

三日夜深更、阿部裁判長より無罪の判決を宣告された、被告のNT幾次郎は夢、うつつの如き顔付きで、被告席より後方の弁護士に確かめたのち、確実に無罪と知り、感極まつて遂に被告席にうつ伏せとなつて、うれし涙にむせんで、暫くは顔もえ挙げなかつた。又、証人として召喚され、その後傍聴席にゐた被告の妻NTはる(五〇)及び長男壽治(二六)も、六ヶ月振で晴天白日の身と

なつた夫の姿に臉をぬらしつゝ、同じくうれし涙にむせんでゐた。

検事上告

結局断念か

NT幾次郎にかゝる放火陪審は、六月振りで無罪となつたが、茲に注目すべきは、該事件が予審免訴より、検事抗告によつて、広島控訴院で公判に附すべく決定せられ、今回の結果を見たもので、これに対し当検事局が上告するや否やであるが、陪審の上告が、事実審理でなく書面審理を以て行はれる事情があるので、検事局でも多分上告手続さを行はないであらうと観られてゐる。

●「大阪朝日鳥取版」昭和五年二月五日

無罪の判決

陪審員の答申を採り

□□村の放火事件

八頭郡□□村NT幾次郎(五十七)にかゝる放火事件の陪審公判は、三日午後一時半から、証人調べに入り、証人十五人につき、消防状況、被告の当夜の行動、被告が被害者から罵られた時の状況、放火するほど憤慨しなければならなかつた理由、平素の素行、性格、警察官取調べの状況、などにつき訊問したが、二名の警察

鳥取における陪審裁判

官を除き、殆ど全部が被告に有利な証言をなし、六時証人調べを終り、休憩、午後七時再開、相原検事約一時間にわたり論告し、放火の証拠は十分であるから、公平なる判断を望むと述べ、弁護士側は、一時間にわたり、放火の証拠は全く認めぬからと無罪論をのべ、阿部裁判長は、一時間四十分にあたる説示をなして、陪審員に主問、補問を諮り、陪審員は、三十分にあたり評議をなし、主問 被告は、AT恒太郎居室を焼失する目的をもつて、放火したものなりや。

答申 然らず。

補問 被告は、AT恒太郎方の薪小屋を焼失する目的をもつて、放火したものなりや。

答申 然らず。

これに対し、検事の第二弁論なきため、裁判長は直に陪審員の評議を採り、無罪の判決を言渡したが、被告をはじめ傍聴人席の家族は、嬉しさの余り深夜の法廷に泣き伏した。午前一時閉廷。なほ、被告NT幾次郎は、四ヶ月目の未決拘留から釈放された。

◎放火被告事件昭和六年一〇月二十九日判決

●「因伯時報」昭和六年二月七日

保険金欲しさの放火を自白

千円余の負債に苦しむ

□□村□□の火事原因

八頭郡□□村□□斃牛解体業IT蓑吉(五九)方より、去る一月三十一日午後八時頃出火、三間に六間葺葺居宅、三間に三間の石葺納屋、一間四方の木小屋を焼失し、同九時鎮火したが、右出火の原因につき疑はしき点あり、所轄□□署において取調の結果、益々放火による嫌疑濃厚となり、県刑事課より高野警部、加藤警部補、鳥取地方裁判所より高橋検事、白石予審判事等出張、嚴重取調の結果、つひに包み切れず、五日放火の事実を自供するに至り、同日午後二時三十分拘留状を執行された。原因は、蓑吉が約千円余の負債に苦しみ、保険金騙取の目的で放火したものであるが、損害は約五百円の見込みである。

●「鳥取新報」昭和六年二月七日

□□署管内の放火事件

保険詐欺の放火を判る

八頭郡□□村大字□□斃牛解体業、窃盜前科二犯IT蓑吉(五九)方より、去る一月三十一日夜八時頃出火し、三間に六間の葺葺居宅、二間に三間の石葺納屋、一間四方の木小屋と家財全部を焼失(損害約五百円)し、同九時鎮火した火災事件は、その出火原因に不審の点があり、所轄□□署では放火とにらみ、県刑事課から高野警部と加藤警部補出張し、また鳥取検事局から高橋検事、並に白石予審判事等□□署に出張し、嚴重取調べた結果、五日放

火の事実を自白したので、同日午後二時三十分拘留状を執行された。同人は、千円余の負債に苦しみ、たま／＼二、三年前二千元の火災保険をつけてゐたのを奇貨とし、保険金騙取の目的で自宅納屋に放火したものであると。

●「因伯時報」昭和六年二月八日

包み切れず自白した犯人収容さる

□□村の放火事件

鳥取検事局高橋検事は、放火事件取調のため、去る二日八頭郡□□村大字□□に出張、同所IT蓑吉(五九)を被疑者として嚴重取調を進めてゐたが、五日遂に包み切れず放火の事実を自白したので、白石予審判事も同地に急行、実地検証を行ったが、犯人蓑吉は強制処分によつて鳥取刑務支所へ収容、同予審判事は六日午後帰鳥、高橋検事は取調以来六日目の七日午前帰局、蓑吉は放火詐欺未遂罪で予審に移されたが、同人は窃盜前科二犯を有してゐる。

●「鳥取新報」昭和六年二月八日

放火詐欺

刑務所に収容

昨報——保険金詐欺の目的で自宅に放火した、八頭郡□□村大字□□窃盜前科二犯IT蓑吉(五九)に対する取調べは、漸く一段落となり、出張中の高橋検事、鹽谷書記は昨七日午前十一時二十六分着の列車で、白石予審判事は同日午後後の列車で、何れも帰庁し、それと同時に事件は、放火、詐欺未遂として送致され、IT蓑吉は、白石予審判事の強制処分によつて、五日当刑務所に収容された。

●「因伯時報」昭和六年七月三一日

保険金欲しさの苦しい放火

予審終結し有罪と決す

本年最初の陪審公判か

八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)にかゝる放火事件は、予て鳥取地方裁判所白石予審判事の手で審理中のところ、三十日予審終結有罪と決し、公判に附せられた。被告は、予審で犯罪を否認してゐる模様であるから、或は本年最初の陪審裁判となるかも知れぬが、

犯罪事實は、「被告は、大正十二年頃からSSK善政外数名より約八百円の債務を負担せるところ、之が弁済方に焦慮中、本年一月三十一日、被告人宅に曩に昭和五年七月三日TY火災保険に満一ヶ年の期間で、被告所有の居村木造藁葺平屋建一棟、木造杉

鳥取における陪審裁判

皮葺平屋建住宅一棟に収容せる家財、什器、衣類その他一式を保険金二千円で契約を結び、その後右保険契約を更新してゐたことを思ひ起し、右建物を焼燬し、右会社より保険金を領得し債務の弁済の資に充て、他方債権者の同情を得て弁済の猶予を乞はんと思ひ、同日午後七時頃、家人がNKその方に赴き不在なるを幸ひ、自宅納屋に至り、同所に有合せの藁を掻き集め、その中に蠟燭を立て之に点火し、自然に発火するやう仕掛けたので、同日午後七時半頃同所より発火、前記建物を全焼したものである」。

●「鳥取新報」昭和六年七月三一日

□□村の詐欺放火は

本年最初の陪審か

被告は飽く迄放火を否認

八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)に係る放火事件は、かねて鳥取地方裁判所白石予審判事によつて審理中であつたが、三十日予審終結し有罪と決定し、鳥取地方裁判所の公判に附されることとなつたが、被告は飽まで放火事實を否認し続けてゐるので、本人が辞退せねば本年最初の陪審公判になるかもしれない。

被告IT蓑吉は、大正十二年頃八頭郡□□村SSK善政外数名より八百円の債務があり、これを弁済すべく、本年一月三十一日TY火災保険会社へ自宅木造藁葺平家建一棟、外一棟並に家具、

三三七 (三三七)

仕器、衣類その他一式に対し二千元の火災保険を附してゐた事を思ひ起し、右建物を焼いて保険金を領得し、債権者の同情を得て、弁償の猶予を乞はんを企図し、七月三日午後七時過ぎ、家人がNKその方に赴き不在中なるを幸ひとし、自宅納屋に行き同所にあつた藁を集め、その中にローソクをたて点火し、自然火が藁に延焼する如く装置し、同日午後七時半発火、前記建物を全焼せしめたものである。

●「因伯時報」昭和六年一〇月六日
保険金欲しさの放火を否認せば

本年最初の陪審公判か

本年一月三十一日午後七時頃、借財の弁済に窮した挙句、保険金欲しさに自宅に放火全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□IT 蓑吉(五八)にかゝる陪審公判の準備手続きは、五日鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、高橋検事立会で開廷されたが、被告は予審で犯行を否認しており、準備取調べにおいても依然として犯行を否認した場合、これが本年最初の陪審裁判として開廷されることになつてゐる。

●「鳥取新報」昭和六年一〇月六日
□□村の放火事件は愈々陪審公判に

被告はあくまで放火事実を否認
辞退せねば本年最初の陪審

八頭郡□□村大字□□IT 蓑吉(五八)に係る放火事件の準備公判は、昨五日午前中、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長、高橋検事によつて開廷されたが、被告ITは飽まで放火事実を否認するので、いよく陪審裁判に附されることに決定したが、陪審公判期日は未定で、被告がそれ迄に辞退せぬときは、本年最初の陪審となるだらう。

因に、同人は、大正十二年頃八頭郡□□村SSK善政外数名より八百円の債務があり、これを弁済すべく、本年一月三十一日TY火災保険会社へ自宅の家屋、什器等に対し二千元の保険を附してゐたのを、これを焼いて債権者の同情を得て、弁済の猶予を乞はんと、七月三日午後七時頃自宅に放火したものである。

●「因伯時報」昭和六年一〇月八日
放火事件陪審公判

二十八日に開廷

借財の弁済に窮した挙句、保険金欲しさに自宅に放火全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□IT 蓑吉(五八)にかゝる放火事件の陪審公判は、来る二十八日、鳥取地方裁判所の陪審法廷で開廷さ

れることに決定した。

●「鳥取新報」昭和六年一〇月八日

□□村の放火事件愈々陪審公判と決定

来る廿八日陪審法廷で

債務弁償の爲め自宅に放火し、保険金を詐欺せんとした、八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)にかゝる放火事件は、既報の如く、五日の準備公判によつて、いよく、本年最初の陪審裁判に附されることになったが、同期日は来る十月二十八日午前九時より、鳥取地方裁判所陪審法廷に於て公判開廷されることに決定した。

●「因伯時報」昭和六年一〇月二七日

保険詐欺放火陪審公判

明日鳥取陪審法廷で

借財に窮した揚げ句、保険金ほしさに自宅に放火全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)にかゝる本年最初の陪審公判は、いよいよ明二十八日午前九時、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、近藤弁護人列席で開廷される。

鳥取における陪審裁判

●「鳥取新報」昭和六年一〇月二七日
裁判便り

◇八頭郡□□村IT蓑吉にかゝる放火事件は、二十八日午前九時より、鳥取地方裁判所陪審法廷で公判開廷される。

●「大阪朝日鳥取版」昭和六年一〇月二八日
放火事件を陪審公判に

本年の皮切り

保険金詐取の目的で自宅に放火した、八頭郡□□村IT蓑吉(五十八)は、本人が辞退しないので、予定通り今二十八日午前十時から、鳥取地方裁判所本年最初の陪審公判に附せられること、なった。

●「因伯時報」昭和六年一〇月二九日

保険詐取放火の事実を否認

警察で自白は拷問の爲

きのふの陪審公判

借財に窮した揚げ句、保険金欲しさに自宅に放火全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)にかゝる放火事件の陪審

三三九 (三三九)

公判は、二十八日午前十時、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、近藤弁護士列席で開廷。裁判長より、型の如く陪審員十二名に対する心得があつて後、宣誓を終り、検事の公訴事実の陳述があつた。

犯罪事実は、「本年一月三十一日午後七時頃、約八百円の借財に窮した被告は、自宅三間に五間半及三間半に二間の茅葺と粉葺両家屋の住宅並動産に火災保険(TY火災)二千円の契約を結んでゐるところから、右住宅に放火して保険金を詐取せんことを決意し、前記時刻にローソクにマッチで点火し、納屋の藁を持出して自宅に放火し、近くのNKその方の仏事に出かけた留守中に発火、全焼せしめたものである」。

被告は、検事の公訴事実の陳述後、裁判長の訊問に対し、先づ事実を否認し、「家内も、三男の久藏夫妻もNK方の仏事に行つて、最後に自分も出かけた。その後に出火したのであるが、放火など自分の心にないことである。自分がその方に行く前、朝鮮から帰ってきた、YM次郎といふ男が、ひよっこりやつて来て色々話した末、今晚泊めてくれないかと言つたのを、自分が断つたので、それでYMが放火したのだらうと思ふ」と、奇怪な申立をし、尚、警家で自白したのは、二月一日から四日迄眠らせず、乱暴な取調をしたので、之では命が助からぬと思つて、虚偽の申立をしたのであると、□□署の取調ぶりを散々こき下し、頭から犯行を否認し、午前中は事実調を終つて休憩、午後は証拠調から開始さ

れた。

●「鳥取新報」昭和六年一〇月二十九日

□□の放火詐欺陪審公判

拷問の計画を聞き思はぬ自白をした

活弁式の陳述で笑はせる

放火を鮮人工事に転嫁

弁済の爲め自家に放火し、保険金を詐取せんとした、八頭郡□□村大字□□IT蓑吉(五八)に係る放火事件の本年最初の陪審裁判は、二十八日午前十時より、鳥取地方裁判所陪審法廷で、阿部裁判長係、相原検事干与、十二名の陪審員、近藤弁護士立会の上開廷された。

被告IT蓑吉に対する公訴事実は、「ITは、大正十二年頃八頭郡□□村SSK善政外数名より約八百円の負債があり、旧暦の年末に際し、これが弁済に窮し、TY火災保険会社へ家財並に自宅に二千円の保険が附してあることを思ひ、これを焼燬して保険金を詐取し、債権者に対し火災による同情で返済方を延期せんと計画し、本年一月三十一日午後七時頃、納屋の藁の中にローソクをたてかけ、それに火をつけ、遂に本家並に建て増し二棟を全焼せしめたものである」が、先づ審理に先ちて、例により、阿部裁判長より、陪審員に対する注意並に宣誓をなした後、相原検事よ

り、前記の如き被告に対する公訴事実の説明あり、いよく審理に入り、劈頭被告は公訴事実の如きことは全然ありませんと強く否認した上、裁判長の訊問に対し、

「火災保険は、数年前より引続き加入し、家屋に対し一千円、諸道具一切に一千円合計二千円を附してゐた。収入は、小作で米三俵、鶏の売買で月約二十円、牛馬の剥皮等で生計をたて、負債も約八百円程あった。保険を附してゐる家屋は、新設当時千三百円か、つたが、今はどれ位の価格があるかわからぬ。保険金は、何も好んで多額な金額を附したわけではなく、保険会社の方から二千円に入るといふので入れたものである。火災の当夜は、午後七時頃には家族は全部が約一丁半程離れたNKその方の仏事に行つて留守であつた。私は、当夜酒を可なり飲んで夕方帰り、あとからNKその方へ行つた」と陳述し、その時火の始末をつけて行つたかとの問ひに対し、「***（注、一行一四字分欠字）***い家内達がNKその方へ行く為めに出て、約十五分位したとき、門口よりオツワン／＼といふ声があるので、誰かと尋ねると、鮮人で土工をして居るYM次郎であつて、色々世間話をしたのち一泊方を求めたが断り、火の始末をしてNK方に行つた」。火災当時の模様については、「NKその方で読経中に、火事だといふのですぐ帰つて見たが、その時は一面に火がまわつてゐて、仏壇を出さうとしたが危険だと人々にとめられた迄は知つてゐるが、どこら辺から火が出たか、あとは杲然としてわからない」。火が何処から出

鳥取における陪審裁判

たと思ふかとの問に対し、「鮮人のYMが放火したものと思ふ、又夜は電気もきゑなかつたことが二、三度ある」。

次いで、警察、検事、予審廷に於ても放火したと告白して居り、自白して晴々したといつてゐるが如何と突つ込まれ、「□□署で取調べを受けたとき、火始末をした焼灰を、くどの傍に置いたことを述べたが、取り上げぬばかりでなく、ごう間にか、り殺される様な目に逢はされる計画を聞いたので、危い生命を逃れる為めに嘘を言つた」と、活弁式の口調で人権を蹂躪された旨を雄弁に陳述するので、係官を苦笑させ、極力事実を否認し、正午休憩した。

●「大阪朝日鳥取版」昭和六年一〇月二九日

徹頭徹尾事実を否認

放火事件の陪審公判開く

八頭郡□□村大字□□IT養吉(五十八)にかゝる放火事件の陪審公判は、二十八日午前十時十分から、鳥取地方裁判所陪審法廷において、阿部裁判長、黒田、小久保両判事、相原検事立会のものに開廷。まづ、阿部裁判長から、十二名の陪審員に注意を与へ、これに対し陪審員の宣誓があり、型の如く被告の身分調べがあつたのち、

検事の公訴事実として、被告が家財に二千円の火災保険を附し

三四一(三四一)

てゐること、なほ借財に苦しんでゐたことを述べ、「去る一月三十一日の夜、家族の留守に乘じ納屋の藁に放火したものであるが、警察、検事局、予審廷ではこれを認めながら、今にいたつて否認するものである」と述べ、

直に事実調べに入つたが、被告は、「出火の原因については、朝鮮帰りの昔友達であつた、Y M次郎なるものが、その時訪ねて来て世間話の末、今夜泊めてくれと頼んだことを拒絶し、その足で直ぐに仏事に出かけたので、Y Mがこれを遺恨に思つて放火したものと思ふ」と、予審までの陳述をすっかり顛へして、新らしい事実を述べ、火災の模様につゝては覚えてゐないと答へず、且つ警察では、蒲団を被せたり、眠らせなかつたり、かまに掛けて拷問すると威かされたりしたと、声を大にして訴へて、徹頭徹尾否認を続けて、事実調べを終り、証人調べに入つた。

●「因伯時報」昭和六年一〇月三〇日

被告は放火せりや、答申「然り」

保険放火事件陪審裁判

懲役六年の判決

昨報、借財に窮した揚げ句、保険金欲しさに自宅に放火全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□IT藁吉(五八)にかゝる放火事件の本年最初の陪審公判は、二十八日、鳥取地方裁判所で、阿部裁

判長係り、相原検事立会で開廷されたが、午前中は事実調のみで休憩に入り、午後一時十五分再開。

証人十二名の証人調から開始されたが、最初の証人として、被告を取調た当時□□署巡查部長で現八橋署勤務稻村警部補は、検査当時から送局迄、約一時間に亘つて取調状況を陳述したが、被告の弁解の如き拷問的取調を絶対否認し、被告の自由に基いて送局した旨を述べ、被告に取つて不利な証言を与へ、続いて、被告の三男久藏、二男石松等が証人として訊問されたが、何れも被告に有利な証言を、又証人S S K善政には、被告に対する貸金関係、其他当時刑事課次席で高野現八橋署長等十二名の証人調があつて後、第一次弁論に入り、検事は有罪、近藤弁護人は無罪を主張し、

陪審員は約二時間の長きに亘つて評議を終へ、主問「被告は放火したものなりや」に対し「然り」と答申、裁判長これを探択して、検事は懲役七年を求刑、弁護人の情状論があつて、十二時間延。二十九日午前十時半、懲役六年(未決拘留日数百五十日通算)の判決言渡しがあつた。

●「大阪朝日鳥取版」昭和六年一〇月三〇日

陪審員から「然り」と答申され

懲役六年を言渡さる

深更に及んだ放火事件の陪審公判

昨報、二十八日鳥取地方裁判所で開かれた、八頭郡□□村大字□□IT(五十)にかゝる放火事件陪審公判、証人調べは引続いて行はれたが、□□署詰山下鐵藏(巡査部長)は、被告が犯行を自白して、家族に一眼会ひたいといふので、小使室で面会させたところ、孫を抱き上げて、「ぢ、は悪事を働いたため、下(刑務所のこと)へ行くことになった、丈夫に大きくなれよ」と頻り泣いてゐると、犯行を自認した事実を申立てるや、被告はひそかに涙をぬぐつてゐた。また、同署田中平幸(巡査)は、同じ場面を述べて、被告の悔悟の様子を説いて、証人調べを終り、休憩。

七時再開。弁護人よりの証人申請は却下となり、検事の論告に入つたが、検事は、警官の暴行を云々するのは、陪審公判に附されるための法廷戦術に過ぎないと痛論し、弁護人は、検事の挙げた証拠は総て薄弱だと駁して、休憩。

九時から再開。愈よ陪審員の意向を徴することとなり、裁判長から陪審員に向つて説示し、判断資料を提示し、放火したと思料すれば「然り」、放火しないと認めれば「然らず」の旨を答申すべく宣し、陪審員一同は、控室に引取り、二時間にわたつて協議を重ねた結果、「然り」の旨を答申し、裁判長に採択され、こゝに被告は有罪と決定したので、検事は懲役七年を求刑、弁護士の情状酌量論があつて閉廷した。なほ犯人ITは、二十九日鳥取地方裁判所で懲役六年の判決を言渡された。

⑦放火被告事件昭和六年二月七日決定

●「因伯時報」昭和六年九月三日

妻に二心も、あの男の為と

嫉妬心から放火

八頭郡□□村の放火原因

八頭郡□□村大字□□□□MS(兼松方)から、客月二十九日午後十一時半頃出火、間口六間半奥行四間二階建瓦葺一棟を全焼し、隣家MS次郎方の便所屋根及住宅屋根の小部分を焼燬し、同日午後十二時頃鎮火した。右出火の原因につき、所轄□□署で取調中のところ、放火の疑ひあり、同村MK(豊藏(四三))を有力なる容疑者として引致取調したところ、二十九日午後十一時頃、兼松方西南側庇の藁屋根にマッチで放火した旨自白したので、一日午後鳥取検事局の高橋(検事)は渡邊(書記)と共に同地に急行、二日実地検証を行ひ取調を進めてゐるが、原因は豊藏の妻とき(二九)が兼松と情交関係にあるといふ噂を聞いたので、嫉妬心の強い豊藏は平素妻及兼松の行動をそれとなく監視してゐたところ、二十八日ときは豊藏に無断で家出した、め、実家なる□□村大字□□HT(音次郎)方にときを探しに行き、帰宅を迫つたが応じないので、二十九日午後九時頃帰宅して妻の筆箱をみたところ、衣類も殆ど持出されてゐたので一層疑惑の念を抱き、同村大字□□KI(きよ)に周易判断を受けたところ、妻には二心があつて将来復縁するかは不明で

あると告げられたので、豊藏は之は皆兼松があるためと考へ、一時の腹立紛れに、遂に前記の如く放火を企てたものである。

●「鳥取新報」昭和六年九月三日

□□の火事に放火の疑ひ

妻が心變りをしたと

男の家に恨みの放火

八月二十九日午後十一時半頃、八頭郡□□村大字□□□□MS兼松(二五)方より出火し、同人所有の六間半に四間の二階建一棟を全焼、隣家MS次郎方便所及び本家の屋根を焼き、同日午後十二時頃鎮火したが、発火原因につき□□署で調査したところ、放火の疑ひ濃厚で、容疑者として同村MK豊藏(四三)を引致取調べた結果、妻の貞操を疑ひ憤怒のあまり、MS兼松方に放火した事実を自白するに至った。即ち、豊藏妻とき(二九)が前記MS兼松と情交関係あることを聞いた豊藏は、性来嫉妬深い男として、かねて妻とき及び兼松の行動を監視してゐるうち、八月二十八日妻が豊藏に無断で家出したので、直ちに妻の実家である八頭郡□□村大字□□HT音次郎方に行き、帰宅方を追つたが応ぜぬため、放火当日の二十九日午後九時頃自宅に帰り、妻ときの箆筒を調べて見ると、衣類を全部持出してゐるので、テッキリ兼松と添ふ為めに家出したるものと疑惑を深め、□□KMきよに易を見て貰つたと

ころ、ときは二心を持ち復縁するか否か不明であるといふ卦が出たのにいよ、逆上し、妻の心變りは兼松がある為めと、遂に腹立ちまぎれに、二十九日午後十一時頃、兼松方住宅の西南側の藁屋の庇に燐寸で放火したもので、鳥取検事局より高橋検事は渡邊書記同道、一日午後四時頃現場に出張、実地検証並に関係人の取調を行った結果、求豫審となり、昨二日午前六時頃白石豫審判事出張、目下取調中である。

●「因伯時報」昭和六年九月十五日

嫉妬深い男が疑心暗鬼の放火

予審終結して有罪

十四も年下の妻を持つてゐることが、常に心配の種となつては、嫉妬を産み、その妻が居村の者と情交関係があると聞いては、嫉妬の焰が燃え盛り、妻に二心が起きたのも男の為と、遂に男の住宅に放火を企て、全焼せしめ、更に隣家に延焼せしめた、八頭郡□□村大字□□MK豊藏(四三)にかゝる放火事件は、予て鳥取地方裁判所の白石予審判事の手で審理中のところ、十四日予審終結有罪と決し公判に附せられた。

●「因伯時報」昭和六年二月六日

邪推の放火事件

あす陪審公判に

お大師さんに見て貰ったら、妻に二心があるといふので邪推の
余り、情夫と思ひ込んだその家に放火を企て、全焼せしめた、八
頭郡□□村大字□□□□M K 豊藏（四三）にかゝる放火事件の本
年第二回の陪審裁判は、明七日、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長
係り、相原検事立会で開廷される。

●「鳥取新報」昭和六年二月六日

逃げた妻の実家に放火した

裁判公判は明日午前十時から開廷

逃げた妻が他の男と関係があることを知って、妻の実家（注、
誤りでM S 兼松方）に放火した、八頭郡□□村大字□□□□M K 豊
藏（四三）にかゝる放火事件の陪審裁判は、いよく、明七日午前十
時より、鳥取地方裁判所陪審法廷で開廷される。

●「因伯時報」昭和六年二月八日

若い妻の情夫の家に嫉妬と邪推の放火

きのふ法廷の事実調べに對して

終始無言の憔悴した被告

鳥取における陪審裁判

十四も年下の若い妻に二心あるのも情夫ある故と邪推の余り、
その情夫の家に放火を企て全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□
□□M K 豊藏（四三）にかゝる放火事件の陪審公判は、七日午前十
時十五分、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原
検事立会、長砂、木下両弁護士列席で開廷。犯罪事實は、「被告
は、大正八年ときと婚姻し、その間一男二女を儲け同棲中のとこ
ろ、ときは被告よりも十四も年下で、然も被告の愚直なるに反し、
勝氣、軽率、動もすれば被告を嫌ふの風があつたので、著しく猜
疑嫉妬心を助長せしめ、漸次病的に昂進し、之がため些細なこと
から喧嘩すること屢々あり、昨年春頃居村M S さより、ときは
M S 兼松と私通し居れる旨を聞知して以来、被告は妻の行動を警
戒中、本年八月二十八日午後五時頃ときは無断で家出したので、
畢竟ときは実家に帰つたものか、或は途中兼松と密会することあ
るやも図り難しと思惟し、その跡を追つて□□村なるときの父H
T 音次朗方に至り、その晩は同家に一泊し、翌二十九日ときに帰
宅を促したが、ときはひや、かに之を拒絶したので、その態度に
不審を抱き、午後八時頃独り決然として帰宅するや、直にときの
衣類を調べたところ、筆筒には一枚も無かつたので、家出の準備
のためならんと、ときの心底を知る□□村大字□□K I キヨ方に
至り、同人に神易を求めたところ、同人は神の御告として、とき
に二心ある旨告げたので、被告は帰宅後煩悶懊惱の末、ときに二
心あるのも兼松の不倫の行為に基くものと思料し憤怒の念に堪へ

ず、兼松方居宅を焼燬してこの恨みを報復せんと決意し、同日午後十一時過ぎ、□□村大字□□□兼松方に至り、同人方家人不在なるを見届け、同家南側物置庇にマッチで放火し、間口六間半奥行四間の木造瓦葺二階建住宅一棟を全焼せしめ、更に隣家MS治郎方の屋根の一部を焼燬したものである。」

検事の公訴事実の陳述後、裁判長からの最初の訊問に対して、憔悴し切つて、被告は無言であつたが、予審決定に基いて、順々取調べが進めら***（注、一行一四字分欠落）***を続け、時々極低声で一、二答弁するだけなので、裁判長から「はつきり返事するやうに」と、注意されても、一向答へやうとせず、尚「MSに火をつけたか」、「予審判事には放火したと言つてゐるがどうか」等の訊問があつても無言、自宅の仏壇から取出したといふ証拠品であるマッチが示されても、それにも答へず、殆ど被告の弁解なしで、十一時十五分被告の取調べを終了。

続いて、証人訊問に移り、最初の証人□□署谷口警部補は、本件の検挙顛末について、本人が自白して送局する迄の経過を陳述。次いで、証人被害者であるMS兼松(二五)について、ときとの関係の有無が取調べられたが、同証人はときとは絶対に関係なき旨を陳述、被告の妻とき(二九)は、前証人、兼松が関係なしとさっぱり言ひ切つたのに対し、あつさり関係した事実を申立て、満廷を失笑させ、次いで、MSサヨ(三〇)は、兼松とときとが関係してゐるといふことから、ときと口論した当時の事情を陳述

し、四名の証人訊問を終了して休憩。

午後は、引き続き残る五人の証人訊問に移ること、なつた。

●「鳥取新報」昭和六年二月八日

放火に行ったか行かぬか、分りませんと奇答

女房の浮気を苦にした男の

放火事件陪審公判

八頭郡□□村大字□□□MK豊藏(四三)にかゝる放火事件の陪審公判は、昨七日午前十時より、鳥取地方裁判所陪審法廷で、阿部裁判長係、相原検事干与、長砂、木下阿弁護人並に十二名の陪審員立会の上開廷された。先づ、裁判長より、陪審員に対し注意があつた後、検事より公訴事実の陳述あつて後、審理が開始された。

被告MK豊藏は、大正八年妻ときと結婚したが、豊藏とときは年が十四歳も異なり、ときは勝気で浮気であるため、家庭は兎角円満を欠ゐっていた。昨年春頃、ときは同村MS兼松と関係があるといふことから、同村MS兼松とときと喧嘩したことがあり、爾後豊藏は、ときが兼松と関係してゐるといふことが、常に頭からはなれず、ときの行動に注意してゐた。本年八月二十八日(旧盆の十五日)、ときは突然無断で家出したので、豊藏は妻の実家である□□村HT音次郎方をたづね、同夜妻に帰宅方をす、めたが、応じ

ないので、八月二十九日途中飲酒した上帰宅し、妻の筆筈を調べて見ると衣類が全部持ち出してあるので、いよく、妻の行動を疑ひ、同村祈禱師K I きよに對して押込んで貰ったところ、ときは帰ることは帰るが二心を持つてゐるといふので、ときが斯うなつたのは兼松があるからだとして、同夜十一時頃MS兼松方の留守宅に行き、藁家の軒下にマッチで放火し同家を全焼した上、隣家のMS次郎方に延焼、同家を半焼せしめたものであるが、同人は警察、検事局並に予審廷に於て明瞭に答へをしてゐたに拘らず、公判になつてから口を緘じて黙々と、答へぬ様になつた。審理に先だちて、裁判長より検事の述べた公訴事実がわかつたか、間違ひないかと總体的な問を發しても、只瘠軀蒼白な顔であたりをゼロく眺めてゐるだけで答へず、その後の審問に對しても低声で聞きとれぬ程度の答へをしたが、要するに、ときと兼松との間を疑つてゐたが、ときには一度もそうしたことを詰問したことがない、旧曆の十月十五日にときが実家へ行くといつたが、自分が行くことにしたが、子供が皆行くといふので、やめにして仕事をしてゐると、ときは炊きかけの夕飯をなげつばなしにして家出してゐた。

*** (注、一行一四字分欠落) *** に行つたかと問はれたに對し、「行つたといふことも、行かぬといふこともわかりません」と、奇答したま、啞の如く黙してしまつた。

續いて、証人調べに移り、MK豊藏を検挙した□□署谷口警部

鳥取における陪審裁判

補は、放火犯人として検挙した当時の状況について詳細に述べ、火災の被害者であり、ときと関係があつたといふ、

△MS兼松(二五)は、火災の当夜は一里もあるお寺に一家を挙げて寺籠りをしてゐたとて、失火ではないことを証言し、問題のときは関係したことなしと否認。

△MSとき(二九)被告の妻、兼松と関係してゐたことを認め、兼松と関係してゐることは豊藏は知らぬから、豊藏は兼松を憎むはづがないと、知らぬは亭主ばかりであることを証明し、尚自分が刑務所へ夫に面会に行つたとき、アンパンに毒が入つてゐたために舌がコワばつて話しが出来ぬ様になつたから、差入れ物はいらないと言つた。

△MSさよ(三〇)、ときと口論した当時の状況を述べ、午後〇時半休憩となる。

●「大阪朝日鳥取版」昭和六年二月八日

オロ／＼声で犯意を否認

放火の陪審裁判

八頭郡□□村大字□□□MK豊藏(四十三)にかゝる放火事件の陪審公判は、七日午前十時二十分から、鳥取地方裁判所阿部裁判長、相原検事係りで開廷された。

被告は、大正八年現在の妻とき(二十九)と結婚したが、鈍重の

三四七(三四七)

被告が勝気で浮気な妻と気が合はず、痴話げんかが絶えなかつたが、昨年春居村のMSさよ(三十)から、妻とときが同村のMS兼松(二十五)と関係してゐることを聞かされ嫉妬の結果、去る八月二十九日夜十一時ごろ、情夫兼松方に放火し、同家及び隣家MS次郎方を全焼せしめたものであるが、憔悴した被告は、ただオロ／＼として、殆どききとれぬ低声で、「ハイ」とか「さうです」といふばかりで、肝腎の放火の事実に対しては、火をつけたかつけなかつたかも知らないと、曖昧な一言をいつたばかりで、更に口を開かず、裁判長も持てあまし、事実調べを一まずをはり、

証人調べに入り、被害者で情夫である兼松は、火災の顛末を述べ、ときとは関係の覚えはないと陳述し、被告の妻ときは、兼松と関係したとはつきりと答へ、「自分が兼松と関係してゐることを夫は知らないから、兼松を怨むやうな謂はない」と答へ、MSさよ(三十)は、ときと兼松との関係を被告に告げた顛末を訊問されて、午後零時十五分休憩。

午後一時十分再開、引続き証人調べを行ったのち、裁判長は、予審調書を陪審員に読み聞かせて証拠調べを終り、検事の第一次の論告に入ったが、検事は「予審まで自白をつづけていた被告が、公判廷で口を緘して語らないのは、放火犯人は死刑になるものなどの誤解から恐怖にかられてゐるためと想像される。妻を人にとられた身上には同情するが、放火の事実と同情とを混同してはならぬ」と、陪審員の公平な判断を求め、三時二十分休憩。同三十

五分再開、裁判長の陪審員の説示に入った。

●「因伯時報」昭和六年二月九日

陪審員の答申は失当再陪審へ

妻の情夫の家に放火した事件

次回は来春開廷

十四も年下の若い妻に二心あるのも、情夫ある為と深く怨んだ末、情夫の家に放火を企て全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□□□MK豊藏(四三)にかゝる放火事件の陪審公判は、七日、鳥取地方裁判所で、阿部裁判長係り、相原検事立会で開廷されたが、午後一時十分再開、午前引続き、五名の証人訊問があつて後、証拠調べあり、

検事の第一次論告に入ったが、検事は「予審まで自白を続けてゐた被告が、公判廷で口を緘して語らないのは、放火犯人は死刑になるものなどの誤解から恐怖にかられてゐるためと想像される。妻を人にとられた身上には同情するが、放火の事実と同情とを混同してはならぬ」と、陪審員に公平な判断を求め、三時二十分休憩、同三時五十分再開、長砂、木下両弁護人の弁論あり、

裁判長の説示に入つて後、陪審員は二時間十分に互り評議を遂げたが、主問「被告は、MS兼松の住宅に放火したものなりや」に対し、「然らず」との答申があつたので、裁判長は、之を失当と

し再陪審に附すべき旨を宣告して、七時三十分閉廷した。

陪審裁判実施以来、鳥取地方裁判所では、本件を以て陪審公判が七度開かれたが、再陪審に附せられたものは本件のみで、裁判所では之に依つて、今度は陪審員全部を変更して、陪審公判をやり直さねばならぬことになったが、開廷は明春の予定である。

●「鳥取新報」昭和六年二月九日

主問に対して陪審員は、

「然らず」と答申し放火を否認

未練男の放火事件陪審公判で

阿部裁判長は再陪審を宣告

鳥取地方裁判所陪審法廷に於て、裁判長の主問に対し、陪審員は「然らず」と答申し、被告の犯行を否認したので、終に裁判長は陪審員の答申を不当と認めて採択せず、更に他の陪審員によつて再陪審に附する、当地方始めての注目すべき事件が起つた。

即ち、七日、鳥取地方裁判所陪審法廷で開廷された、八頭郡□□村大字□□□□M K 豊藏（四三）の陪審公判は、同日午後一時再開された。傍聴席は、鳥取市吉方婦人会員約二十名、その他で満員となり、その中には、終始泣きながら悲憤な顔をして合掌して居る、被告の妻ときの姿も見えた。午前引続き、証人調べを続行、

鳥取における陪審裁判

△□□村大字□□折禱師K I きよ、本年八月二十九日M K 豊藏の依頼により易断した模様につき陳述し、ときが二心ある云々は言はなかつた。帰るから待つて居る様に言つたと、稍被告に有利の証言をする。

△□□村□□□□NT ぞめ（三二）、豊藏が妻の実家から帰途、立会つた状況を陳述

△□□村大字□□□□KG 善造（三四）、白石予審判事の実地検証の際、被害者M S 兼松の姉婿であるKG 善造に「わるいことをして云々」といつたとき、お前が火をつけたのかといつたら、「そうだ」と放火を認めた当時の模様を陳述、被告にとって最も不利な証言をする。

△□□警察署刑事花倉安治（三〇）、自白直前の被告の陳述を詳述。△鳥取刑務所看守福山勝治（三三）、豊藏と妻ときと接見したときの会話、豊藏が妻に対し「お前が着物をかくしさせねば、斯様なことにならなかつた云々」。

続いて証拠調べ後、第一次弁論となり、相原検事は、先づ八月二十九日の火災が、失火か放火かについて論じ、各種の証拠をあげて放火と断じ、公判廷で返事をせぬのは、多分死刑となるといふ恐怖心からだらう、放火の動機は同情すべきだが、黒白は明かにせねばならぬ。（三時十五分休憩）

午後三時半開廷、木下、長砂両弁護人より、各種の例を引いて、放火は薄弱なることを論じ、阿部裁判長より、陪審員に対して説

示をなしたのち、いよく次の如き主問を発し、陪審員の答申を求めた。

主問 被告が、MS兼松方に放火し、兼松居室並にMS次郎方を焼燬せしめたりや。

午後四時五十分、陪審員協議のため休憩。二時間四十分を費した後、午後七時開廷。

答申 然らず。

陪審長より提出した答申を、松下書記が朗読した刹那、法廷内は予期に反する答申に一時愕然たるものがあつたが、阿部裁判長は、徐に決定を言ひ渡しますと前提したのち、「答申を不当と認め、改めて審理いたします」と厳然と宣告し退廷、午後七時五分閉廷した。

因に、陪審員の答申は、被告MK豊藏の放火を認めなかつたもので、陪審員の答申が不採択となつたのは、鳥取地方裁判所の陪審裁判開始以来最初のことと注目すべきである。

●「大阪朝日鳥取版」昭和六年二月九日

『放火せず』と陪審員が答申

他の陪審員で再公判

昨報 八頭郡□□村大字□□□□MK豊藏(四三)にかゝる放火事件の陪審公判は、七日午後三時四十五分再開、長砂弁護士は、

「被告の心身は普通人と違って異常らしいから、予審における自白を重大な証拠と認める訳には行かず、かつ物的証拠は一つもない」として無罪論を主張し、いよく陪審員の判断を待つこととなり、裁判長は、被告が放火したと認めた場合は「然り」、放火せずと判断した場合は「然らず」と答へよと陪審員に説示し、十二人の陪審員は別室に入つて協議を行ひ、その間実に二時間十分を要したが、裁判長の前で読み上げられた答申は、意外にも「然らず」として放火しない旨を答へたので、裁判長は、陪審法第九十五条を用いて、言下に「裁判所は、当答申を不当と認め、他の陪審に附す」と宣言し、六時五十分この陪審公判は閉廷した。次回の陪審公判は、日を改め、他の陪審員の立会を求めて、同裁判所において開かれるはず。なお、被告は極度の疲労をしてゐるため保釈を許された。

⑧放火事件昭和七年二月一九日判決

●「因伯時報」昭和七年一月二二日

放火事件再陪審公判

二月十七日開廷

妻に二心あるは情夫ある為と、情夫の家に怨みの放火を企て全焼せしめた、八頭郡□□村大字□□□□MK豊藏(四三)にかゝる放火事件の陪審公判は、さきに鳥取地方裁判所で開かれ、審理の

結果、陪審員は被告は放火したものにあらざと答申したので、右答申は不当として再陪審に附せられてゐたが、これが第二回陪審公判は、来る二月十七日鳥取地方裁判所で開廷と決定した。

●「因伯時報」昭和七年二月一八日

再陪審の放火犯MKは、はっきり犯行を否認

新しい陪審員の答申注目さる

午前中には証人調べ

昨年十二月七日、鳥取地方裁判所の陪審法廷で開かれた、八頭郡□□村大字□□□農業MK豊藏(四四)にかゝる放火事件の陪審公判は、審理の結果、陪審員の答申を失当としたので、我が陪審法実施以来、全国稀有の再陪審となつて、成行を注目されてゐたが、これが再陪審公判は、十七日午前十時十分、同陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事立会、長砂、木下両弁護士列席で開廷された。

再陪審となつたので、前回とは全く顔ぶれの違つた陪審員に対し、型の如く裁判長から、陪審員としての心得が述べられ、検事の公訴事実の陳述後、審理に入った。

豊藏は、十四も年下の妻とき(三〇)に二心あるのも、居村MS兼松(二六)といふ情夫ある為と深く兼松を怨んだ末、同居住宅を焼燬してこの怨みを報復せんと決意し、昨年八月二十九日午後十

鳥取における陪審裁判

一時頃、兼松居宅に放火し全焼せしめたものである。

犯罪事実について、前回審理の際憔悴し切つた被告は、裁判長の間に對し終始無言であつたが、再陪審では保釈となつて法廷に現はれたので、前回とは別人の如く気力も恢復しており、訊問に對しては可なり明瞭に申立てたが、豊藏は、「妻が無断で□□村の実家に歸つたので、自分もその跡を追つて行つたが、妻は自分と一緒に歸つてくれぬので、一人で自分は帰宅して、筆筒を調べて見ると、着物は一枚もなかつた。それで、□□村字□□のKIキヨの方に行つて、神易を求めたところ、きよは二心になつてゐるが、何れ戻ってくるから心配せぬでもい、といつた。二心というのは、兼松を指してゐない」と弁解するので、裁判長から「お前は、予審では兼松があるからだとゐっている」と追窮されても、豊藏は之を否定し、仏壇からマッチを持ち出したこと、次いで豊藏が検事、予審判事、警察官等に連れられて焼跡に行つた際、兼松の親戚KG義藏に對し、申訳ないことをしたとわびをしたこと等についても、豊藏は一々これを否認し、「警察で自白したのは、釜の口に放火が三度もあつた際、無罪で歸つた者もあるから、お前も自白すれば帰れるといふので、自分も虚偽の自白をしたものである」と、こゝにおいて豊藏は、はっきり犯行を否認し、十一時二十分事実調を終了。

続いて、被害者MS兼松から、証人調に移り、豊藏の妻、居村MSさよ、と順々に証人調べに進んだが、三証人共前回と同様の

証言を陳述し、正午休憩に入った。(以下追報)

●「鳥取新報」昭和七年二月一八日

答申が不採択となつた放火事件の再陪審

昨日鳥取地方陪審廷で開かる

被告は前より元気がよい

陪審員の答申が不採択となつたため、鳥取地方で陪審制度布かれて以来、最初の再陪審に附された、八頭郡□□村大字□□□□□□MK豊藏(四四)に係る放火事件の陪審公判は、昨十七日午前十時十分より、鳥取地方裁判所陪審法廷で、阿部裁判長係り、相原検事干与、長砂、木下両弁護士、十二人の陪審員立会で開廷された。当日は、降雪にも拘らず傍聴席は満員。先づ、阿部裁判長より型の如く、陪審員に対する注意、相原検事より、公訴事実の陳述があり、審理が開始された。

被告MK豊藏は、既報の如く、大正八年妻ときと結婚したが、ときは十四歳も若く勝ち気で浮気なため、家庭は円満を欠いてゐた。一昨年春、ときが、同村のMS兼松と情交関係があるといふことから、ときが同村MSさよと喧嘩したことから、豊藏がときに疑いをかけてゐるうち、昨年八月にときが突然無断家出したので、被告豊藏は祈祷師KIきよに卜なつて貰つた結果、ときは二心を抱いてゐると云ふので、遂にときの家出は情夫のMS兼松

があるからだと思ひ、八月二十九日夜十一時頃、兼松方に放火し、全焼させたといふのが公訴事実である。

前公判廷に於て、啞の様に口を緘してゐた被告は、今回は顔色もよく、低声ではあるが、一々裁判長の訊問に対し答弁をしたが、陳述は何れも公訴事実を否認し、裁判長より、予審廷並に前陪審に於ける陳述によつて、鋭い訊問に逢ふと、直ぐ陳述をあいまいとした上、被告の常套口実である警察官の事実強要と言ひ出した。

即ち——□□署で、火をつけたといへばすぐ帰す、これ迄も三度も火をつけた者が無罪になつて帰つてゐる、つらい責苦に逢ふより火をつけたといつて帰つた方がよい」といはれたので、こわさに嘘を言つた。又、予審廷では、早く言へば帰してやるといはれるので、同じ役人さんだと思つて、今迄の様にウソを言つた、とすべて否認した。

続いて、証人調べとなり、被告の妻と、ときの情夫MS兼松は、当時六浄寺に参籠し一家留守であつたが、火の出るところがないこと、ときは関係はなかつたといひ、被告の妻ときは、兼松との関係や、着物を持出したこと、MSさよと兼松との情事関係のことから喧嘩したことなどを認め、放火したのは提灯の火からだとの噂があると述べ、MSさよも、ときとの喧嘩に対する証言をなし、正午休憩した。

●「大阪朝日鳥取版」昭和七年二月一八日

依然事実を否認

放火再陪審の被告

八頭郡□□村大字□□□□MK豊藏(四十四年)にかゝる放火事件の再陪審公判は、十七日午前十時十分から、鳥取地方裁判所阿部裁判長、相原検事係で開廷された。被告は、妻とき(三十年)が居村MS兼松(二十六年)と関係してゐるのを憤り、昨年八月二十九日兼松方に放火して全焼せしめたものであるが、昨年十二月の陪審公判では、陪審員が放火せずと答申し、裁判長と意見が合はなかつたため、右陪審員の顔ぶれを全部改めて、再陪審となつたもので、被告は保釈を許されてゐたので、この日は前回と見違へるほど顔色よく、言葉遣ひもはっきりしてゐたが、依然放火の事実を否認し、当時警官に責められるのが恐ろしさに、心にもないことを申立てたのだといひ張るので、一まづ取調べを終り、被害者の兼松、被告の妻とき、居村MSさよの証人調べを行つて、正午休憩。

午後一時再開、引き続き証人、証拠調べを行つたが、被告は前の公判では、身体の具合が悪かつたので、何と答弁したか覚えてゐないと、またも曖昧な答弁を繰返して、三時二十分休憩した。

鳥取における陪審裁判

●「因伯時報」昭和七年二月一九日

被告は放火したか？

陪審員は「然り」と答申

検事は懲役三年を求刑

世間の耳目をひいた再陪審公判

有罪か無罪か成行を注目されてゐる、八頭郡□□村大字□□□□MK豊藏(四四)にかゝる放火事件の再陪審公判は、十七日、鳥取地方裁判所で開廷され、午前中は被告豊藏の事実調に、次いで被害者及豊藏の妻等三名の証人調べを終つて、休憩に入つたが、午後は一時から再開。

続いて、残る証人六名の調があつたが、何れも前回と同様の証言を陳述、最後に豊藏の妻ときに再訊問があり、夫の性格について問はれたが、ときは、「普段はごくおとなしいが、酒を飲むと判らなくなる、若い時に気が変になつて、山に駆上つたやうなこともあつた」と答へ、三時二十分、証人及証拠調べを終了。

続いて、検事の第一次論告、弁護人の弁論があり、検事は、陪審員に対して公平なる判断を以て公判に臨むべき旨を論し、終つて、裁判長の説示があつて後、「被告は放火したものなりや」といふ問書を發したので、

陪審員一同は公判廷を退出、約二時間に亘つて評議を遂げた結果、七時半再開。前記問書に対し、陪審員は「然り」と答申した

三五三(三五三)

ので、こゝに始めて陪審員の答申を採択、続いて、検事の第二次論告に入り、検事は、被告に懲役三年を求刑、弁護人の執行猶予論があつて、閉廷した。時に八時十五分。

有罪が無罪か、鳥取地方裁判所で陪審公判が開かれて以来、最初の再陪審公判であつた。け、成行を注目されてゐたが、裁判所では陪審員の答申を採択したので、これで再陪審公判の幕を閉じた。判決は今十九日。

●「鳥取新報」昭和七年二月一九日

放火事件の再陪審

答申は放火と認む

相原検事懲役三年を求刑

十七日、鳥取地方裁判所陪審法廷で開廷された、八頭郡□□村大字□□□□M K豊藏（四五）に係る放火事件の再陪審は、午後一時再開、午前中に引続き、六名の証人調べを行ったが、そのうちK G善造、M S兼松、谷口傳藏（□□署警部補）、花倉安治（目下鳥取署刑事）、福山勝治（鳥取刑務所監守長）は、何れも被告に不利の証言をなし、僅に被告の妻とき、祈禱師K Iきよの兩名だけが、稍有利の証言をなしたのみであつた。

午後五時三十五分再開、阿部裁判長より、陪審員に対し次の如き問書を発し、休憩した。

問 被告M K豊藏が、M S兼松方に放火し、同人家屋を焼燬したるものなりや。

斯くて、十二名の陪審員は、会議室に入り、約二時間に亘つて評議した結果、午後七時四十分再開し、次の如き答申をした。

答申 然り。

阿部裁判長、厳かに陪審員の答申を採択する旨を宣言したのち、被告の妻ときを再度召喚し、被告の性状につき訊問したのち、第二次論告に移る。相原検事は、M K豊藏が放火したと認むべき論拠を詳細に説明したのち、妻を横どりされた恨みに燃え、骨髓に徹した結果放火するにいたつた点は同情に値すると、懲役三年を求刑。長砂、木下両弁護士より執行猶予論あり。斯くて、再陪審の結果、被告の有罪を決定し、午後八時十五分閉廷した。判決言ひ渡しは、今十九日午前十時の予定。

●「大阪朝日鳥取版」昭和七年二月一九日

『然り』と答申

検事は三年を求刑

再陪審の放火公判

昨統報——八頭郡□□村大字□□□□M K豊藏（四十四年）にかゝる放火事件の再陪審公判は、午後三時四十分再開、検事の論告、弁護人の無罪論があつて、五時四十分いよ／＼陪審員の会議

に入ったが、二時間の長さにはわたる審議の結果、陪審員は「然り」として放火せる旨の答申をしたので、裁判長は直にこれを探択し、ここに被告は有罪と確定するに至った。

続いて、検事は被告の妻と兼松との情交関係が事実なりや否やは疑はしいと前提し、情状を酌量して懲役三年を求刑。木下、長砂両弁護人の執行猶予論があつて、八時十五分閉廷した。判決言渡しは十九日。

●「因伯時報」昭和七年二月二〇日

放火陪審は懲役二年

きのふ言渡

鳥取地方裁判所で陪審公判が開かれて以来、最初の再陪審となり、有罪か無罪か成行きを注目されてゐた、八頭郡□□村大字□□□□M K豊藏(四四)にかゝる放火事件の判決は、十九日、阿部裁判長より、懲役二年(求刑三年)未決拘留日数六十日間通算、訴訟費用は全部被告の負担とす、との判決言渡しがあつた。

●「鳥取新報」昭和七年二月二〇日

懲役二年の判決

昨日阿部裁判長より

鳥取における陪審裁判

再陪審の結果、有罪と決定、懲役三年を求刑された、八頭郡□□村大字□□□□M K豊藏(四五)にかゝる放火事件に対し、昨十九日、阿部裁判長より、懲役二年、但し未決拘留日数六十日間通算、訴訟費用被告の負担とする、との判決言ひ渡しがあつた。

●「大阪朝日鳥取版」昭和七年二月二〇日

判決は二年

放火の再陪審

再陪審公判の結果、有罪と認定された放火犯人八頭郡□□村□□□□M K豊藏(四十四年)は、十九日、鳥取地方裁判所阿部裁判長から、「懲役二年(求刑三年)未決拘留六十日間通算、訴訟費用は全部被告の負担とす」との判決を言渡された。

●「因伯時報」昭和七年二月二一日

森木は上告

再陪審の結果、懲役二年に処せられた、放火犯人——八頭郡□□村大字□□□□M K豊藏(四四)は、二十日大審院に上告した。

⑨ 放火被告事件昭和二十一年一月三〇日判決

● 「因伯時報」昭和二十一年一〇月二三日
放火陪審公判

東伯郡□□村大字□□UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判は、来る十四、十五の両日間、鳥取地方裁判所の陪審法廷において開廷の筈のところ、裁判所と弁護士都合により延期となつた。目下公判期日未定。

● 「因伯時報」昭和二十一年一〇月一七日
放火の陪審公判

延期となつてゐた、東伯郡□□村大字□□農業UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判は、来る十一月四、五の両日鳥取地方裁判所で開廷と決定した。

● 「鳥取新報」昭和二十一年一〇月二〇日
放火陪審の
公判は十一月

東伯郡□□村大字□□農業UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審裁判は、十一月四、五両日、鳥取地方裁判所陪審法廷で開廷

することに決定した。

● 「鳥取新報」昭和二十一年一月五日
裁判だより

東伯郡□□村大字□□UD仙蔵にかゝる放火事件の陪審裁判は、四、五両日開廷のところ、都合により期日変更することになつた(期日未定)。

(注) この期日の変更は、長嶺検事正が、一月三日午後八時、胆石病で死亡したためと思われる(「鳥取新報」「因伯時報」昭和一一・一一・五)。

● 「因伯時報」昭和二十一年二月二日
放火陪審公判
廿四、五両日に

延期となつてゐた、東伯郡□□村大字□□農業UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判は、来る二十四、二十五の両日鳥取地方裁判所で開廷と決した。

●「因伯時報」昭和十一年一月二五日

放火事件陪審公判

事実を否認

東伯郡□村大字□農UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判は、十四日午前十時四十分、鳥取地方裁判所の陪審法廷において、田村裁判長係、横山検事立会、花房、中田両弁護士、陪審員十三名列席の下に開廷された。五年振りに開かれた陪審裁判だといふので、傍聴席は満員。

犯罪事實は、本年三月三十一日夜七時頃、居村に別居する養子KN竹雄方に不在中忍び込み、同家座敷畳に石油をぶっかけマッチで放火、襖、柱、畳、天井の一部を焼失したものであるが、放火の原因は別居した養子夫婦に帰宅して貰ひたさに犯したものの。検事の公訴事實の陳述後、事實調に入ったが、

被告は、養子竹雄と意見の衝突から本年一月別居したこと等を認めて後「警察では、二日一夜一睡もせず、殴打されたり、また自白せねばこれから何日でも留置すると脅かされたので、出鱈目なことを言った、事實は自分は決して放火しておらぬ」と事實を頭から否認した。正午、一先づ休憩。

午後零時半再開。事實調べの後、証人として、被害者KN竹雄他七名の証人調べがあり、今二十五日は、更に□□署司法主任田中警部補他二名の証人調べが行はれること、なった。

鳥取における陪審裁判

●「鳥取新報」昭和十一年一月二五日

五年振りの放火陪審公判

犯行を全部否認す

延期中の東伯郡□村大字□農UD仙蔵(六二)にかゝる、放火事件の鳥取地方裁判所五年振りの陪審公判は、二十四日午前十時四十五分、陪審法廷に於て、田村裁判長係り、横山検事立会、中田、花房両弁護士列席で開廷。事實調があつたが、被告UDは、裁判長の訊問に対し、極力犯行を否認し続け、証人八名の証人調べがあつて閉廷。

けふ二十五日は、□□警察署田中司法主任外三名を証人として採用する。

同事件は、養子KN竹雄と被告UDは不仲で、爾来別居してゐたが、UDは寄る年波に将来を慮かり、養子竹雄の家を焼いてしまへば、自然自分の家へ帰るだらうといふ浅暮な考へから、養子竹雄の住宅へ放火したものである。

●「大阪朝日鳥取版」昭和十一年一月二五日

放火の事實を飽くまで否認

陪審公判開かる

東伯郡□村大字□農業UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の

三五七(三五七)

陪審公判は、二十四日午前十時五十分から、鳥取地方裁判所田村裁判長係、横山検事立会、陪審員十二名列席のもとに開廷された。陪審公判の開廷は五年振りのこと、傍聴席は婦人十数名を混へ満員の盛況振り、

検事から、被告が養子KN武雄と仲違ひして、本年一月に別居し、離縁の手續きをとったが、孫に愛着を感じ武雄に復縁を思立ったが、養子に頭を下げて復縁して貰ふことを嫌ひ、武雄の住家を焼失すれば頭を下げて頼まなくとも、復縁出来るものと思立ち、三月三十一日午後七時ごろ、武雄夫婦が近所の結婚式に行つてゐる留守中に、畳に石油を振りかけ放火し、家屋の一部を焼失せしめたといふ、犯罪事実を陪審員に説明し、

裁判長の事実調べに入つたが、被告は養子との仲違ひは認めたるも、放火した覚えは全然なく、警察で自白したのは、二日一晩も眠らされず、その苦痛で虚偽の自白をしたものであると、犯罪事実を徹頭徹尾否認し、証人十二名の召喚を申請し、二十五日も公判続行される。

●「因伯時報」昭和十一年一月二六日

放火の陪審公判

第二日証人調

法廷で徹頭徹尾犯行を否認、波瀾を予想されてゐる、東伯郡□

□村大字□農業UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判第二日は、二十五日午前十時十分、田村裁判長係、横山検事立会、中田、花房両弁護士、陪審員十二名列席の下に開廷。

直ちに、宣誓の上、証人訊問に入り、被告を取調た□署司法係り田中壽明巡查部長、次いで同署司法主任田中幸實警部補は、本件検挙から自白に至るまでの経緯を詳細に延べ来り、「何等無理な取調は行つてゐない」と被告に取つて不利な証言を陳述、両証人の訊問を終つて、休憩。

午後一時二十分再開、被告の居村TS市次氏の証人訊問に入つた。

●「鳥取新報」昭和十一年一月二六日

放火陪審の

公判第二日

五年振りの珍しい陪審公判——東伯郡□村大字□農UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判は、二十四日に引続き、二十五日午前十時過より、鳥取地方裁判所の陪審法廷に於て、田村裁判長係り、横山検事立会、花房、中田両弁護士、陪審十三名列席で開廷。前日と変らぬ、婦人をまじえた多数傍聴者で法廷は満員。裁判長より、同事件取調べに當つた、□署田中警部補外二名の証人調べがあつた。(午後二時記)

●「因伯時報」昭和十一年一月二十七日

「放火せりや」の間に、陪審員の答は、然り。

検事は懲役五年を求刑し閉廷せる。

五年振りの陪審公判終る

□□の放火公判終る

東伯郡□□村大字□農業UD仙蔵（六二）にかゝる放火事件の陪審公判第二日目の二十五日は、鳥取地方裁判所の陪審法廷で、田村裁判長係り、横山検事立会、花房、中田両弁護士、陪審員十二名列席の上、前日に引き続き、□□署司法主任田中幸實警部補他二名の証人訊問から始まったが、

証人調を終つて、検事は犯罪事実の意見を述べ、弁護士はこれに対して反駁無罪の弁論をなし、裁判長の説示があつて後、陪審員十二名は評議のため退廷、約一時間に亘る評議を遂げて再開、裁判所の「被告は放火したのなりや」の問に対し、「然り」と答申を与へたので、裁判所はこれを採用、検事は被告に対し懲役五年を求刑、弁護人の減刑論があり、波乱を予想された五年ぶりの陪審裁判もすらくと進行、午後零時半閉廷した。判決は来る三十日。

●「鳥取新報」昭和十一年一月二十七日

陪審員は有罪と答申

検事は懲役五年を求刑

鳥取における陪審裁判

別居した養子夫婦に帰宅して貰ひたさに、浅墓にも本年三月卅一日午後七時頃、養子KN竹雄の留守宅へ忍び入り、同家座敷へ石油を撒き、マッチで放火、一部を焼失せしめた、東伯郡□□村□農UD仙蔵（六二）にかゝる放火事件の陪審公判第二日の二十五日は、午前十時から、鳥取地方裁判所陪審法廷で、田村裁判長係り、横山検事立会、花房、中田両弁護士並に陪審員十三名列席で開廷。

前日に引き続き、犯罪取調べに当つた□□署田中警部補、同田中巡查部長外一名の証人訊問があつて、零時半一先づ休憩。

同一時から、午前引続いて証人訊問あり、終つて、被告は、公判廷に於て極力犯行を否認するが、警察、検事局の取調べにおいて自白してゐる点、其の他の事情から見れば被告の犯行に相違ないと、検事は峻烈なる論告をなし、夜に入り、中田、花房両弁護人の無罪論があつて、午後八時休憩。

それより、裁判長は、陪審員に対して説示を行った後、問書を陪審員に発し、犯罪構成の有無を評議せしめて答申を命じ、陪審員は犯罪の構成事実を認め、「然り」の答申があつた。時に午前零時十分。それより、裁判所は合議の上、之を採用、検事は懲役五年を求刑し、弁護人の減刑論があつて、二十六日午前一時閉廷。二日と一晚ブツ通しの五年振り陪審裁判も、此処に終了した。判

決言渡しは来る三十日。

●「大阪朝日鳥取版」昭和一一一年一月二七日

『然り』と陪審員、被告有罪の答申

放火事件に懲役五年求刑

東伯郡□□村大字□農業UD仙蔵(六十二年)にかゝる放火事件の陪審公判は、引続き二十五日も、鳥取地方裁判所で、田村裁判長係、横山検事立会で開廷され、証人三名の訊問ありたる後、検事から有罪を断定する峻烈な論告があり、中田、花房両弁護士は検事の論告を反駁して無罪の弁論を行ひ、公判は夜中まで続行され、

午前零時過ぎ、田村裁判長は、十二名の陪審員に対し説示を行ひ、有罪なりや否やの答申を求め、陪審員は別室で協議して、「然り」と有罪の答申を行ったので、裁判官が合議したのち、横山検事懲役五年を求刑、二十六日午前一時三十分閉廷した。判決言渡しは三十日。

●「因伯時報」昭和一一一年二月二日

放火事件判決確定す

上訴権放棄

東伯郡□□村大字□UD仙蔵(六二)にかゝる放火事件の陪審公判の結果、田村裁判長から、懲役三年(未決拘留日数百五十日通算)の判決言渡しがあつたが、同人は一日上訴権を放棄し、判決が確定した。

●「鳥取新報」昭和一一一年二月二日

放火に三年の判決

被告服罪す

東伯郡□□村字□農業UD仙蔵(六一)にかゝる陪審放火事件は、三十日午後、鳥取地方裁判所で、懲役三年未決拘留百五十日通算(求刑懲役五年)の判決言渡しがあつたが、被告は一日上告権を放棄して服罪した。

●「大阪朝日鳥取版」昭和一一一年二月二日

放火犯服罪す

上告権を放棄

養子方に放火し、鳥取地方裁判所の陪審公判で、懲役三年未決拘留百五十日通算の判決を受けた、東伯郡□□村UD仙蔵(六十二年)は、一日上告権を放棄したので、原審とほり刑の確定を見た。

六 刑事判決書

鳥取における陪審公判の第一審刑事判決書は、鳥取地方検察庁に保存されている。

また、③殺人未遂爆発物取締規則違反事件に関しては、上告審判決書謄本も保存されている。そして、③事件中の通常手続で審理された、脅迫事件についても第一審判決原本、広島控訴院判決謄本、上告審判決謄本も一緒に保存されている。次に④放火詐欺被告事件の上告審判決謄本も保存されている。更に、⑧放火被告事件の上告審判決謄本も保存されている。

しかし、①放火事件の公訴棄却判決、②建造物等以外放火事件の公訴棄却判決、④事件中、通常手続で審理された略取誘拐被告事件の無罪判決、⑤放火被告事件の無罪判決、および⑦放火被告事件の更新決定は保存されていない。

1 第一審判決

③殺人未遂爆発物取締罰則違反被告事件昭和四年一月一四日判決

昭和四年十一月十四日宣告

裁判所書記 吉岡寅久 印

判決

本籍及住居

鳥取における陪審裁判

鳥取県日野郡□□村大字□□百□□番地
農兼馬車挽

M H 治太郎
明治二十年四月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂爆発物取締罰則違反被告事件ニ付当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シ検事戸塚眞一関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ居村大字□□、OD保太郎ノ妻きぬ(当二十五年)ト三年前ヨリ私通関係ヲ継続シ居タルモノナル処昭和四年六月十七日夜右保太郎ヲ殺害シきぬト夫婦トナランコトヲ思立チ保太郎殺害ノ目的ヲ以テ翌十八日午前一時頃同家裏納戸五疊ノ室ニダイナマイト雷管導火線ヲ装置シ火ヲ点シタルモノヲ投込ミ爆発セシメタルモ保太郎力掛蒲団ヲ被ムリ稍々奥深ク臥シ居タル為メ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

以上ノ事実中犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定シ其余ノ事実ハ予審ニ於ケル被告人ノ第一回訊問調書ニ同人ノ供述トシテ其旨ノ記載アルニ依リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中殺人未遂ノ点ハ刑法第百九十九

条第二百三条ニ殺人ノ目的ヲ以テダイナマイトヲ使用シタル点ハ大正七年法律第三十四号爆発物取締罰則第一条ニ該当スル処右取締罰則ノ刑重キヲ以テ同罰則第十二条ニ則リ重キ右取締罰則第一条ニ定メタル刑ニ從ヒ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十一月十四日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事 阿部 久治 印
判事 小久保義憲 印
判事 有地 平三 印

③—2脅迫被告事件昭和四年二月二十五日判決

昭和四年十一月十五日宣告

裁判所書記 吉岡寅久 印

判決

鳥取県日野郡□□村大字□□百□□番地
農兼馬車挽

M H 治太郎
明治二十年四月□日生

右ノ者ニ対スル脅迫被告事件ニ付当裁判所ハ検事戸塚眞一関与審

理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六月ニ処ス

押収ノ書状(証第四号)ハ之ヲ没収ス

理 由

被告人ハ居村大字□□、OD保太郎妻きぬ(当二十五年)ト三年前ヨリ私通關係ヲ繼續シ居リタルカ同女ヲ熱愛スル余寧口保太郎トきぬトヲ離別セシメ自ラ同女ト夫婦トナランコトヲ思立チ昭和三年旧十二月頃右保太郎宛ニテ「きぬヲ離別セヨ夫婦別レヲセネハ保太郎ノ命ヲ呪ヒ居ル者アルニヨリ別レヨ、別レルニハ□□ノ二人(MH治太郎、TH仙一)ニ相談セヨ兩人共夫婦別レニ賛成スヘシ」トノ趣旨ノ無名ノ書状(証第四号)ヲ保太郎方ニ郵送シ因テ同人ヲシテきぬト離別セサレハ危害ノ至ルヘキコトヲ通告シテ保太郎ヲ脅迫シタルモノナリ

証拠ヲ案スルニ被告人ハ当公廷ニ於テ事實ヲ全部否認スレトモ一、証人ODきぬ(当二十五年)ニ対スル予審訊問調書ニ自分ハOD保太郎ノ妻ナルカ三年前ヨリMH治太郎ト私通シ居レリMHハ自分ニ対シ夫婦ニナレトカ保太郎ト喧嘩シ別レテ来イトカ申シ居リ自分ヲ妻ニシタキ心持カ非常ニアリタル旨ノ供述記載ニ、被告人カ当公廷ニ於テ証第二十四号手帖ノ文字ハ自筆ナルコトヲ認メ居レル事實及証人ME霧ニ対スル予審訊問調書ニ自分ハ検事ノ鑑定囑託ニ基キ証第四号ノ無名ノ書状ノ文字ト証第

二十四号手帖ノ文字トカ同一筆跡ナリト認メラル、旨鑑定ヲ為シタル旨ノ供述記載

三、被告人ニ対スル予審第二回訊問調書ニ自分ハ検事ニ対シ証第四号ノ手紙ヲ封筒ニ入レ□□村ノ郵便局ノポストニ一昨年旧節季頃投函シタルカ夫レハ保太郎カきぬヲ離縁スル様気味悪カラシテ怨テ居ル者カアル様ニ思ハセキぬヲ不縁ニサセルカ為メナリト申述ヘタルコトハ相違ナキ旨ノ供述記載

四、証人OD保太郎ニ対スル予審第一回訊問調書ニ去年(昭和三年)ノ旧節季頃御示ノ証第四号ノ手紙ヲ自分カ受取りタリ其手紙ニハきぬヲ離別セヨ夫婦別レヲセネハ御前ノ命ヲ狙ツテ待チ居ル者カアル故別レヨ別レルニ付テモ□□ノ二人(自分ト兄弟ノ盃ヲ為シ居ルMH治太郎TH仙一ノ事ト思フ)ニ相談セヨ左様スレハ二人モ別レタ方カヨイト云フニ相違ナシト云フ意味ノ脅シ文句ヲ書キアリタリ自分ハ其手紙ヲ見テ恐ロシクナリタル旨ノ供述記載

五、押収ノ証第四号ノ差出人無名ノ書状ニ判示趣旨ノ文字ノ記載アルニヨリ 以上ヲ綜合スレハ判示事実全部ヲ認定スル二十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百二十二条第一項ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六月ニ処スヘク 押収ノ証第四号ノ書状ハ本件犯罪ノ用ニ供シタルモノナルニヨリ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収スヘキモノトス

鳥取における陪審裁判

仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和四年十一月十五日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事 阿部 久治 印

判事 小久保義憲 印

判事 有地 平三 印

④放火詐欺被告事件昭和五年九月二五日判決

昭和五年九月二十五日宣告

裁判所書記 佐伯房松 印

判 決

本籍 鳥取県東伯郡□□村大字□□□□番屋敷

住居 同郡□□町大字□□町三丁目□□□□番地□□

木炭商

T B 金太郎

明治二十三年十月□日生

右ノ者ニ対スル放火詐欺被告事件ニ付当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シ検事相原守正関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十年ニ処ス

但シ未決勾留日数中二百日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

(注、付箋に「法定未決勾留七十七日通算」、太田の押印あり)

理由

被告人ハ昭和三年一月頃鳥取県東伯郡□村大字□□□□四□□□□番地ノ□□木造瓦葺二階建本家一棟(建坪十二坪一合外二階十二坪一合)木造瓦葺平家建廊下便所湯殿一棟(建坪一坪七合)木造瓦葺平家建玄関一棟(建坪二合八勺)木造亜鉛葺平家建炊事場一棟(建坪三坪)ノ家屋ヲ建築シ同所ニ於テ妾MIきぬヲシテ料理店ヲ経営セシメ居タル処同年三月TYD火災保険株式会社ノ間ニ同家屋並該家屋内ノ什器衣類畳建具等ニ付向フ一ケ年ヲ期間トスル保険金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シタルヲ奇貨トシ該保険金騙取ノ目的ヲ以テ同年五月十八日午后十一時頃右きぬヲ住居セル同家屋ニ放火シ因テ之ヲ全焼セシメ其後同年五月二十一日頃右放火ノ事実ヲ秘シ原因不明ノ出火ニヨリ焼失シタルモノ、如ク装ヒテ右会社京都支店ニ其ノ旨ヲ通知シテ同会社ヲ誤信セシメ因テ同年八月十四日東伯郡□町ナル右会社ノ代理店SSK嘉吉ノ手ヲ經テ保険金二千五百九十七円七十二銭ヲ同会社ヨリ交付セシメテ之ヲ騙取シタルモノナリ

被告人ハ昭和三年一月頃鳥取県東伯郡□村大字□□□□四□□□□番地ノ□□木造瓦葺二階建本家一棟(建坪十二坪一合外二階十二坪一合)木造瓦葺平家建廊下便所湯殿一棟(建坪一坪七合)木造瓦葺平家建玄関一棟(建坪二合八勺)木造亜鉛葺平家建炊事場一棟(建坪三坪)ノ家屋ヲ建築シ同所ニ於テ妾MIきぬヲシテ料理店ヲ経営セシメ居タル□□村大字□□□□十□番地ノ衣類畳建具等ニ付向フ一ケ年ヲ期間トスル保険金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シタルコトハ被告人ノ当公廷ニ於ケル其旨ノ自供ニ徴シ之ヲ認メ其余ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メ得ヘキニヨリ判示事実全部ヲ認定スル二十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ放火ノ所為ハ刑法第百八条ニ詐欺ノ所為ハ同法第二百四十六条ニ該当スル処右ハ手段結果ノ関係アルヲ以テ同法第五十四条第一項後段第十条ニ則リ重キ右百八条ノ刑ニ從ヒ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処スヘク尚同法第二十一条ニヨリ未決勾留日數中二百日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年九月二十五日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事 阿部 久治 印
判事 小久保義憲 印
判事 田中 欣市 印

⑥放火被告事件昭和六年一〇月二十九日判決

昭和六年十月二十九日宣告
裁判所書記 吉岡寅久 印

判決

本籍 鳥取県八頭郡□□村大字□□□□十□番地
住居 同村同大字△番屋敷

農兼斃牛馬解体業

I T 蓑吉

明治七年五月□□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シ檢事相原守正閣与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百五十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハSSK善政外数十名ヨリ約八百円ノ借財ヲ為シ昭和五年旧年末迄ニ内百数十円ノ支払ヲ要スヘキモノナルニ到底金策ノ見込ナク之カ返済方ニ付苦慮シ居タル折柄偶々昭和六年一月三十一日曩ニTY火災保険株式会社ノ間ニ昭和五年七月三日ヨリ向フ一ケ年ノ期間ニテ被告人所有ノ居村大字□□△番屋敷所在、木造藁葺平家建家屋一棟(十六坪余)木造杉皮葺平家建家屋一棟(七坪)及附属庇七坪六合、右家屋内ナル家財什器衣類其他一式ニ付保険金二千円ヲ以テ保険契約ヲ締結シ居タルコトヲ想起シ右建物ヲ焼燬シ同会社ヨリ保険金ヲ受取ランコトヲ企テ同日午後七時過頃家人ノ不在ヲ奇貨トシ右家屋附属ノ納屋ニ置キアリタル藁ノ中ニ点火シタル蠟燭ヲ立テ自然ニ火力藁ヨリ建物ニ燃エ移ル装置ト為シ置キ立去リタル為メ間モナク発火シ因テ被告人及家族ノ住居

鳥取における陪審裁判

ニ使用セル前記家屋ヲ全焼セシメタルモノナリ

以上ノ事実中犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メ其ノ余ノ事実ハ予審ニ於ケル被告人ノ第一回訊問調書並被告人ニ対スル強制処分訊問調書ニ同人ノ供述トシテ其ノ旨ノ記載アルニヨリ之ヲ認定スルニ十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処スヘク尚刑法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百五十日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十月二十九日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事 阿部 久治 印

判事 小久保義憲 印

判事 黒田 俊一 印

⑧放火被告事件昭和七年二月一九日判決

昭和七年二月十九日宣告

裁判所書記 松下榮治 印

判 決

本籍並ニ住居

鳥取県八頭郡□□村大字□□□□二□□□□番地
農業

M K 豊藏

明治二十二年八月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シ検
事相原守正関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但未決勾留日数中六拾日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和五年春頃居村M Sサヨヨリ妻トキカM S兼松ト私通
シ居ル旨聞知シサナキタニ嫉妬心強キ被告人ハ爾來トキノ行動ヲ
注視中昭和六年八月二十八日トキカ無断家出セシヨリ其ノ跡ヲ追
フテ八頭郡□□村ナル同人ノ父H T音次郎方ニ至リ同家ニ一泊ノ
上翌二十九日トキニ帰宅ヲ促シタルニ同人カ冷カニ之ヲ拒ミタル
ヨリ其ノ態度ニ疑心ヲ抱キナカラ帰宅シトキノ筆筒ヲ調ヘタルニ
同人ノ衣類一枚モ無カリシヨリ愈々其ノ心中ヲ疑ヒ同郡□□村大
字□□祈禱師K Iキヨ方ニ至リトキノ真意ニ付神易ヲ求メタルニ
キヨハ神ノ御告トシテトキニ二心アル旨告ケタルヨリ被告人ハ帰
宅シ一応就床シタルモ煩悶ノ末トキニ二心ヲ生セシハ兼松ノ不倫
ノ行為ニ基因スルモノナリト思惟シ曠患ニ堪ヘス兼松方居宅ヲ焼

燬シ此ノ怨ヲ報セムト決意シ同日午後十一時過頃現ニ兼松及其ノ
家族ノ住居ニ使用スル八頭郡□□村大字□□□□二□□□番地兼松
方居宅西側物置庇ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因ツテ間口六間半奥
行四間木造瓦葺二階建ノ同家住宅一棟ヲ焼燬シ更ニ隣家M S治郎
方ノ居宅屋根ノ一部ヲ延焼セシメタルモノナリ

被告人ノ右所為ハ心神耗弱中ニ行ハレタルモノトス

以上ノ事實中犯罪構成事實ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シ
テ之ヲ認メ判示経緯ニヨリ犯行ヲ決意スルニ至リタル事實ハ被告
人ニ対スル予審第一回訊問調査中同人ノ供述トシテ判示同旨ノ記
載アルニ拠リ判示犯行ヲ被告人カ心神耗弱中ニ行ヒタル事實ハ証
人M Kトキノ当公廷ニ於テ被告人ハ二十一歳頃氣力変ニナリタル
事アリ自分ト結婚後モ酒ヲ沢山飲メハ訳ノ判ラヌ事ヲ云フ事アリ
昭和六年旧盆頃被告人ハ呆然トナリ居タル旨ノ供述ニ拠リ孰レモ
之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ
所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ而シテ判示所為カ心神耗弱中ニ行ハ
レタルモノナレハ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ依リ
右刑ヲ減輕シ尚犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十
六条第六十八号第三号ニ依リ酌量減輕ヲ行ヒタル刑罰範圍内ニ於
テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中
六十日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ刑事訴訟
法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキ

モノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス
昭和七年二月十九日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事 阿部 久治 印

判事 小久保義憲 印

判事 田中 欣市 印

⑨ 放火被告事件昭和十一年一月三〇日判決

昭和十一年十一月三十日宣告

裁判所書記 富村忠章 印

判決

本籍及住居 鳥取県東伯郡□□村大字□□番屋敷

農

U D 仙 藏

明治九年八月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シ検
事横山邦義関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

但未決勾留日數中百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

鳥取における陪審裁判

理 由

被告人ハ約十年前KN竹雄ヲ養子トナシタルカ同人ノ長スルニ及
ビ其間ノ折合面白カラス昭和十一年二月十四日離縁ノ届出ヲ為ス
ニ至リシモノナルトコロ被告人ハ既ニ高齡ニ達シ居リ田畑ノ耕作
等到底其勞ニ堪ヘサルトコロヨリ内心右竹雄夫婦等ヲ復帰セシム
ヘキ意思ナリシモ自ラ辞ヲ低クシテ之カ申出ヲ為スヲ快シトセス
寧ロ竹雄ノ住宅カ焼失セハ之ヲ口実ニ同人ニ復帰スル様勸説シ得
ヘシト為シ遂ニ同年三月三十一日被告人肩書居宅ニ於テ竹雄方住
宅ヲ燒燬センコトヲ決意シ同日午後七時半頃右竹雄一家カ其隣家
AM源市方ノ婚札手伝ニテ不在ナルニ乘シ石油ヲ携ヘ東伯郡□□
村大字□□ナル右竹雄方ニ赴キ同家台所ノ襖ニ石油ヲ振り掛ケ所
携ノ燐寸ヲ以テ石油ノ流レタル疊上ニ点火シタル為其火ハ該住宅
(木造藁葺平家建坪二十四坪一棟) 台所ノ疊襖ヨリ其柱及天井
ニ燃移リ因テ其一部ヲ燒燬セシメタルモノナリ

以上ノ事實中犯罪構成事實ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ
之ヲ認メ其余ノ事實ハ被告人ニ対スル強制処分訊問調書ニ同人ノ
供述トシテ其旨ノ記載アルニヨリ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ同条
所定ノ刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ処断スヘキト
コロ被告人ハ当六十一歳ノ老齡ニシテ情状憫諒スヘキモノアルヲ
以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ則リ右刑ヲ減
軽シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役參年ニ処スヘク尚同法第二

十一條ニ依リ未決勾留日數中百五拾日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニヨリ全部被告人ノ負擔トスヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年十一月三十日

鳥取地方裁判所刑事部

裁判長判事	田村 円平 印
判事	眞銅 正和 印
判事	伊藤 顯信 印

2 控訴・上告審判決

③殺人未遂爆発物取締罰則違反上告事件昭和五年三月二〇日判決

昭和五年三月二十日宣告

裁判所書記 堀 博 印

昭和五年(れ)第一二〇号

判決書

本籍並住居 鳥取県日野郡□□村大字□□百□□番地 農

M H 治太郎

明治二十年四月□日生

右爆発物取締罰則違反殺人未遂被告事件ニ付昭和四年十一月十日鳥取地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言

渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人小山晋上告趣意書第一点原審判決ハ被告カ昭和四年六月十八日午前一時頃鳥取県日野郡□□村大字□□OD保太郎方ヘOD保太郎ヲ殺害スル目的ヲ以テダイナマイトヲ投入シ依テOD保太郎居住ノ家屋ノ一部ヲ損壞シタルモOD保太郎ハ傷害ヲ受ケサリシト事實ヲ判定シ陪審員ノ答申ヲ採用スルト共ニ証拠トシテ予審第一回ノ調書ヲ援用シ被告人ニ懲役八年ノ刑ヲ科シタリ然レトモ予審第一回ノ調書ヲ査閲スルニ問点火シタ爆発装置ノダイナマイトヲ保太郎ノ寢室ニ投込メハ保太郎カ殺傷セラレ又ハ同人ノ家財道具カ破損サルルコトヲ充分ニ察知シテ居リタル上右ダイナマイトヲ投込タルヤ答前ニ申上タ通りOD保太郎ノ生命ヲ奪フ為ニ又ハ爆発装置ヲ施シタ本件ノダイナマイトヲ同人ノ寢室ニ投込シタノテハアリマセヌカ右ダイナマイトヲ投込ハ其附近ノ障子ヤ道具類カ破損スルコトヲ知ツテ居リマシタ問略答今迄申述ヘタ通り保太郎ノ命ヲ取ル為ニダイナマイトヲ投込シタノテハアリマセヌ又其室ニアル家財ヲ爆発スル目的テアリマシタ徒ツテ爆発ニ依リ道具類カ壞レハ保太郎カ驚クト思ヒ右ダイナマイトヲ投込シタノテアリマスト二回ニ渡リ殺人ノ故意ヲ否認スルノミナラス調書ノ全部ニヨルモ何等殺人ノ意思ヲ断定スル証拠アルコトナシ然ルニ右

証拠ヲ援用シ殺人ノ故意ヲ判定シタルハ証拠ト判定ノ間ニ錯誤ヲ生シ証拠ニヨラスシテ事実ヲ判定シタル不法アリト信スト云フニ在レトモ原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ所論事實ノ判断ヲ為シタルモノニ係リ所論証拠ニ依リ該事實ヲ認定シタルモノニ非サルヲ以テ論旨ハ適法ナル上告理由ト為スニ足ラス

第二点原審裁判所ハ陪審員ニ説示スルニ当リ保太郎方裏庭ヨリ発見シタルマツチ残物ヲ陪審員ニ示シ右証拠ハ本人ノ供述ト一致スル旨ヲ説示シタリ然ルニ右マツチハ第一回警察官ノ搜索ノ際発見シタル者ニアラス犯行後十数日ヲ経過シタル後発見押収シタルモノナリ近年如何ナル山村ニ於テモマツチヲ使用セサル所ナク然モ日々頻回ニ使用スルヲ常トスルヲ以テマツチノ残木ノ如キハ一物の証拠トシテ極メテ薄弱ナルノミナラス犯行後十数日ヲ経テ発見スル如キニ至ツテ更ニ証拠力薄弱ナルヲ免レス然モ本マツチカ被告ノ自白ト一致スルヲ以テ有力ナル物の証拠ナルカ如ク説示シタルハ証拠ニ対シテ意見ヲ附シタルモノニシテ陪審法第七十七条ニ違反セル不法アリト信スト云フニ在レトモ原審裁判長カ陪審員ニ対シ論旨掲記ノ如キ説示ヲ為シタリトノコトハ記録上之ヲ認ムルヲ得サルヲ以テ論旨ハ採用スルニ由無シ

第三点本件ハ事実誤認ヲ疑フニ足ル顯著ナル事実アリト信ス即チ本件記録ノ全部ヲ見ルモダイナマイト爆発ニヨリ保太郎ノ家財カ損壞セラレタリト判定スヘキ何等ノ物の証拠ナシ尚被告ノ予審第一回ノ調書ニヨレハダイナマイトハ同村ノNM丑太郎カ日野川ノ

奥テ密猟ニ使用シタ残リテアリマシテ同人カ処罰ヲ受ケタ際ニ捨テルト申シテ居タノヲ貰ヒ受ケ私カ小作シテ居ル□□ノ所有地内(中略)ノ畑ニ隠シテ居リマシタカ今回ソレヲ掘出シテ使用シタノテアリマストアリ然モ右所謂ダイナマイトヲNM丑太郎ヨリ貰ヒ受ケタリト称スル時ハ犯行ヨリ十七八年以前ノ事ニ属シ果シテ爆発力ヲ有スルヤ否ヤ極メテ疑ハシキノミナラス証人NM丑太郎ノ予審及陪審法廷ニ於ケル証言ニヨレハNM丑太郎ハ被告ニダイナマイトヲ贈与シタル事実ナキ旨ヲ明白ニ証言セリ果シテ然ラハ犯罪ノ構成要件タル「ダイナマイト」ニ関シ自白ト証拠ト一致セス從テ自白不可分ノ原則ニヨレハ被告ノ警察署検事ノ聴取書及予審第一回ノ自白ハ信憑スヘカラス其他本件記録一切ヲ査閲スルモ何等物の証拠アルコトナシ從テ本件判決ハ事実ヲ誤認セルモノト信スト云フニ在レトモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ヲ判断シタル事件ノ判決ニ対シテハ事実誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スヲ許ササルコトハ陪審法第百三条ノ明定スル所ナルヲ以テ論旨ハ上告適法ノ理由ト為ラス

弁護人渡辺綱雄上告趣意書第一点裁判長ノ説示ハ法律ニ違反ス裁判長ハ陪審員ニ対シ殺人未遂爆発物取締罰則違反罪ノ説示ヲナスニ当リ殺人罪及未遂罪ノ罪トナルヘキコト酌量減刑サルヘキコト及ヒ被告カODきぬト情交関係ノアリタルコトニ就テノ説示ハナシタルモ肝心ノ被告カ六月十八日午前一時OD保太郎ノ寝室ニダイナマイトヲ投ケタルハ保太郎ヲ殺害シテきぬト夫婦タラントス

ル目的ニ出ツルモノナル其殺害ノ意思アリタル点ノ有無ニ対スル説示ノナカリシハ明ニ陪審法第七七条ニ違反スルモノニシテ破毀スヘキモノナリト信スダイナマイトヲ投ケタル行為カ仮リニ被告ノ行為ナリトスルモ被告ニ殺害ノ意思ノナカリシコトハ被告ノタメニ不利ナル予審ニ於テスラ被告ハ「保太郎ヲ殺ス目的テダイナマイトヲ抛込シテハアリマセヌ脅ス心算テシタ保太郎ノ生命ニ危害ヲ加ヘルコトハ予想シテオリマセンシタ私カダイナマイトヲ爆発サシテ脅シテヤレハ妻きぬヲ離縁スルト思ツタノデアリマスキぬヲ離縁スレハ私ハきぬト一緒ニナル考テアリマス」(予審⁽³⁾) □□警察山田爲吉警部補ノ取調ニ対スルきぬノ証言中世間テハ今度ノ事件ハ御前(被告)カシタト云フ話ヲスル者カアルカ事實テハナイカト云ヒマシタラMHハ其時言ヒマスニハ人ヲ殺シタリ家ヲ壊シタリシテ迄女房ヲ連レル様ナコトヲセナイテモ女房ニスル考ナレハ他ニイクラテモ方法ハアルト云フテオリマシタ以上ハ被告ニ対スル不利ナル点ナルモ其他ハ悉ク被告ノ否認スル処ニシテ裁判所カ此ノ点ニ対スル説示ヲ十分ナササリシハ明ニ法律違反ナリニ、法律ニヨリ公判ニ於テ取調ヘキ証拠ノ取調ヲナサス被告ハ本件ヲ否認シ被告ニダイナマイトヲヤリタリト云フ証人NM丑太郎モマタヤリタルコトヲ否認ス即チ丑太郎ハ裁判長ノ問ニ対シ証人ハ警察官ノ取調ニ対シダイナマイトカ一本残ツテオツテ筆筒ノ押斗ニ入レテ居タノテMH治太郎ニ遣ツタト云ツタコトカアルカ答云ヒマシタ併シ實際ハ遣ツタコトハアリマセンカ警察官

カMHハ御前カラ貰ツタト云ツテオルカトウカト云ハレタノテ左様ニ申シタノデアリマス問治太郎カ証人カラ貰ツタト云ハレルノテ証人ハ覚ハナイカヤツタト云ツタカ答左様ニナリマス午後ノ八時ヨリ翌日午前十時マテ立タサレ治太郎ト對質サレテソウ申シマシタ⁽⁴⁾被告カ公判廷ニ於テ従来ノ供述ヲ變更シ悉ク否認ノ態度ニ出テタルハNM丑太郎証人ト同様全ク警察ノ高压の拷問ニ近キ取調ヲ受ケタルニ外ナラスト信ス公判調書ヲ見ルニ判事被告人ニ対シテ警察テ責メラレタト云フノハ答私ノ頭ヲ柱テコツ／＼ト打ツタリコブシテ私ノ身体ノアチコチヲ突キ廻シ又々巡查部長ヤ其ノ他ノ人々カ私ヲ□□村ニ連レテ行キ手ヲ捻リ上テ縛リ私ノ親子ノ前テ調ヲサセルト云ツタリ白状セネハ二年テモ三年テモ警察署ニ留メ置テ調テヤル自分等ハ月給ヲ貰ツテ調ヘルノタカラ構ハヌカ貴様ハ困ルテアラウト云ツタリ夜中立タサレタリ致シマシテ私モ嘘ノコトヲ申シタノデアリマス(八九)被告並ニNM丑太郎証人ノ証言ハ以上ノ如クナルモ然レ共信スルニ足ルヘキモノナリトスレハ殘ル問題ハ(一)NM丑太郎カ果シテ明治四十三年漁業法施行規則違反テ罰セラレタルコトノ有無及ヒ罰セラレタリトスレハ其時使用シタルダイナマイトハ如何ナル種類ノダイナマイトナルカヲ確メ四十二年当時ノダイナマイトカ被告人ノ所謂保管方法ニ於テ保管シタトシテ果シテ湿氣ヲ吸取セヌ爆発力ヲ保存スルモノナルヤ否ヤノ權威アル鑑定ヲナサシムヘキニ拘ラス単ニSN豊治氏ノ鑑定ニアラサル意見ヲ参考ニシテ本件ヲ爆発力アリト認定シタル

ハ其ノ点ニ於テ当然取調ヲナスヘキ証拠ノ取調ヲナササル遺漏アリ又(二)ODきぬノ証言ニヨレハ(36)保太郎ハ此春ヨリ鉾山ニ雇ハレテオリマスト云ツテル点ヨリ保太郎ハダイナマイトニ縁ヲ有シ手ニ入レントスレハ入ルルコトヲ得ル立場ニアリ弁護人ノ遺憾ニ考ユル点ハ被告人取調ノ結果形ノ証拠ナキ本件ノコトニ就テハ何故更ニ進シテOD保太郎ノ取調ヲナササリシヤノ点ナリ即チダイナマイトノ爆発ナリトスレハ五畳ノ室ニ寝テイタOD保太郎力更ニ微傷タニセサリシコトノ不思議ナルコト直チニ警察ニ届出ヲナササリシコトスグ隣ノT I 村長ニスラ知ラセサリシコト着物ヲ着換テ八丁モアル妻ノ父T N 房五郎ニ相談の二知ラセニ行キタルコト以上ノ点ヨリシテ本件ハダイナマイト又ハ火薬類ニ関係ヲ有スル保太郎カ過失又ハ故意ニヨリダイナマイト又ハ火薬類ヲ爆発セシメタルモノニアラサルヤニ強キ疑ヲ抱キ其方面ヲ職權ヲ以テ取調フヘキモノナルニ其取調ヲナササリシハ証拠ノ取調不充分ニシテ破毀スヘキモノナリト信ス三、刑ノ量定不当ナリ本件ノ形ノ証拠ナキ事件ナリ仮ニ被告ノ行為ナリトスルモ被害ノ極メテ少ナキ事件ナリ被告ニ治安ヲ妨ケ又ハOD保太郎ノ身体財産ヲ害セントスルノ意思ノ更ニナカリシコトハ上述ノコトシ而モT I 村長ノ証言ニヨレハ被告ノ素行性格ハ極メテ上等ノ方ナリダイナマイトカ火薬カ其ノ他カ自爆カ他爆カスラ判明セサル本件ニ対シテハ最低ノ七年ノ懲役ヲ選択スルコトカ相当ナリト信スニ八年ヲ選定シタルハ其ノ意味ニ於テ刑ノ量定不当ニシテ破毀スヘキモノト信スト

云フニ在レトモ原審裁判調書ニ依レハ原審裁判長ハ陪審員ニ対シ所論ノ点ニ付テモ説示ヲ為シタルコト明白ナレハ論旨第一点ハ理由ナク証拠調不充分ナリトノ趣旨ニ帰スル論旨ニ至リテハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ヲ判断シタル原判決ニ対スル上告理由トシテハ不適法ナリト謂ハサルヲ得ス又原判決ノ科刑ヲ以テ甚シク不当ナリト思料スルニ足ルヘキ顯著ナル事由ハ記録上之ヲ認ムルヲ得サルヲ以テ論旨三亦理由ナシ

弁護人亦井幸夫上告趣意書第一点本件記録中ノ検証調書ノ記載カ陪審員ノ心証ノ基礎ノ一トナレルモノナルコトハ右検証調書ハ原審公判廷ニ於テ朗読セラレタルニヨリテ明ナリトス仍テ同検証調書ヲ閱スルニ(前略)茲ニ於テ予審判事ハ被害者OD保太郎ODまさODきぬ被告人MH治太郎ニ対シ本件犯行当時ノ模様等ヲ陳述スヘキ旨命シタルニ一、OD保太郎ハ本件犯行当時自分ハ納戸ノ室ニ最初筵ヲ敷キ其上ニ蓆ヲ敷キ尚敷蒲団及掛蒲団ヲ寢床ヲ取り其中ニ這入ツテ斯様ニ頭ヲ南ニシテ一人寝テ居タノデアリマス突然夜半大音響カ致シマシタノテ吃驚シテ目ヲ覚マシタノデアリマス納戸ノ室ヲ調ヘテ見マスト此ノ障子ノ紙ハ全部剥取レテ其俛外ノ方ニ落ちて居リマシタ又其ノ障子ノ下部ノ棧ハ上下七寸横一尺位何処ニ折レテ飛シタカ紛失シ私カ敷イテ居タ蒲団ノ東北隅ノ端ハ目茶ノ二破レ其処ノ座板ハ上ニ敷キアリシ筵蓆各三枚ヲ通ツテ一尺余リ円形ノ穴カ明キ居タリ東側押子ニハ三枚ノ板戸カ締メテアリマシタカ其内ニ二枚北方ニ建テ、アリマシタ分ハ殆ン

ト破壊セラレ其内一枚現在建ツテアル分ハ下部カ少々破損シテ居リマシタ南側床ノ天井テハ二ヶ所ノ穴カ明キ其下方ノ棧ノ下ハ長サ二尺余リ板カ折レ其下方ノ合セ目カ三四ヶ所モ外ニ食違ツテ居リマシタ其西方仏壇裏ノ下方モ同様板ノ合セ目カ外レテ食違ツテ居リマシタ台所トノ間ニ在ル板壁ハ板二枚カ外レス様ニ納戸内ニ倒レテ居リマシタ仏壇ノ下ニハ櫃カ一個アリマシタカ之レハ釘カ取レバラ／＼ニナツテ居リマセンテシタカ破壊シテ居リ又南側ニハ鏡台カ二個アリマシタカ全様釘カ取レテ破損シテ居リマシタ尤モ鏡ハ破損シテハ居ナカツタノテアリマス其他納戸ノ内ニハ蒲団ノ綿片ヤ又天井カラ落チタ煤カ一面ニ其処ニ散ツテ居リ綿片ノ一ツハ天井ノ釘ニ懸ツテ居リマシタ當時音響ト同時ニ右納戸ノ天井ハ一度飛上ツタ様ニ思ヒマス其為メ其所ノ二枚カ食違ツテ居ルノテアリマス上リ口ノ間ニ在ル電灯ノ光ハ台所トノ間ノ板戸ノ間及北方三尺程明ケテ居タ所ヨリ幽カニ納戸内ニ流レ込メテ居リマシタ障子ノ下方東側ハ三寸位猫カ出入スル為メ常ニ破ツテ居ルノテアリマス一、ODまさ（保太郎ノ母親）ハ私ハ当夜六才ニナル孫政利ヲ抱イテ表八畳ノ間仏壇ノ前方半間位ノ処ニ頭ヲ西ニシテ寝テ居ツタ処突然大音響ト共ニ仏壇ヨリ七八個アル位牌及茶碗木切レ膳線香ノ壺等仏壇ニ在ルモノ全部下ニ倒レ落チ私ノ顔ヤ頭ニ當ツタノテアリマス尚煤モ蒲団ノ上ヤ座敷ニ沢山落チテ居リマシタ又上部ニ吊ツテアツタ時計ノ振りハ時計ノ中ニ落チテ止ツテ居リマシタ一、被告人MH治太郎ハ私ハ本件犯行ニ就テハ全然關係ア

リマセヌカラ何等陳述スル事ハアリマセヌ又本家ト倉庫ノ間ニ在ル御影石ノ上テきぬト情交關係ヲシタ事及其処テきぬニ反物ナトヲ遣ツタ事又同家ニきぬト關係スル為メ夜來タナトモアリマセヌ一、ODきぬハMH治太郎カ來タ晩ハ大抵此処ニ立ツテ待チ受ケテ居テ私カ小便其他ノ用事テ外ニ出タ際此ノ石ノ上テ情交關係シテ居タノテアリマシタ又MHハ私カ夕食后母屋内ニ在ル流シ場テ茶碗ナト洗フ時此処ニ來テ居テ流シ場ノ上ニ在ル此格子ニ張ツテアル紙ヲ外カラ指先テ搔イテ音ヲサセ今夜來テ居ルト云フ事ヲ知ラセタ事モアリマスト各供述シタリ」ナル記才アリ而シテ右供述記才ノ部分ハ純然タル証人又ハ被告人ノ訊問調書ノ性質ヲ有スルモノナルヲ以テ右ノ如ク檢証調書ナル書面中ニ記才セラレタリトスルモ刑事訴訟法第五十六條第三、四項ニヨリ其供述者ニ諒聞カセ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其記才ノ相違ナキカ否カラ問ヒ供述者ヲシテ之ニ署名捺印セシメサルヘカラサルモノナリトス然ルニ右檢証調書ヲ閱スルニ此手續ヲ履踐シタル事跡ナキヲ以テ檢証調書中少クトモ前示証人及ヒ被告人ノ陳述ヲ記才セル部分ハ無効ナリ從ツテ之ヲ法廷ニ於テ朗讀シ以テ陪審員ノ判斷ノ一資料ト爲シ該陪審ノ答申ニ基キテ罪ヲ斷シタル原判決ハ違法ナリト云フニ在レトモ所論檢証調書ニ論旨掲記ノ如キ記才アルコトハ寔ニ所論ノ如クナリト雖之ヲ其前段記才ト對照シテ通説玩味スルトキハ當該予審判事ハ一応ノ檢証ヲ爲シタル後其結果ヲ明確ナラシムムカ爲予メ檢証現場ニ立會セシメ置キタル被害者OD保太郎被告

人其他ノ者ヲシテ該場所ニ於テ檢証ノ目的物其他ニ付右記オノ如ク陳述ヲ為サシメ茲ニ檢証ヲ完了シタルモノト解スルヲ相当トシ之ニ依レハ右OD保太郎被告人其他ノ者ヲシテ陳述ヲ為サシメタルハ畢竟檢証ノ一段タルニ過キス夫ノ被害者被告人其他ノ者ヲシテ檢証ノ目的物其他ヲ指示陳述セシメツ、檢証ヲ為ス場合ト毫モ撰ムトコロ無シ斯ノ如キ場合ニ於テハ其陳述者ニ對シテ証人訊問又ハ被告人訊問ノ手續ヲ履踐スルノ要無ク從テ當該檢証調書ニ右陳述ヲ記オシタルハトテ其陳述者ヲシテ署名捺印ヲ為サシムルヲ要セサルコトハ既に當院判例（昭和三年（レ）第一七九一号昭和四年一月二十九日判決）ノ示ス所ナレハ所論檢証調書中所論陳述記オ部分ニ陳述者ノ署名捺印無キノ故ヲ以テ該部分ヲ無効ナリト謂フヲ得サルヤ明カナリ從テ論旨ハ理由無シ

第二点公判ニ於テ証拠調終リタル後檢事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ陳述スルニ當リテハ公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之レヲ援用スルヲ得サルモノナルコト陪審法第七十六条ノ規定スル処ナリ然リ而シテ原審公判調書ヲ閱スルニ檢事ハ証拠調終了後（「前略」）而シテ被告人ノ本件罪状カ認メラル、カ恚ウカニ付本件テ最モ有力ナル証拠ハ予審判事カ米子ノ予審廷テ被告人ヲ訊問サレタ第一回ノ予審調書テアリマス之レニ依リテモ被告人カODきぬト情交關係ノアツタコト被告人カOD保太郎ヨリ千円位ノ借金ヲ為シ居リタルコト被告人カきぬト自由ニ会フコトヲ希望シテ居タコトダイナマイトヲ被告

人カNM丑太郎ヨリ貰ツタコト被告人カダイナマイトヲ本年六月十八日午前一時頃OD保太郎方へ投込ム狀況被告人カダイナマイトヲ保管シテ居タ方法等ヲ供述シテ居リマス被告ハ從順テナク理屈モ云ヒ強情テアル処ヨリ見テ被告人カ重大事件ヲ予審判事ニ自供シタルハ嘘ノ事テナイ事カ判ルモノト又右被告ノ自白ニ他ノ証人ノ供述カ合致スル点ハODきぬカ予審判事ニ被告ノ供述ニ符号スル陳述ヲシテ居ルコト云々ニヨリテモ明カテアリマス云々（「記録第一八二丁」）ト意見ノ陳述ヲ為シタル旨ノ記オアリ而シテ右檢事ノ援用セルODきぬノ予審ニ於ケル供述ハ陪審法第七十三条ニ依リ証拠ト為スヲ得サルモノニシテ又右予審調書ハ原審公判廷ニ現ハレサリシモノナルヲ以テ檢事カ右ODきぬノ予審ニ於ケル供述ヲ援用シタルハ違法ナリ而シテ右檢事ノ陳述カ原審公判調書ノ記オニヨリテ明ナル裁判長ノ陪審員ニ對スル「自白ハ其ノ任意ニ出ツルモノ必スシモ信スルニ足ラス又強制ニ出スルモノ必スシモ信スヘカラスト為スヘカラス自白ノ信否ハ他ノ証拠ト符合スルヤ否ヤニヨリテ決スヘキモノナリ」（記録二〇三丁）トノ趣旨ノ説示ト相俟ツテ陪審員ノ心証ヲ動カシタルモノ本件ノ答申ヲ為スニ至ランモノト認ムヘキコト勿論ナルヲ以テ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論前段ハ結局檢事カ原審公判廷ニ於テ為シタル意見ノ陳述ヲ云為スルモノニ外ナラス而シテ斯ノ如キハ以テ本件ノ如ク陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判斷ヲ為シタル事件ノ判決ニ對スル上告適法ノ理由ト為スニ足ラサル

コトハ当院判例ノ存スル所ナリ(昭和四年(初)第一二三号四年四月六日判決)又論旨摘録ニ係ル原審裁判長ノ説示中ニ所謂「他ノ証拠一トハ原審公判ニ現ハレタル証拠中被告人ノ自白ヲ記オシタル予審調書以外ノモノヲ指称シタルモノナルコト勿論ナルヲ以テ論旨後段亦理由ナシ

第三点原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長ハ検事並ニ弁護士ノ弁論終結後陪審員ニ對シ「(前略)果シテ被告人ハきぬト關係カアツタノテアリマセウカ被告人ハ当公廷ニテハ絶対ニ之ヲ否認シテ居リマスカ被告人トきぬトノ關係ニ付テハ(中略)OD保太郎ハ妻きぬニ尋ネタ処きぬハ被告方ニ泊リニ行ツタ時MHカ自分ヲツカマヘタ夫レカ遊ヒ初メタト述ヘ尚遊フト云フコトハ關係スル事テアルト思ツタト述ヘテ居リマス夫レ等ノ証言ノ信用出來ルカ出來ヌカハ諸君ノ判断ニ委セマス」(記録第二〇四丁)ナル説示ヲ為シタル旨ノ記載アリ然レトモ原審公判調書ヲ閱スルニ証人OD保太郎ニ對スル訊問供述ヲ録取スル部分ニハ「聞きぬト治太郎ト關係ノアル事ハ答ダイナマイトノ爆發後噂テ聞キマシタ聞きぬヨリ聞イタ事カアルカ答山ニきぬト共ニ炭焼ニ行ツテ居タ時きぬカ私カ買ツテ遣ツタ肩掛ヲ妹ニヤツタト云ヒマスノテ私ハ怎ウシテ遣ツタカト尋ネマスト自分ノハアルト云ヒマスカラ何処テ買ツタカト問ヘハ他所ヨリ買ツタト云ヒマスカ不審ナ点カアリマスノテ堪ヘテヤルカラ誰カラ買ツタカ云ヘト云フト中々云ヒマセヌノテ色々争フタ結果きぬハ治太郎ヨリ買ツタト申シマスカラ私ハ同人ト關係カ

アルカト色々ト問ヒマシタカナイト申シマスノテ肩掛ハ何処テ買ツタカト問フト道路テ新聞紙ニ包ンテアルノヲ呉レ今夜出ルカラ出テ居テ呉レト云フタカ自分ハ出ナカツタト云ヒマシタ夫レテ私ハ其ノ后きぬノ親TN房五郎ト母親トニ右ノ話ヲシテ自分モ同村ニ居リ女房カ道楽スルト態カ悪イト云ヒ注意シテ置イテ呉レト云フテ置キ房五郎モ注意シタト云フコトテアリマシタ右様ナ次第テ私ハきぬヨリ關係カアルト云フ話ハ聞イテ居リマセヌ(中略)問事件發生后きぬニMHト關係カアルカ怎ウカヲ聞イタ事カアルカ答聞キマシタカ怎ウシテモナイト云フテ居リ私モナイト思フテ居リマス問証人ハ予審判事ノ訊問ニ對シきぬハMHト關係カアツタト云フノテ聞イタト供述シタコトハナイカ答夫レハきぬカ一番初メニMH方ハ客ニ行ツタ時夜中ニ便所ニ行キタル処治太郎サンカ掴マヘタト云フタト述ヘタノテアリマス(記録第九七丁乃至九九丁)(中略)問証人ハ予審判事ノ問ニ對シきぬハ治太郎方ヘ休ミニ行ツタ時治太郎ト關係シタト供述シ居ルカ怎ウカ答きぬハ治太郎方ヘ三度行キ泊リ其ノ泊ツタ時夜中ニ便所ヘ行ツタ処治太郎カツカマイタト云ツタト云フタモノテアリマス問予審テハ其ノ時カラ關係シタト云フタノテハナイカ答きぬカ夫レカ遊ヒ初メタト云ヒマシタ問遊フト云フノハ答關係スル事ト思ヒマス」(記録一〇六丁)ナル記才アリテ是ニ由レハ右証人ハ原審ニ於テきぬトMHノ關係ノ存スルコト並ニきぬヨリ之レヲ聞キタリトコトハ之レヲ否認シ唯予審判事ニ對シテハ右裁判長ノ説示ノ如キ趣旨ノ供述ヲ

為シタルコトアリト云フニ止マルモノナルコト洵ニ明ナリトス果シテ然ラハ原審ノ裁判長ハ証拠ノ趣旨ヲ誤認シテ陪審員ニ説示シ以テ其ノ答申ヲ求メタル違法アルモノニシテ此ノ答申ニ基キテ下サレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論原審公判調書中証人OD保太郎ノ供述記才部分ヲ前後対照シテ熟説スルトキハ同証人ハ論旨摘録ニ係ル原審裁判長ノ説示中ニ準示セルト同旨ニ帰スルモノト解シ得ヘキ供述ヲ為シタルコトヲ觀取スルニ足ルカ故ニ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アリト謂フヲ得ス論旨ハ理由ナシ

第四点原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長ハ陪審員ニ対シ「(前略)結局警察官ハ被告人ニ嫌疑カ濃厚タト見テ調ヘタシタノテアリマス(記録第一〇二丁)(中略)孰レニ致シマシテモ是非保太郎ヲ殺ス心算テダイナマイトヲ投込シタトハ被告ハ申シテ居ランノテアリマス併シ乍ラア、云フ目的テアツタコウ云フ目的テアツタト云フコトモ其ノ人ノ心ノ動キ方テアリマスカラ人ノ心ノ動キ方ノ目ニ見ヘナイ以上直接ニ外部カラ之レヲ知ルト云フコトハ困難テアリマスカ之レヲ為スニ至リマシタ原因動機其ノ為シタ方法手段ト云フ様ナモノヲ觀察スレハ自ラ判断シ得ラル、場合ハ多々アルノテアリマス信用シ得ルヤ否ヤノ判断ハ別トシテ被告カ予審判事等ニ対シテ述ヘタ動機原因ハ只今迄ニ説明シタ通りテアリマス(中略)此ノ広クナイ場所ニ先刻御覽ニナツタOD保太郎カ寝テ居ツタトシテ今迄ノ調ニヨレハ其ノ寝テ居ルトコロハ暗カツタト云フコト

鳥取における陪審裁判

ニナツテ居リマス暗黒テ左様ナ狭イ室ヘダイナマイトノ如キ爆発物ヲ持込シタト假定シテ其ノ中ニ寝テ居ル人ヲ殺害スル目的ハナカツタト云ヒ得シヤ之レハ諸君ノ賢明ナル御判断ニ任セル外ハアリマセヌ」ナル説示ヲ為シタル旨ノ記載アリテ其ノ言婉曲ナリト雖要ハ(一)被告人ニ対シテハ其ノ嫌疑濃厚ナリ(二)被告人ハ予審判事ニ対シテ本件犯行ノ動機原因ヲ迄陳述セリ(三)而シテ人ノ寢臥セル狹隘ニシテ暗黒ナル室内ニダイナマイトニ点火シテ投入シタル本件ノ場合ニ於テ其ノ人ヲ殺害スルノ目的ナカリシト謂フヘカラサルヘシ」トノ罪責ノ有(無)ニ関スル意見ヲ表示シタルモノナルコトハ一見何人ト雖肯定スル処ナルヘシト信ス果シテ然ラハ原判決ハ陪審法第七十七条ニ違背セル説示ニ基キテ為サレタル答申ヲ基礎トシテ宣告サレタルモノナルヲ以テ当然破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ於ケル原審裁判長ノ説示記載ニ依レハ原審裁判長ハ所論ノ如キ趣旨ノ意見ヲ述ヘタルモノトハ認め難キヲ以テ論旨ハ採用スルニ由ナシ

第五点原判決公判調書ヲ見ルニ裁判長ハ陪審員ニ対シ「(前略)次ニ被告カきぬト一緒ニナリタイ為本件ノ爆発騒キアル以前ニ保太郎ニ宛テ脅シ手紙ヲ出シタト云フコトヲ河上巡查部長ニ申立テタト云フコトハ同部長ノ当廷テ証言シタトコロテアリマス(中略)次ニ被告人カダイナマイトヲ投込ムコトヲ思立ツタノハ全人カOD方ノ裏ニ行ツテ保太郎カ一人寝テ居ルコトヲ知ツタ時タト云フタト山田警部補ニ申立テタト云フコトハ全証人カ本日申シテ之レ

ハ御聞キノ事ト思ヒマス（中略）諸君ハ只今迄ニ御聞キニナツタ被告ノ警察官検事予審判事等ニシタト云フ自白ノ内容ニ付冷靜ナル判断ヲ以テ信スヘキハ採リ信スヘカラサルハ排斥シテ問ニ対スル結論ヲシテ下サレハ宜シイノテアリマス（中略）又本日証人山田警部補ノ云フトコロテハ被告ハ同証人ニ対シダイナマイトカ保太郎ニ的中スレハ全人ハ死スカモ知レヌト思フタト云フテ居リマス云々之レハ諸君ノ賢明ナル御判断ニ任セルノ外ハアリマセヌ」ト説示シタル旨ノ記載アリ然レトモ区裁判所以外ノ刑事事件ニ於テ検事警察官ノ所謂聴取書ヲ罪証ニ供スルヲ得サル旨規定シ殊ニ陪審裁判ニ於テ証拠ニ付嚴格ナル制限ヲ設ケタル趣旨就中被告人証人カ前ト異ナル供述ヲ為シタル場合ニ於テモ法令ニヨリテ作成セラレタル書類ニ限り朗読ヲ許セル趣旨ニ照ストキハ被告人其ノ他ノ関係者カ警察官ノ取調ニ対シ犯罪事実ニ関シ如何ナル申立ヲ為シタルヤ其ノ内容ノ如キハ之レヲ事實判断ノ資料ニ供スルヲ許サ、ルモノト謂ハサルヘカラス若シ之レヲ許容スルモノトセハ前記ノ制限ノ如キハ全く画餅ニ帰スヘキナリ然ルニ原審裁判長ハ右事項ヲ事實判断ノ資料ニ供スヘキ旨説示シテ答申ヲ求メタルハ違法ニシテ此ノ答申ニ基キテ下サレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ被告人ノ供述ヲ録取シタル司法警察官ノ聴取書ハ特定ノ場合ヲ除クノ外地方裁判所事件ノ証拠ト為スヲ得ス殊ニ陪審事件ニ付テハ常ニ之ヲ証拠ト為スヲ得サルコトハ寔ニ所論ノ如シト雖モ如上聴取書ヲ作成シタル司法警察官カ証人ト

シテ公判ニ於テ該聴取書記載ニ係ル供述ヲ聴取シタルコトニ関シテ為シタル証言ソノモノハ之ヲ如上事件ノ証拠ト為スヲ得サルモノニ非ス是レ昭和二年九号第二九九号ニ付四年四月二十三日言渡シタル当院判例ノ趣旨ヨリ容易ニ推知シ得ヘキ所タリ所論ハ之ニ反スル見解ニ立ツモノ固ヨリ採用スルニ足ラス

（第六点原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長ハ陪審員ニ対シ「前略」尚本件ヲ断スルニ付被告人カ如何ナル性質ノ人テアルカト云フコトハ御参考ニナラウト思ヒマス是迄乱暴シタ事ノナイ事ハ証人T I 村長ノ証言カアリ被告人カ裁判所ヘモ出入リシタコトアリ村テ口ヲ利ク側ノ人テアルト云フ事モ全村長ノ証言カアリマス其ノ証言カ信用出来ルカ否カハ諸君ノ御判断ニ任カセマスカ仮ニソウタトシタトキニ斯様ナ人カ本件ノ様ナコトヲスルカ又セヌコトヲ心ナラスモ自白スルカ夫等ノ点ハ御判断ニ任セマス云々」ト説示シタル旨ノ記載アリ然レトモ被告人ノ性行ハ犯罪事実認定ノ資料ニ供スヘカラサルモノナルコトハ御院判例ノ示サル、処ナリ然ルニ原審裁判長カ陪審員ニ対シ何等本件犯罪構成事実ニ関係ナキ被告人ノ性行ヲモ参考シテ事実ヲ判断スヘキ旨説示シ其ノ陪審員ノ答申ニ基キテ下サレタル原判決ハ違法ニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ論旨摘録原審公判調書記才ニ係ル原審裁判長説示ノ趣旨ハ仮ニ証人T I 某ノ証言ノ如ク被告人ニシテ從來乱暴ヲ為シタルコト無キモノトスル場合斯ノ如キ被告人ニ於テ本件ノ如キ犯行ヲ為スモノナリヤ否又同証人ノ証言ノ如ク被告人ハ裁判

所ニモ出入シタルコトアリ居村ニテハ口利ノ人ナリトスル場合斯ノ如キ被告人ニ於テ心ナラスモ自白ヲ為スモノナリヤ否是等ハ陪審員ノ判斷ニ任カスト云フニアルモノト解スヘク即チ其ノ前段ハ被告人ノ性行ヲ以テ被告人ニ利益ナル資料トシテ之ヲ挙示シタルモノナルコト明カナルト共ニ其ノ後段ハ被告人ノ自白カ不任意ニ為サレタルモノナルヤ否ヲ判斷スルノ資料トシテ被告人ノ経歴ヲ挙示シタルニ過キス孰レモ之ヲ犯罪事實認定ノ資料ニ供スヘシトノ趣旨ニ於テ説示ヲ為シタルモノト謂フヲ得ス從テ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アリト為スヲ得ス論旨ハ理由ナシ

第七点陪審法第七十三条ニヨレハ予審調査ヲ証拠ト為スコトヲ得ル場合ハ(一)其ノ取調ヲ受ケタル者カ死亡疾病其ノ他ノ事由ニヨリ召喚シ難キトキ(二)公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ(三)若クハ公判ニ於テ供述ヲ為サ、ルトキニ限ル然ルニ本件ニ於ケル証人T I 仙次郎ハ現ニ原審公廷ニ於テ訊問ヲ受ケテ供述シ而カモ其ノ供述ハ其ノ重要ナル部分ヲ変更シタルモノニモアラサルコト原審公判調査ト全人ノ予審調査トヲ対照上一点ノ疑ナキ処ナリトス然ルニ原審公判調査ヲ閱スルニ裁判長ハ陪審員ニ対シ「六月十八日ノ晚OD方ヘ相談ノ為集マツタトキノ被告人ノ態度ハ証人T I 村長カ六月十八日ノ晚OD方ヘ行キ相談シタ時M H モ女杯ハ前ノ事ヲ覚ヘテ居ラナケレハナラン警察ノ調ハ詳敷トカ姦通事件ノ公判ヲ傍聴シタコトカアルカ女ハ詳シク云ヒ切レヌト云フテ女ヲ恐ハカラシテ居リ其ノ口振カヲ見ル

ト右ノ事件ヲ届出テサセナイ様ニスル風ニ見ヘタト予審ニ供述シタト云フテ居リ(中略)夫レ等ノ供述ノ信用出来ルカ否ヤハ御判斷ニ任セマス」(記録第二〇七丁裏——二〇八丁表)ト説示シタル旨ノ記才アリ然レトモ法カ法廷ニ出現セシムルコトヲ許サ、ル予審調査ノ内容ヲ右ノ如キ公判廷ニ於ケル訊問ノ形ヲ以テ法廷ニ現ハサレタリトノ理由ニヨリテ之レヲ事實判斷ノ資ニ供スルコトヲ得ルモノトセハ前示陪審法ノ規定ハ全ク死文タルニ至ルヘク到底許容スルヲ得サルモノナリトス果シテ然ラハ原判決ハ前示ノ如キ違法ノ裁判長ノ説示ニ基キテ為サレタル答申ニヨリテ言渡サレタルモノナルヲ以テ到底破壊ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審裁判長カ陪審員ニ対スル説示ニ於テ挙示シタル所ノモノハ原審公判ニ於ケル証人T I 仙次郎ノ供述ソノモノニシテ予審ニ於ケル証人タル同人ニ対スル訊問調査ノ供述記才ニ非サルコトハ原審公判調査ニ徴シ毫モ疑無キ所ニ属ス而シテ陪審法第七十三条ハ予審判事其ノ他同条所定ノ者ノ作成ニ係ル訊問調査ハ同条所定ノ場合ノ外之ヲ証拠ト為スコトヲ禁止シタルニ止リ之カ為右公判外ニ於テ訊問ヲ受ケタル者カ公判ニ於テ証人トシテ右訊問ヲ受ケタル際供述ヲ為シタルコトニ関シテ為シタル証言ヲ証拠トスルヲ妨クルモノニ非サルコト勿論ナルヲ以テ原審裁判長ノ右説示ニ係ル右証人ノ証言ノ内容ニシテ所論ノ如キモノナリトスルモ之カ為ニ該証言ノ証拠力ヲ左右スルモノニ非ス從テ右説示ヲ以テ違法ナリト謂フヲ得ス論旨ハ理由ナシ

第八点上告人ニ判示犯罪アリトスルモ幸ニシテ殺人ノ点ハ未遂ニ終リ其ノ他ノ被害モ左マテ大ナラス而カモ其ノ原因ハ婦人関係ニ

アリテ尚其ノ問恕スヘキ事情アリ然ルニ原判決カ被告人ニ対シテ懲役八年ノ重刑ヲ科シタルハ其ノ科刑過重ナル事顯著ナル事由アルモノニシテ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在

レトモ記録ニ依ルモ原判決ノ科刑ヲ以テ甚シク不当ナリト史料スヘキ顯著ナル事由ハ之ヲ発見スルヲ得サルヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和五年三月二十日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 清水 孝藏

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 神原 甚造

右臈本也

昭和五年四月十六日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博 印

③—2 脅迫控訴事件昭和四年二月二七日判決

昭和四年十二月二十七日宣告

裁判所書記 岡本可守 印

昭和四年(七)第一三四号

判決

本籍並住居

鳥取県日野郡□□村大字□□百□□番地

農

M H 治太郎

明治二十年四月□日生

右ノ者ニ対スル脅迫被告事件ニ付昭和四年十一月十五日鳥取地方

裁判所カ言渡シタル有罪判決ニ対シ被告人ヨリ適法ナル控訴ノ申

立ヲ為シタルニ依リ当院ハ検事緒方省一郎関与シ判決スルコト左

ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三月ニ処ス

押収ニ係ル手紙一通(証第四号)ハ之ヲ没収ス

理 由

被告人ハ十年前其妻ヲ失ヒ独身ノ生活ヲ為シ居ル内三年前ヨリ其肩書居村大字□□OD安太郎ノ妻きぬ(当二十五)ト密ニ情ヲ通シ居タルトコロ尚嫌ラスシテ右保太郎ヨリきぬヲ離別セシメ之ト夫婦タラントシきぬカ曾テ他人ノ妻タリシ際保太郎ト私通シタ

ルコトヨリ離別セラレ同人ト夫婦トナリタル間柄ナルヲ熟知セルヨリ寧ロ右保太郎ヲ脅迫シテ所期ノ目的ヲ達センコトヲ企テ昭和三年十一月八日頃同人宛ニ「保太郎カきぬヲ取ツタノテ元ノ男カ大變残念カリ人ノ姿ヲ木テ作り夫婦別レヲセネハ保太郎夫婦ノ命ヲ呪フト言フカラ別レヨ、別レルニハ□□ノ二人ニ相談セヨ」ナル趣旨ノ書面（証第四号）ヲ前記保太郎方ニ郵送シ因テ同人カきぬヲ離別スルニ非サレハ危害ノ到ルコトアルヘキ旨ヲ通告シ右保太郎ヲ脅迫シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

被告人ハ当公廷ニ於テ右犯罪事實ヲ否認スレトモ

被告人カ十年前其妻ヲ失ヒ独身ノ生活ヲ為シ居レルコト並ニ判示OD保太郎ノ妻カきぬカ曾テ他人ノ妻タリシ際保太郎ト私通シタルコトヨリ離別セラレ同人ト夫婦トナリタル間柄ナルヲ熟知セルコトハ

被告人ノ当公廷ニ於ケル其旨ノ供述ニ依リ之ヲ認め

被告人カ三年前ヨリ判示OD保太郎ノ妻カきぬ（当二十五年）ト

密ニ情交アリタルコトハ

被告人ニ対スル第一回予審調書ニ

自分ハ昭和二年暮頃ヨリ安太郎ノ妻キヌト自分ノ家ヤキノ家ノ附近テ関係シ居タル旨ノ供述記載

証人ODカきぬ（当二十五年）ニ対スル予審調書ニ

自分ハ今ヨリ五年前ニ今ノ夫保太郎ト夫婦ニナリタルカ三年前

鳥取における陪審裁判

ノ正月MH治太郎ト関係シ其後昭和四年五月末頃迄月ニ一度トカ二ヶ月ニ一度トカト言フ風ニ同人方附近テ関係ヲ續ケ居タル旨ノ供述記載

アルニ依リ之ヲ認め

被告人カ判示ノ如ク情交関係ヲ繼續セルノミニテハ之ニ満足セスシテ右保太郎ヨリカきぬヲ離別セシメ同人ト夫婦タラントスルノ意思アリシコトハ

同予審調書ニ

自分ハMH治太郎ト関係スル様ニナリ昭和三年秋頃カラ同人ハ自分ニ対シ度々家内ニナツテ呉レト申シ時ニハ夫保太郎ト喧嘩シテ来イトカ何カ別レル口実ヲ拵ヘテ別レテ来イ、ソウスレハ俺ノ家内ニスルト申シMHハ怎フカシテ自分ヲ妻ニセントスル心持カ非常ニ厚イ様ニ見ヘタル旨ノ供述記載

アルニ依リ之ヲ認め

被告人カ判示日時OD保太郎宛ニ判示趣旨ノ書面（証第四号）

ヲ同人方ニ郵送シ同人カ其妻カきぬト離別セサレハ危害ノ至ルヘキ旨ノ通告シ保太郎ヲ脅迫シタルコトハ

被告人ノ当公廷ニ於ケル

自分ハ檢事ヨリ取調ヲ受ケタル際ニ御示ノ手紙（証第四号）ヲ封筒ニ入レ□□村郵便局ニ投函シタルカソレハ保太郎カきぬヲ離別スル様ニ氣味悪カラシテ恨ンテ居ルモノカアル様ニ思ハセカきぬヲ不縁ニサセル為メナリト述ヘタルコトハ相違ナキ旨ノ供

二七九（三七九）

述

被告人ノ当公廷ニ於ケル

御示ノ手帖(証第二四号)ノ文字ハ自筆ナル旨ノ供述

証人ME翁ニ対スル予審調書ニ

証第四号(OD保太郎宛脅迫状)ト証第二四号トハ大体ニ於テ

同一人ノ筆跡ナリト信スルカ故ニ同一人ノ筆跡ナルヘシト鑑定

シタル旨ノ供述記載

証人OS喜代馬ニ対スル予審調書ニ

証第四号ト証第二四号トヲ鑑定シタルコトアルカ同一筆跡ト鑑定

定シタル旨ノ供述記載

証人OD保太郎ニ対スル予審調書ニ

自分ハ妻きぬト約五年間同棲シ居レルカ昭和三年旧節季頃ト思

フ御示ノ手紙(証第四号)ヲ受取リタリソレニハ自分ニ対シ「き

ぬヲ離別セヨ、夫婦別レヲセネハオ前ノ命ヲ狙ツテ待ツテ居ル

者カアルカラ別レヨ、別レルニ付テハ□□ノ二人(自分ト兄弟

ノ益ヲシテ居ルMH治太郎、TH仙一ノ事ト思フ)ニ相談セヨ

ト言フ意味ノ脅シ文面テアリ自分ハ此手紙ヲ見テ恐ロシクナリ

タル旨ノ供述記載

押取ニ係ル手紙(証第四号)ニ
判示文面ニ照応スル趣旨ノ記載

並ニ同号証中封筒ニ押捺セラレタル郵便局日附印欄ニ三年十一月

八日ナル趣旨ノ日附記入アルヲ総合シ之ヲ認め得ルヲ以テ

判示事実ノ証明十分ナリトス
法律ニ照スニ

被告人ノ所為ハ刑法第二百二十二条第一項ニ該当スルヲ以テ其刑
期範囲内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定シ押取ニ係ル手紙(証第四号)ハ
本件犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルモノト認ムル
カ故ニ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収スヘキモノトス、仍テ主文ノ
如ク判決ス

昭和四年十二月二十七日

広島控訴院刑事部

裁判長 判事 和田 一次

判事 小林右太郎

判事 松南 健彦

右臈本也

昭和四年十二月二十八日

広島控訴院

裁判所書記 稻田 毅人 印

③—2脅迫上告事件昭和五年三月二〇日判決

昭和五年三月二十日宣告

裁判所書記 堀 博

昭和五年(刑)第一二五号

判決書

本籍並住居 鳥取県日野郡□□村大字□□百□□番地

農

M H 治太郎

明治二十年四月□日生

右脅迫被告事件ニ付昭和四年十二月二十七日広島控訴院ニ於テ言
渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左
ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人渡辺綱雄上告趣意書一、法律ニヨリ公判ニ於テ取調ヘキ証
拠ノ取調ヲ為サス本件要旨ハ被告カOD保太郎ノ妻キぬト密ニ情
ヲ通シ居タルトコト尚嫌ラスシテ右保太郎ヨリキぬヲ離別セシメ
之ト夫婦タラント志シ保太郎ト離別セシムル手段ヲ脅迫ノ手紙
(証第四号)ニ求メタルニアルモ(一)被告ハ公判廷ニ於テキぬトノ関
係及脅迫ノ手紙ノ一件ヲ否認シテ曰ク警察及検事廷ニ於テキぬト
ノ關係及脅手紙ヲ認メタルモ其ノ認メタルハ痛ク責メラレタルタ
メ心ニナキ嘘ヲ吐キテ認メタルモノニシテ警官ハ私ニ對シ私ノ頭
ヲ柱テコツ／＼ト打ツタリコブシテ私ノ身体ノアチコチヲ突キ廻
シ又巡査部長ヤ其ノ他ノ人カ私ヲ□□村ニ連レテ行キ手ヲ捻リ上
ケ縛リ私ノ親子ノ前テ調ヘサセルト言ツタリ自白セネハ二年テモ
三年テモ警察署ニ留メ置イテ調ヘテヤル自分等ハ月給ヲ貰ツテ調
ヘルノタカラ構ハヌカ貴様ハ困ルテアラウト云ツタリ夜中立タサ

鳥取における陪審裁判

レタリ致サレマシテ私モ嘘ノコトヲ申シマシタ(89)(90)ト主張為シ(一)
又キぬト被告トノ情交關係ニ對スルOD保太郎ノ証言ヲ觀ルニキ
ぬカ被告ヨリ肩掛ヲ貰ツタ時ニ或ハ被告ト關係アルニアラサルカ
ヲ疑ヒキぬニ對シ大分責メテ尋ネタルモキぬハ其ノ時間係ナシト
申シタリトテ關係ナキコトヲ立証シ居リ(三)A良一及OD保太郎ノ
キぬノ性格ニ對スル証言ヲ觀ルニキぬハ性質ノ極メテ弱キ婦人ニ
テ他人ノ要求ヲ拒ミ得サル人好シ正直者ナリ十六歳ノ時男ト家出
ヲシタルコト等アリ身持ノヨカラサル婦人ナリ(119)トアル点ヨリ総
合スルニキぬカ警察及検事廷ニ於テ被告ト情交關係アリト陳述シ
タルハ被告同様高压の拷問ニ近キ取調ヲ受ケタルタメ性格のニ誘
導訊問ノ如ク誘導セシメラレタルニアラサルカト一応推定スルコ
トハ至極尤モナルニヨリ公判廷ニ於テハ当然今少シク此ノ点ヲ確
メタル上証拠ト為スノ要アルヘク淫奔ナリト定評アルキぬノ身辺
ノ取調ヲ更ニ為サスシテ直ニ証拠調ヲ終了シタルハ公判廷ニ於テ
取調フヘキ証拠ノ取調ヲ為サ、ルモノニシテ破壊スヘキモノト信
ス(四)脅手紙ニ對スル被告ノ供述ヲ觀ルニ駐在所ニ於テハ否認シ警
察検事局ニ於テ認メ公判ニ於テ否認(95)ス而モ被告ハ其ノ否認ノ理
由ヲ冒頭述べタルカ如キ警察ノ寧ろ惨忍ニ近キ高压の拷問ノ結果
ニ求メタルコトハ本件ノ場合ニ於テハ当ニ求メタル被告ノ供述ヲ
信スヘキモノト信ス殺人未遂爆発物取締罰則違反事件ニ於テ被告
ニダイナマイトヤリタリト主張シ其ノ後ニ於テヤラスト主張ヲ
変更シ其ノ変更ノ理由ヲ警察官ノ拷問ノ結果ニ求メタルNM丑太

郎証人ノ証言ヲ参照シテ敢テ信スヘシト云フ所以ナリ魯迫ノ手紙ニ対スル鑑定ノ結果ヲ觀ルニ手紙自体ハ被告ノ筆蹟ニ相違スルモ被告カ平素所持スル手帳ノ文字ト手紙ノ文字トカ同一筆蹟ナリト云フニ過キサレニヨリ斯ノ如キ場合ハ須ク公判廷ニ於テ裁判所トシテ心証ヲ得ル迄又被告ニ対シテモ或程度満足ノ行ク迄再鑑定ヲ為スヘキモノナリト信スルニ其ノ再鑑定ヲ為サシテ手紙ノ文字ト手帳ノ文字トカ同一ナリト云フME翁二氏ノ鑑定ノミヲ採用シテ判斷ノ資料ニ供シタルハ公判廷ニ於テ当然取調フヘキ証拠ノ取調ヲ為サ、ル違法アリ從テ破毀スヘキモノト信ス

二、刑ノ量定甚シク不当ナリ本件カ假ニ被告ノ行為ナリトスルモOD保太郎カ更ニ魯迫ヲ感セス之ヲ不問ニ附シタルコトハ七ヶ月後ダイナマイト事件發生ノトキ始メテ問題トナリタルモノニシテ若シダイナマイト事件ナカリセハ自然ニ葬リ去ラルヘキ運命ニアリタルモノナリ被告ハ村ノ資産家ニシテ又口利ナリ前科ナク十年前ニ妻ニ死別シテヨリ後妻ヲ迎ヘサルハ全ク三人ノ子供ノ愛ニ引カサレタルタメナリダイナマイト事件ナカリセハ当然不問ニ附サルヘキ運命ノ事件ニ対シテハ罰金刑ヲ撰フヘキモノナリト信スルニ体刑ヲ撰ヒタルハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノトシテ破毀スヘキモノト信スト云ヒ

弁護人赤井幸夫上告趣意書第三点上告人ニ仮ニ判示犯罪アリトスルモ本件事案ハ兇戲ニ類スルカ如キ事項ニシテ殊ニ同一動機ニ出テタリト認定セラレタル他ノ事件ニ付重刑ヲ科セラレタル被告人

ニ対シ更ニ本件所為ノ為懲役三月ノ刑ヲ科スルカ如キハ酷ニ失ス即チ原判決ハ其ノ科刑過重ナルコト顯著ナル事由アルモノニシテ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ証拠調ノ限度及証拠ノ取捨判斷ハ共ニ事實裁判所ノ職權事項タリ弁護人渡辺綱雄論旨一ハ畢竟原審ノ右職權行使ヲ云為スルニ外ナラスシテ固ヨリ採用スヘキ限ニ非ス又記録ニ依ルモ原判決ノ科刑カ甚シク不当ナリト思料スルニ足ルヘキ顯著ナル事由ハ之ヲ發見スルヲ得サルヲ以テ同弁護人論旨二及弁護人赤井幸夫論旨亦孰レモ理由無シ

弁護人赤井幸夫上告趣意書第一点原判決ハ其ノ主文ニ於テ「押収ニ係ル手紙一通(証第四号)ハ之ヲ沒收ス」ト宣告シ其ノ理由中「押収ニ係ル手紙(証第四号)ハ本件犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ屬セサルモノト認ムルカ故ニ刑法第十九条ニ依リ之ヲ沒收スヘキモノトス」ト説示シタリ然レトモ他人ニ宛テ郵送シタル書面ヲ其ノ他人カ任意ニ受領シタル場合ニ於テ其ノ書面ノ所有權ハ其ノ宛名人ニ帰スルモノト謂ハサルヘカラス而シテ本件証第四号ノ書面ハ原判決ノ認ムル処ニ依レハ上告人カ發送シタルモノナリト雖OD保太郎ニ於テ其ノ配達ヲ受ケテ所持セルモノナルヲ以テ該書面ノ所有者ハ右OD保太郎ナリトス然レニ原判決カ右説示ノ如ク被告人以外ノ者ニ屬セサルモノナリトシテ之ヲ沒收シタルハ違法ニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ郵便ニ付セラレタル書狀カ宛名人ニ到達シ宛名人ニ於テ之ヲ所持スルト

キト雖常ニ該書状ハ該宛名人ノ所有ニ屬スルモノト謂フヲ得ス蓋シ如上郵便物ノ宛名人カ其ノ所有權ヲ取得スルハ發送人ヨリノ讓渡ニ因ルモノニシテ他ニ特別ナル原因アルニ非ス從テ宛名人カ其ノ所有權ヲ取得スルハ之ヲ取得セムトスル意思ヲ有スル場合ニ限ルヘキハ勿論ナルト共ニ吾人ハ苟モ自己ニ到達シタル郵便物ハ其ノ如何ナルモノタルヲ問ハス總テ其ノ所有權ヲ取得セムトスト云フカ如キ意思ヲ有スルモノニ非ス又到達シタル郵便物ヲ所持スル場合ト雖或ハ發送人不明ニシテ之ヲ返送セムトスルモ返送スルコト能ハサル為一時之ヲ保管スル等ノコトモ無キニ非ス從テ如上所持ノ事實アレハトテ直ニ之ヲ以テ所有權取得ノ意思ニ因ルモノト為スヲ得サルヤ多言ヲ俟タサルヲ以テナリ而シテ原審ハ右ト同一趣旨ノ下ニ所論証第四号郵便書ハOD保太郎ノ所有ニ屬スルモノニ非スト認定シタルモノト解シ得ヘキヲ以テ原判決ニハ所論ノ如キ違法アリト謂フヲ得ス論旨ハ理由無シ

第二点原判決ハ其ノ証拠説明中「被告人ハ当公廷ニ於テ自分ハ檢事ヨリ取調ヲ受ケタル際ニ御示シノ書紙（証第四号）ヲ封筒ニ入レ□□村郵便局ニ投函シタルカ夫レハ保太郎カきぬヲ離別スル様氣味悪ルカラシテ恨シテ居ルモノカアル様ニ思ハセきぬヲ不縁ニサセル為ナリト述ヘタルコトハ相違ナキ旨」ノ供述ヲ為シタリト判示シタリ然レトモ刑事訴訟法カ地方裁判所事件ニ付テハ檢事司法警察官ノ聴取書ハ特別ノ場合ノ外之ヲ断罪ノ資料ニ供スルコトヲ得サル旨ヲ規定シタル精神ヨリ推ストキハ右ノ如ク檢事司法警

察官ニ対シ右説示ノ如キ内容ノ陳述亦証拠トシテ採用スヘカラサルモノト信ス果シテ然ラハ原判決ハ探証ノ法則ニ違背セルモノニシテ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ司法警察官檢事等ノ聴取書ハ特別ノ場合ヲ除ク外之ヲ地方裁判所事件ノ証拠ト為スヲ得サルモノナルコトハ刑事訴訟法第三百四十三条ニ依リ疑無キ所ナリト雖之カ為如上聴取書録取ニ係ル供述ヲ為シタル者カ被告人トシテ公判ニ於テ該供述ヲ為シタルコトニ関シテ為シタル供述ヲ採テ如上事件ノ証拠ト為スヲ妨クルモノニ非ス是レ聴取書ヲ作成シタル司法警察官ノ証言ノ証拠力ニ関スル当院判例（昭和二年（レ）第二九九号同年四月二十三日判決）ノ趣旨ヨリ容易ニ推知シ得ヘキ所ナリ從テ之ニ反スル主張ニ立脚スル論旨ノ理由ナキヤ多論スルヲ須ヒス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢事宮城長五郎関与
昭和五年三月二十日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎
判事 清水 孝藏
判事 日高要次郎
判事 三宅正太郎
判事 神原 甚造

右臈本也

昭和五年四月十七日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博 印

理由

④放火詐欺上告事件昭和五年二月二日判決

昭和五年十二月十二日宣告

裁判所書記根岸龜太郎 印

昭和五年(レ)第一七二九号

判決書

本籍 鳥取県東伯郡□□村大字□□□□番屋敷

住居 同県同郡□□町大字□□町三丁目□□番地□□

木炭商

T B 金太郎

明治二十三年十月□日生

右放火詐欺被告事件ニ付昭和五年九月二十五日鳥取地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

被告人金太郎ヲ懲役十年ニ処ス

但未決勾留日數中二百日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

弁護人山崎今朝弥上告趣意書第一点原審公判記録ヲ調査スルニ弁護人君野順三ヨリ公判開廷前書面ヲ以テ証人KIはつゝK D清則ノ喚問ヲ申請シタルコトハ記録一六六丁ノ昭和五年九月十三日付証調申請ニ依リ明白也トス然ルニ原審ニ於テハ此証調申請ニ對シ許否ノ決定ヲ与ヘス右両証人ヲ喚問スル所ナク漫然結審判決シタルハ公判手續上重大ノ違法アルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論証調申請書ヲ閱スルニ所論証人等ノ予審訊問調書ノ朗読ヲ許容セラルルニ於テハ右申請ヲ制限セラルルモ異議ナキ旨ノ記載アリテ該予審調書ニ付証調アリタルトキハ該申請ヲ維持セサル趣旨ナルコト明ナリ故ニ原審ニ於テハ該予審調書ニ付証調ヲ為シタル以上特ニ所論申請ニ對シ許否ノ決定ヲ為スノ義務ナキモノトス而シテ原審公判調書ニ依レハ裁判長ハ右証人等ノ予審訊問調書ニ付証調ヲ為シタル旨ノ記載存スルヲ以テ原審カ所論申請ニ付許否ノ決定ヲ為サスシテ結審判決ヲ為シタルハ不法ニ非ス論旨ハ理由ナシ

第二点原審ニ於ケル公判準備調書ヲ閱スルニ裁判長カ職權ヲ以テYM卯之助AG岩藏AGリヨヲ証人トシテ訊問スル旨ノ証調決定ヲ言渡シタルコトハ同調書第六一丁以下ノ記載ニ徴シ明白ナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ右証人ヲ公判廷ニ於テ訊問シタル事迹ノ徴スヘキモノナキハ勿論右証調決定ヲ取消シタル事迹モ亦存スル所ナク漫然結審判決シタルハ自カラ決定シタル証調

ヲ適法ニ履踐セサルモノニシテ公判手續上重大ノ違法アルモノト
ス然ラハ原判決ハ斯ル違法ノ公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以
テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ記録ヲ査スルニ原
審カ職権ヲ以テ所論証人喚問ノ決定ヲ為シ召喚状ヲ發シタルコト
ハ其ノ決定書並証人召喚状ノ郵便送達報告書ノ存在スルニ徴シ明
白ニシテ該証人等カ其ノ期日ニ出廷シタル事跡ノ見ルヘキモノナ
キヲ以テ原審カ其ノ訊問ヲ為サヌ又前ノ証拠調決定ヲ取消サスシ
テ審判ヲ結了セルハ不法ニ非ス蓋シ裁判所カ証人喚問ノ手續ヲ施
行シタル以上証人ノ出廷セサル為其ノ訊問不能ニ帰スルモ該証拠
調決定ハ一応施行ヲ了シタルモノナレハ更ニ勾引状ヲ發シ又ハ再
喚問ノ手續ヲ為スノ要アリトスル場合ハ格別否ラサル限其ノ俛結
審シ判決スルコトヲ妨ケサルハ勿論前ノ決定ヲ取消スノ要ナケレ
ハナリ論旨ハ理由ナシ

第三点陪審員ハ被告人被害者若クハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又
ハ親族タリシトキ又ハ之等ノ者ノ属スル家ノ戸主家族法定代理人
後見監督人保佐人ナルトキ並ニ之等ノ者ノ同居人雇人ナルトキハ
其職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキコトハ陪審法第十五条ノ明規ス
ル所ナリトス仍テ陪審員ニ対シ除斥ノ理由ナリヤ否ヤヲ問查スル
ニハ被告人ノ氏名ノミナラス本件被害者ノ氏名ヲモ陪審員ニ告ケ
テ除斥ノ理由アリヤ否ヤヲ問ハサルヘカヲサルモノナリトス然ル
ニ原審公判調書ヲ閱スルニ陪審員ニ対シテ被告人ノ氏名職業及住
居地ヲ告ケテ除斥ノ理由アリヤ否ヤヲ問查シタルニ止マリ本件被

鳥取における陪審裁判

害者ノ氏名ヲ告知セス孰レモ除斥ノ理由ナキモノトシテ宣誓セシ
メ陪審員ヲラシメタルハ其資格審査ニ遺漏アリ斯ル陪審ノ評決ニ
依ル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審公
判調書ニ所論ノ如ク陪審員ニ対シ除斥ノ理由アリヤ否ヤニ付問查
シタル旨ノ記載アル以上ハ陪審法第十五条各号ノ事由ニ付必要ナ
ル問查ヲ為シタルコト言フ俟タサル所ナレハ特ニ被害者ノ氏名ヲ
告知シタル旨ノ記載ナケレハトテ其ノ告知ナカリシモノト見ルヲ
得ス同調書ノ記載ニ依レハ問查ノ結果各陪審員ニ除斥ノ理由ナキ
コトヲ確認シタル上適法ニ宣誓ヲ為サシメタルモノト解スヘキヲ
以テ原審ノ陪審構成手續ハ所論ノ如キ不法アルモノニ非ス論旨ハ
理由ナシ

第四点原審公判ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「裁判長ハ
…昭和三年五月十八日夜東伯郡□村大字□□ニ被告人カ建テ其
妾MIきぬゑニBG支店ノ名テ料理店ヲ営マシテ居タ家屋カ焼失
シタ事其家屋ニハ被告人カTYD火災保険株式会社ト保険金三千
円ノ火災保険契約ヲシテ居タ事ハ…：…被告人ノ認ムル所テアリ
云々」ト記載シアリテ裁判長ハ陪審員ニ対シテ被告人ハ本件焼失
家屋ニ対シTYD火災保険株式会社ト保険金三千円ノ火災保険契約
約ヲ為シ居リタルモノナル旨説示シタルモノナリトス然ルニ原審
公判調書中被告人供述ノ部ヲ閱スルニ「答東伯郡□村大字□□ニ
私カ家屋ヲ建築シ其家屋ニ於テ私ノ妾MIきぬゑヲシテ料理屋ヲ
為サシメBG支店ト称シテ居タ事其家屋ハ動産ト共ニTYD火災

保險株式会社ト保險金三千円ノ保險契約ヲシテ居タ事……ハ相違アリマセヌ」(記録一七二丁)ト記載シアリテ是レニ由レハ被告人ハ判示家屋ト該家屋内ノ動産トニ對シ判示会社ト三千円ノ火災保險契約ヲ為シ居リタリト云フニ在リテ裁判長判示ノ如ク被告人ハ判示家屋ニ付テノミ判示会社ト三千円ノ火災保險契約ヲ為シタリトノ供述ニアラサルナリ然ラハ裁判長ハ虚偽ノ説示ヲ為シテ陪審ノ評決ヲ求メタルモノニシテ斯カル説示ニ基ク評決ニ依ル原判決ハ破毀スヘキモノト信スト云ヒ

第五点原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ(前略)然シ此処ニNO及YMノ証言カ信スヘキカ否ヤニ付最モ重大ナル点ハ被告人カ建物ニ放火シテ保險金ヲ取ル目的テアツタト云フノテアリマスカラ保險金額ト焼ケタ建物等ノ價格ト孰レカ多額テアツタト云フ事ヲ考ヘナケレハナリマセヌ……被告人ハ此家ヲ建テルニ付テハ二千円以上ノ金ヲ費ヤシテ居ル様ニ云フテ居リマスカ夫レニ付テ別段ニ其費用ヲ記載シタト云フ物の証拠ノナイ事ハ被告人ノ為メニ甚タ惜ムノテアリマス被告人ノ云フ所直チニ信用出来ルカ否ヤハ十分ニ御考慮ヲ望ミマス其家ヲ建タリ造作シマシタ大工ノMS廣高YD熊吉ノ証言ニヨルト千円以下五六百円ト云フ事ニナリYM竹次郎ノ云フ処ニヨルト壁ハ荒壁丈ケテアツタカモ知ラヌト云フ事テアリキぬゑノ云フ処テハ荒壁ニ紙ヲ張テ間ニ合ハセテ居タト云フ事テアリマス」(五六九丁以下)ト記載シアリテ裁判長ハ陪審員ニ對シテ判示家屋ハMS廣高YD熊吉ノ証言ニ依

レハ千円以下五六百円ニテ完成スルモノナリト説示シタルコト明ナリ然ルニ原審公判調書中証人MS廣高供述ノ部ニハ「問 其建物全部ノ價格ハ何程位ノモノテアツタト思フカ答 疊建具ヲ別トシテ建物丈カ□□町テ建テルトシテ同シ様ナ材料ヲ使ツテ建テ千円位テ完成スルト思ヒマス問然シ被告人ノ云フ処ニ依ルト其古材料ノ分ハ東伯郡□□村大字□□ニ在ツタ養蚕室ヲ取毀テ運搬シテ來タモノテアツテ古家ヲ買タ代金ヲ除イテモ千九百円ノ費用ヲ要シタト云フテ居ルカ怎ウカ答私ハ只今申述ヘマシタ処ノ價格ハ只同様ノ材料ヲ使用シテ建築スル費用ヲ申上ケタノテアリマシテ材料運搬ノ費用等ハ計上シテ居リマセヌ」(二二六丁)ト供述シアリテ是レニ由レハ判示家屋ト同様ノ材料ニテ家屋ヲ建築スルトセハ千円位ニテ出來ルモ夫レニハ疊建具ハ勿論判示家屋建築ノ材料ノ運搬等ヲ包含セスト云フニ在リテ裁判長説示ノ如ク千円以下五六百円ニテ出來スルノ供述ニアラス又証人YD熊吉供述ノ部ニハ「問BG支店ノ建物ノ價格ハ何程位ノモノカ答全部新シイ材料ヲ使ツテ建テ千円迄ハ掛ラヌト思ヒマス問其價格ハ建物丈ノ事カ答左様テアリマス基礎工事ハ除外シテ只建物丈ケノ事テアリマス又疊建具モ其外テアリマス」(二七四丁裏)ト供述シアリテ判示建物ハ千円以下ニテ出來ヘキモ夫レニハ基礎工事等ヲ含マスト云フニ在リテ結局判示建物ヲ建築スルトシテ基礎工事ヲ為ストセハ千円以上ヲ要スルモノナリト云フニ婦裁判長説示ノ如ク判示建物ハ千円以下五六百円ニテ出來スルモノナリトノ供述ニアラサルナリ

然ルニ裁判長ハ此ノ証言ヲ説示スルニ当リ判示建物ハ千円以下五百円ニテ出来スルト証言シタリト説示シタルハ結局証人ノ証言ヲ被告人ノ不利益ニ説示シ以テ陪審ノ評決ヲ求メタルモノニシテ斯ル不法ノ説示ニ基キ評決シタル評決ヲ採用シタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ裁判長カ陪審法第七十七條ニ依リ証拠の要領ヲ説示スルニハ公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スルヲ以テ足り各証拠ニ付前二証拠調ノ際為シタルト同様ニ要旨ヲ告ケ又ハ之ヲ告知スルノ要ナキハ本院判例ノ示ス処ナリ原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長ノ説示中所論ノ如キ部分アレトモ同裁判長ノ証拠説示中ニハ高本件保険契約ノ内容トシテ家屋ハ二千五百円家財道具疊建具衣類等一切ニテ五百円トナツテ居リマス（記録五七二丁）云々ト説示シアリ被告人ノ供述ト同趣旨ニ帰スルヲ以テ彼は相俟テ此点ニ関スル説示ニ虚偽アルコトナシ又証人Y D熊吉証言ノ部分ニハ判示家屋ノ建築費ハ新材料ヲ以テスレハ千円以下古材料ヲ以テスレハ六七百円ヲ以テ足ル旨ノ供述アリ所論裁判長ノ説示中五六百円トアルハ六七百円ノ誤リナルコトヲ認メ得ヘキモ同証言ハ陪審員ノ面前ニ於テ供述シタルモノニ係リ陪審員ノ親シク聴取セル所ナレハ此ノ如キ明白ナル誤謬ハ証拠説示ノ不法ヲ来スコトナシ又裁判長ノ同説示中建築材料ノ運搬費又ハ基礎工費ノ如キ枝葉ノ事項ニ付言及スル所ナシト雖証拠ノ要領ノ説示トシテ欠クル所ナキコト前示本院判例ノ趣旨ニ徴シテ疑ナキヲ以テ論旨ハ何レモ理由ナ

鳥取における陪審裁判

シ

第六点本件放火ハ被告人ノ所為ナリヤ否ヤヲ決スルニハ第一ニ証人N O直好ノ証言ハ信用スヘキモノナリヤ否ヤニ存スルコトハ記録上明白ナル事実ナリトス而シテ原審公判廷ニ於テ弁護士ハ右証人N O直好ノ証言ハ措信スルニ足ラサル証拠トシテ取寄記録中判決謄本ニ通及N O直好ノ素行調書中性質及行状ノ点ヲ援用シタルコトハ記録四九二丁裏以下ノ記載ニ徴シ明白也トス仍テ裁判長ハ陪審員ニ対シ事実及証拠ノ説示ヲ為スニ当リ右証人N O直好ノ証言ヲ信スヘキヤ否ヤヲ説示スルニ当リテハ同証言ヲ裏書スヘキ証拠ノミニ止マラス弁護士援用ノ右取寄記録中ノ判決謄本及N O直好ノ素行調書ヲモ陪審員ニ説示セサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「其処テ被告人カ本件ノ放火ヲシタルモノテアルカ否カハN O直好Y M竹次郎ノ証言カ信用出来ルヤ否カニ繫テ居ルト先刻君野弁護士カ申サレタノテアリマシテ両弁護士ヨリN Oノ性格ニ付段々ノ弁論カアリマシタ次第テアリマスN Oノ証言信用スヘキカ否カニ付同人ノ性格素行等カ重要ノ価値ヲ有スルコトハ無論テアリマスカ先ツ其以前ニ其ノ証言ヲ裏書スルニ足ル資料カアルカナイカト云フコトヲ点檢スルコトハ信用価値ヲ決スル上ニ於テ重要ノ關係ヲ持ツモノト思ヒマス云々」（五六六丁以下）ト記載シ以下N O直好ノ証言ヲ読聞ケ之ヲ裏書スヘキ証拠ヲ説示シアルニ止マリ該証言ノ信用スヘカラサル証拠トシテ弁護士ノ援用シタル前記取寄記録中ノ判決謄本

及NO直好ノ素行調査ニ付キ毫モ説示セサルハ証拠説示上違法アルト共ニ結局本件放火ハ被告人ノ行為ナリト予断シNO直好ノ証言ハ信用スヘキモノナリトノ暗示ヲ与ヘタルモノニ帰スル不法ノ説示ニ基キ評決セラレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ陪審手續ニ於ケル裁判長ノ証拠ノ説示ハ公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ逸セサル限ハ縦令檢察被告人弁護人ヨリ援用シ若ハ提出シタル証拠ト雖之ヲ説示中ニ加ヘサルモ違法ニ非サルコトハ本院判例ノ示ス所ナリ原審公判調査ヲ閱スルニ裁判長ハ証人NO直好ノ証言ヲ信憑力ニ関スル問題トシテ同人ノ性格ニ付弁護人ヨリ周到ナル弁論アリタル事実ヲ指摘シ同証人ノ性格素行カ其証言ノ信憑力如何ニ関シテ重要ノ価値アル旨ヲ説キ次テ其証言ヲ支持スヘキ証拠ヲモ併セテ指摘シテ信否両様ノ資料ヲ供シ以テ陪審員ノ判断ニ委ネタルモノニシテ其ノ説示ハ証拠ノ要領ヲ捉ヘ得テ余ス処ナケレハ縦令弁護人ノ援用セル判決謄本及素行調査ノ内容ニ説キ及ホシタル事実ナシトスルモ説示ノ不法ヲ来ササルコト前示判例ノ趣旨ニ徴シテ疑ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ

次ニ原判決ノ擬律ノ当否ニ付職權ヲ以テ審査スルニ原判決ハ判示放火ト詐欺トノ間手段結果ノ關係アリトシテ刑法第五十四条第一項後段ヲ適用処断シタリト雖原判決ノ確定シタル事実ニ依レハ被告人ハ判示家屋及其家屋内ニ存在セル動産ニ付TYD火災保險株式会社ト保險金額三千円ノ火災保險契約ヲ締結シタルヲ奇貨トシ

該保險金騙取ノ目的ヲ以テ判示家屋ニ放火シテ之ヲ全焼セシメタル後右放火ノ事実ヲ秘シ原因不明ノ出火ニ因リ焼失シタルモノノ如ク装ヒ其旨ヲ右保險会社ニ通知シテ同会社ヲシテ誤信セシメ同会社ヨリ保險金二千五百九十七円七十二銭ノ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シタリト云フニ在リテ其ノ放火行為ハ縦令保險金騙取ノ目的ニ出テタリトスルモ詐欺ノ予備行為タルニ止マリ未タ以テ欺罔行為ニ着手シタルモノト云フヲ得スシテ其ノ放火ノ事実ヲ秘シ原因不明ノ出火ナルカ如ク装フテ其旨ヲ保險会社ニ通知スルニ及シテ始メテ欺罔ノ着手アリト云フヘク又放火又ハ詐欺ノ行為ハ性質上一方ノ手段トシテ普通ニ用キラレ若ハ其一方ヨリ生スル当然ノ結果ナリト云フヲ得サルヲ以テ原判示被告人ノ行為ハ放火及詐欺ノ併合罪ヲ構成スルモノトス故ニ原判決カ之ヲ刑法第五十四条第一項後段ニ間擬シタルハ失当ニシテ此ノ点ニ於テ本件上告ハ結局理由アリ依テ刑事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ直ニ本院ニ於テ判決ヲ為スヘキモノナレハ爾余ノ論旨ニ對シテ説明ヲ為サス

原判決ノ確定シタル事実ヲ法律ニ照スニ被告人ノ行為中放火ノ点ハ刑法第八條ニ詐欺ノ点ハ同法第二百四十六條第一項ニ該當スルヲ以テ放火罪ニ付テハ所定期中有期懲役ヲ選択シ併合罪ナルヲ以テ同法第四十五條第四十七條第十四條ヲ適用シテ法定ノ加重ヲ為シタル範圍ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処シ同法第二十一條ニ依リ未決勾留日數中二百日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法

第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

依テ主文ノ如ク判決ス

検事溝淵孝雄閣与

昭和五年十二月十二日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 宮本力之助

判事 遠藤 誠

判事 齋藤 三郎

判事 駒田 重義

右臈本也

昭和六年一月十二日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 印

⑧放火上告事件昭和七年六月二八日判決

昭和七年五月二十八日宣告

裁判所書記 長田憲磨

昭和七年(刑)第三九一号

判決書

本籍並住居 鳥取県八頭郡□□村大字□□□□□□二□□□□番地

鳥取における陪審裁判

農業

M K 豊藏

明治二十二年八月□日生

右放火被告事件ニ付昭和七年二月十九日鳥取地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人高木悦郎上告趣意書原判決ハ刑ノ量定重キニ過クル失当アリ被告人カ判示犯行ヲ敢行シタル事実ハ同被告人ノ供述並ニ一件記録ニ徴シ明カナリ然レトモ同被告人カ本件犯行ヲ為スニ至リタル動機及同被告人ノ心神ノ状況ハ実ニ刑ノ量定ニツキ深キ考慮ヲ要スヘキ重大ナル關係アリト謂フヘシ蓋シ原判決摘示事実ノ如ク被告人ノ妻トキハ被告人トノ間ニ三人ノ子女ヲ有スル身分ナルニ拘ラス自己ヨリ年少ナル居村MS兼松ト姦通シ居リタル事実ハ同トキノ自認スル処ニシテ而モ之カタメ近時(本件犯行直前)夫タル被告人ヲ嫌ヒ無斷生家ニ帰り被告人ノ意ニ従ハサルカ如キ所謂不貞ノ行動アリタル事実モ亦同トキノ供述自体並ニ一件記録ニ徴シ明白ナリ果シテ然ラハ自己ノ妻カ他人ト姦通スルカ如キ不貞ナル行動ヲ敢テスルニ於テハ其ノ夫トシテ之ヲ憎ミ憤怒嫉視スルハ固ヨリ当然ノ成行ト謂フヘク之ニ対シ何等カノ懲戒的行動ニ出ツルコトアルハ蓋シ情ニ於テ已ムヲ得サルモノト云フヘシ唯其ノ方

法トシテ如何ナル行動ニ出ツヘキヤハ各人固ヨリ之ヲ異ニスル処ニシテ偶々被告人ノ如キ教養ノ足ラサル者ニ在リテハ誤ツテ本件ノ如キ不法行為ヲ犯シタルニ過キス而シテ被告人ハ日頃性質温良ニシテ人ニ逆ヒシ事ナク年少ノ際ニハ心神ヲ喪失シタル事サヘアリシト云フ本件犯行当時ハ心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノナルコト原審判決ニ於テモ亦之ヲ認ムル処ナリ即チ被告人ハ其ノ妻トキカ前記ノ如ク居村MS兼松ト不義ノ情交ヲ結ビ居リタル事実ヲ知リ激情ノ余リ遂ニ心神耗弱ノ状態ニ陥リ其ノ結果重罪ニ該当スル行為タルヲ識別スル能力ヲ失シ其ノ間遂ニ本件ノ犯行ヲ敢行スルニ至リタルモノト認ムルヲ相当トスヘシ斯ノ如ク被告人ノ本件犯行ニ及ヒタル動機既ニ前段説示ノ如ク誠ニ愍察スヘキモノアリ然モ心神耗弱ノ間ニ行ハレ性質ハ生来ノ好人物ナリ爾來被告人ハ其ノ非行ヲ認メ自責懊惱シ改悛ノ情顯著ナル事実モ亦一件記録ニ徴シ明カナリ蓋シ本件ノ犯行ハ斯ル動機ナク且被告人ノ心神亦耗弱ナラサリシナラハ必ス生セザリシナラント想像シ得ヘク従ツテ同被告人力重ネテ犯行ニ及フカ如キコト万々ナルヘシト信ス右ノ事案ニ対シ科スルニ懲役二年ヲ以テス蓋シ科刑甚シク重キニ過クルモノアリト謂フヘシ仍テ原判決ヲ破毀シ更ニ相当科刑即チ被告人ニ対シ刑ノ執行猶予ノ御判決アランコトヲ求ムト云フニ在リ仍テ記録ヲ調査シ犯情ヲ考察スルニ原判決ニ於テ被告人ニ対シ実刑ヲ科シタルヲ目シテ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由存スルコトナシ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事岩松玄十関与

昭和七年五月二十八日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 中尾 芳助

判事 草野豹一郎

判事 高瀬幸七郎

判事 岸 達也

右臈本也

昭和七年六月四日

大審院第三刑事部

裁判所書記 長田 憲磨 印

七 陪審公判担当の判検事・弁護士の間歴

鳥取における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「鳥取における陪審公判一覧表」の通りである。こゝでは、判検事の間歴を『日本法曹界人物事典』（以下、「人物事典」という）、『司法大観』、弁護士については鳥取県立図書館の「鳥取県郷土人物文献データベース」（注5・6参照）などにより、紹介しよう。

(注1) 『日本法曹界人物事典』第1巻～第5巻・第8巻(ゆまに書房・一九九五年八月、一九九六年一月)は、第1巻に『帝国法曹大観』

(帝国法曹大観編纂会・一九一五年二月)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九二三年一月)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月)、第8巻に浅田好三編『日本弁護士総覧』合本(東京法曹会・一九一五年八月)が収録されている。関根小郷編『司法大観』昭和三年版(法曹会・一九五七年七月)、寺田治郎編『司法大観』昭和四年版(法曹会・一九六七年七月)

(注3) 法曹公論社編『日本弁護士大観』昭和三十七年版(国際聯合通信社・一九六二年二月)、佐原泉編『全国弁護士大観』昭和五二年版(法曹公論社・一九七七年五月)

(注4) 『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年二月。後に、『帝国大学出身人名辞典』第2巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)、谷元二著『第十四版 大衆人事録』東京二篇(帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月。後に、『昭和人名辞典』第1巻、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)、谷サカヨ著『第十四版 大衆人事録』近畿・中国・四国・九州一篇(帝国秘密探偵社・一九四三年九月。後に、『昭和人名辞典』第3巻「近畿・中

鳥取における陪審裁判

国・四国・九州」篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)

(注5) 荒木義雄編『因幡人事興信録』(因幡人事興信録編纂所・一九二三年七月)、西尾壽次編『御成婚記念因幡之菜 鳥取ノ巻』(山陰興信所編纂部・一九二六年四月)、河野寛治著『鳥取県人名鑑』昭和五年版(鳥取新報社・一九三〇年一月)、奥田信義編『帝国現代人物誌統編』(東亜出版協会・一九三六年二月)、田山停雲編『鳥取県名士百伝』(新鳥取社・一九三七年七月) 山口秀美編『因幡人物誌』第一部(因幡人物誌刊行会・一九五一年一〇月)、市原成臣編『新日本人物大観』鳥根泉版(人事調査通信社・一九五七年三月)、本岡近夫編『新日本人物大観』鳥取県版(人物調査通信社・一九五八年一月)、鶴岡正夫編『青少年の座右銘 現代鳥取の百人』下巻(育英出版社・一九七九年一〇月)、新日本海新聞社鳥取県大百科事典編集委員会編『鳥取県大百科事典』(新日本海新聞社・一九八四年一月)、因伯名流伝 わが人生(株式会社大因伯・一九八六年一〇月)

(注6) 鶴田憲次『因伯青春の系譜』鳥取一中の巻(富士書店・一九七八年・一一月)には、君野順三、近藤守藏、花房多喜雄が取上られているが、断片的な紹介なので省略した。

1 裁判官

① 篠田嘉一郎

明治九年一月一日生、島根県能義郡赤屋村、明治三十三年七月日本法律学校卒業、明治三十三年十一月判事検事登用試験及第、明治三十三年十二月司法官試補・松江区裁判所詰、明治三十五年七月浜田区裁判所判事、明治三十九年五月木次区裁判所判事、明治四十一年六月松江區裁判所監督判事、大正元年十月広島控訴院判事、大正五年七月鳥取地方裁判所部長、大正八年四月裁判所書記登用試験委員長、大正十一年一月広島地方裁判所部長、大正十三年一月広島控訴院部長、大正十三年四月公証人懲戒委員、大正十四年十二月鳥取地方裁判所長、昭和二年四月高等官二等、昭和七年三月大審院検事・退職、昭和七年四月二日弁護士登録(鳥取)。(「人物事典」第1巻、第3巻、「官報」昭和7・4・18)

②阿部久治

明治十三年一月二十日生、新潟県中頸城郡柿崎村、明治三十五年七月東京専門学校卒業、明治三十七年十一月判事検事登用試験及第、明治三十七年十二月司法官試補・青森地方裁判所詰、明治三十九年十二月青森地方裁判所予備判事、明治四十年四月弘前区裁判所判事、明治四十一年六月青森区裁判所判事、大正二年八月仙台区裁判所判事、大正五年四月札幌地方裁判所判事、大正七年七月札幌区裁判所監督判事、大正八年六月松山地方裁判所部長、大正十年七月山口地方裁判所部長、大正十三年八月津山区裁判所監督判事、昭和三年七月鳥取地方裁判所部長、昭和八年三月尾道区裁判所監督判事、昭和十一年八月勅任待遇、昭和十一年九月下

関区裁判所監督判事、昭和十四年四月高等官二等、那覇地方裁判所長、昭和一六年四月退職。(「人物事典」第1巻、第5巻、「法曹会雜誌」第一九卷第六号、一九四一年六月)

③桑山榮吉

明治二十九年十二月二十二日生、東京府豊多摩郡渋谷町、大正十年四月東京帝国大学法学部卒業、大正十年五月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正十一年三月東京地方裁判所詰、大正十二年三月東京地方裁判所予備判事、大正十二年五月広島地方裁判所尾道支部判事、大正十二年七月尾道区裁判所判事、大正十五年五月米子区裁判所判事、昭和三年七月鳥取地方裁判所判事、昭和四年八月下関区裁判所判事、昭和十年七月広島地方裁判所判事。(「人物事典」第3巻、第4巻)

④小久保義憲

明治二十六年四月十三日生、三重県度会郡御園村、大正十年七月中央大学専門部卒業、大正十年九月判事検事登用試験及第、弁護士試験及第、大正十年十月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正十一年七月東京地方裁判所詰、大正十二年六月東京地方裁判所予備判事、大正十二年八月山口地方裁判所予備判事、大正十三年一月山口地方裁判所判事、昭和二年五月松江地方裁判所判事、昭和三年四月津山区裁判所判事、昭和四年八月鳥取地方裁判所判事、昭和七年十月富岡区裁判所判事、昭和九年四月和歌山地方裁判所判事、昭和十一年九月姫路区裁判所判事、昭和十六年十二月高松

区裁判所判事、昭和二十一年四月富津区裁判所判事、昭和二十二年十一月大津地方裁判所判事、昭和二十五年七月京都家庭裁判所判事、昭和二十八年十二月津家庭裁判所判事、昭和三十一年六月名古屋家庭裁判所兼同地方裁判所判事。（『人物事典』第2巻、第5巻、「司法大観」昭和三十一年）

⑤有地平三

明治三十一年九月六日生、広島県蘆品郡有磨村、大正十二年二月高等試験司法科合格、大正十三年三月東京帝国大学法学部法律学科卒業、大正十三年五月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正十五年三月福岡地方裁判所小倉支部予備判事、昭和三年二月鳥取地方裁判所判事、昭和五年八月松山地方裁判所判事、昭和七年二月西条区裁判所判事、昭和八年七月津山区裁判所判事、昭和十五年五月岡山区裁判所判事、昭和十八年一月鳥取地方裁判所部長、昭和二十年三月岡山地方裁判所判事、昭和二十一年三月広島地方裁判所尾道支部長兼尾道区裁判所監督判事、昭和二十二年十一月岡山地方裁判所判事、昭和二十四年四月広島高等裁判所岡山支部判事、昭和二十七年三月広島高等裁判所岡山支部長、昭和三十四年九月徳島地方裁判所長、昭和三十七年一月公証人（岡山地方方法務局所属）。（『人物事典』第3巻、第5巻、「司法大観」昭和三十一年、昭和四十二年）

⑥田中欣市

明治二十五年六月二十日生、島根県八束郡片江村、大正十四年

鳥取における陪審裁判

三月日本大学法文学部卒業、大正十四年十二月高等試験司法科合格、大正十五年四月弁護士名簿登録（東京）、大正十五年十二月高等試験行政科合格、昭和二年三月司法官試験・大阪地方裁判所詰、昭和三年十月鳥取地方裁判所予備判事、昭和四年六月鳥取区裁判所判事、昭和七年六月関東庁法院判官、地方法院判官、昭和十年七月地方法院部長、昭和十二年三月米子区裁判所判事、昭和十二年八月萩区裁判所判事、昭和十四年三月宇和島区裁判所判事。（『人物事典』第3巻、第5巻）

⑦黒田俊一

明治三十一年三月十日生、徳島県板野郡撫養町、大正十三年四月東京帝国大学法学部法律学科卒業、大正十四年十二月高等試験司法科合格、大正十五年四月司法官試験・大阪地方裁判所詰、昭和二年十二月広島地方裁判所予備判事、昭和三年十月松山地方裁判所判事、昭和五年八月西条区裁判所判事、昭和六年五月鳥取地方裁判所判事、昭和七年十月大津地方裁判所判事、昭和八年十二月大阪地方裁判所判事、昭和十九年一月札幌控訴院判事、昭和二十二年五月札幌高等裁判所判事、昭和二十七年十月高松家庭裁判所長、昭和三十年十月福井地方裁判所長兼同家庭裁判所長、昭和三十五年二月依願退官・公証人（京都地方方法務局所属）。（『人物事典』第3巻、第5巻、「司法大観」昭和三十一年、昭和四十二年）

京都弁護士会、明治三十一年三月一〇日生、「本籍」徳島県、「事務所・自宅」京都市右京区鳴滝春木町五一二、電話（四六二）七

五〇七、昭和四三年弁護士登録、(一一一五七)、大正一三年東京大学法学部卒、大正一四年高等試験司法科合格、福井地家裁所長、公証人。(全国弁護士大観)

⑧田村圓平

明治二十一年一月十六日生、兵庫県姫路市東二階町、大正二年十月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年二月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正五年十月京都地方裁判所予備判事、大正六年三月松江地方裁判所判事、大正七年七月米子区裁判所判事、大正十二年一月岡山地方裁判所判事、大正十二年十二月広島控訴院判事、大正十五年七月下関区裁判所判事、昭和四年八月松山地方裁判所判事、昭和八年三月鳥取地方裁判所部長、昭和十二年十二月山口地方裁判所部長。(人物事典)第1卷(第5卷)

⑨眞銅正和

明治二十八年三月十日生、大阪府南河内郡駒ヶ谷村、大正十年四月東京帝国大学法学部卒業、大正十年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正十一年三月東京地方裁判所詰、大正十二年三月東京地方裁判所予備検事、大正十二年五月広島区裁判所検事、大正十三年四月下関区裁判所検事、大正十五年十二月退職、昭和三年五月今市区裁判所判事、昭和四年八月米子区裁判所判事、昭和六年四月岡山地方裁判所判事、昭和十年二月広島区裁判所判事、昭和十年十二月鳥取地方裁判所判事、昭和十二年十二月岡山区裁判所判事。(人物事典)第2卷(第5卷)

⑩伊藤顯信

明治四十一年六月七日生、静岡県志太郡島田町、昭和六年十一月高等試験司法科合格、昭和七年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年六月司法官試補・長崎地方裁判所詰、昭和八年十二月大阪地方裁判所予備判事、昭和九年七月広島地方裁判所呉支部判事、昭和十年六月広島区裁判所判事、昭和十年十二月鳥取地方裁判所判事、昭和十二年四月御嵩区裁判所判事、昭和十二年十月岡崎区裁判所判事、昭和十四年九月東京民事地方裁判所判事、昭和二十一年四月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部判事、昭和二十六年十月長野地方裁判所兼同家庭裁判所判事、昭和二十九年十月東京高等裁判所判事職務代行、昭和三十年九月東京高等裁判所判事。(人物事典)第4卷(第5卷)、「司法大観」昭和三年・昭和四二年

2 検察官

⑪谷田勝之助

明治十八年九月五日生、京都府竹野郡島津村、明治三十九年七月法政大学専門部卒業、明治四十年十一月判事検事登用試験及第、明治四十年十二月司法官試補・鳥取地方裁判所詰、明治四十二年八月武生区裁判所検事、明治四十四年五月敦賀区裁判所検事、明治四十五年二月岡崎区裁判所検事、大正二年五月真岡区裁判所検事、大正六年九月大阪区裁判所検事、大正九年三月大分地方裁判所検事、大正十年七月熊本地方裁判所検事、大正十二年八月福岡

地方裁判所検事、大正十五年七月札幌控訴院検事、昭和四年一月高等官二等、鳥取地方裁判所検事正、昭和七年一月松江地方裁判所検事正、昭和十年一月松山地方裁判所検事正、昭和十年四月高等官一等、昭和十三年三月大分地方裁判所検事正。(『人物事典』第1巻、第5巻)

⑫松野平一

明治二十六年二月十八日生、岡山県苫田郡津山町、大正七年三月日本大学専門部法律科卒業、大正七年十二月判事検事登用試験及第、司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年八月東京地方裁判所予備判事、大正九年十月秋田地方裁判所判事、大正十一年九月郡山区裁判所判事、大正十二年八月広島地方裁判所検事、大正十三年十二月福山区裁判所検事、昭和三年七月鳥取地方裁判所検事、昭和四年十二月松山地方裁判所検事、昭和八年十二月山口地方裁判所検事、昭和十一年五月尾道区裁判所検事、昭和十二年二月広島控訴院検事、昭和十三年五月下関区裁判所検事。(『人物事典』第2巻、第5巻)

⑬戸塚真一

明治十五年三月四日生、静岡県小笠郡掛川町、明治三十九年七月早稲田大学卒業、明治四十年十一月判事検事登用試験及第、明治四十年十二月司法官試補・静岡地方裁判所詰、明治四十四年三月福島地方裁判所予備検事、明治四十四年八月高知地方裁判所検事、大正二年六月彦根区裁判所検事、大正五年三月姫路区裁判所

検事、大正六年九月京都区裁判所検事、大正十年七月高松区裁判所兼高松地方裁判所検事、大正十一年四月巡查教習所第四回刑事講習科講師嘱託、大正十三年一月高知地方裁判所検事、昭和四年六月米子区裁判所検事、昭和八年十二月宇和島区裁判所検事、昭和十年一月呉区裁判所検事。(『人物事典』第1巻、第4巻)

⑭相原守正

明治二十年三月十四日生、愛媛県伊予郡北伊予村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正五年七月神戸地方裁判所予備検事、大正六年二月宇都宮区裁判所検事、大正七年四月小浜区裁判所検事、大正八年六月金沢区裁判所検事、大正十一年六月笠岡区裁判所検事、大正十二年八月岡山地方裁判所検事、大正十四年七月下関区裁判所検事、昭和三年七月山口地方裁判所検事、昭和四年十二月鳥取地方裁判所検事、昭和九年七月三次区裁判所検事、昭和十年一月浜田区裁判所検事、昭和十一年十二月津山区裁判所検事、昭和十二年十二月呉区裁判所兼呉支部検事、昭和二十一年五月二十八日弁護士名簿登録(広島)。(『人物事典』第2巻、5巻、『官報』昭和21・6・26)

⑮横山邦義

明治二十九年三月十四日生、兵庫県印南郡東志方村、大正十一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正十一年五月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正十三年六月福岡地方裁判所小倉支部予備検

事、大正十四年十二月和歌山地方裁判所検事、昭和三年七月大阪区裁判所検事、昭和七年四月和歌山区裁判所検事、昭和十一年五月鳥取地方裁判所検事、昭和十三年五月広島控訴院検事、昭和十五年四月山口地方裁判所検事、昭和十六年十二月広島保護観察所長、昭和二十一年三月弁護士、昭和二十七年大阪高等検察庁検事、昭和二十八年三月神戸地方検察庁洲本支部検事、昭和三十一年六月公証人(和歌山地方検察庁所屬)。(『人物事典』第2巻55巻、「司法大観」昭和三年)

和歌山弁護士会、明治二十九年三月一日日生、「本籍」兵庫県、「自宅・事務所」和歌山市関戸一―六―四二、「電話」(四四)一五一九、昭和四一年弁護士登録(九九八四)、大正一一年東京大学法学部卒、大正一一年司法官試験、大正二三〇昭和二年及昭和二七年〽三一年検事(小倉支部・和歌山区裁・大阪区裁・鳥取地裁・広島控訴院各検事局・山口地検・広島保護観察所長、大阪高検・神戸地検等歴任)、昭和二二年〽昭和四一年公証人。(『全国弁護士大観』)

3 弁護士

⑯君野順三

▲『因幡人事興信録』鳥取市会議長、鳥取弁護士会副会長、弁護士、君は八頭郡若桜町君野良平長男にて明治十六年十月十三日生る、三十四年東京法学院卒業、三十五年弁護士試験に及第し、

三十六年十月鳥取市に於て開業、四十一年十月判事に任じ松江地方裁判所詰となり、四十二年従七位に叙せられ、四十三年職を辞して、再び弁護士となり、鳥取市に帰り今日に至る、此間大正六年鳥取市会議員となり、同八年再選して市会議長となりしも、間もなく議長を辞せるが、八年鳥取弁護士会副会長となり、十二年五月市会議員に再選、議長に挙げらる。「趣味」囲碁、読書、「家族」妻君(明治二二・二生)西伯郡境町渡邊元姉、長女美貴子(明治四一・一生)、二女美恵子(明治四二・一〇生)、長男良助(明治四五・一生)、三女美智子(大正二・四生)、四女美稔子(大正七・二生)、二男駿平(大正七・二生)、三男徹三(大正九・七生)。十年度国税一七七円、「現住所」鳥取市西町、電話四三番、「近親者」戸次秀實、君野秀三

▲『御成婚記念因幡之菜鳥取ノ巻』弁護士、明治十六年十月生、氏は鳥取県八頭郡若桜町の出身にして、明治三十五年弁護士試験に及第し、三十六年十月鳥取市に於て開業、四十一年判事に任じ、松江地方裁判所に就任、従七位に叙せらる、四十三年職を辞し、再び鳥取市に於て弁護士を開業せらる。氏の明敏なる頭脳と雄渾なる弁舌は、各人の推服する所なり、嘗て鳥取市会議長に或は鳥取県弁護士会副会長に挙げられしことあり、実に当市界の重鎮なり、勤労神聖職業第一を信条となし、活動せられつ、あり。(鳥取市西町、電話四拾參番)

▲『鳥取県人名鑑』 弁護士、鳥取弁護士会長、氏は八頭郡若

桜町君野良平氏の長男として、明治十六年十月十三日生れた、鳥取中学を中途退学して上京し、東京法学院に入りて法律を学び、卅四年卒業、翌年弁護士試験に合格、卅六年十月鳥取市に於て開業したが、四十一年十月判事となり、松江地方裁判所に勤務、四十三年辞職して弁護士となり、再び鳥取市に帰り、以つて今日に及んでゐる。大正六年鳥取市會議員となり、電灯市営問題の勃発するや愛市団に参加して大いに奮闘し、同八年再選、市會議長に推されたが間もなくやめ、十二年五月市會議員に再選、再び議長となり、十五年満期退職し、専ら弁護士務に従事してゐたが、昭和三年鳥取県會議員に当選し、以て今日に至つてゐる。「出身地」八頭郡若桜町、「現住所」鳥取市西町、「家族」妻君（明治二二・二生）境町渡邊元姉、長女美貴子（明治四一・一生）、二女美恵子（明治四二・一〇生）、長男良助（明治四五・一生）、三女美智子（大正二・四生）、四女美稔子（大正七・二生）、二男駿平（大正七・二生）、三男徹三（大正九・七生）、「近親」戸次秀實、君野秀三、「趣味」囲碁、読書

▲「鳥取県名士百伝」 弁護士、君は八頭郡若桜町の人、君野良平氏の長男（末弟秀三氏は郷里に留まり、醬油醸造を業とし、若桜郵便局長を勤む）、君は鳥取中学校を中途退学して上京し、東京法学院に入学、法律学を専攻して、明治三十四年卒業した。

君は明治三十五年齡僅かに二十歳にして、弁護士試験に合格した。早成驚くべく、君が幼時より頭腦の明晰なりしを証するに足

鳥取における陪審裁判

る。翌年鳥取市に於て開業した。青年弁護士の名、喧伝せられて事務所は依頼者に賑はつたが、明治四十一年十月判事となり、松江地方裁判所に奉職した。在任僅かに二年にして、四十三年辞職し、再び鳥取市に於て弁護士事務所を開業、今日に及んでゐる。

君が政界に於ける活躍は、今は過去の物語となつたが、逐鹿場裡に、或は市會県の議場に、異彩を放てる行動は、幾多の興味ある記録を作つて居る。たとへば君が選挙に立候補するや、必ず理想選挙の大旗を揚げ、正義抱負を選挙民に披瀝して、賛成を求め。買取などは考へるだけでも罪悪であるといふ。純真な殆んど信仰で、理想選挙を唱へ且つ実行した。其の頃、選挙界は一文半銭も提供しないで当選しやうなぞとは無理なことだが、君は敢然として其志を捨てなかつた。だから君は幾度となく落選してゐる。当選したのは無競争の時、階級選挙の時だけである。

大正六年代議士候補に立つた時も、やはり理想選挙を標榜した。大養毅、佐々木惣一、吉野作造等の熱心な応援があつたが、二十六票の差で惜敗した。各地に演説会を開く、会場も破れるばかりの盛況であるが、いざ投票となれば、票は他へ行つてしまふのである。斯かる失敗を幾度か重ねて、君は犯罪を怖れては当選し得ない、理想選挙は青年の空想なりと、やつと氣付いたのである。君は此の空想のために、半生を棒に振つたわけである。昭和二年任期終はれるを機会に、県市政界から退き、弁護士專業に復したのである。

三九七（三九七）

最後の奮闘は、昭和九年の県会で、民生派が県参事会員の独占を計画せるに反対し、同志たる政友派の妥協説を斥け、孤軍奮闘したことである。議場に泊り込み、徹夜で議事を進めたといふ珍談もあり、最後は民生妥協で解決し、君の主張は通らず、而かも告訴沙汰とまでなった。選挙の不正、實際政治の墮落、そんなことから君は政治に疑惑を抱くやうになり、漸次熱を失つて、實際政治を見捨て、政治理論の研究に専ら没頭するに至つたのである。斯かる行方であつたから、君は永く県市政界に活躍しながら、一度も役員に選ばれた事がない。寸毫の不正も閑過することの出来ぬ潔癖な君は、妥協を唯一の信条とする役員には適さぬのであつた。夫人君子（明治二十二年二月生）との間に三男四女あり。君の趣味は、囲碁と読書。嫌ひなものは酒。「現住所」鳥取市西町、電話四三番、「出生地」鳥取県八頭郡若桜町、「生年月」明治十六年十月十三日

氏の政治生活は、大正六年鳥取市会議員に選ばれたのがその第一歩、時恰も我が国における政党政治確立の時代で、党弊漸く地方政治に及び、鳥取市の上では民友、親和の両会派が対立抗争して、親和会の多数による横暴の声が高かつた。氏はすなわち自治体における政党色の不可なるを指摘、自ら指導者となつて、鳥取市連合青年会を結成して、党弊打破、市政改革ののろしを挙げ、また大正七年電気市営問題が起るや、これが市民運動の先頭に起つて斗つた。

大正八年再選されて市会議長となり、同十二年三選再び市会議長に推され、昭和二年には県会議員となつた。当時は、選挙といへばすべて露骨な買収選挙であつたが、氏は常に理想選挙の大旗を掲げ、自己の主義政綱を闡明して、大衆の支持を得るといふ正攻法で一貫した。このため落選の苦盃を喫した例も少くなく、大正六年代議士選挙には、犬養毅、佐々木惣一、吉野作造等の熱心な応援をうけたが、二十六票の差で惜敗した。また常に正義の大道に立つて行動し、権力者の圧制や多数派の横暴に屈することを潔しとせず、烈々の斗志を發揮して斗つた。昭和三年の県会で、民生派が県参事会員の独占を計画し、徹夜で議事を進行させんとする陰謀を看破し、議員控室に蒲団をもちこんで、三昼夜間籠城、多数派の横暴を阻止するために斗い、ついに議長、副議長不信任動議を出し、逆に院議無視のカドで出席停止五日間の懲罰に処せられるに至つた如き、その壮んな斗志を物語る話柄となつてゐる。

▲『因伯人物誌』 弁護士

氏は弁護士界の長老で、しかも現役に活躍しつゝある第一人者であり、同時に地方政界の大先輩でもある。八頭郡若桜町の産、鳥取中学を中途退学、笈を負うて都門に入り、東京法学院において法律学を専攻し、明治三十四年卒業、翌三十五年弁護士試験に合格した。この時年齒漸く二十歳であつた。同三十六年鳥取市に開業し、気鋭の青年弁護士として令名を謳われたが、のち判事に転じ松江地方裁判所に職を奉じ在任二ヶ年、辞して再び鳥取市に弁護士の門戸を張つた。

のち選挙の不正や実際政治の墮落を自ら渦中の人となって痛感させられたことから、政治運動を見捨て、専ら法曹界で活躍した。しかし、固有の自由主義的良心をあくまでまもり、最悪の戦争の時期にも、断じて軍閥官僚に同調しなかった。四十年にわたる永い公的、政治的生活において、氏の如く進歩的、民主的風格を一貫して堅持した人は珍らしい。家庭は次男駿平（在京弁護士）三男徹三（名古屋国立療養所医官）、趣味は読書と囲碁、「現住所」鳥取市西町、「生年月」明治十六年十月十三日

▲『鳥取県大百科事典』一八八三―一九五四（明治一六―昭和二九）、弁護士、政治家、八頭郡若桜町に生まれる。君野良平の長男。鳥取中（現鳥取西高）を中途退学して東京法学院（現中央大）に入学した。同校で法律を学び、一九〇一年に卒業後、弁護士試験に合格し、鳥取市で弁護士を開業した。一九〇八年に判事となり、松江地方裁判所に勤務したが、再び鳥取市に帰って弁護士生活を始めた。一九一七年（大正六）鳥取市会議員となつて、電灯市営論が政治・社会問題化すると、愛市団に参加して活躍した。一九一九年に再選され、市会議長に推され、鳥取弁護士会副会長にもなつた。さらに市会議員に三選を果たし議長となつたが、一九二六年退職し、弁護士業務に専念した。一九二八年鳥取県会議員に当選し議員生活に入るとともに、鳥取弁護士会長に就任し活躍した。（藤原薫）

⑰伊牆増藏

鳥取における陪審裁判

▲『因幡人事興信録』 弁護士、君は岩美郡中鄉村円護寺伊牆甚八郎長男にして、明治三年二月十四日生れ、二十四年中央大学卒業後、二十七年判検事試験に合格し、廿八年松江地方裁判所へ司法官試験として勤務、夫れより姫路区裁判所、水戸地方裁判所、鳥取地方裁判所等判事として勤務し、大正四年三月松江地方裁判所判事奉職中職を辞し帰鳥し、現住所に於て弁護士となり現在に及ぶ。大正四年従五位勳五等に昇叙せらる。「家族」妻カウ（明治七・八生）松江市寺町士、飯野飯藏長女。男八雲（明治三〇・二生）長男。婦静子（明治三三・一二生）八雲妻鳥取市川端四丁目由谷信太郎長女。二男八束（明治三六・六生）、三男冲麿（明治三九・九生）、二女まり子（明治四三・四生）、四男正一（大正元・一一生）、三女きよ子（大正四・一生）、長女美登子（明治三二・九生）岡山県庭瀬町工学士高橋雄吉に嫁す。十年度国税二八四円。「現住所」鳥取市東町、電話三二一番

▲『鳥取県人名鑑』 従四位勳五等、弁護士、氏は岩美郡中鄉村円護寺伊牆甚八郎氏の長男にして、明治三年二月十四日生れ、夙に東京に遊学し、二十四年中央大学の前身たる東京法学院を卒業、二十七年判検事試験に合格し、廿八年司法官試験として、松江地方裁判所勤務を命ぜられた、爾来姫路区裁判所、水戸地方裁判所、鳥取地方裁判所判事に歴任し、大正四年三月松江地方裁判所予審判事奉職中、前後二十ヶ年に亘る司法官生活に別れを告げて退職し、鳥取市に於て弁護士を開業し今日に至る。氏は、熱心

なるキリスト教信者にして、人に接するに温厚篤実、紳士の好典型として一般に推称されてゐる。カウ子夫人もまたキリスト教夫人矯風会長として活動して居られる。「出身地」岩美郡中郷村円護寺、「現住所」鳥取市東町、「家族」妻カウ、松江市飯野氏の女、長男八雲(明治三〇年二月生)、婦静子(明治三三年二月生)八雲妻、由谷信太郎長女、二男八束(明治三六年六月生)、三男冲磨(明治三九年九月生)、四男正一(大正元年一月生)、長女美登子(明治三二年九月生)工学士高橋雄吉に嫁す、二女ます子(明治四三年四月生)、二女きよ子(大正四年一月生)。(注) 昭和9・4・30登録取消(官報)昭和9・5・11

⑱寺崎勝治

▲『人物事典第1巻・第2巻』 豊多摩監獄典獄、従五位勳五等、寺崎勝治 明治九年五月十八日生、秋田県秋田市保戸野北鉄砲町、明治三十年七月日本法律学校卒業、明治三十五年十一月判検事登用試験及第、司法官試補・磐井区裁判所詰、明治三十八年四月新潟区裁判所検事、明治三十九年三月熊谷区裁判所検事、明治四十二年五月浦和区裁判所検事、明治四十三年三月静岡区裁判所検事、明治四十四年五月安濃津地方裁判所検事、大正四年岐阜監獄勤務、大正五年五月安濃津監獄勤務、大正九年七月豊多摩監獄勤務

▲『官報』 大正十五年二月五日弁護士名簿登録・鳥取地方裁判所所属(官報)大正15・2・24、昭和四年七月二十七日弁護士名簿登録換・東京地方裁判所所属(官報)昭和4・8・26、昭和二十

二年四月二十五日弁護士名簿登録取消・死亡(官報)昭和22・5・30)

⑲小山晋

▲『官報』 大正六年十二月弁護士試験及第(官報)大正6・12・11、大正七年四月二十七日弁護士名簿登録・東京地方裁判所所属(官報)大正6・12・11)、昭和三年六月六日弁護士名簿登録換・鳥取地方裁判所所属(官報)昭和3・6・21)、昭和十七年五月二十日弁護士名簿登録取消・死亡(官報)昭和17・6・20)

▲『日本弁護士名簿昭和6年』 鳥取弁護士会長(事務所)米子市天神町一ノ一四、(電話)米子八四、(本籍)愛知

⑳藪中隆

▲『鳥取県人名鑑』 弁護士、明治二十八年一月十日西伯郡彦名村善太郎氏の長男に生れた、幼にして母を失ひ、明治四十三年県立米子中学に入学、大正三年三月同校を卒業するや、父君が法律研究家であつた関係から、自ら将来法曹家として立つべく、苦学力行の決心を以て大正四年上阪、同年一月関西大学予科に入学、大正五年一月日本大学予科に転じ、学資を求めて法学博士弁護士猪股淇清氏事務所に入り、孜々として刻苦精勵し、同八年一月日本大学を卒業、引続き博士の膝下に螢雪の功を積み、大正十一年弁護士試験に及第、先輩の応援を得て東京市に弁護士を開業したが、大正十二年九月一日東京横浜を襲つた関東大震災の厄に遭ひ身を以て難を避け、同年十一月米子市に帰り、現住所に弁護士

を開業、少壮弁護士としてその手腕を認められ、信希日に厚きものがある。氏は学生時代より政治に興味を有し、普選運動に関係して得意の雄弁を振ひ、立憲政友会に党籍を有し、将来政治家として立つべき素地を熱心に開拓しつゝある。氏は資性峻烈なれども、又磊落にして凝滞せず、一たび法廷に立てば法理に準拠して、堂々の論陣をやり、対者を説服せずにはやまざるの概がある。繁子夫人は米子市渡邊梅太郎氏三女にして、米子博愛病院院長医学博士渡邊卓郎氏は義兄である。その将来は大に囑望せられて居る。

「現住所」米子市中町六五番地、「出身地」西伯郡彦名村四一七一、「家族」父敷中善太郎（亡）、妻繁子、「近親」医学博士渡邊卓郎、京都医学士廣戸節三、「処世観」正義公平自由平等を生活の基涸とす、「座右銘」破邪顕正、「趣味」政治、読書、俳句。

(注) 昭和10・6・26鳥取↓大阪登録換(「官報」昭和10・7・3)、昭和15・7・23大阪↓鳥取登録換(「官報」昭和15・8・13)、昭和19・12・15登録取消・死亡(「官報」昭和20・1・13)

⑳近藤守藏

▲「鳥取県人名鑑」法学士、弁護士、氏は明治十八年四月卅日生る。鳥取一中を明治卅七年卒業、一高を経て東京大学独法科に入学、明治四十五年卒業して、東京にて弁護士となり、法律事務に執筆して居たが、朝鮮忠清北道にあつて手広く農業経営に従事して居た嚴父寛次郎氏病氣となり、氏の手を要する事なつたので、氏は大正八年渡鮮して父君の事業を経営する傍ら、京城に弁

鳥取における陪審裁判

護士事務所を開いて、道の官選評議員に挙げられたが、昭和四年五月帰郷して、鳥取市に弁護士事務所を開業して今日に至つた。氏はまた萩原井泉水氏派の俳句を善くし、同派普及の為に尽力して居る。「現住所」鳥取市西町、「出身地」岩美郡美穂村下味野、「家族」父近藤寛次郎（亡）、母たか（慶応二年七月二日生）、妻ちか（明治三十三年十月十一日生）、長女昌子（大正十一年八月十八日生）、長男剛（大正十三年十月二十八日生）、二女華子（昭和二年十月四日生）、二男眞吾（昭和四年二月一日生）

▲『帝国現代人物誌続編』鳥取市東町、官位ありと雖も責任を重んぜざる者は知るに足らず、学才ありと雖も責任を重んぜざる者は見るに足らず、將た富裕なりとも責任を重んぜざる者は其の人取るべきの点なし。苟も一個の丈夫たらん者、責任を果すにあらずんば、果して何を以て丈夫となさん。宜しく氏が責任を果せる高傑の行為を龜鑑とすべきなり。此の高傑の士は、明治十八年四月三十日を以て、氣高郡美穂村近藤寛次郎氏の長男に生る。当家は分家筋にて、代々美穂村にて農を営めり。氏は幼にして学を好み、鳥取一中を明治三十七年卒業、第一高等学校をへて東京帝大独法科に入学、明治四十五年卒業、直ちに同市有楽町に於て弁護士開業、資性温雅の中に硬骨の氣風を具へ、敢て人に譲らざるの風格を有し、而も責任觀念の強き、又其の高傑なる本県弁護士中第一人物と言ふて可なり。氏の開業後今に至る、多年民、刑を問はず裁判事件にして、苟も其の大なるものは、常に氏の関与

せざるものなしと言ふが如き、其の信望の厚きを以て知るべきなり。而して、父は大正三年渡鮮、農園を経営しつゝ、ありしが、同八年病魔に冒されしため、氏又渡鮮して父業を見る傍ら、京城にて弁護士を開き、官庁方面の信任厚く、内鮮融和に資するところ多し、忠清北道官選評議員に選ばれる事三期の久しきに及び、昭和四年郷里鳥取に帰り、現地に法学士弁護士として、民権擁護に勤めつゝあり。尚ほ、帰朝後と雖も、朝鮮にて以前同様、農場を経営、内鮮融和に努めつゝあり。因に、寛次郎氏は、大正十年異郷に在りて逝去せられたり。而して、氏は、一面正義の士とも称すべく、仮令依頼されたる事件と雖も、事正義に反する事なれば、之を受けずと言ふ。世の所謂何でも御座れ主義の弁護士と、其の趣を異にするところに、氏の人格を認むべきなり。されば、諸人皆な氏を信頼して措かず、県下法曹界の第一人者と評せらる。昭和御大札には、地方饗饌の光栄に浴し紀念章を賜り、又日本赤十字社終身社員たり。萩原井泉水氏派の俳句をよくし、同派の普及に努むるを趣味とせらる。母堂たか女（慶応二年生れ）健在、ちか夫人との仲に四男二女あり。長男剛君尋常四年に、長女昌子嬢尋常六年に、二女華子尋常一年に何れも在学。二男眞吾君六歳、三男春樹君四歳、四男寛君昭和九年十一月生、家庭円満和氣藹々を以て聞ゆ。

▲『鳥取県名士百伝』 鳥取県弁護士会副長、弁護士、法学士、君は鳥取法曹団の長老、十一年の久しきに亘り、弁護士会長の重

任を荷ひ、本年副会長となり、朝野の信望頗る厚い恭謙な人格者である。明治十八年四月三十日気高郡美穂村下味野に生れ、明治三十七年三月鳥取中学校を卒業するや、直ちに上京し、第一高等学校に入り、更に進んで東京帝国大学法科大学に入学、独逸法を兼修して、明治四十五年卒業した。君の志は官海にあらず、独立自由の天地に縦横の手腕を發揮せんと欲し、東京市麹町区有楽町に弁護士事務所を開き、法律事務を執掌し、少壮法曹として逐次認めらるゝに至つた。

亡父寛次郎氏、鵬志を抱き、大正三年单身渡鮮し、忠清北道に於て農園を経営し、着々成功を収めつゝ、あつたが、不幸にして大正八年病に罹り、事業を親ら見る能はざるに至つた。飛報に驚いて君は直ちに渡鮮、父君の看護を為して、父業の経営に従ひ、更に同道忠道に於て弁護士事務所を開き、後、道の官選評議員に選挙され勤続三期に及ぶ。大正十年病魔に革まりて、厳君は朝鮮に於て逝去されたので、君は農園経営を全部継承し、法律事務と共に、多忙な日を送られたのであつた。

在朝十年、時に望郷の念動かざるにあらず。事業はすべて順調に進み、信用は愈々加はり、資財倍々積蓄されて、もはや希望すべきものなきに至つた。殊に子女漸く成長して、学業に就かむる必要を生じたので、意を決して昭和四年四月帰郷、鳥取市東町に於て法律事務所を開いた。厳君が遺志を尊重し、朝鮮の農場は現今もなほ引続経営されている。

君は温厚篤実な人で、趣味に饒である。弁護士を業とするといへども、堅白同意の弁を弄せるが如きことなく、因是非の正論を主張するが故に、相手方も君が弁論に反対する能はず、常に円満なる解決を見るといふ。けだし、荻原井泉水氏流の俳句をよくし、超凡俗の風格あり、又江戸長唄を愛好し、浅唱低酌の粋を解する通人、野暮な理屈をこねるといふ如きは、夢にでも為し能はぬことであらう。而して、閑あれば家族打つてハイキングに楽しむ。

君はまた責任感の強く、几帳面な人である。酸いも甘いも嘗め尽した常識の發達した人であるから、野暮な理屈は言はないが、責任を重んじ、義務を励行するに忠実。従つて、権利の主張も曲げない。君が日常生活の整然規矩あるは、この性格から必然な次第である。君が多年弁護士会長として在野法曹団の和親を続け得たのも、此の人格の然らしめたもので、本年は米子側に会長を譲り、君は副会長に甘んじてゐる。

昭和四年に行はせられた御大礼には、君は地方饗饌の光榮に浴し、記念章を拝受した。

夫人ちか子（明治三十三年十月十一日生）との間に長女晶子、長男剛、二女華子、二男眞吾、三男春樹、四男寛、三女彌生の数子あり。「現住所」鳥取市東町、「出生地」気高郡美穂村下味野、「生年月」明治十八年四月卅日

▲『第十四版大衆人事録』 弁護士 鳥取市東町二一七 電話二

鳥取における陪審裁判

四三「閲歴」本県寛次郎長男 明治十八年四月卅日気高郡美穂村に生る 東大独法科卒業 東京、朝鮮忠清北道各地に開業 傍ら農園を経営 昭和八年現地に転ず 曩に県弁護士会副会長たり 宗教日蓮宗 趣味俳句、長唄、旅行、読書「家庭」妻ちか（明治三三）兵庫県日下甚之助長女、京都府立高女卒 長男剛（大正一三）県立一中卒 長女晶子（大正一一）鳥取高女卒 二女華子（大正一五）二男眞吾（昭和二三）三男春樹（昭和六年）四男寛（昭和九年）三女彌生（昭和一一）。（注）昭和17・5・20弁護士名簿登録取消・死亡（官報）昭和17・6・20

②長砂鹿藏

▲『因幡人事興信録』 弁護士、君は八頭郡丹比村徳丸長砂猪名藏長男にて、明治十六年八月廿四日生る、大正二年明治大学卒業後、東京法律評論社記者となり、同五年弁護士試験に合格の上、東京地方裁判所々属の弁護士をなし、大正七年鳥取市に開業、爾来今日に及ぶ。「趣味」南画、「家族」妻豊子（明治二四・一〇生）兵庫県武庫郡東灘村武久鹿平三女。十年度国税十二円。「現住所」鳥取市西町、電話七一九番。「近親者」兄弟三名あり

▲『鳥取県名士百伝』 弁護士、若桜方面から二大在野法曹が生れた。一は若桜町の君野順三君、他は丹比村徳丸の長砂鹿藏君である。長砂家はもと徳丸の豪農で、連綿数代に亘り大地主として、同地方の信望を得てゐたが、不幸にして君が父君猪名藏氏の代に至り微祿し、君は辛うじて高等小学校の課程を終はるを得た

るのみ。されど向学の念願燃ゆる如き君は、困苦に在りても学業を廢せず、独学自習を続け、遂に郷土に於て文官普通試験、裁判所書記試験等に合格した。されど遠大の志を抱ける君は、試験には合格せるも、官途に就くことを欲せず、専ら将来の大成を期し、断乎意を決して東京に遊ぶ。

もとより学資の饒かなる身にあらねば、先づ自活の途を求め、明治大学法科に入学した。血のじむやうな苦学力行を続け、大正二年優良の成績を以て卒業するや、偶々法学博士高窪喜八郎氏の知るところとなり、博士の経営する東京法律評論社に聘され、民法、民事訴訟法の学説判例批判を担当して、縦横の論議を同誌上に発表する傍ら、学理と判例の研究に従ひ、殆んど蘊奥を極め、大正五年早くも弁護士試験に合格した。而かも、猶法律評論社に留まること一ヶ年、法理の研究に従った。

更に、実務を習得するため法学博士今井嘉幸氏の事務所に入り、東京に於て開業したが、久しく離れ住める郷里の母堂より帰国を促して止まざると、郷党の懇請切なるものあり、君も遂に動かされて、大正七年帰郷した。往年の窮措大、学成り業遂げて、錦衣帰郷するを迎へたる母堂の喜び、郷党亦その成功を祝福してやまらず。されば、鳥取市に法律事務所を開くや、依頼者門前に市をなす有様であった。

君の得意とするは、民事案件である。君が温厚篤実なる資性は、時に堅白同異の弁を弄し、牽強付会の説をも試みざるを得ざる刑

事裁判の弁論を為すに適せざるか、或は学究の徒を以て自ら任じ、学者肌である君は、法理を以て黑白を争ふ民事裁判に、特に興味を感じられるのである。されば、県下に起れる難解の事件にして、君の関与せざるものなく、而して、いづれも君の熱心なる研究と努力によって、容易に解決されてゐる。曩に法曹団の重望により弁護士会長たりしこと数次。

夫人豊子は、兵庫の人武久鹿平氏の三女、明治二十四年十月生。貞淑を以て聞ゆ。未だ男嗣を得ざれど、女兒清子あり。君の趣味は読書、「現住所」鳥取市西町、電話七一九、「出生地」八頭郡丹比村徳丸、「生年月」明治十四年八月廿四日

②木下義範

▲『官報』昭和五年十一月弁護士試験(大正十二年法律第五十二号ニ依ル試験)合格(官報)昭和5・11・12、昭和五年十二月二十四日弁護士名簿登録・鳥取地方裁判所所屬(官報)昭和6・1・20、昭和十四年一月十二日弁護士名簿登録取消(死亡)(官報)昭和14・2・14

▲『日本弁護士名簿昭和13年』(電話)鳥取〇〇四三、(事務所)鳥取市東町二一七〇二、(本籍)鳥取

②中田義正

▲『第十四版大衆人事録』県会議員、弁護士、鳥取市本町三 電話九三四「閏歴」明治四十年生る 昭和十四年九月県会議員に再選す

▲『新日本人物大観鳥取県』 広島高等検察庁検事 八頭郡八頭村出身、明治四〇年七月三日生、昭和四年中大法科卒、同年高文司法科合格、弁護士を開業し、後検事に任官、松江地検次席検事を経て、三一年八月前記に補さる。「住所」広島市舟入川口町一〇一八の五

▲『現代鳥取の百人』 「現職」 弁護士、「現住所」〒七三四 広島市皆実町一―八―七、「生年月日」明治四〇年七月三日、「出身地」八頭郡八東町日下部三〇、「学歴」八東町安部高等小学校卒業、東京・荏原中学校卒業、昭和四年中央大学法科専門部卒業、同年司法試験合格、昭和五年東京にて弁護士登録、昭和七年鳥取弁護士会へ登録（昭和7・4・8東京↓鳥取登録「官報」昭和7・4・18）、昭和一〇年鳥取県会議員当選、昭和一四年同再選、昭和一八年県会議員任期延長、昭和二二年鳥取弁護士会長、同年衆議院議員選挙立候補落選、昭和二四年任検事、広島高検へ赴任、昭和三十三年同任退任退職、弁護士再登録（広島）、中央大学評議員・同学会支部長（広島）、鳥取県人会長（広島）、「趣味」囲碁、義太夫・ゴルフ

「自分の環境を認識すること」

私は自己の環境が自分の生命であると考えている。環境とは、出生地即ち故郷、学修校、居住地、職場等を総称する。これらすべて、私が生きている国土である。これらは、私のすべてである。郷土を忘れず、学舎に感謝し、居住地を大切にし、職場に感謝す

鳥取における陪審裁判

る。これが、私の人生観である。私が広島にあつて鳥取県人会を育て、卒業各校に関心を持ち大学々員会支部を世話し、町内会の顧問となり、職場を大切にす。かくして、広島市に奉仕するために、ライオンズクラブに入っている。これらが、私の信条のあらわれである。青少年の指導に永年従事したが、結局若人達に、自己の環境を認識し、融和する修養を身につけさせなければならぬと考えている。

▲『因伯名流伝わが人生』 中田法律事務所長・弁護士 広島市南区皆実町一丁目八番七号 「略歴」 出身地・八頭郡八東町日下部三〇番地、安井尋常高等小学校卒業、大正十三年東京荏原中学校四年編入、卒業、昭和四年中央大学専門部法科卒業、昭和四年高等試験司法科合格、同五年弁護士登録、昭和七年鳥取弁護士会へ登録換、昭和十年鳥取県会議員当選、三期在任、昭和二十二年鳥取弁護士会長、昭和二十四年任検事、広島高検地検、同三十三年退職、昭和三十三年広島にて弁護士登録、現職、現在中央大学評議員、学員会幹事、在広島県人会長

「わが人生は郷土である」

郷土といえば、世界では母国、国内では県、県では各都市町村である。これら郷土には、それなりに共通した人の本質が具わつておる。この共通性は何であろうか。唯同郷人なるが故の郷愁もあるうが、人生観からすれば、人間形成は先ず、郷土の人文と自然環境の作用により始動育成される。だから同郷人には、同一環

四〇五（四〇五）

境に基く同質のものが内存しており、この同質が郷土心となつてあらわれる。東京っ子、浪花っ子、九州っ子などと自慢して居るのは此の事例である。究極、人生は郷土に在ると想われる。わが郷土がうんだ岡野貞一、田村虎藏両先生の残された、心のふる里ともいふべき童謡唱歌の多くの曲は、ほほえましい人生始動時をうるおしておる。

私の人生を顧みると、立志不足ではずかしい次第であるが、何としても郷土は自分の人生のかなめであると思われる。小農の次男に生まれ、百姓として一生を運命づけられていた少年が、大正十二年の関東大震災で行方不明で心配していた兄を探しに上京したのがきっかけとなつて、苦学を始めることとなった。無事の兄と共に働きつつ勉強した。幸になことに、船岡町出身で行政高官の植木寿雄様がおられ、この方は元大臣古井喜実様の義兄にあたられ、当時古井様は東京帝国大学法科生で、植木様方に同宿していられた。この植木様の御ひ護を受け、古井様の大学ノートを見せて貰うなど、私共兄弟は心丈夫に日々をすごし得た。お蔭で昭和三年に兄が高文行政科を、翌四年に私が高文司法科を、それぞれ合格することができ、兄は行政官に、私は弁護士として世に出た。更に植木様のとりなしで、後に最高裁判事になられた九州出身の谷村弁護士事務所に入れて頂くことができた。植木様の御高恩は忘却できない。これは郷土のおかげでもある。

昭和七年郷土鳥取市に帰つて、弁護士業務を始めた。郷里は有

難いもので、未熟な新米弁護士でも生活させてもらえ、県会議員三期もつとめさせて頂いた。郷里のこの恩愛に感謝しておる。

ところで、大東亞戦争の敗北で壮年時の血の気の多い私は、昭和二十二年衆議院議員選挙に立候補した。微力にして志を得ず自失の時、東京の恩師谷村先生が、君は政治家に向かんでもないが、進駐軍が在野法曹の官界進出を求めており、広島高等検察庁検事にならんかとお勧めで、つい郷里を後にする運命になった。

昭和二十四年広島に赴任し、その時承っていた前広島商工会議所会頭の鳥取市出身中村藤太郎様が広島に居られるので、早速この大先輩を訪れ御挨拶をした。初対面ながら大変暖く迎えて下さつて、何かと御話しを聞かされ広島在住の注意を受けた。私はここにも郷土鳥取があるとの喜びをおぼえた。

七人の子持ちの私は、養育のために昭和三十三年退官して広島で弁護士を再開した。在野に戻つた私には、広島鳥取県人の血の通うのを覚え、在広島鳥取県人会の結成に着手した。広島大学の先生に十二名の県人がおられるを知つて意を強くし、境出身の根平教授の賛成を得た。財界では、日南出身の矢田貝氏、倉吉出身秋藤氏等と語らい、昭和四十五年七月二十五日結成二百七十五名の登録を得た。郷土の新聞社、銀行等の協賛を頂き、石破知事より大鳥取旗を授与され、広島県知事、市長の激励を受けて発足をかざつて頂いた。郷土の観光地の宣伝ポスター、鳥取の踊りの傘、諸物産を車一杯に積んで帰り、発会式をにぎわし、現在五百

名以上の登録をみておる。昨年は全国の県人会の連絡を呼びかけ成功した。わが郷土誌大因伯のこの度の出版企画を悦ぶものである。

私の人生は郷土に在る心もて余生を送る。

▲『司法大観昭和三年』 広島高検検事、中田義正、明治四〇年七月三日生、鳥取県、昭和五年四月弁護士登録（東京）、昭和七年四月登録換（鳥取）、昭和二年五月鳥取弁護士会長、昭和二年一月登録取消、昭和五年一月広島地検検事、昭和二八年十二月松江地検次席検事、昭和三年八月広島高検検事

②花房多喜雄

▲『御成婚記念因幡之菜鳥取ノ巻』 弁護士、弁理士、明治三十二年十一月生、氏は鳥取県気高郡吉岡村大字吉岡の出身にして、大正八年京都市立命館大学法律科を卒業、大正十一年弁護士試験に合格せらる、二十五歳の若齡にして早くも弁護士試験に登第せられたるは、以て氏の頭脳の非凡なるを知るべし、同年東京地方裁判所々属弁護士の登録を受け、更に大正十二年九月鳥取地方裁判所に所属を換へ、爾来斯業に従事せらる。依頼者に対しては、親切丁寧、加ふるに明敏の頭脳を以て、法の適用を論議せるの故を以て、各人の推服する所以なり。（電話五五〇番）

▲『鳥取県人名鑑』 弁護士、氏は明治卅一年十一月廿八日生る、鹿藏氏の次男にして、鳥取一中を経て、京都立命館大学法律科に学び、大正八年七月卒業して帰郷、氏の穎才は往くとして可

鳥取における陪審裁判

ならざるなく、鳥取新報記者として、華麗暢達の筆を揮つたが、

間もなく辞して上京し、大正十一年第一次弁護士試験に合格して弁護士となり、東京日本橋区蛸殻町繁田保吉法律事務所にて専ら民法商法を見習ひ、大正十二年八月鳥取市西町に弁護士法律事務所を開業して今日に至つた。氏は頭腦明晰、容貌秀麗、好個の少壮弁護士で、将来を嘱望されて居る。「現住所」鳥取市西町百二十番地、「出身地」気高郡吉岡村大字吉岡、「家族」父花房繁藏（六十歳）、母きく（五十七歳）、妻文子（明治三十九年九月五日生）

鳥取高女卒業、鳥取市茶町医師堀政太郎五女、長女玲子（大正十四年十一月十四日生）、次女瑠璃子（昭和二年八月三日生）、長男節哉（昭和四年二月十日生）、弟儀清（二十八歳）大崎立正大学卒業、京都府乙訓郡久我村ノ内下久我妙真寺住職、弟至誠 由良中学校出身、弟英樹 鳥取一中四年在学、弟立身 京都府立桃山中学校在学、「近親」気高郡大和村本多熊雄、鳥取市西町医師堀政太郎、堀則政（倉吉中学校教諭）、秋川正義（陸軍大佐）、木村堯人（鳥取高女教諭）、山榊忠好（鳥取高農教授）、松本秀實（陸軍主計中尉）、黒川秀子（医師）

▲『鳥取県名士百伝』 弁護士、弁理士、君は気高郡吉岡の温泉街に、明治三十一年十一月二十八日鹿藏氏の次男として生れた。長兄が夭折せるため、君は早く家督を継いだ。嚴君はもと旅館を業とされてゐたが、君が鳥一在学中に、家道次第に衰え、学業を続けることが至難となつたので、君は苦学力行すべく勇猛心を振

ひ起して、京都に上り、先自活の途を求めて、市役所の吏員となり、夜間立命館大学法律科に通学した。昼間多忙な公務に疲れた身をも厭はず、難解な法理の研鑽に夜を徹す。尋常の決心では到底為す能はざることである。斯くすること三年、大正八年七月優秀な成績を以て卒業した。仍て一と先づ郷里に帰臥して、静養してゐたが、勧めらるゝまゝ、に鳥取新報記者となつた。

君は少年時代から弁論に長じてゐた。また文才に富み、筆を執れば千万言たちどころに成る達筆能文の士であつた。而して、頭腦頗る明晰、觀察鋭敏、犀利な批判眼を持つてゐたから、少壮記者として忽ち其名を轟かしたが、屑々として小成功に安ずる君ではない。大いに法曹界に活躍せんとする志の切実なるものあり、久しく郷里に留まることを欲せず、万難を排して上京し、再び職を求めて自活しつゝ、法律の蘊奥を極むべく、容易ならざる苦心を重ねられた。

堅忍不拔、げに鉄よりも堅き決心は、遂に難関を突破して、大正十一年に至り、弁護士試験に合格することが出来た。積年の苦心は酬みられ、年齒僅かに二十五歳にして、斯の栄冠を戴くを得たのである。凡庸の徒の到底企及し難きところ、如何に君が優秀の穎才なるかを思ふべきである。君はなほ研究を怠らず、暫らく東京市日本橋区蛸殻町の繁田保吉氏の法律事務所に入りて、主として民事商事の弁護事務を実習した。而して、大正十二年八月錦衣帰郷して、鳥取市西町に弁護事務所を開業し、以て今日に及

んでゐる。

一事専念こそ君の理想であり、主義である。弁護士として盛名を馳するに至るや、市議に或は県議に出馬せんことを慫慂さるゝこと再三であるが、君は固辞して応じない。君は政界には全然野心を持たれないのである。君の雄弁博識は議政壇上に立たしめたから、定めし堂々たるものであらうとは、君を知る者の等しく言ふところであるが、虚名を憎み、現在政界を見限つてゐる君は、断じて政治に関与しやうとせぬ。而して、弁護事務に孜々として努力されてゐる。されば、絶大の信頼は君の一身に集まり、訴訟依頼者は常に君の事務所に雲集するの右様である。

君は資性温厚厳正な、容姿端然秀麗な君子人である。職業柄しばしば花柳の巷に出入りする機会を持ちながら、曾て折花攀柳の噂を聞いたことがない。酒は一滴も口にせず、唯閑あれば友と鳥鷺を戦はすを無上の楽しみとしてゐる。

夫人文字との間、玲子、瑠璃子、節哉、璵子等の数子あり、和氣藹々たる家庭を営まれてゐ。厳君鹿藏氏古稀に近くして嬰鑠、令弟儀清、英樹、立身氏等と共に京都に住はれてゐる。「現住所」鳥取市西町、「出生地」気高郡吉岡村、「出生年月」明治卅一年十一月廿八日

▲「第十四版大衆人事録」從六位 鳥取市西町 電話五五〇「閱歴」本県鹿藏二男 明治卅一年十一月廿八日気高郡吉岡村に生る 大正八年立命館大学法科、同十年明大及日大高等研究

科各卒業、同十一年高文試験合格、繁田保吉事務所勤務を経て、翌年現地に弁護士開業、昭和十四年二月山口地方裁判所若国支部判事兼若国区裁判所判事に就任、曩に鳥取弁護士会副会長たり、宗教日蓮宗、趣味書、写真、「家族」父鹿藏(明治五)妻文子(明治三九)本県堀政太郎五女、鳥取高女卒、嗣子節哉(昭和四)長女玲子(大正四)鳥取高女卒、二女瑠璃子(昭和二)三女璣子(昭和五)

▲『新日本人物大観鳥取県』 弁護士、鳥取弁護士会長、鳥取県地方労働委員会会長 鳥取市吉岡温泉出身、明治三十一年一月二十八日生、大正八年立命大法律科卒、大正十一年司法科試験合格、弁護士登録、昭和一四年判事任官、山口、岡山、松江、鳥取各地裁判官歴任、昭和二三年退職、鳥取弁護士会入会、今日に至る。「趣味」墨絵、写真、「宗教」日蓮宗、「家庭」妻文子(明治三九生、鳥取市堀政太郎六女、鳥取高女卒)、長男節哉(昭和四生、京大医学部卒)、長女玲子(大正二四生、岡山第一高女卒、東京都岡沢裕嫁)、二女瑠璃子(昭和二生、岡山第一高女卒)、三女璣子(昭和五生、鳥取高女卒、鳥取市高見重章嫁)、「住所」鳥取市西町三〇六、「電話」三九八二

▲『人物事典第5巻』 明治三十一年十一月二十八日生、鳥取市西町、大正十一年九月弁護士試験合格、弁護士名簿登録、昭和十四年二月山口地方裁判所若国支部判事

②6 赤井幸夫

鳥取における陪審裁判

▲『日本弁護士総覧合本』 君は福島県の人なり、少にして学を修めて怠らず、夙に小学校教員となりて教壇に立ち育英の事に従ひ、恪謹精勵の誉高かりしも、君の素志糟醴の間に伍するを欲せず、断然意を決し笈を負ふて上京し、政法大学に入り法学の研究を為すこと数年、其功空しからず業を卒へて後、大正元年弁護士試験に応じ登第の榮を得、直に弁護士の登録を受け、日本橋区本銀町四丁目九番地(電話本局五一七番)高木氏の事務所に在りて、一般法律事務の囑託に應ずるに至れり。君は刑事事件に興味を有し、就中上告事件を尤も得意と為す。法廷場裡、君の論する所理路整然として一糸乱れず、原判決の欠陥を論破して余すなく、如何に君か頭腦の明晰にして蘊蓄の深遠なるかを窺知するに足るべし。而も、君今尚逸語の研究に怠らず、将来大に期する所あればなり。人と為り温厚にして謹厳品性又頗る高潔にして、些の汚濁を止めず。而して、其事を執るに当りて、極めて誠実なる、洵に好箇の状師と謂ふべし。年齒尚壯生、氣横溢して前途の發展測り知るべからず。方今麻布区材木町六十五番地に住す。

▲『第二東京弁護士会史』 第二東京弁護士会副会長(昭和九年、昭和十一年(前任者死亡により、一月七日より)、昭和十二年)。(注) 昭和20・5・15弁護士名簿登録取消(「官報」昭和20・6・13)

②7 渡邊綱雄

▲『日本弁護士大観』 明治三〇年一月二日生、(出身地)大

分県、(事務所)東京都千代田区丸の内三ノ二(三菱仲二一)号館四階四二二・四二四―四二五号A室)、電話二八一―二五七二・三六七三、(自宅)東京都渋谷区代々木富ヶ谷町一三八九、電話四六七―八〇三九、大正一一年弁護士登録(八六四)、大正九年明治大学法科卒、渡邊法律事務所長、台湾銀行・三菱銀行・菱華産業、他諸会社・銀行顧問役員

▲『全国弁護士大観』明治三〇・一・二三生、(本籍)大分県(事務所)千代田区丸の内三ノ二―新東京ビル四三二区、(電話)(二二二)七九六八―九、(郵便番号)一〇〇、(自宅)渋谷区富ヶ谷二―二一五、(電話)(四六七)七三三九、(郵便番号)一五一、大正一〇年弁護士登録(八六四)、大正九年明治大学卒、大正九年高等試験司法科合格、日本バーカライジング(株)取締役、(株)博報堂、京葉瓦斯(株)各監査役

▲『官報』大正十一年九月弁護士試験及第(官報)大正11・9・30、大正十一年十月十九日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録(官報)大正11・10・24

②山崎今朝彌

▲『履歴書要約』山崎が晩年にペンで書いた自筆の履歴書(自伝)を持っている。これを文章にすると、山崎は明治一〇年九月一五日、長野県諏訪郡川岸村(現在岡谷市)に生まれ、高等小学校卒業、明治法律学校卒業、明治三四年一月、判検事試験に合格、司法官試補拜命(月俸二五円)、それから渡米、帰国、明治四

〇年三月弁護士登録、その後、第三次共産党事件(四・一六事件)以前の東京を発祥地とする社会主義者の事件は、三大逆事件を初め大概の事件に関係した。また主義者茶話会、日本社会主義同盟、自由法曹団、日本フェビアン協会、社会大衆党、日本労働党、日本労働総同盟等の設立および参加、ならびに第二次大戦中の自由文芸協会、自由懇談会の設立に関係した。著書としては『粗食養生論』(明治四〇年刊)、『疝作集弁護士大安売』(前記)、『地震憲兵火事巡査』(大正一四年刊)、『日本社会運動史』(昭和元年刊―岡洋之助名)のほか、『法律文学』、『東京法律』、『解放』およびその他の雑誌ならびに新聞等に沢山発表した、とある。「稀代の豪傑」も自分の没年はわからなかったとみえて、自筆履歴書に書きおとしているが、昭和二九年七月二九日に死亡している。

(注) こゝに紹介した『履歴書要約』は、潮見俊隆編著『日本の弁護士』(日本評論社・一九七二年一月)に収録された、森長英三郎による山崎今朝彌についての伝記のごく一部である。この伝記は、後に、森長英三郎『日本弁護士列伝』(社会思想社・一九八四年六月)に収録された。このほかに、森長英三郎には、『山崎今朝彌 ある社会主義弁護士の人間像』(紀伊国屋新書・一九七二年一月)がある。

▲『官報』明治三十四年十一月判事検事登用試験及第(官報)明治34・11・16、明治三十四年十二月弁護士試験及第(官報)明治

34・12・20)、明治三十四年十二月九日司法官試補・甲府区裁判所
詰、検事代理、年俸三百円〔官報〕明治34・12・10)、明治三十五年
三月二十二日依願免司法官試補〔官報〕明治35・3・25)、明治四十
年五月十五日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録
〔官報〕明治40・5・18)

⑳ 高木悦郎

▲『帝国大学出身名鑑』 弁護士、高木法律事務所主 (妻) 春、
明治三十二年生 埼玉、高木藤太郎長女、跡見高女出身、(男) 淳、
大正五年生 日本大学附属中在学、(男) 顯、大正八年生、(女)
信枝、大正一四年生、君は埼玉県荒井富太郎の二男、明治二十
三年九月十三日を以て生まる、後高木藤太郎の家督を相続す、夙
に群馬県立富岡中学校、第四高等学校を経て、大正五年東京帝国
大学法学部独法科を卒業し、日本興業銀行、安田銀行等に歴勤し、
大正十一年弁護士を開業し(大正11・5・19東京登録、「官報」大正
11・5・26)、傍ら自彊術学院理事にして、第二東京弁護士会会員
たり、著書「自彊術治療法」あり(宗教) 禅宗、(趣味) 運動、
旅行 東京市渋谷区千駄ヶ谷町八三三、(電話) 四谷四一六、(事
務所) 日本橋区大伝馬塩町七、(電話) 浪花五〇三

▲『第十四版大衆人事録』 渋谷区千駄ヶ谷五ノ八三三(電話)

四谷四一、「閱歴」埼玉県荒井富五郎二男、明治廿三年九月十三
日生れ、高木藤太郎の養子となる、大正五年東大独法科卒業 日
本興業銀行、安田銀行に歴勤、弁護士たり、「宗教」禅宗、「趣味」

鳥取における陪審裁判

運動、旅行、「家族」(妻) 春、明治三二年生、養父藤太郎長女、跡
見女卒、(長男) 淳、大正五年生、東京高芸修、コロンビア勤務
(二男) 顯、大正八年、東大医学部在学、(長女) 信枝、大正一四
年生、府立二高女在学。(注 昭和21・12・12弁護士登録・東京〔官
報〕昭和22・1・20)

八 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雜
誌』(陪審法実施記念号・第七卷第一〇号、一九二九年一〇月)には、全
国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されて
いる。また、『法曹公論』(陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年
記念号・第三五卷第九号、一九三二年一〇月・日本弁護士協会)には、全
国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民
事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雜誌』に掲載された鳥取の判検事の感
想(①篠田嘉一郎・②谷田勝之助・③相原守正)と、前掲『法曹公論』
に掲載された、鳥取の弁護士(④君野順三・⑤敷中隆)および④事件
の上告審弁護士人山崎今朝彌の感想(⑥山崎今朝彌)を紹介しよう。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものは、林正宏
「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(法学七
ミナー)第三六卷第八号、一九九一年八月)があるので、参照され

たい。

①篠田嘉一郎(鳥取地方裁判所長)「陪審法実施所感」

陪審法実施以後約八ヶ月目に、当裁判所に於ても放火未遂被告事件の初陪審を開廷し、公判当日は午前八時より諸般の準備に取り掛り、午後七時滞りなく判決を言渡し閉廷を告ぐるに至れり。

陪審制度の趣旨及証人義務の理解宣伝に関しては、当管内に於ても相当努力を尽したるが、愈公判開廷の暁に於て、陪審員の素質如何、其出頭率如何、証人出頭の成績如何等は、頗る懸念に堪へざるところなりしも、結局に之は杞憂に終れり。去りながら、陪審員選定の方法が、徹頭徹尾抽籤主義なることは、理論は別として、實際上必ずしも妥当なりと言ひ難きものあり。又、陪審員忌避権の行使は、陪審員が自覚を得るに従ひて、将来波瀾を惹起する胚種たるを失はざるべし。

次に、公廷内の景況を一瞥するに、判事、検事及弁護人の言語態度、総て陪審員の理解を得ることを基調とするが故に、従来の刑事公判廷に比し、一般に通俗化し、自然平和の空気漲ることを否む能はざるものあり。此間に在りては、陪審員となりし者は、孰れも緊張し威儀を正し、自己の責任重大なることを、顧慮するもの如し。

陪審事件の実質に關し考察するに、検事起訴の洗練と予審終結決定の確實性を有せざるべからざること、今更ら言を俟たざる

ところなるも、陪審に対する問書に於て、所謂補問の連発を余儀なくせらるることは、決して陪審裁判の声価信用を高むる所以にあらず。是総ての刑事裁判に於て、最も戒慎を要すべきところなるべし。

最後に、公判廷に於ける弁護人の弁論の一部を報告すべし。当庁に於て審判せる前掲陪審事件に關し、一弁護人は、大審院検事横淵孝雄氏の著陪審法積義の一節を引用し、横淵氏は従来我國の刑事裁判中には、英断裁判なるものありて、犯罪の証明幾分足らざるが如き場合に於ても、尚且有罪の判決を為したるものありと言明し居る旨を弁論せり。斯かる言論は、識者に取りては、何等の価値なきものなれども、我司法裁判の実体に暗き者に対しては、極めて不穩当なる言草にして、延て我司法裁判の神聖を疑はしめ、其の威信を傷くること頗る大なるものあるを以て、裁判長は特に其点に關し誤解を招ぎかる様、注意するところありたり。

②谷田勝之助(鳥取地方裁判所検事正)「陪審裁判に対する感想」

裁判長の説示に就て——

陪審法施行以來殆ど一年になるが、私の勤務する裁判所で陪審裁判の行はれたのは、未だ一回だけで、私は之に立会ふた外、他の裁判所に於ける裁判を傍聴したことも、僅かに一度しかないから、極めて貧弱なる経験を持つて居るに過ぎない。それにも拘はらず、之に対して感想を述べると云ふことは、聊か早計に失するかも知れぬ。併し、法曹会より御命令の次第もあるので、少しく

卑見を述べることにする。

陪審裁判に立会し、又は之を傍聴して得た感想は、実に尠からずある。就中、陪審制度其もの、是非と云ふ如き、根本的な、大きな問題もあるが、茲には是等のことを委く論じて居る余裕がないから、唯一つ、これも極めて簡単に、裁判長の説示に付て一言するに止めようと思ふ。

陪審法第七十七条によれば、裁判長は、検事、被告人及弁護人の弁論終結後、陪審に対し、犯罪の構成に關し、法律上の論点及問題と為るべき事実並に証拠の要領を説示すべきことになつて居る。此裁判長の説示は言ふまでもなく、陪審裁判に於ける最も重要な手續とされて居るのである。然るに、説示に於て述ぶべき事項は、検事並に弁護人の弁論によりて夫々説き尽され、又は証拠調の際既に直接又は間接に法廷に顕出されて居り、裁判長は畢竟同一の事を反覆するに過ぎないのを常とする。如斯は、所謂屋上屋を架するの愚を敢えてするもので、徒に審理の時間を長引かせ、陪審員に倦怠を催さしむるの外、殆ど実益がない様に思はれる。私は寧ろ斯様な手續は廃止して、仏蘭西などの様に説示をせぬことにした方がよくはないかと考へて居る。尤も、之は或は言ふべくして、卒かに行ふべからざることかも知れない。若し然りとせば、其運用に付て、余程考へなければならぬと思ふ。即ち、其説示は、出来得るだけ簡明なるべく、苟くも冗漫に墮するが如きことのない様にして貰ひたいのである。私の実験及全国からの

鳥取における陪審裁判

報告によれば、裁判長の説示が非常に長く、中には検事及弁護人の弁論よりも長時間を費して居るものも稀ではない様であるが、私は、其場合に於て、果して斯様な必要があつたらうかを、大に疑つて居る。要するに、裁判長の説示に關しては、其要否又は運用に付て、深甚なる研究と考慮とが加へられなければならないと思ふ。

③相原守正(当時山口地方裁判所検事「陪審立会の偶感十則」)

- 一 陪審員心の底から敬すべし、百姓町人氣分は失敗の基。
 - 二 陪審に遠慮気兼は無用なり、言ふべき事は何処までも。
 - 三 折角の忌避権行使せよ、附近縁故の陪審員直ぐ判る。
 - 四 検事の質問時に必要、都合善き証言重ねて言はせ。
 - 五 弁護士の違法弁論氣に懸けな、後で甘く扱ぎ下せ。
 - 六 警察の人権蹂躪極り文句、よく陪審員に説き知らせ。
 - 七 最初の論告八分に止め、相手の長舌残りの二分で打ち壊せ。
 - 八 議論弁駁上品に、泥試合は検事の負と思へ。
 - 九 陪審は検事と弁護士の信用競べ、雄弁長説末と悟れ。
 - 十 陪審員の答申罵るな、然り然らずは検事の責任と知れ。
- ④君野順三(鳥取)
すこぶるイカンと思ひます。

⑤藪中隆(米子)

- 1、裁判長の説示を廃止すべし。
- 2、説示を存置せば、説示後に弁護人及被告に対し再弁論の権

四一三(四一三)

利を与ふるやう改正すべし

⑥山崎今朝彌(東京)

泥棒にも三分の理あり、バクチでも一回ではアキラメラれぬ、多少物の解かった一人の判事を口説き落とすにも骨が折れる、況んや素人の多数陪審員を口説くに於てをや。陪審法は、読むに及ばず、結局物にはならぬ、と云ふ私の見通しは今も尚変らず候。

九 おわりに

鳥取における陪審裁判は、九件中八件が放火事件であることが特徴である。その判決結果は、有罪五件、無罪一件、公訴棄却二件、更新一件と分かれており、陪審裁判における放火罪、更新に関する問題点を浮かび上がらせている。

放火に関して当時議論がされたものとしては、次の論考がある。

①司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月、二四九頁)

②山口地方裁判所検事正杉本時三郎「放火罪の既遂に就て」(『法律新聞』昭和四年一〇月一三日、三頁)

③弁護士松尾菊太郎「放火罪の既遂に就て」(『法律新報』昭和六年二月一五、四頁)

④奈良正路「放火罪における独立燃焼説の再検討(一)〜(七)」(『法律新報』昭和九年七月一五日・七月二五日・八月五日・八月一五日・九月五日・九月一五日・九月二五日)

また、陪審手続の更新については、次のものがある。

①「他の陪審に付する時は裁判官も変へよ」(『法律新聞』昭和四年五月三〇日、七頁)

②司法省刑事局長泉二新熊「陪審法試練一年の成績を顧みて」(『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月、三五頁)

③司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月、二四九頁)

④「陪審手続の更新に就て」(『法律新報』昭和七年一〇月一五日、三一頁)

⑤「再び陪審手続の更新に就て」(『法律新報』昭和七年一月五日、八頁・二九頁)

次に、放火罪以外の一件は、③殺人未遂・爆発物取締罰則違反事件であるが、これは通常手続で審理された脅迫事件と併合罪の関係にある。また、④放火・詐欺事件も、通常手続で審理された略取誘拐事件と併合罪の関係にある。これらの陪審事件と非陪審事件の併合審理をどのようにすべきかについては、次の論考がある。

①坂本英雄「陪審事件と非陪審事件との併合審判をなし得べきか」(『法律及政治』第六卷第六八号、一九二七年六月八頁)

②坂本英雄「陪審に関する最近二三の問題」(『法学研究』第九卷四号、一九三〇年一月二月、その中「陪審事件と非陪審事件との併合審判を為し得べきや否」は一六〇頁〜一六四頁)

③司法書記官下村三郎「陪審と併合罪の審理」〔法律新聞〕昭和九年七月二三日、三頁（五頁）

（注）本稿は、増田が編集した。資料の調査、ファイルの作成は、次の通り、加藤、紺谷、矢野の協力によるものである。

「一 はじめに」、「二 鳥取における陪審公判一覧表」、「三 山陰最初の陪審公判」、「四 鳥取地裁第三回陪審公判」、「七 陪審公判担当の判検事・弁護士の間歴」、「八 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」、「九 おわりに」は、増田が調査してファイルを作成し編集した。

「五 刑事判決書」は、増田が鳥取地方検察庁に閲覧謄写申請を行い、増田、紺谷、矢野が閲覧謄写に当たった。増田が、デジタルカメラで撮影したのから、紺谷がファイルを作成し、増田が編集した。鳥取地方検察庁では、昼休みの時間も撮影作業をさせて頂き、対応に当たられた担当の方々に、深甚の感謝の意を表する次第である。

「六 新聞報道に見る陪審公判」は、増田が加藤の協力を得て、鳥取県立図書館において収集した。そして、収集した因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞（山陰版・鳥取版）の記事は、矢野が「裁判員制度と陪審法」と題するゼミの学生にファイルの入力を演習課題として割当てた。入力を担当した学生諸君は、次の一八名である。その努力に感謝するものである。

植永安美、大谷直也、岡本喜彦、落畑友樹、柿本学、佐々木俊平、

鳥取における陪審裁判

下前貴雅、高橋潤矢、中木明男、奈須翔太、西川彩花、舂村直人、田村和之（旧姓藤本）、湊裕隆、森本健太、山平祥博、吉岡克、和田尚輝（アイウエオ順・敬称省略）。